

令和7年矢巾町議会定例会 6月会議目次

議案目次 1

第 1 号 (6月10日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○請願・陳情	6

7 請願第2号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める請願

7 請願第3号 消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願

7 請願第4号 南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願

○報告第13号 令和6年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	7
○議案第36号 財産の取得に関し議決を求めることについて	9
○議案第37号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について	13
○議案第38号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について	13
○散 会	15

第 2 号 (6月11日)

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17

○出席議員	1 7
○欠席議員	1 7
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 7
○職務のために出席した職員	1 8
○開 議	1 9
○議事日程の報告	1 9
○一般質問	1 9
1 昆 秀 一 議員	1 9
2 谷 上 知 子 議員	5 8
3 村 松 信 一 議員	7 2
4 小笠原 佳 子 議員	9 7
○散 会	1 2 0

第 3 号 (6月12日)

○議事日程	1 2 1
○本日の会議に付した事件	1 2 1
○出席議員	1 2 1
○欠席議員	1 2 1
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 2 1
○職務のために出席した職員	1 2 2
○開 議	1 2 3
○議事日程の報告	1 2 3
○一般質問	1 2 3
1 高 橋 安 子 議員	1 2 3
2 藤 原 信 悅 議員	1 4 3
3 赤 丸 秀 雄 議員	1 5 8
4 高 橋 恵 議員	1 7 9
○散 会	2 0 7

第 4 号 (6月13日)

○議事日程	209
○本日の会議に付した事件	209
○出席議員	209
○欠席議員	209
○地方自治法第121条により出席した説明員	209
○職務のために出席した職員	210
○開議	211
○議事日程の報告	211
○一般質問	211
1 齊藤勝浩議員	211
2 高橋敬太議員	234
3 横澤駿一議員	264
4 吉田喜博議員	279
○散会	302

第5号 (6月16日)

○議事日程	303
○本日の会議に付した事件	303
○出席議員	303
○欠席議員	303
○地方自治法第121条により出席した説明員	303
○職務のために出席した職員	304
○開議	305
○議事日程の報告	305
○一般質問	305
1 小川文子議員	305
2 ササキマサヒロ議員	323
3 木村豊議員	333
○散会	339

第 6 号 (6月19日)

○議事日程	3 4 1
○本日の会議に付した事件	3 4 1
○出席議員	3 4 1
○欠席議員	3 4 1
○地方自治法第121条により出席した説明員	3 4 2
○職務のために出席した職員	3 4 2
○開 議	3 4 3
○議事日程の報告	3 4 3
○報告の訂正について	3 4 3
○議案第37号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について	3 4 4
○議案第38号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について	3 4 4
○議案第39号 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について	3 4 5
○議案第40号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について	3 4 8
○議案第41号 町道谷地線交通安全施設整備その3工事請負契約の締結について	3 4 9
○議員の派遣について	3 5 0
○町長挨拶	3 5 1
○散 会	3 5 2
○署 名	3 5 3

議案目次

令和7年矢巾町議会定例会6月会議

1. 請願・陳情

7 請願第2号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める請願

7 請願第3号 消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願

7 請願第4号 南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願

2. 報告第13号 令和6年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

3. 議案第36号 財産の取得に關し議決を求めることについて

4. 議案第37号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

5. 議案第38号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

6. 議案第39号 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

7. 議案第40号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について

8. 議案第41号 町道谷地線交通安全施設整備その3工事請負契約の締結について

令和7年矢巾町議会定例会 6月会議議事日程（第1号）

令和7年6月10日（火）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議期間の決定

第 3 請願・陳情

7 請願第2号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める請願

7 請願第3号 消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する
請願

7 請願第4号 南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願

第 4 報告第13号 令和6年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 5 議案第36号 財産の取得に関し議決を求めることについて

第 6 議案第37号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

第 7 議案第38号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
13番	水 本 淳 一	議員	14番	村 松 信 一	議員
15番	昆 秀 一	議員	16番	赤 丸 秀 雄	議員
17番	谷 上 知 子	議員	18番	廣 田 清 実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋 昌造 君	副町長	岩渕 和弘 君
未来戦略課長	花立 孝美 君	総務課長	田村 英典 君
企画財政課長	田中館 和昭 君	税務課長	飯塚 新太郎 君
町民環境課長	佐々木 美香 君	福祉課長	菅原 保之 君
健康長寿課長	佐々木 智雄 君	こども家庭課	村上 純弥 君
産業観光課長	村井 秀吉 君	道路住宅課長	田口 征寛 君
農業委員会事務局長	細越 一美 君	上下水道課長	吉岡 律司 君
会計管理者	水沼 秀之 君	教育長	菊池 広親 君
兼出納室長		文化スポーツ課	高橋 保君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高橋 雅明 君	長	

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田 徹 君	議会事務局長 補	千葉 欣江 君
主任主事	渋田 稔結 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和7年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより6月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田清実議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田清実議員） 次に、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田清実議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

17番 谷 上 知 子 議員

1番 高 橋 恵 議員

2番 高 橋 敬 太 議員

の3名を指名いたします。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の6月会議の会議期間は5月30日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から6月19日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議なしと認めます。

よって、6月会議の会議期間は本日から6月19日までの10日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 請願・陳情

7 請願第2号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める請願

7 請願第3号 消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願

7 請願第4号 南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願

○議長（廣田清実議員） 日程第3、請願・陳情を議題といたします。

5月30日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情はお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。7 請願第2号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により総務常任委員会に付託することとし、7 請願第3号 消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願については、会議規則第92条第1項及び同条第3項の規定により総務常任委員会及び産業建設常任委員会に付託し、7 請願第4号 南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により総務常任委員会に付託することといたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議なしと認めます。

よって、7 請願第2号については総務常任委員会、7 請願第3号については総務常任委員会及び産業建設常任委員会に、7 請願第4号については総務常任委員会に付託することに決意いたしました。

日程第4 報告第13号 令和6年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の
報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、報告第13号 令和6年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第13号 令和6年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和6年度において繰越しをいたしました事業は、1款議会費、1項議会費の矢巾町議会史編さん事業、2款総務費、1項総務管理費の合併70周年記念事業、庁舎維持補修事業及び地域おこし協力隊事業、3款民生費、1項社会福祉費の物価高騰対策給付金給付事業及び保健福祉交流センター維持管理事業、4款衛生費、1項保健衛生費の出産・子育て応援事業、2項環境衛生費の重点対策加速化事業、6款農林水産業費、1項農業費の特用林産施設等体制整備事業、7款商工費、1項商工費の中小企業支援事業（物価高騰対応重点支援分）、8款土木費、2項道路橋梁費の道路維持管理事業、交通安全施設整備事業、防災安全対策事業、生活道路整備事業及び橋梁維持補修事業、4項都市計画費の矢幅駅東西自由通路等維持管理事業及び矢巾町活動交流センター維持管理事業、5項住宅費の町営住宅改修事業、9款消防費、1項消防費の消防自動車更新事業、10款教育費、4項社会教育費の矢巾町公民館維持補修事業及び史跡公園整備事業となっており、適正な施工期間を確保するために繰越しをしたものであります。

繰越額については4億1,920万円であり、その財源の内訳といたしましては、既収入、既に収入された特定財源576万4,000円、令和7年度に収入する見込みの国庫支出金1億3,003万8,000円、県支出金1,377万8,000円、地方債1億2,320万円及び一般財源1億4,086万円となっており、これらの事業の繰越しについては、令和7年の町議会定例会3月会議及び4月会議においてご承認いただいているところで、早期の完了を目指しているところであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 2の総務費の地域おこし協力隊事業、ここに金額が出ていますが、この内容と繰り越した理由を確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この繰越しにつきましては、まず地域おこし協力隊起業支援補助金という制度がございまして、地域おこし協力隊を終了して新たに起業する方に対する補助制度がございます。その制度の中で、6年度で補助金を交付した分がございましたが、その方は今回の映像とかをやっている方なのですが、機材購入に対する補助ということで、6年度で機材がそろえなかつた部分を7年度で購入する分に対して補助をするというもので繰り越したものでございます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。他に質疑ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 商工費のところで、中小企業支援事業（物価高騰対応重点支援分）について説明をお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） この分につきましては、運輸関係の貨物自動車の燃料価格の高騰を受けまして補助するものということで、令和6年度からの引き続きの事業となっておりますが、令和6年度は419台分補助を既に行なったところでございますが、それ以降にどうしても手続き上、6年度内に終えることが難しいということで、あらかじめ要綱のほうも7年度の5月31日までということで申請期間を設けたものとなっておりまして、7年度につきましても約980台分補助を行うという内容になっております。なお、単価につきましては1台当たり2万1,000円という内容でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。他に質疑ございませんか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 9款の消防費に関してなのですが、消防自動車更新事業に関して、今のところ目安というか、めどは立っているのでしょうか、教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

6年度から繰り越ししました第3分団第13部の消防車になります。こちらにつきましては、

中間検査が5月の14日に終了してございますので、大体8月下旬ないし9月上旬につきまして納車の予定というふうになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第13号を終わります。

日程第5 議案第36号 財産の取得に関し議決を求めるについて

○議長（廣田清実議員） 日程第5、議案第36号 財産の取得に関し議決を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第36号 財産の取得に関し議決を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

このたび取得する電子機器は、GIGAスクール構想を基に整備した1人1台端末の利活用を進めることを目的として、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、町内各小学校の普通教室に大型提示装置を整備するものであります。

機器の概要ですが、75型の画面で学習用端末の映像を無線で映し出すミラーリング機能搭載のもので、徳田小学校に7台、煙山小学校に20台、不動小学校に6台の電子黒板を、矢巾東小学校には13台のプロジェクターを設置するものであります。

納入業者につきましては、地方自治法施行令第167条第3号に基づき指名競争入札として、株式会社リードコナン、テクノ株式会社、コセキ株式会社盛岡営業所、リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部岩手支社岩手営業部、株式会社ヤマダデンキ盛岡営業所、株式会社木津屋本店、株式会社システムベース、以上7者を指名したところ、辞退した5者を除くテクノ株式会社、コセキ株式会社盛岡営業所の2者で5月23日付で入札を執行し、コセキ株式会社盛岡営業所が一金3,000万円で落札し、この金額に10%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金3,300万円で契約の締結を行うものであります。なお、落札率は89.78%であり、納入期限は令和7年8月1日までとなっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今の町長の説明、ちょっと私の聞き違いかどうか、確認させてください。

各小学校に電子黒板及びプロジェクターということで、私これセットで配置になるのかなと思ったら、今の説明では、ある小学校には電子黒板、ある小学校にはプロジェクターという説明に聞こえたのですけれども、この使い方の違いというのは何を根拠にそのような形になつたのでしょうか。その辺の説明をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

電子黒板とプロジェクターの違いからなのでございますが、電子黒板につきましては、いわゆる大型のテレビというかモニターのようなものにキャスターがついて移動ができるタイプになります。プロジェクターというのは、天井に映写装置がついて、黒板にスクリーンを下ろして、そこに映像を映すという形になります。

機能としてはどちらもほぼ同じで、内容を大きく映して見ると、あとはミラーリング機能といって児童生徒の端末の内容を映すということも可能なので、ほぼ同等なのですけれども、取り回し、取扱いの点で若干異なることがあります。一長一短でございますが、電子黒板の場合は移動ができる代わりに教室の中で一定の場所を食うとか、あるいは子どもたちがぶつかって壊したりしないようにとかという配慮が必要でございますし、プロジェクターにつきましてはご案内のように据付け型ですので、教室外の移動はできなかつたりとか、あるいはスクリーンを広げて見せている部分は黒板に書くことができないとか、そういう面で長所、短所もあるものでございます。なので、機能としては同じですが、形として違うというものでございます。

学校ごとに、どちらのほうがそれぞれの学校で使いやすいか、活用できるかというところを各学校でじっくり検討していただきました結果、東小学校につきましてはプロジェクタータイプがいいだろうと、ほかの3校につきましては電子黒板のほうがいいだろうということで、2種類の形態のものを購入するとなつたものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。他に。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） そうすると、単価的には電子黒板とプロジェクター、どのぐらいになるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） 一括での購入となりますけれども、プロジェクターのほうが若干価格的には安いのかなという気はいたします、スクリーンの部分が幕ですので。と思いますが、そこについて具体的に単価が幾らという情報はございませんが、おおむねそのように考えられるところです。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。他に。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） このプロジェクター等の学校での使用頻度、どれぐらい授業でお使いになるのかというのと、それから一応耐用年数が機器はあるわけですけれども、どれぐらいの期間使い続ける予定なのか。モデルが替わると切り替えたいという話になると、また3,300万投資することになるので、その辺の基準をちょっと伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

小学校につきましてはこれから入れますので、具体的にどのぐらい使われるかというデータはないところでございますけれども、中学校で昨年度入れて、使われているという例がございます。中学校につきましては、先生方どのぐらい使うのかなというのはちょっと疑問には思っていたのですけれども、入れてみるとかなりの割合使っていらっしゃるというところです。教科でいうと国語、社会等、ほか理科等もろもろ満遍なく使われている状況だと聞いております。先生のほうもコンテンツを1つ使うと、何回も苦労なく使えるといいますか、少ない労力で使えるということで、入れてみると好評だというところでございました。

そのような町内での使用例の情報につきましては、これから各小学校に流しますし、それぞれご活用いただきたいということで働きかけてまいります。なるべく活用いただいて授業効率、教育成果につながるように普及というか、努めてまいりたいと考えているところでございます。

(「耐用年数」の声あり)

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） 失礼しました。耐用年数ですね。 基本的にはパソコン等と同じ機器ですので、5年とは言われておりますが、もう少し長く使えるといいなと思っております。10年程度うまく使えるといいのかなと考えております。更新等も考えながら、計画的に長く使えるように努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今の説明だと、中学校の導入のときも、小学校に導入するに当たっても、何か現場からぜひ必要だからとかいう部分ではなく、教育委員会サイドの何か使い勝手がいいから入れてみたらみたいな、そのような説明の聞こえ方したのですが、例えばよその市町村、他県でこれを導入してよろしいので、見てきてやっぱり当町にも必要だという部分でこういう予算を組んでいるのか。何か今の説明を聞いていますと、いいものがあるから使ってみないかみたいな、そういうことに聞こえるのですけれども、その辺の小学校さんの今回の導入に当たっての意識というのはどのようにになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

こちらにつきましては、ある意味国策としてＩＣＴを活用した教育というのを進めている面がございます。それで、あちこち先進の事例等を私どもも見学等いたしまして、これはやはり有効に活用されているので、町内でもこれに倣って普及していくべきだという考えがございます。

現場の小学校、中学校の先生方も、その大きな方向性についてはおおむね理解いただいていると思っております。ですので、これから時代にこういうものは必要だという頭があると思いますので、町のほうからこういうものを使っていきたいというお話をつきましても、学校から特に抵抗等なく、それであればうちの学校はこのようなものを使いたいということで、かみ合った議論の下に導入まで進めてまいりましたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第36号 財産の取得に関し議決を求めるについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数あります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第37号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

日程第7 議案第38号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補助予算（第1号）について

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

日程第6、議案第37号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について、日程第7、議案第38号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について、この2議案は関連があるので、会議規則第37条の規定により、一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第37号から日程第7、議案第38号までの2議案については、一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました2つの会計の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

まず最初に、議案第37号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について提案理

由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業費補助金、18款繰入金の財政調整基金繰入金、21款町債の公共事業等債を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、3款民生費の重度心身障害者医療費助成事業、8款土木費の防災安全対策事業及び橋梁維持補修事業、9款消防費の災害対策事業を増額補正し、2款総務費の合併70周年記念事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,055万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億6,118万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第38号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容であります、資本的収入及び支出のうち、収入の1款公共下水道資本的収入の国庫補助金を118万2,000円増額補正して、総額を3億2,741万1,000円とし、支出の1款公共下水道資本的支出の建設改良費を2,000万円増額補正して、総額を5億7,618万7,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。一括上程いたしました議案第37号から議案第38号までの補正予算2議案については、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第38号までの補正予算2議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま予算決算常任委員会に付託いたしました補正予算2議案については、6月19日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、2議案については6月19日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようにお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。これにて散会いたします。

なお、本日この後本議場において予算決算常任委員会を開催し、付託されました議案第37号から議案第38号については審議を行う旨、昆予算決算常任委員長から申出がありましたので、よろしくお願ひいたします。

また、明日は一般質問を行いますので、午前10時までに本議場に参集願いますようよろしくお願ひいたします。本日は大変ご苦労さまでした。

午前10時48分 散会

令和7年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第2号）

令和7年6月11日（水）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
14番	村 松 信 一	議員	15番	昆 秀 一	議員
16番	赤 丸 秀 雄	議員	17番	谷 上 知 子	議員
18番	廣 田 清 実	議員			

欠席議員（1名）

13番 水 本 淳 一 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
未来戦略課長	花 立 孝 美 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	田 中 館 和 昭 君	税 務 課 長	飯 塚 新 太 郎 君
町民環境課長	佐 々 木 美 香 君	福 祉 課 長	菅 原 保 之 君

健康長寿課長	佐々木 智 雄 君	こども家庭 課 長	村 上 純 弥 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君	道路住宅課長	田 口 征 寛 君
農業委員会 事務局長	細 越 一 美 君	上下水道課長	吉 岡 律 司 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高 橋 雅 明 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補	千 葉 欣 江 君
主任主事	渋 田 稔 結 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、13番、水本淳一議員は、都合により欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

また、日程に入るに先立ち、一般質問を行うに当たり、当職から議員各位と答弁者にお願いを申し上げます。質問に当たっては、矢巾町議会会議規則第54条第1項の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範疇を超えてはならないとなつておりますことから、通告した内容の範疇を超えないよう質問者は留意をお願いします。また、答弁者においては、質問に明確に答えるようお願いいたします。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

15番、昆秀一議員。

1問目の質問を許します。

（15番 昆 秀一議員 登壇）

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、新誠会の昆秀一でございます。

まず初めに、まちづくりは人づくりからについてお伺いいたします。近年人口減少や少子高齢化が加速する中、地域の持続可能性が問われております。また、地方では町自体の存続さえも危ぶまれている現状があります。町を形づくるのは、単なるインフラの整備だけではありません。まちづくりは人を育て、その人を生かすことが重要になってきます。つまり、地域を支える人材をどれだけ育成し、その人をこの町に定着して活躍してもらう場をつくるのか。町では、人材育成について様々なことを行っていますが、さらに次世代を継ぐ人材の

育成、現役世代のさらなる活躍の支援や、まだまだ活躍が期待される中高齢者の支援も含めた全ての人が輝ける町にするために、しっかりと町を分析し、検討することにより、単に前例だけにとらわれることのない計画を立て、さらにその計画を推し進めるためのチェック体制をつくり、試しては、そこに不具合があれば改善することを繰り返し、よりよい結果を得られるようにしていってほしい。このことは、人材育成に限ったことではありません。全ての計画にも言えることであるということは、皆承知していることではないでしょうか。

その人材育成の中で中心となつてもらうのが町職員であります。町自体には、その意思と責任に基づく自主、自立のまちづくりが求められています。憲法第15条には、全ての公務員は全体の奉仕者なのであって、一部の奉仕者ではないとあります。加えて町に対する町民の要望は、高度化、多様化していく、それに対する町民ニーズを的確に捉え、適切に対応する町職員の役割は、ますます大きくなっています。

ただ、町職員だけが頑張っても、町全体の人づくりとなりません。第8次矢巾町総合計画の施策の大綱の中には、誰一人取り残さない社会を目指すまちづくりがあります。このことを大前提として、全ての人が輝けるために、子どもから高齢者の活躍が不可欠であり、その人なりの役割を持てるようになることが必要なのではないでしょうか。

このことは理想であります。理想どおりに必ず行くとは限らないとは思いますが、その理想に一歩でも近づけるように皆で努力することが大切であります。これも人づくりに限ったことではなく、理想をまずは掲げて皆でその理想に向かうこと、1人ではできないことではあります、1人から始まることがあるはずです。だから、一人一人を大事にしていくことが人づくりの基本であります。

そこで、この矢巾町の現状と課題を共有するために、私なりの問題解決に向かう方策などを提案できるように以下お伺いいたします。

1点目、まちづくりを進めていく上で行政の担い手である町職員の存在と、その力の発揮がますます重要になってきています。まちづくりは人づくりという観点から、地域課題を自ら発見し、能動的に動いて、住民とともに協働して、その課題を解決に向かうことができる職員が増えることが、この先も持続可能な町をつくる鍵となるはずです。そのような職員を育てていくために、町としてはどう考えているのでしょうか。

2点目、新入職員から管理職まで町職員の役割は住民福祉の向上、いわゆる町民の幸せであります、町民の幸せのために町職員がすべき大事なことは何であり、どのようなビジョンを持ち、職員に周知しているのでしょうか。

3点目、一般企業では幸せな社員は不幸せな社員よりも創造性が3倍高く、生産性も1.3倍高いとアメリカの心理学研究では言われていますが、つまり町職員の幸せが町民の幸福にもつながってると考えられます。町職員の幸福感の向上をどのように考え、どのようにしていこうとしているのでしょうか。

4点目、持続可能な町をつくるためには、次世代の若者の育成と同時に、その中からリーダーとなる者を育てていくことも必要ですが、次世代を担う若者をどう育成しようとしているのでしょうか。また、次世代のリーダーをどう育成していくのでしょうか。

5点目、町をつくるあらゆる分野で担い手不足が言われています。特に地域の担い手である自治会役員の成り手の高齢化などが問題ですが、町としてはどのように考え、成り手不足の解決を図っていくつもりなのでしょうか。

6点目、まちづくりに重要な役割を果たしているのがボランティアの存在です。様々な分野においてボランティアが活躍されています。しかし、ボランティアの高齢化や人材不足は進む一方です。ボランティアの育成をどう考え行っているのでしょうか。

7点目、ほかにも各業界で少子高齢化や都市部への人の流出、働き方の多様性などが背景にあり、人手不足が深刻化しています。まちづくりは人づくりという観点からも、労働環境の改善等の取組が重要ですが、町としては各業界に対する人手不足解消策をどのように考え支援しているのでしょうか。

8点目、矢巾町の基幹産業は農業です。その農業について、農商工共創協議会において協議していると思いますが、その協議会では、どのように農業の担い手の不足に関する協議を行ってきて、どのような対策をしていこうとされているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　15番、昆秀一議員のまちづくりは人づくりからのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町におきましては、矢巾町職員憲章において、町民協働、法令遵守、誠心誠意、一致協力、創意工夫の5つを行動指針に掲げ、町職員の人材育成に取り組んでおります。議員ご指摘のとおり、町民の皆さんと協働して、その課題解決に向かうことができる職員の育成が重要と捉えており、町民とともに考え行動する町民協働、全体の奉仕者として法令に基づき公平公正に職務を遂行する法令遵守、道理と真心を胸に相手に寄り添

い行動する誠心誠意、職員同士心を一つに職務に取り組む一致協力、そして何よりも前例にとらわれず課題解決に向け積極的に職務に取り組む創意工夫により、多様化するニーズに的確に対応する職員の育成に引き続き取り組んでまいります。

なお、職員が様々な研修を通じて習得した知識、技術を同僚職員へ共有するため、職場研修などを通して、職員の知識や技術を高め合うことで職員全体の資質及び組織力の向上を図ってまいります。

2点目についてですが、全体の奉仕者としての立場を常に自覚し、職員は誰のために、何のために仕事をしているのかを認識しながら、日々の職務を行うことが大切と考え、第8次矢巾町総合計画に掲げる目指す町の将来像と職員憲章に掲げる目指すべき職員像を掲げ、町職員として職務に精通しており、かつ経験豊富な人材となるべきことを職員の将来像としているところであります。

なお、職員が日々の職務に当たる際に、個々の職責を全うすることの達成感を得ることができるように継続した対応ができることが、町民の皆さんや職員にとって大切なビジョンであり、町民から「ありがとう」と感謝されるような仕事が常にできることを求めているところであります。

3点目についてですが、町職員の幸福感は、職員一人一人の心身の健康と仕事への満足感や成長実感を高めていくことにより向上するものと考えておりますことから、働きやすい職場環境の整備やワーク・ライフ・バランスの向上に努めてまいります。

4点目についてですが、本町では職員がそれぞれの役職や経験に応じた研修等に参加することで若者や次世代のリーダー育成に取り組んでおります。特に新規採用職員においては、先輩職員が支援するメンター制度により指導を行い、職場環境に円滑に適応するよう取り組んでいるほか、監督者級研修などの役職に応じた研修や専門性の向上のための各種研修にも積極的に参加し、次世代のリーダー育成に取り組んでまいります。

5点目についてですが、本町の様々な政策を進める上で自治会の役割は重要であり、自治会役員の成り手不足は大きな問題であると捉えております。その対応策として、役員業務の負担軽減を図ること及び新たな形態による担い手の確保を図ることを進めております。

なお、役員業務の負担軽減につきましては、自治会運営マニュアルや自治会ハンドブックを役員が交代した際の引継ぎに役立てていただけるものにして作成したほか、各自治会から町に対して行う各種申請や報告等を可能な範囲でデジタル化を行うことで、役場に来庁いただく機会を減らす工夫を進めておるところであります。

また、現在進めております小学校区単位での地域未来づくり会議において、事業によっては、既存の自治会単位ではなく、複数の自治会で広域的に取り組むことなどを検討しております。

さらに、担い手の確保につきましては、地域未来づくり会議を地域運営組織に引き継ぎ、外部人材であります集落支援員を起用して運営を担うことなども検討しております。

6点目についてですが、ボランティアの育成については、町社会福祉協議会において、ジュニアボランティア探検隊、キャップハンディ体験、ボランティア養成講座などの開催。町においては、おれんじボランティア、精神保健ボランティア養成講座などを開催しております。これらの活動により、お互いが支え合うことができる地域の居場所づくりなどの取組が重要であると認識していることから、今後も引き続き幅広い年代へ一層の働きかけを行ってまいります。

7点目についてですが、人材の確保は、町内の中小企業を対象に令和4年に実施したアンケート結果からも喫緊の課題であると捉えております。このことから、農商工共創協議会のふるさと教育・キャリア教育事業において町内の事業所のご理解をいただき、中学生が職場体験を通じて町内事業所の魅力を発見する機会の創出に努めており、また小学生を対象に夏、冬の休み時期にお仕事体験として様々な職業を知る機会の創出に努めておるところであります。

ほかにも、町内事業者を対象にした大学生等のインターシップにおいて旅費及び宿泊に関する経費として2万円を上限に助成事業を実施することで、町外に在住する大学生等が積極的に町内事業者を詳しく理解する機会になるように支援しており、県が運用する就職情報サイト、シゴトバクラシバいわてや大学生向けイベントにおいて、当該助成事業について周知するなど、県と連携した支援体制の強化を図っておるところであります。

また、人材不足の中、生成AIの活用は、各業種ともに大変重要でありますことから、昨年度に引き続き町内事業者を対象に研修会の機会を設けてまいります。

8点目についてですが、農業における担い手不足、労働力不足は、農業経営に関するアンケート調査の結果からも喫緊の課題となっております。このことから、新規就農者の掘り起こしに加え、本年5月に開催した農商工共創協議会において、労働力不足に対応するため、省力化に関するドローンによる防除作業、直播による水稻栽培の普及、草刈り作業などを受託する農業支援サービス事業者や労働者協同組合組織の設立支援について協議をしてまいりました。引き続き、担い手不足、労働力不足の対策を継続して行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） まちづくりは人づくりからという観点から、まずは町の状態を見てみたいのですが、例えばまちづくりを人として考えた場合、昨年地域カルテというものを地域の人たちでつくったということで、これを私、カルテと言うのですから、そのカルテを基に治療計画だったり介護計画、それからリハビリ計画などを作成して、町という病人を救っていくことが重要ではないかと思っております。その中心をなすのが総合計画であって、様々な計画に派生していくものと思っております。そして、それを実行していくのが町職員であり、町民自身なのではないでしょうか。

ですから、住民自治として住民自身が主体的になってまちづくりを進めていかなければならぬのであります。そのために住民参加をしてもらう。そこで町職員の方々には、アウトリーチで積極的に外に出て住民の意見を吸い上げ、その意見を集約してまちづくりに生かしてもらうようにしたいのですが、見解があれば、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やはり行政だけでこれからいろんな施策は進めていけないと思っていますので、今までそうですけれども、自治会の皆様のご協力をいただいたりとか、あるいはアンケートとか、いろんな会合とかでご意見をいただきてきましたけれども、それだけでは我々自身が本当に町民の方が望んでいるものというものを全て把握し切れていたかった部分もあるかと思います。そういう意味で、いろんな機会を捉えて情報を我々も得ていく、そしてそれを支援していくという計画を考えていかなければならぬと思っております。

昨年度とかもやりました地域カルテを見ましても、やはりその地域、地域でいろんな分野、農業のことですとか、道路のことも含めて、いろんな分野のそこの課題というのを地域の方々に出していただきました。まさにそういったものを我々は、それが本当に地域として課題として捉えていただいていると、それをどうやって行政として改善していくか、あるいはよくしていくかということを考えていかなければならぬと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） そういうふうに町民の声を聞く機会を多く持って、それを政策に生かすことが我々議員の役目でもありますし、町職員、議員が連携して、敵、味方と分かることなく一緒になって町民のために働いていきたいと思っております。

それから、3年前の一般質問で役場職員の働き方改革等ということで聞いたのですけれども、そのときに田村総務課長からご答弁いただいた中からお伺いしたいと思います。課長は、町職員の皆さんのが働きやすい環境、そして仕事内容によっては、なかなかつらいものもありますけれども、仕事が楽しいなと言っていただけるような、そういう環境の中身もそうですけれども、整えていければいいなというふうに考えているので、そこら辺を工夫させていただきたいなと思いますと述べられましたが、3年たって職員の皆さんの環境は、どのように工夫して変化があったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えさせていただきます。

職場環境につきましての内容でございますが、まず物理的な庁舎内の、例えば働くための照明だとか、エアコンだとか、机だとか、そういう環境については、当然事業者である役場がしっかり整備する必要があります。それから、現場等に対応するために危険を回避するための様々な労働安全衛生等の道具、それから物品等についてもしっかりと整備をして、働きやすい環境を整備するということで、ここら辺についてもしっかりと指示をさせていただいて対応させていただいていると。

それから、やはり仕事をしていく上で一番ポジティブに考えて積極的になれるというのは、やっぱり仕事をしていて幸せだなというふうに感じができるようにしなければならないなということで、これは総務課だけではなかなか達成できないということで職員全員となって、あるいはそれぞれの組織と係長、補佐、課長などが中心になって、しっかり職場の環境を整えていきましょうということで声かけをして実践につながるように頑張るようにさせていただいていると。

そういう中で、仕事をしていて、やはりその充実感、自分の仕事をやって、これが町民のためになるのだろう、それから自分のためになるのだろうというような、そういう充実感がやっぱり仕事をやる上での幸せにつながるのかなということで、目的意識と、それから挑戦、それから充実できるための自分の目標を立ててしっかりとやれるような仕事をしてくださいというような声かけと言ったらちょっと軽くなってしまうのですけれども、そういう目的意識を持って仕事に取り組むようにしてくださいということで、日々努力させていただ

いているという状況でございます。

いずれにいたしましても、仕事をする上で仕事が嫌だなというようなことがないように、そして仕事をして幸せだなというような充実感が得られるような、そういった工夫を全職場の中でやって、それから職員労働組合ともお話しをさせていただきながら、しっかりと対応をさせていただきたいというふうに、そういった努力はさせていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） いろんな工夫、努力をされているというのは分かるのですけれども、やっぱり町も人も変化が大事になってきています。でも、これはなかなか難しいのですけれども、時代に合わせてよく変わっていくということが大事だと思いますので、その辺もより有効的に研修等でも対応できるようにしていただきたいと思っているのですが、その辺をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

おっしゃるとおり職員のスキルアップ、それから幸せにつながるための技術と経験の取得につきましては、職員研修が一番だというふうに思っております。当然ながら職場内でのOJTと言われます職場内研修等も必要ですが、やはり専門的な研修やいろんな技術を取得するためには、そういった研修を受けていただいて、その職場の中に還元していただくということを目的にやってございますので、毎年度基礎研修から専門研修まで合わせまして100項目以上の研修に職員を派遣させていただいております。そういった中で、矢巾町内、それから町民にもしっかりと還元できるような体制でやっていきたいというふうに考えてございますので、引き続き研修等については参加させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） その研修を資料請求で見させていただいたのですけれども、すごく専門的なところからいろんな研修があるなと思ったので、有効的に利用していただきたいと思います。

それで、変化ということなのですけれども、今行政のDXというのが急速に進んでいると

思いますけれども、そのところ、議会ではほとんど対応できていないと感じておりますけれども、まちづくりについて、町民の声を拾い集めて、それを政策に生かしていくことはもちろんですけれども、そこで今AIというのが非常に優秀になってきていて、人を補完するだけでなく人を凌駕してきています。だからといって人がいなくなるわけではないのですけれども、何より人を重視しながらAIをうまく活用して住民のためになるようなまちづくりをしていかなければならぬと思いますけれども、そこでDX、生成AIなどの活用方法など、これから計画をどうしていこうとされているのか、ご意見があればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、AIの活用についてなのですけれども、今当課のほうは情報を担当しておりますので、AIをどの部分で活用できるかというちょっと今検討しております。例えばですけれども、今既に導入しておりますけれども、会議録、会議を録音して、それをAIによって文字起こしをするようなものも使っておりますけれども、そういった具体的にどこに使えばより省力化できるとか、そういったのを今メニューとかを検討しているところでございますので、なおかつそこにあまり高額な投資もできないと思っております。ある程度費用対効果を考えながら、どこに生かしていかなければいいかというのを当課のほうで今後検討してまいりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） もちろん幾らAIが優秀になったとしても、操るのは人間です。その人づくりをしっかりとしていくなければならないわけで、AIを操る知識だったり、スキルを身につける勉強が重要になってきています。AIを過信するのも非常に危険ではありますので、うまくAIを活用していくことがまた重要なのだと思いますので、そこはDX計画などを推進していってほしいと思います。

そして、AIを操る人材の育成も計画的に進めていただきたいと思うのですが、そこら辺はあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうから前段でちょっとお答えさせていただきますが、今AIとかDXについては、人材育成を小中高から進めていかなければならぬということで、今たまたま文部科学省の関係で令和3年から中央教育審議会答申で、令和の日本型学校教育の中

に高等学校DX加速化推進事業というのが打ち出されておるわけです。だから、今後こういうようなものに基づいて、いずれこのICTを活用した横断的で探究的なこれからの、やはりもう小さいときから、私たちの年代はなかなか無理なので、今からの小さいお子さんたちからの人材育成を、それはこれから中教審でもそのことに取り組んでいくということで、これは学校と私どもしっかりと連携しながら対応していきたいと考えておりますので、前段の答弁とさせていただきます。

あとは課長のほうから答弁させます。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） それでは、続きまして私のほうから答弁させていただきます。

まず、我々役場内部のほうで先ほどのAIを活用したものも含めて、今年度地域活性化起業人という制度を使って、民間企業の方に情報係のほうに来ていただいております。この方は、当然民間の企業の所属ですけれども、ほかに行政、市役所とかにも行ったことがある方ですので、我々にとっては官民両方の知識を持った方で非常に頼りがいがあるなと思っておりまして、この方にも我々矢巾町の中でDXの部分、どういったところを取り組めるかというのも一緒に検討していただいておりますし、職員も行政にいたこともありますので、どういうところを工夫すればいいというアドバイスもいただけると思いますので、この方を生かしながら、内部で研修等も含めてスキルアップを図ってまいりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） DX、AIの操り方というのも大切になってきます。その人材育成、町長も言われたように、子どもの頃からということで大切だと思いますけれども、町全体の人材育成計画というのが本町にはないということでしたけれども、なぜないのでしょうか。今後計画的に人材育成するためには、やはりそういう人材育成の計画は必須だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

人材計画につきましては、昆議員ご承知のとおり、保健師等の専門職につきましては、人材育成計画ということで、国の指針に基づきまして策定させていただいております。これにつきましては、やはり保健師等の専門職につきましては、直接的な生命に関わるような健診

だとか、子どもに関わる訪問活動とかという部分で、かなり正確かつシビアに職務に対応しなければならないということで、そういった人材計画、人を育てる、それから実際の職員、保健師を育てるための具体的な指針なども定められているものでございます。

職員につきましては、個別の事務あるいは事業課等の技師等の職員もございますけれども、まずはそういった専門機関の職員研修をする機関にお願いしているという状況でございます。

町として全く何も考えないでというわけではございません。ここは、しっかり職員研修をお願いしている、あるいは実施していただける機関との打合せをしてございます。そういった中で、しっかりとした職員を育てるための基本方針なども定めた中で研修をやっているということで、この職員研修概要計画の中にそういった考え方も網羅させていただいて、やらせていただいているということで、確かにお題目につきましては、人材育成計画という内容でございませんけれども、職員研修、育成計画というふうに読み替えて我々は対応しているということで、職員の個々の能力を発揮できるようにしっかりした研修を積ませながら人材の育成に取り組んでいるということが、この目的の1番目にも命題として記載されてございますので、これをもって人材計画とさせていただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） やはり人材育成計画をしっかり持って、明確な目指すべき職員像を持って取り組む必要があると思いますし、まず町長、副町長、総務課長のほか人材育成の専門家などの意見交換を行うとともに、職員アンケートや個別のヒアリングを持って行って広く職員のニーズや意見を吸い上げた上で、そういうふうな計画を取りまとめていかなければならぬのではないでしょうか。しっかりとその辺の話し合いを大切にしていくことが、まず重要なのではないかと思うのですけれども、その取組について始めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、人材育成計画という名称はないのですが、今総務課長が答弁したとおり、たしか昭和51年かに職員研修規程というのをつくっておりまして、そこには、まず人材育成計画と同じような内容のことに取り組んでおりますので、だから今後この職員研修規程は、併せて人材育成の規定に読み替えていくというか、それか

ら昆秀一議員がおっしゃるとおり、まちづくりは人づくりと、これはもう当たり前のこと、これを私どもとしてはいろんな、先ほど総務課長がオン・ザ・ジョブ・トレーニングのOJTの話もさせていただいたのですが、やっぱり一番身近なのがOJT、身近なところでしっかりそういうことができる職場研修。それから、何よりももっと大事なのは、今私はいわゆる課内なり庁内での、やはりどういう動きがあるのか、またどういう課題があるのか。その課題解決のためにどのような取組をしなければならないかという課題解決能力、これからの人材育成の中では、そのことが一番求められるわけです。

そこで、私は自負するわけではないのですが、矢巾町の場合は、庁内でそういう報連相の心、報告、連絡、相談、そしていわゆる課題解決をしていく、そういう体系はしっかりと整備されておると私は自負しておりますが、いずれそういったことで、いかに現場に出て、または町民の皆さんのお声をお聞きして、いかにスピード感を持って、その仕事に取り組むかと、そのことが非常にこれから大事なわけでございます。

だから、そういうことをこれから人材育成計画、その策定、私らとすれば研修計画策定が、イコール人材育成計画につながるのですが、その見直しも含めて、いずれ職員が仕事をして達成感、仕事をやってよかったなと言えるような職場環境と資質の向上をしっかりと図っていきたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 本当にまちづくりは人づくりからということで今質問しているのですけれども、町職員以外、ほかの人の人づくりもあるのですけれども、やはり町職員の働きから始まつてくるのではないかと思うので、町職員の人づくりというのを続けてお伺いしたいのですけれども、ということで本町の現在の職員の人事配置は適正なのか。そして、残業時間数というのは、コロナの頃は増え続けていましたけれども、現在落ち着いているのか。一時的な繁忙さもあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まずは、人事の配置についてでございますが、年度当初人事異動等を含めまして適正な配置をさせていただいているというふうに考えてございますが、なかなか年度途中で、それぞれの介護、それから病気、それから育児休業等の、矢巾町の職員は若い職員が多くございますので、そういった部分で、そういった手当てをする必要があるというふうに思ってござい

ますので、これからそういった部分に重点的に配置する職員の採用試験等も進めながら、しっかりとした配置をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、コロナ以降の残業ということですが、やはりコロナ以降活発な事業になってございますので、コロナ以前の事業活動に戻ってきたということで、土日の活動、それからそれぞれの課におきましては、どうしても定期的な残業が出るという部分については、それは例年のこととござりますので、そういった部分については加味させていただいてございますが、コロナ以前のような時間外に戻ったというのは、なかなかちょっとと言いつづらいところでございますけれども、職員が努力してしっかりと対応していただいているという表現にさせていただきますが、そういった状況に戻ってございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　今矢巾町の人事配置のお話があつたのですが、これはならば満足度が100%かというと、そういうことはないと思うのですが、いずれ今現在職員は187名、それから会計年度職員が119名、合わせて306名の職員で取り組んでおりますので、その中の仕事の配分とか、いろいろあるわけですが、いずれこういう、いわゆるこれまで職員が中心になってやってきたのですが、今は会計年度職員もおりまして、そういうサポート体制をしっかりとつくりながら対応しておりますので、そのところは、ひとつ。

ただ、人事というのは、必ず凸凹があるわけでございます。また、年度途中で病気とか、そういう考えられないようなこともあるので、やっぱりそういうことにはしっかりと対応できる体制整備を構築していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　残業の考え方として、定時で終われないのはどうしてもあるのは分かるのですけれども、夜遅くまで役場に明かりがついていると大変だなと思います。一方、何でこんなに遅くまで仕事しなければならないのだろうかと、仕事量と職員の数が合っていないのではないかと思ってしまいますし、何よりも仕事のスリム化ができていないのではないかと思います。必要なものは必要なものであるはずですから、どこかでこれは今までやってきたからルーチンで続けてしまっているものはないでしょうか。そういう今の時代に必要なないものがどこかにあるのではないか、そういうものを1回洗い出してみては、考え直してみてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりだと思います。なかなか専門的な仕事も増えてまいりましたので、専門的に1人でやらなければならないということで頑張っている職員も確かにいるのは事実でございますが、やはりそういった職場、職域の中のそれぞれの仕事の考え方、やり方、それから見直し等は必要だというふうに考えてございますので、それがストレートに残業減につながるかどうかというのは、ちょっとなかなか答弁できないところでございますけれども、そういう見直しなり、職場内の考え方について、しっかりと共有して、これからは残業減、それから仕事のやり方の見直しにつなげてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 残業で時間をかければよい仕事ができるとは限らないわけとして、いずれ今までの考え方を改めて仕事のスリム化を図っていただきたいと思いますし、それが職員の働き方改革にもなるのだと思います。そして、残業をしたくてしているわけではないと思うのですけれども、残業代は通常の25%増ということになると思うのですけれども、休日出勤だともっと上乗せしていくとと思いますし、できるだけ残業しなくてもいいようにしてほしいと思います。それだけでも年間どのくらいの歳出の減になるのかということもよく考えて、仕事量のスリム化をより一層図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

本当にありがとうございます。従来ご質問ございました、例えばDXの利用だとか、それからアウトソーシングとか、様々な工夫をしながら、しっかりと対応させていただきたいというふうに。それから、残業というのは、やはり遅くなりますと職員の健康に重大な問題を落とすこともありますので、そういう部分からも残業をさせないように、しっかりとした職場の環境を整えてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） これは、議員にも同じことが言えると思うのですけれども、職員が

いかに小さいところに気づくのかということあります。例えば机の上にある書類を左側から右側に移すだけで作業効率が数秒アップしたりします。その数秒がちりも積もれば山になるで、1日なり、1週間、1年と積み重なっていって、結果として大きな時間短縮にもつながってくることになりますので、そういう意識づけが非常に大事になってくると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） このことについては、私からお答えさせていただきます。

私も机が乱雑で、今昆秀一議員がおっしゃったとおり整理整頓されていない、まさにご指摘のとおりですので、今お話あったことについては、職員にもしっかりと周知して、そういうことのないように、まず私から範を示していきたいと思います。本当にすばらしいご指摘をいただきましてありがとうございました。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） そういう小さいところから始めていただきたいと思いますし、例えば窓口カウンターにつえの滑り止めを張りつけておいて高齢者に配慮できるようにするとか、そういうことでいいのだと思います。常にそういうちょっとしたことに気が回るというか、そういうところから意識していくことが重要になってくると思いますので、そういうことは決して大きな変化ではないと思いますので、そういうところから始まってくると思いますので、そういう取組をぜひ進めていただきたいと思います。

それと同時に、町民に時間を返すという意識も職員として持ってほしいと思います。町職員は、役場に町民が来て当たり前と思っていると思いますけれども、町民は役場に来るまでに何かしらを犠牲にしていますので、役場に何回も来なくとも済むように、そうすることが究極のサービスにつながってきていると思いますので、そのところもよく考えて、町民のサービスに当たっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まさにそのとおりなのです。私は、今課長会議とか何か会議があるときは、私どもは町民の皆さんに使われていると、町民の皆さんのおかげで証を頂戴しているのだと毎回お話をさせていただいております。まさに町民こそが主人公なわけです。

だから、そういう思いでうちの職員たちも仕事、特に課長たちが職員にしっかりとそのこ

とをお話しされてると思いますので、今おっしゃることは、そのとおりでございますので、今後もそういう思いで仕事をさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 町職員だけに負担をかけるのではなくて、町職員の意識改革も必要なですけれども、町民にも大きな意識改革をしてもらうことも必要だと思っております。この両者によって町というものが形づくられていきますので、町民は町のユーザーであるし、株主でもあるという意識を持ってもらう必要があると思います。

私思うのですけれども、例えばごみにかかる費用のことをよく皆さん言われるのですけれども、例えばユーザーとしてはたくさん近くにごみ置場があることは便利かもしれませんけれども、ごみ置場を造るコスト、それからごみ処理業者に係るコストを町の株主として考えた場合どうなのか。町のユーザーと株主の立場を考えるように町民にはなってもらえばいいのかなと。

だから、例えば生ごみの場合、週2回必要なのか、週1回でもいいのではないか。そうすることでごみ回収業者に係る費用を少しでも抑えられるし、住民もごみを減らそうという意識も少しは芽生えるというか、意識も育つのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 昆秀一議員の今の質問に反論するわけではないのですが、生ごみは週1回は駄目です。なぜかというと、ウジが湧くのです、これから。ウジが湧くというと、作業環境には非常によくない。だから、やはりその持ち場、持ち場、仕事の場所についていろんなあれがあるので、今私ちょっと反論したのは、実際私も仕事をやってきてあれなので、まず生ごみは本当は毎日収集をやるぐらいで、それを今、週2回で、そして必ず水切りをしてもらうと。水切りをしてもらわなければ、汚水が出るわけです。だから、そういうことで基本的な残飯を出す、生ごみを出すときは必ず水切りをして出して、そしてできる限り週2回のうちに出してもらうようにと、それを週1回ということは作業環境上、収集する方、処理作業する方々にとってはよくない。だから、持ち場、持ち場についていろんな作業環境があるわけですので、そういう作業環境をしっかりと把握しながら、私ども職員は対応していくかなければならない。

今一番あれなのは、高齢者の皆さんと、私も高齢なのですが、高齢者の一人なのですが、

ごみを持って、特に粗大ごみとか大型ごみを集積所まで持っていくというのが非常に大変なのです。だから、そういうことも含めながら、このことについては持ち場、持ち場のいろんな状況をしっかり勘案しながら、把握しながら対応していくということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 生ごみはそういう事情だというのは、よく分かりました。ですけれども、やはりごみを減らしてください、水切りしてくださいというのは分かるのですけれども、どれだけ負担になっているのか。ごみ袋1袋にこれだけの費用がかかっていて、それを削減できるのですよ、すればほかの福祉サービスにも回っていけますよという、より具体的にそういうメリットがありますと、住民の理解も得られると思いますので、そこら辺も提示していただきたいと思います。

そういう一人一人の意識づけを皆さん持ってもらえば、町も随分よくなると思いますし、それを急に、例えばユーザーと株主の意識を町民に持てと言われても、それはできるものではないので、少しずつでも長い目で見てもらえるように、町のアドバイザーとして町職員としては働いていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

町職員として町民に対してしっかりと対応することが、それが第一命題でございます。しっかりと心配り、そういうふうなしっかりとした対応をしていきたいというふうに考えてございますので、引き続きご指導をよろしくお願ひいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 今昆秀一議員からいい質問していただいたのであれなのですが、今矢巾町で盛岡・紫波地区環境施設組合の分担金、今どのくらい出しているかというと、令和6年度で約4億5,000万出しているのです。この間私青松学園大学があって、何かお話ししてほしいと、このことを取り上げたのです。ごみには助成も何にもないので、国も、県も。今矢巾町の個人町民税は、約13億5,000万です。それでごみにかけるお金は4億5,000万。そうすると、町民税の約34%がごみ処理経費に使われていると。これは、一概にそういうふう

には言えないのですが、だから私は今担当課にもお話ししているのですが、ごみの減量化を、いかに資源化、減量化が大切かと数値化をしてお話をすると皆さんびっくりするわけです。だって、皆さん分からなかったと思うのです。町民税が13億5,000万、そのうち4億5,000万がごみのお金だと。だから、こういうことをしっかりとこれから私どもが周知して分かっていただいて、取り組んでいくと。

ただ、やれやれ、減量化しろ、資源化しろと言うのではなく、担当課には何回もこういうこと言っているのですけれども、これを各自治公民館とかコミュニティに足を運んで、なぜ資源化、減量化が大事なのかと。皆さん協力してくれると思うのです。だから、そのところをこれからもしっかり対応していきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） しっかりそこら辺を数値化するなりして具体的に分かってもらうよう周知していただきたいと思います。

それで、やはり子どもの頃からそういうしつけではないけれども、教育というのは必要だと思うのですけれども、将来次世代を継ぐ子どもたちの教育が大事になってくると思いますけれども、これは学校教育や子ども会、ジュニアリーダーでもやっていると思うのですけれども、さっきも言ったと思いますけれども、型にはまらないような自由な発想だったり、そういう考え方ができる人材をぜひ育てていってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

まさにこれから子どもたちにも必要なのは、そういった能力であろうということで理解しております。国の方針等でも、やはりそういった面、主体性、創造性ですとか、そういったものを伸ばすようにということで令和の日本型教育というのが示されておりまして、それに向けた教育実践を行っておりますので、そういう方向で進めているというところでござります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 今後の人材育成については、子どもの頃に地域のことを考えられるようになって、大人になっても地元に定着してもらう。ですが、若者が都会に1度出ていっ

ても戻つてもらうようにするには、仕事等が地元にあるかというのがあると思うのですけれども、雇用の創出が大事になってきています。そのところは、どう考え進めていこうとされているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　お答えいたします。

まず、雇用の創出というところでございますが、やはり町内企業、法人数で言いますと約1,000社ほどあるというふうに認識しておりますが、やはり町内の事業者を知らないまま高校を卒業して、矢巾町外の学校のほうに進学するというパターンが多いというのは、これまでもお話ししたとおりでございますが、やはり中学校までに町内の事業所を知っていただくという機会は、大変重要だというふうに認識しておりますので、町内の事業者の方のご理解もいただきながら職場体験の機会をということで、創出に取り組んでおるところでございます。

なお、これにつきましては、昨年度の実績といたしましては42社ほどございますが、今年度もいろいろな機会を通じまして、さらに協力いただける事業者を増やしてまいりたいということで進めておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　そういう仕事を増やしていければいいなと思いますし、あと地元に自分のやりたい仕事がなければ、つくり出すという起業の支援も重要ではないかと思いますし、そういうアイデアを出せるようにしていただきたい。

そして、この質問を最後にしたいと思うのですけれども、人材育成において、行政としてのリーダーシップとともに、町民、職員、そして若者も含めて町全体で人を育てる意識の醸成が不可欠であると思いますので、その点について今後どのように取り組んでいかれるのか、所見をお伺いして終わります。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　私のほうからお答えしますが、4月26日の合併70周年の記念式典でもお話しさせていただいたのですが、いずれあのとき町内の中学校の生徒さんたちが未来創造宣言をしたのです。それで、私はあそこにこれから矢巾町の子どもたちの未来、あそこの宣言の中に、だから今、今日いろいろご質問があって、例えばこれから職員研修なんかも

画一化ではなく、多様化を考えていかなければならぬと。

そして、今村井担当課長が答弁したのですが、今少子化の原因は何かといふと、都市部では今言われているのは、住むところとか教育、そういうようなものに非常に出費、お金がかかる。ならば、地方はどうなつか、今お話をうたうように雇用の場とか、出会いの場とか、そういうものがないということで、だから今そういうこと含めてこれからまちづくりの中で、いずれ未来創造宣言した、あそこの5つの項目、これを私どもが次の世代にしっかりとバトンタッチして、そして今本町では、今たまたまこの間東北学院大学、そしてこの間は学校教育課長が大正大学に呼ばれて講師で行ってやつてきたのですが、フューチャーデザインという構想、これは今国でも物すごく注目されております。大学でもそうなのですが、いずれこれから矢巾町の将来像の在り方を考えた場合に、そういう手法も用いながら、いろいろ検討してまちづくりを考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1問目を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 次に、高齢者や障がい者等が安心して暮らせるまちについてお伺いいたします。

全ての町民が安心して暮らせるまちを実現するため、特に高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステムの進化、推進を目指し、障がい者への地域基盤を整備するとともに、町民が障がいや障がい者への理解を深めるための取組を進めていくことが重要であります。

さらに、重症心身障がい児者や医療的ケア児が適切な支援を受けながら地域で安心して暮

らせるように、地域における専門的支援の提供体制の整備を進めるほか、関係機関の連携強化や在宅生活を支えるサービスの充実に取り組むことも重要であります。

高齢者と障がい者双方に共通するのは、地域共生社会の実現という視点であり、その基盤となる福祉施策の充実は急務であります。そして、高齢者サービスと障がい者サービスのはざまなどのサービスが行き届かない方もいて、そういう方々などに必要なサービスを届けなければなりません。

ただ、増え続ける扶助費に手をこまねいて見ているだけではいけないわけで、その手立ても考え実行していくことが重要であります。そこで歳入、歳出も改めて見直していくかなければなりません。その上で議論していかないといけないのではないでしょか。そのために以下お伺いいたします。

1点目、共生社会の意味をどう捉えているのでしょうか。

2点目、高齢者や障がい者等の扶助費の将来の動向をどう見ているのでしょうか。

3点目、高齢者や障がい者等が通院や買物などで外出する場合の支援について、他市町に比べて本町が足りていないという声を耳にしますが、どのように感じているのでしょうか。

4点目、福祉制度が複雑で分かりづらくて、どれが自分に該当するのか分からずに結局諦めてしまったという声を聞きますが、どう対応しているのでしょうか。

5点目、本町の令和5年の高齢化率は28.7%で全県的には低いものの、後期高齢者は14.3%で増加傾向となっています。そのことに伴い、高齢者世帯や高齢者単身世帯も増加していますが、これらの方々に対する見守りや孤立防止の体制が必要ですが、どうしているのでしょうか。

6点目、高齢者の相談は主に地域包括支援センター、障がい者の相談は主に障がい者基幹相談支援センターがそれぞれ担っていますが、相談者から利用しづらいという声を聞きます。もっと相談しやすい体制が取れないのでしょうか。

7点目、町民の中には支援が必要な人がいても、どう関わったらいいのか分からず、自分だけの暮らしに精いっぱいで地域に関わる余裕がないという声をよく聞きます。これは、共生の土台となる関係性や理解が十分に育まれていないことの現れとも言えるのではないでしょか。このような状況の中で、町として誰一人取り残さないまちづくりに本気で取り組むことを求められると思いますが、どう考えているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 高齢者や障がい者などが安心して暮らせるまちについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、町民や地域の多様な主体が関わり、我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、町民お一人お一人の暮らしと生きがい、地域を共につくり出していく社会のことを共生社会と捉えております。

2点目についてですが、本町における扶助費の将来の動向につきましては、各種給付や福祉サービス、医療費等の増加が見込まれております。年々高齢化率が増加していることに加え、施設やサービスが充実していることにより、介護給付費や医療費などが、加えて介護保険サービスと障がい福祉サービスの併用利用や発達障がい児等への障がい児福祉サービスの利用により、扶助費も増加していくものと捉えております。

3点目についてですが、障がい福祉サービスに係る外出時の支援につきましては、地域生活支援事業による移動支援、障害者総合支援法に基づく自立支援給付による居宅介護の一部である通院等の介助や通院等の乗降の介助など、さらにタクシー料金の一部を助成する福祉タクシー事業などを行うとともに、高齢者の外出支援につきましては、町内社会福祉法人による買物支援サービスなどを行っております。さらなる外出支援の拡充につきましては、対象者へのニーズ把握などに努めた上で検討をしてまいります。

4点目についてですが、福祉課や健康長寿課の電話や窓口での相談対応に加えて、パンフレットなどを用いた制度の説明や矢巾町障がい福祉ガイドブックの作成による分かりやすい説明、基幹相談支援センター、矢巾町地域包括支援センターの専門員配置による個別対応などを行っており、今後も福祉関係課の連携により、制度の情報共有を図り、どの分野でも相談を受け止めることができるように努めてまいります。

5点目についてですが、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯のうち公的なサービスを利用していない方を対象にアンケート調査を実施し、健康面などに不安のある方や返信のない方へ保健師が随時訪問をしております。昨年度は、200世帯への訪問を実施し、今年度も調査、訪問を予定しております。

なお、訪問結果については、関係課や関係機関と情報共有を図るとともに、支援が必要な場合は、サービスにつながるように取り組んでまいります。

また、見守りが必要な世帯については、民生委員や介護関係者、自治会などと連携して対

応するとともに、地域の居場所などへの参加を促すなど、今後も地域の方々と連携して、孤立防止の体制づくりに取り組んでまいります。

6点目についてですが、高齢者の相談、障がい者の相談をそれぞれの相談機関が担っており、それぞれの機関への相談件数が増加していることから、相談機関の認知度としては高まってきているものと捉えております。

今後とも必要に応じて体制を見直ししながら、どの分野でも相談を受け止める包括的相談体制のさらなる充実を図ってまいります。

7点目についてですが、共生社会の実現には、町民の皆さん方のお一人お一人のご理解と家庭や地域コミュニティ、地域における各種組織、団体などの社会資源の理解と協力が不可欠であります。地域コミュニティにおける町民同士の相互の顔の見える関係性づくりや地域の中で活動している各団体の相互理解の場づくり、高齢者の孤独化や孤立化を未然に防ぐため、支援が必要な高齢者の把握や保健師による訪問に取り組むとともに、地域とのつながりを持ち続ける活動を支援し、誰もが安心して暮らし続けることができる共生社会の実現に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） この先高齢化が進んでいくことで生産人口の減少が懸念され、増え続ける扶助費が財政、歳入が追いつかないという現象が起きていくことが予想されております。そのためにはどうすればいいのか、どうやって歳入を確保して、歳出を抑えていくのか。ただやすやすと歳入が伸びるとは考えづらいわけでして、歳出を抑えるのも難しいとは思うものの、ただこのまま手をこまねいて見ているわけにはいかないわけでありまして、町としてはいろんな方法を考え、実行しているとは思いますけれども、今後何か考えていることがあるのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まさに議員おっしゃるとおりで、今は町としての収入、今ある程度決まったパイしかないので、それをいかに配分していくかというところでございますが、先ほど町長答弁にございましたとおり、扶助費は今後も増加が見込まれるといったときに、歳出であれば、ではそれがどこにしわ寄せがいってしまうのかということになろうかと思います。単にしわ寄せがい

くからほかの科目のところを減らすというだけではなくて、全体として見て、本当に小さいことからでもいいので、まずは減らせることがないのか、本当にルーチンのようになってしまっていて、その事業が必要かどうかというのを見極めながら、まずは歳出を減らさなければならぬないと思っております。

それから、歳入の部分でございますけれども、今年度町としてちょっと考えておりますのが、やはり手数料、使用料というものを、今が適正なのかどうかというのを、やはり検討しなければならないと思っております。これは、ここを今検討を始めなければ、本当にほかの自治体でもございますけれども、歳入不足に陥ってしまう可能性がございますので、ここはきちんと町として検討してまいりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） そういうふうに歳出の見直しというのも必要ですし、歳入のアップというのも、企業誘致、それからふるさと納税などで税収のアップを考えること、それからクラウドファンディングの活用なども必要だと思うのですけれども、それに伴って、まだまだ雇用などで活躍できる高齢者や障がい者がいるので、そこをなかなか利用、利用と言ったらあれですけれども、なかなかマッチングできていないというか、その特性に合った仕事ができない人もいて、税金を支払いできないというか、福祉サービスのお世話になってしまふという人がいると思うのですけれども、特にも軽度精神障がいの方にとっては、働く場所や通勤手段が限られて、そういう方々が通勤できるような手段が必要になってくると思うのですけれども、そこら辺の考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからお答えさせていただきますが、障がいにはご存じのとおり、身体障がい、今言う精神障がいも、今精神障がいの取組というのは、これから非常に重要なになってきていると。だから、身体、知的、精神障がい、それで例えれば例を出していいかどうか、グレイス・ロードのギャンブル依存症の関係なんかも、今の人たちは矢巾町のいろんなイベントとか何かにボランティアとして協力していただいている。

だから、私は障がいの方々、そういうものの受け入れるという、だから先ほどちょっとごみのお話をさせていただいたのですが、私はできるのであれば、今ももう社会福祉法人新生会でもやっていただいているのですが、さらにこれを拡大していくことが非常に大事だということで、だからシニア世代の特にも高齢者、それはシルバー人材センターとか、いろいろ

あるわけです。

また、社会福祉法人でもいろんなところの取組があるので、これからやっぱりそういうようなものを総合的に、先ほど答弁の中でも、包括的な支援ができるようにというの、まさにそのとおりでございまして、それで予算原則というか、私どもが先輩たちから教えられてきているのは、入るを量りていざるを制すということで、まずいかにして収入、歳入を確保するか。だから、そのための努力は必ずやっていかなければならないということで、今どっちかというと歳出が優先されて、だから私も今予算をあれするときは、必ず収入、歳入からお金がどのくらい入ってくるかということを見極めながら、歳出構造を考えなければ駄目だということです。

いずれ今言う障がいの方々の働きやすい雇用環境をつくるというのは、これ市町村だけではなく都道府県、国も一体となって考えていかなければならない。だから、そのことについては、私たちからもしっかりと要望し、そして一緒になって取り組む体制を考えていきたいと思います。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 通勤手段のことをお聞きしたいのだけれども、いろいろ答えていただきありがとうございますけれども、答弁にもあった地域生活支援事業の移動支援事業がありますけれども、これはどのくらい利用されているのか、現状をお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えします。

令和6年度でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○福祉課長（菅原保之君） 令和6年度につきましては、対象者数4名、利用日数は45日となってございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 4名ということをどう感じられますでしょうか。私は、なぜそのくらいしか利用していないのかなと思うのですけれども、その理由をお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まずお答えしますが、先ほどからご質問の中にもありますように、制度の周知、やっぱりこのことについては、せっかくこういう仕組みがあるので、やっぱり今後、特に障がいのある方とか、高齢者の方々については、やっぱり丁寧に、この制度の周知をしっかりと図って、そして利用できるものは利用していただくように、これから徹底してまいりたいと思いますので、よろしくひとつお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 周知も必要ですし、私、理由の一つに移動支援の事業者数が少ないのでないかということがあるのでけれども、この事業者数、確実に隣接市町というの増えています。にもかかわらず、登録件数が少ないのでなぜかというのは、それは理由はもう一つあって、使いづらさにあります。その使いづらさ、なぜ使いづらいのか、それは社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出をうたっているのにもかかわらず、通勤、通学にも利用できない。

一方で、通勤に対しては、雇う企業側の合理的配慮の範疇だとする意見もありますけれども、そのところは町としてはどう考えているのか。

また、移動の困難な方々が、通勤に不便のないような仕組みづくりが必要なのではないかと思うのですけれども、そうすることで障がい者の就労が少しでも確保できて、税金も多く納めていただいて、それを有効に使えるようになるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

今この制度を使える理由としては、通院、そしてあと冠婚葬祭のときの部分と、あとは障がい者スポーツ大会とか各種地区のサロン活動への参加の際の移動のヘルパー派遣という形で限定されているところでございます。

今議員さんがおっしゃった部分をちょっと検討しながら、もし進められるのであれば、考えてみたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） ぜひ考えを進めていただきたいと思います。それで、まだまだこの

ように働く高齢者、障がい者というのもいると思うのですけれども、マッチングがうまくいっていないというところがあるので、そこら辺はどうやってマッチングしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

しっかりとした就労という意味合いではないのですけれども、障がい者の部分としては、今重層的支援体制整備事業というのを行っているのですけれども、その事業の中で参加支援事業というのを行ってございます。そちらにつきましては、例えばフリースペースを使いながらやったりとか、あとは事業によっては事業のマッチング、就労のお金まではしっかり独立してとか、そういう部分まではやっていないかもしれません、まずは初めに就労に結びつけるマッチングという部分もちょっとこの中で少しあはなっている状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） それでは、高齢者の分についてお答えしたいと思います。

高齢者のほうのマッチングということになりますと、身近なところで言いますと、シルバーパートナーセンターさんが思い浮かぶと思いますけれども、こちらのほうでいろいろと募集をかけたりということは、センターさんのほうでもやっているようですが、なかなか今は人が集まらないというのが現状のようでございます。

報道の中とか、いろいろなところで見たり聞いたりすることはありますけれども、現在は退職といいますか、定年が随分伸びまして、大体70歳ぐらいの方までは働くという状況が整ってきております。岩手県のほうでも、高齢者のほうの就労の環境については、70歳まで働くということが相当数の企業さんのほうで出てきているという数字も出てきておりますので、そういう意味では、今までよりもシルバーさんに登録をするというような方がなかなか出てこないという現状は、やはりあるようです。

ただ、先ほど来申し上げておりますとおり、それにつきましても、そういうことを活用したいという思いはセンターさんのほうでもお持ちのようですので、例えば広報ですか、やはラヂ！ですか、そういうものを活用していただくことで広く募集をかけながら、多くの人材をそちらのほうに向けて、高齢者雇用につなげていきたいという思いをお持ちのようですので、そういう部分をしっかり町としても支援してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 仕事のことというのは、ハローワーク等もあると思うのですけれども、民間の人材センター、積極的にマッチングしてくれますし、スマホで仕事選びもできるわけで、そういうところにお願いするというのも一つの手だてではないかなと思うのですけれども、そういう会社を利用する補助、それから会社に対する補助というのは、どうなっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

補助はということでしたけれども、今現在はそういったものに関する補助事業についてはございませんので、これからいろいろとセンターさんほうともお話をしながら、どういったお考えを持っているのかということもお伺いしながら、そういったところもしっかり考えてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） よろしくお願いします。それで、高齢者や障がい者などの生活を支えるためには、ある程度の収入がないといけないと思います。多くの高齢者や障がい者は、高収入ではなくて、中には老齢年金、障害年金では足りずに苦しい生活をされている方も多數います。生活保護を受けている方もいます。ですが、生活保護の申請さえもせずに苦しい生活に耐えている人もいますので、障がいがあっても年金が認められない、そういう問題も今起きていますけれども、少ない工賃で就労継続B型で働いている方もいますし、一方、障がいがなくても働いても豊かにならないワーキングプアの問題もありますけれども、特にコロナ以降そういう方々が増えているのではないかと思うのですけれども、この問題を障がい者、高齢者を含めて、生活貧困者の問題としては、どうやって解決していくとされているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 前段を私のほうからお答えさせていただきますが、いずれ障がい者の場合は必ず手帳交付がありますし、それから年金の場合は、それこそ早くもらえる、遅くもらえるものもあるのですが、そういうまた生活保護の担当課では、そういう状況は把握できる

わけです。例えば手帳の交付時に、高齢者の方も含めて、こういう制度があるよと、仕組みがありますよと、こういうところに相談をしてくださいと。やはり私どもこれから、これは福祉の関係する各課に徹底させていただきたいと思います。

そして、いろんな仕組み、制度があっても分からぬで使っていない方もいらっしゃると思うのです、そのとおり。だから、手帳の交付時とか、または後期高齢者のときでも、いわゆる保険証の交付のときでもいいし、資格証交付のとき、そういうときのところをしっかりと捉えてマッチングさせるような仕組みをぜひ考えていただきたいと思いますので、あとは寄り添いです。1回だけやっているだけでそれで終わりというのではなく、その後の進行管理が非常に大事になってくると思うので、台帳整備なんかをさせていただいて、そしてちゃんと進捗管理をやっていくような仕組みをつくり上げていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君）　付け加えさせていただきます。生活困窮という形で我々に相談あった分につきましては、令和6年度は386件というふうになっています。ただ、これは重層的な支援の事業が始まつてから、それまでは各部署、各課での相談しかできなかつたのすれども、そこを1回どこの部署でも最後まで話を聞くと、受け止めるという形の事業としてやらせていただいております。

生活困窮につきましては、生活困窮だけではなくて複数、例えばDVであつたりとか、そといった部分もいろいろ複数重なっている部分が多いという部分があると思いますので、そといったものをしっかりと受け止めながら、これからも相談業務、そしてあとは生活保護というふうになれば、申請という形に結びつけていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君）　それでは、高齢者の分についてお答えしたいと思います。

先ほど町長のほうからも答弁ございましたように、やはり制度はありますが、それがしっかりと皆さんに届いていないということが原因になっていると思いますので、それは担当課としてはしっかりとやっていかなければいけないことだなと思っておりますので、そこをまずは強化をして、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、高齢者の方々につきましては、例えばこびりっこサロンですか、あるいは通いの場の体操クラブ、それからえんじょいといったようなことで、何場面か皆さんに参加をして

いただけた場面がございます。そういった中で、今お話をありましたようなことを少し情報提供のようなことをしながら、こういうことがあるのですよということをお伝えして、その中でいろいろとお話を引き出すような雰囲気をつくりながら事業展開していくことで、そういった方々のより多くの悩みをしっかりとこちらのほうが受け止めることができるように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） いろいろご答弁いただきましたけれども、私特に問題としたいのが、B型事業所の工賃なのです。これは、今平均してどのくらい町の障がい者がもらっているかというのを把握しておられるでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

大変申し訳ありません。今のお答えは持ち合わせてございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） B型の事業所というのは、給与ではなく工賃、これは最低賃金にもなっておりません。1か月全国平均で1万7,000円幾ら、2万円にも満たないのです。これは、年金ももらっていると思うのですけれども、これで自立していると言われても、できるものではないけれども、そのぐらい低水準で生活していることを皆さんに知っていただきたい。そして、それをどうにかしなければならないと思うのですけれども、ですからこれはすぐにどうすることもできないとは思います。ですが、まず町長、寄り添いと言いましたけれども、私は自分事として考えていただければと思うのですが、何か見解があれば、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、先ほどの再質問では寄り添いと、一番最初のところでは、我が事として丸ごと対応していきたいと。今釈迦に説法ではないのですけれども、A型、B型、特に今B型の事業所が全国的に問題になっておりますので、これはやはり国の制度の仕組みとして考えてもらわなければ、一市町村でこの対応はなかなか難しいと。

今先ほどもお話をあったのですが、障がい者年金も何かハードルが高くなっている、いろいろな

問題になっておるのですが、やはりこれは国の制度として、特にもB型の事業所の関係については、これからできるのであれば町村会とか、そういうところを通して県、国、特にも国にしっかりと要望してまいりたいということで、今担当課長が後から答弁ということですが、恐らく国の支援事業の関係なので、データを取るのはちょっと時間がかかると思うのであれなのですが、分かれば今会期中にお答えさせていただきますが、いずれB型の事業所は、今本当に全国的に問題になっております。だから、そのことにしっかりとこれから私どもも着目して、そして対応していくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 国でやるべきこともあるのですけれども、町からも始めていただきたい、そういうふうに思いますけれども、これも国のことになるかもしれませんけれども、ついさっきも人材についてお伺いしたのですけれども、福祉人材も御多分に漏れず人手不足が慢性化しております。特にもヘルパーさんが足りない。使いたいのになかなか見つからない。なのに、昨年の報酬改定では、訪問介護事業の基本報酬は引き下げられております。この背景には、訪問介護が比較的高い収益性を維持しているとされているからですが、これは一部の訪問介護事業所であって、引下げの理由にはならないと私は思っております。

それから、処遇改善加算が設定されたことによって、これも処遇改善が取れる事業所はいいのですけれども、この加算が取れない事業所は淘汰されることにつながってしまいます。いずれ国のことですけれども、全国的にも訪問介護事業所の倒産が増えております。そのことによって、ヘルパーを利用したくてもできない介護難民が出てくることが町内でも予想されます。そういう人が出ないように、ヘルパーの人材を増やす策も講じなければならないのですけれども、そのために町としてはどんなことができると考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まず国でなぜこの訪問介護報酬、悪い表現をすればメスを入れたのか、私にすれば、どうも考えられないのです。それで、今全国的に訪問ヘルプサービスの事業所が県内にもあるのですが、県内にもたしか2か所か何か所かあるはずなのですが、いずれ市町村にそういったサービス事業所がなくなるということは、高齢者がおるわけですから、これは大変なことなのです。

だから、先ほどのB型の支援事業所の関係もそうなのですが、いわゆる私どもにすれば、

ホームヘルプサービス、この人材の育成、人材の担い手を確保するという、今のいわゆる報酬ではなかなか確保するのが難しいと。だから、のことについても、一市町村で対応できることではないです。これは、やっぱり国でもう一度制度の仕組みを見直していただいて、しっかりした安定的な収入が得られるような仕組みをつくってもらわなければならぬ。そうでなければ高齢者が置き去りになります、特に在宅で訪問介護を受けている方々については。

だから、今は訪問介護員が今まで2人やっていたのが3人やらなければならぬ。重労働な労働環境になっているということなので、いずれそういうことも含めながら、一つ一つ課題を拾い上げて、国のほうにしっかり要望していきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それで、そういうことを重要だということを国にも、ぜひ強く強く要望していただきたい。これは本当はもっと前から力を入れるべきだったのですけれども、やはり介護は重要な仕事なのよという教育をしっかりと子どものうちからしていくことが重要なのはなかったのか。

そして給料もたくさんもらえるようにしていく、そうやって少しずつでも種をまいてあげないと花は咲かないのだと思いますので、子どもの教育もそうですけれども、介護施設で働く高齢者も活躍しておりますので、そういう福祉職の魅力をたくさんの人々に知ってもらえるような機会を多くつくっていただければいいのかなと思いますので、その点についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） まず、学校教育の部分でお答えしたいと思います。

現在それこそインクルーシブ教育というのが学校の中で取り入れられております。障がいのある方、福祉が必要な方、そういう方も一緒になって多様性を認める教育ということで、学校の中で子どもたちが自然にそういうふうな環境に慣れていく。そして、助けが必要な方には進んで助けるとか、そういった気持ちが自然に養われていくような形で教育が行われているところでございますので、そういった教育を小中学校9年間通して養っていくとともに、また中学校におきましては職場体験もございます。その中で福祉分野の事業所等で働くということも経験しながら、そういった担い手といいますか、そういった部分を子どもたちが担

つていけるような心構え、そしてスキル等、経験等を積ませていくという形で取り組んでおります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） それでは、お答えいたします。

今学校教育課長のほうからも話がありましたとおり、職場体験というものは非常に貴重な体験になってくると思いますし、そういった場で経験したことが職業選択の中で生きてくるということもあるうかと思いますので、そういったお話があるときには、事業所のほうにも、こちらのほうからも協力を要請しまして、しっかりとそういったことに取り組んでいただきたいということをお話ししたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） まさしく障がいの理解啓発、小さいことからすることが重要だと思います。インクルーシブ教育です。身近に障がいを持っている人がいることで普通に子どもたちは特に自然に受け入れております。そういうふうにした教育をより一層進めてほしいと思います。

それで、次に大事なこととして、ひとつ相談体制というのがあります。先ほども言いましたけれども、介護は地域包括支援センター、これはケアセンター南昌の中にはあります。これは、病院もありますので、非常に気軽に相談に行きづらい。それから、えんじょいセンターも包括で運営しているのですけれども、人が奥にいて、これも気軽に相談というか、声をかけづらい。結局さわやかハウスが一番行きやすくなっていると思うのですけれども、この辺の体制というのは、町としてはどう考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

専門員を配置しての相談体制ということで今の体制を組んでおりますので、ご相談いただいた方からは、しっかりと中身、内容については、分かりやすく説明をしていただいているというふうなお声はいただいておりますが、ただ悩みをお持ちの方が相談しやすいという、一步を踏み出す場として、それが今の体制でいいのかというお話だとすれば、そこはちょっと工夫が必要なのかもしれませんので、そういったところについて、どういった導入の仕方と

いいですか、ご案内の仕方をすれば、そういった方々が気兼ねなくそういった場を利用することができるのかということは、しっかり考えてみたいと思いますし、センターさんのはうともその辺は少し話合いを重ねてみたいと思います。

いずれ悩みを持った方が困らないような状況をきちっとつくって体制を整えるということは、非常に大事なことだと思いますので、そういったことにはしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） やはり相談したいときに気軽に入れるというところを用意していただく。何かついででもいいので、入りやすいようにすることが必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとアウトリーチ、気軽に来てもらうのも一つの手ですけれども、やはり何か相談があったら、すぐに職員が駆けつけてあげられる体制を取ってほしいと思います。職員は大変だなとは思うのですけれども、できるだけ職員は現場に出ていかれるような、そういう体制を取っていただきたいと思うのですけれども、何か見解があれば、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

相談については、そのとおり事業者に委託している部分もあるのですけれども、職員あるいは会計年度職員のほうも、何かあれば現場のほうに駆けつけるような形で今もそのような対応をしてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） お答えいたします。

菅原課長のほうからも答弁いたしましたとおり、何かあったときには、すぐ駆けつけるということが非常に大切なことだと思いますので、そういったことについては、しっかりと対応していきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それから、高齢者世帯、単身世帯、障がい者世帯、生活保護等を孤立させない見守りが必要な方に対する支援の取組についてお伺いしたいのですけれども、そういう心配事案の把握等はどのようにされているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） お答えいたします。

単独の事業ということでは、そういうものを把握できるものは実はないのですけれども、答弁のほうにもありましたとおり、実は200名ほどの方に対しまして、どういう状況になっているのかということを調査したという事例がございます。それは、健診のときに介護予防を把握するために行ったアンケート調査でございまして、詳しく中身をちょっとかいつまんで申し上げますと、例えば病院の受診歴ですかとか、それから外出の頻度、買物はどうしているのかとかといったようなことを伺っておりますし、近所付き合いですか、そういったことも含めて、その中では伺って、その方の生活の状況がどういうふうになっているのかということを、これを通じてまず把握したいという思いも込めて、こういった調査を実施いたしました。

調査の中で、実は薬を飲んでいたのだけれども、やめちゃいましたとか、あるいは認知症を心配されるような事案があつたりとか、あるいはヘルパーの利用をお勧めしたほうがいいのではないかなどとかというようなことで、4事例ほど具体的に何か行動を起こさなければいけない事例もこの中では発見されましたので、こういった取組は非常に大事なことなのだなということを改めて実感をしております。

これは、引き続き継続してやっていきたいと思いますし、こうした事業もございますし、あとはこれは一般的な話になりますが、民生委員さんとか、そういった方々のお力も借りながら、連携をすることで広く情報を得るということが、こういった方々を救う第一歩になると思いますので、そういった取組をしっかりと継続していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

今健康長寿課長がお話しのとおりでございますが、先ほどからお話ししております重層的の支援体制整備の中で5つの事業があります。それぞれの事業に落とし込みまして、先ほど実はお話あった生活相談の三百六十数件というのは、全て我々の課で対応したものと限らなくて、他部署からの情報共有とかで行ってきたもの、あるいは先ほど来お話ありました民生

委員さんからとか、そういう方からお話をあった場合という部分で、いろんな方からお話を受けて対応しているものでございますので、これからも、今後とも一つ一つ丁寧に対応していきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 町内民生委員など様々な方、そういう方々が見守りをされていると思いますけれども、ほかにもそういう方々を見守っていただける方々いると思うのですけれども、例えば水道検針員とか、新聞配達員とか、ヤクルトの配達員とか、郵便配達の方とか、そういう方々に見守りを頼むとか、そういう心配事案の把握などはお願いしていないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

水道の検針員さんには具体的にお願いしているというようなことはなかったかとは思いますが、ただ情報としては、そういう心配事があれば、多分情報をいただけるものというふうには思っておりますし、郵便局さんのほうからはご協力をいただいて、そういうものも事例もございますので、そういう取組を少しずつ増やしていくことでいろんな関わりを持つ、関心を持っていただくということを、それぞれの関係機関のほうにもお願いしながら、取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） そして、把握した後にどういう連携を取っているのか。

先ほども重層的というのがありましたけれども、過去にこういう例がありました。独り暮らしの方が入院して留守にしていたのですけれども、昔ならば隣近所がそこは入院していないよとか言って分かるのですけれども、今はなかなかご近所関係が希薄になってきているので、警察を呼んで大騒ぎになったなどということがあったようですので、そのところの見守りの連携というのですか、近所の助け合いというのはできるだけ密にできるように、声がけなりできるような関係づくりについても深められるようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） お答えいたします。

確かにそういった関係性を築くということは非常に大切なことなのかなと思います。今いろいろ個人情報のお話ですとか、そういったこともあるって、なかなかそういう関係性をつくるということが難しいということも確かにございますが、独り暮らしの方、こういった方々、いろいろとそういった心配があると言ったらちょっと言葉が適切かどうか分かりませんけれども、特にそういった方々に関しては、こういう方がいらっしゃるよということを地域の中でもしっかりと把握をしていただくということも大切だと思いますし、そういったことがあったときには、情報をいただきたいと思います、連携をしていただきたいと思いますということは広くきちんとお知らせをして、そういったものを把握する皆さんの中で適切に対応できる環境を整えるということにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それで、町長もよく言っていた自助、共助、公助、互助、近助、近所の助け合いが非常に重要というのは非常によく分かるのですけれども、近所の助け合いのために町としてはどういうことをしてきているのか。

何か先ほどの例で挙げたように、新しい住宅地でも、できるのはいいのですけれども、しっかりと近所の助け合いができるように、一人一人に対して近助の意識をふだんから身につけてもらうように、様々な行事とか啓蒙活動とかしていただきたいと思います。

特にも緊急時の要支援避難などの非常時が重要になってきておりますので、これに対して何か見解があれば、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

災害時等とかの助け合いというのは、やはり近助、隣近所の皆さんの顔を突き合わせる付き合いが、大丈夫なのかなというような声のかけ合いにもつながりますので、昨年度も地域の防災会の地元の説明会なども40か所、防災マップの説明会と併せてやらせていただいたのですけれども、その際にも近所の皆さんとのつながりを大切にしてくださいねと、何かあったとき一番気づくのは、遠い親戚よりも隣近所だからというようなフレーズで、そういった付き合いを通して、お互に見守りや要援護者等の見守りなどにつなげるようにということ

で、説明会等でも協力をいただいているという状況ですので、今後ともそういった説明会を通して、そういったつながりが深くなっていくように、しっかりした活動をつなげてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 近助、大切でありますので、よろしくお願ひしたいと思いますけれども、公助についてちょっとお伺いしたいのですけれども、非常に役に立つというか、最後のとりでとなっているのが公助だと思うのですけれども、介護保険サービスであったり、障がい福祉サービスのヘルパーだったり、デイサービスの活用になってくるわけですけれども、それぞれのサービスは別々になって、似たようなことをするのですけれども、申請から何から違っています。私、両方のサービスに関わってきて感じていることがあって、福祉課、健康長寿課双方今答弁があったわけですけれども、連携がより重要になってくると思うのですけれども、その連携の仕方についてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

確かに連携ということが非常に大事だなというふうに思っております。例えば相談に来られましても、今は庁舎のほうに福祉課がございますし、さわやかハウスのほうに健康長寿課とこども家庭課がございます。同じような、ご相談に来られる方は、いろいろな悩みを、1つの悩みだけではなくて、いろんな悩みを抱えてご相談にいらっしゃる方、あるいは手続についても、お話を聞いているうちに、こういったサービスもありますよということで来たときよりは中身がちょっと膨らむといいますか、多岐にわたる場合もございます。

そういったときに、場所としてのワンストップはできないわけですが、なるべくそこの受付をしたところで、いろいろな手続とか、悩み事に対してのお答えができるようにするということで、例えば健康長寿課のほうでご相談を受けたときには、その場でお答えできることはお答えしますし、あるいは職員を福祉課から呼んだほうがいいときには、来てもらうというような対応をすることで、そういった意味でのワンストップのような取組をしっかり連携しながら取り組んでいきたい、やっていきたいということで、関係課とは話をしておりますので、そういった取組をできるところから少しづつ広めて、しっかりとした取組につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） そこで、例えば障がい福祉サービスを使っていて、65歳になると基本的には介護保険に移行するわけですけれども、介護保険サービスにない障がい福祉サービスの、例えば就労系のサービスだったりは、介護保険に移行になっても利用できるのですけれども、ヘルパーやデイサービス等は、ある要件に当てはまらない限りは制限があって自由に利用できなくなって、さらに1割負担まで生じてきてしまう場合がありますが、その場合本町としては、例えば介護保険でヘルパー、どうしてもオーバーしてしまう場合、障害手帳をお持ちの方は障がい福祉サービスで足りない部分を補填できるようになっておるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） ちょっと詳しいことだ。答えられなければ後刻。後刻、すみませんちょっと。

他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 他市では、そういうふうに利用できるようになっております。そこで問題になってくるのが、介護保険と障がい福祉の両方利用できるとして、その場合、本来であれば、介護保険の居宅サービス計画と障がい福祉サービスのサービス等利用計画の両方が必要になってくると思うのですけれども、その両方の計画を立てられる方というのは、あまりいないのが現状です。計画の費用もダブルにかかってきてしまします。

ですから、その辺の事情は、ほとんどの方が分からないので、ここでお知らせしますけれども、私は介護、障がいの両方の相談をやってみて思うのですけれども、ほかの市では、主に介護保険の介護支援専門員であるケアマネが介護保険の居宅サービス計画の中に、障がい福祉サービスを入れて計画をつくっているようです。これはあまり障がい福祉に詳しくないケアマネが計画をつくっていることもあるって、問題だなとずっと思っているのですけれども、本町の場合はどのような考え方の下、どのように介護と障がいの両方の計画をつくってもらえるのか、これも分からぬと思うので、後刻でいいのですけれども、いずれ介護保険にしても、障がい福祉についても、どちらにしても、そこからはみ出してしまうサービスもあり、困っている方もいらっしゃいますので、そこを利用する要介護者だったり、障がい者、それから介護者の負担軽減も含めて配慮できるところは配慮できるようにしっかりと相談に乗

りながらしてもらいたいと思いますので、最後に見解があれば、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

制度の谷間で利用者に不利になるようなことは、これはあってはならないことですので、そういう谷間を私どもよく職員も分かって、理解してこれからしっかりと取り組んでまいりますので、何よりも利用者本位のサービスを提供するというのが私たちの使命でございますので、今うちのほうでお答えできないでちょっと残念なのですが、いずれそういうことのないように対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で昆秀一議員の2問目の質問を終わります。

以上で15番、昆秀一議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を13時といたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

午前に続き、一般質問を続けます。

次に、17番、谷上知子議員の一般質問を許します。

谷上知子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（17番 谷上知子議員 登壇）

○17番（谷上知子議員） 議席番号17番、矢巾未来の会、谷上知子でございます。通告に従いまして質問を始めます。

質問の1、児童生徒の感染症対策と看護について。感染症は、季節を選ばずに流行しています。次々に感染症が発生する状態を感染症ドミノと呼んでいます。幼児から高齢者までが感染し、後遺症も懸念されています。中でも、児童生徒が感染する場所として、集団生活の場である小中学校が挙げられます。そこで、学校での感染症対策と罹患の際の児童生徒の看護対策について伺います。

- ①、学校での感染症対策の実情と予防効果をどう認識しているかについて伺います。
- ②、学校での今後の感染症予防の取組強化策について伺います。
- ③、児童生徒が感染し、学校への欠席が連続する場合の看護の対策について伺います。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　17番、谷上知子議員の児童生徒の感染症対策と看護についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、学校での感染症対策としては、主に手洗いと換気を行っており、その他にマスクの任意着用、毎日の健康観察、感染症に罹患した児童生徒の出席停止措置等を行っております。これらの予防効果については、コロナ禍により、児童生徒自身による手洗い、換気の励行、マスクの着用が浸透しており、一定の効果があるものと認識しております。

2点目についてですが、今後の感染症予防の取組につきましては、国や県からの情報や文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルなどを参考に、引き続き状況を注視しながら適切な対策に努めてまいります。

3点目についてですが、感染症により連続して欠席を要する場合の看護につきましては、その他の疾病等による欠席の場合と同様に、家庭で行っていただくべきものと認識しておりますが、児童の保護者が就労等により看護できない場合は、町と協定を結んでいる病児保育施設を利用していただくことも可能となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　資料のほうに感染症がいかに減ったかというグラフがあるのですけれども、学校のご努力があるのだなということを感じております。質問に入ります。特にコロナ感染での後遺症は、身体に影響を及ぼしていると聞きますが、コロナ感染症の後遺症の事例をお答えできる範囲でお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

今現在もそういったもので長く悩んでいる、続いているという事例については聞き及んでいないところでございますけれども、やはりコロナ禍の中にあります、社会一般で言わ

れますような味覚が薄れてきたですか、熱がないのにまずだるさが続くですか、そういった症状はあったということでは聞いてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 感染症の欠席が多かった、または多いのは何学期で、考えられる要因についてお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

やはり社会一般の流行というものと連動している面があると思いますので、やはり冬ですか、インフルエンザ等感染が多くなる時期でございます。おおむね学校のほうも、それと同じような推移で増えたりしている状況と認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 感染症の効果的な対策として、最新の知見に基づいた環境衛生装置や用具が勧められております。中でも、空気清浄機を勧めている自治体があります。空気中のウイルスやバクテリアを除去する高性能なHEPAフィルター付空気清浄機です。空気清浄機の学校への設置は予定しているか、お聞きします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

やはり空気清浄機は有効という話は私も聞いたことがありますし、あれば、なお望ましいということはそのとおりだと思います。しかし、費用の問題ですとかございますし、現在毎年学校の環境衛生検査を実施しております。そこで学校の薬剤師さん、専門的見地から見てもらって、空気の汚れ具合ですか、そういったものはどうかという部分を見ていただいておりまして、現在のところ良好ということで、各学校とも確認いただいているところでございます。

今後また状況が変わって、本当にそういうものが必要という段になりましたならば、導入を考えるべきかと思いますけれども、今現在におきましては、今のところ導入の予定等はないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 今の子どもさんたちは、本当にこういろんな感染症で、昔もあったと思うのですけれども、例えば換気を教室でやろうとすると、花粉症のくしゃみが相当出るみたいなのです。だから、どこに行っても大変なのだなということを感じておりますけれども。

次の質問ですが、ある種の感染症に罹患し、時間を置かずに体力が弱ったところに、また他の種の感染症に罹患する感染症ドミノが多発しているようです。欠席が連続する場合、またほかの事情により予期せずに欠席が連続する場合、児童生徒の家庭での看護や見守りの実態について、お答えできる範囲でお聞きします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

先ほど教育長答弁にもございましたとおり、基本的には、やはり感染症が重なったりして症状が重いという場合につきましても、家庭で見ていただいているものが主体と考えてございます。

それによりまして、どうしても大変になっていろいろな問題がでているという事例については聞いてはいないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 答弁書にもありますけれども、家庭で行うのが基本であるし、ただどうしても児童の保護者が就労等により看護できない場合は、町と協定を結んでいる病児保育施設を利用していただくことも可能となっているということを聞いて、どこかほっとしましたけれども、学校の先生たちというのは、子どもの大体家庭環境とか、経済状況とかを把握なさっていると思うのですけれども、病児施設とか病後施設を利用するときに、学校現場の先生たちは、どういうふうにしてお知らせするのかなということをすごく思っていますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

学校の先生方も家庭の状況を知っているというのは、そのとおりでございます。どうしても長期で休まなければならず、家での看護も厳しそうと、その担当の先生が見た場合には、こういった町からの情報提供も学校には流しておりますので、必要に応じて情報提供していると認識してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） コロナ感染以降、子どもの居場所を確保する工夫が文科省のほうからも提案され、様々な事例が紹介されています。障がいのある子どもさんはもちろん、ひとり親家庭等で保護者が仕事を休むことができない場合などは、福祉、学校、保護者の連携を進めて居場所を確保している自治体の事例も報告されています。病児、病後保育や居場所等の周知と、それから設置についてお聞きします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

様々な福祉分野と関連、子育て支援等の領域が関わる部分と考えてございますが、学校につきましては、基本的に学校教育課程外の部分につきましては、地域なり家庭と連携していく中で、居場所をそれぞれ工夫していただいているという状況と認識してございます。

学校教育の部分で公的にこういうふうなものを設けているということはございませんけれども、地域のニーズを捉えながら、必要に応じて検討していくという考えを持ってございますので、状況を注視しながら考えてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 5月に行われました教育民生分科会の町当局とのヒアリングの際、ファミリーサポートで突発的な子どもさんの見守りができるということが分かりました。こども家庭課の事業ではありますけれども、小学校低学年ぐらいまでは病後、比較的体力の回復に時間を要する子どもさんがおります。そこで、学校とこども家庭課、福祉課との連携がこれからますます必要になってくるのではないかと、そのことについてどのようにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、学校だけで完結するというふうな時代ではございませんし、また学校教育課におきましては、こども家庭課、福祉課、それから健康長寿課等との連携は、常日頃から今行っているところでございます。その子どもまたはその家庭に応じて、それぞれどのようにあればよいかということは、いつでも連携が取れるような状況に今あるというふうに認識してございます。それぞれケース・バイ・ケースというのがございますので、それに応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 世界的流行のパンデミックと言うそうですが、となる次の感染症も予測されております。保護者はもちろん地域社会でも予防接種を受けることなどで協力が重要になっていきます。特に子育て世代は、職場関係の事情等で、まだちょっと見てあげたいなと思ったり、それから兄弟があれば、次の子も罹患したりとか、子どもを十分看護し、見守る時間が取れない状況もありますので、学校関係と福祉や子育て関係の横の連携で対応してほしいと思いますが、今の教育長の答弁にもありますように、これから学校が感染症を予防し、健康を維持する環境を提供することと家庭環境を配慮した感染時の看護や見守りのための居場所について、ちょっと似たような内容ですが、教育長さんのお考えをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今の切り口は、感染症ということを切り口にしてございますけれども、感染症に限らず例えば不登校または家庭の養育の問題などなど、子どもが抱える問題、または家庭が抱える問題、そして学校が抱える問題、様々ございます。その中で、学校と福祉等が連携するということは、今後も強く求められてくるものというふうに認識してございます。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、より一層の連携、協力を図ってまいりたいというふうに思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 質問2、コミュニティのごみの分別や資源回収活動について。コミュニティのごみの分別や資源回収活動に改善を求める声があります。集積所までの運搬をはじめとする回収活動は、高齢化により負担になっています。活動を継続するための対策を立て、ごみの不法投棄を防ぎ、誰もが参加できる清潔なまちづくりを願い、以下伺います。

①、コミュニティのごみ集積所について、1か所当たりの使用世帯数が適正かについて伺います。

②、高齢者世帯のごみ運搬の対策について伺います。

③、資源回収活動を継続していくための取組について伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） すみません、答弁する前に皆さんにあらかじめ答弁書をおあげしているところのちょっと間違いがあったのではないか、ちょっと確認させていただきます。谷上知子議員の2問目のコミュニティのごみの分別や資源回収活動について、この答弁書には、ごみの搬出及び資源化に関するご質問にお答えさせていただいておりますので、これちょっと直させていただきます。

それで、コミュニティのごみの分別や資源回収活動についてのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目についてですが、ごみ集積所1か所当たりの使用世帯数は、矢巾町ごみ集積所の設置等に関する要領において、おおむね25世帯から30世帯までと定められております。

なお、世帯数の目安を設ける理由としては、集積所からごみの収集運搬を行うまでの効率化を図ることにあり、町として世帯数の設定は、適正であると考えております。

しかしながら、特段の事情により、ごみの運搬が難しいなどの場合には、設置世帯数が基準未満の場合においても柔軟に対応したいと考えております。

2点目についてですが、ごみ出しが困難である高齢者世帯等の支援については、現状介護保険法に基づく制度の中で、ホームヘルパーの生活支援によりごみ出しをサポートしております。今後も個別の事情を勘案した上で、利用可能な制度をご提案し、対応できるよう努めてまいります。

3点目についてですが、現在コミュニティの集団資源回収をはじめとして、それぞれの生

活様式に合わせ、可能な範囲でご利用いただけるよう、資源回収庫などの補助を推進しております。

さらに、リサイクルモア等の拠点回収による資源の回収など、様々な形態で資源の有効活用の場を提供しており、今後もご利用いただける場の拡大等に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） ちょっと資料の説明をしたほうがいいという議運のほうでの意見がありましたので、簡単ですけれども、説明してから質問に入ります。各地区の世帯数は、町のホームページから引用しました。地区別のごみ集積所の数は、町民環境課からの提供です。各地区の1か所当たりの平均値を計算しました。右の表とグラフは、地区別世帯数の平均値を10桁ごとにまとめてみました。徳田地区、煙山地区、不動地区と色分けしております。質問に入ります。

ごみ集積所1か所当たりの使用世帯数の町全体の平均値はおよそ43世帯で、町の設置基準にある25から30世帯に比較すると超過気味です。原因はどこにあるか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

集積所につきましては、町のほうでごみ集積所の設置等に関する要領ということで基準を定めています。20から30世帯というのは、新規とか建てる際に、20、30以上が出したい場所であるとか、収集車が通れる通りであるとか、そういういろいろな条件がそろって建てるものになっております。

世帯数につきましては、スタートが二、三十ぐらいからスタートしたとして、その後人口増、世帯増とかで増えている部分があるかと思います。世帯につきましては、1世帯の人数が1人の場合もありますし、地域によっては多い家族の場合もありますが、その数字だけで使い勝手が悪いとか、そういう感じで一概には言えないのかなとは思います。

それで、集積所を建てる部分につきましては、自治会のほうに主となっていただくものでございまして、その設置に際しては、コミュニティの補助とかがありますので、そちらを使っていただくような形になるのですけれども、いろいろ例えれば今満杯になっている、時期によって満杯になっているとかということもあると思いますが、組合のほうの収集の体制でも、

1回で終わらないときは、2回目を回るということもしていただいているというような流れもありますので、その点は、どうにか対応できているのかなと思います。

ただ、矢巾の場合は、網ネットで集積所を設置しているのではなくて、建物を建てて行うということになっておりますので、それが建てる場所とかの関係、あまりないということもありますし、いろいろな条件が必要なので難しいところもあるかと思うのですけれども、その点については、まずご了解いただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） ごみ集積所までの、今度は道のりといいますか、距離は、地域によって様々です。使用世帯数の少ないところは、かなり距離があるようで、お聞きするところでは、車での運搬だということです。高齢者世帯は、免許返納等も考えられますので、車の運転ができなくなることなどから、歩いて行ける場所にごみ集積所があると、より便利かと思います。設置基準の項目に距離という項目は必要ないか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

距離につきましては、確かに地域によってかなりばらつきがあるかと思います。それで、ある地区におきましては、高齢者で独り暮らしの世帯があって出しにくいから、地域のほうで考えて条件より少ない世帯の集まりなのですけれども、その近くに集積所を設置するという計画を立てたところもございます。

変な話ですけれども、距離を一々測るわけにももちろんいかないですし、収集のルートの流れもありますので、なかなか難しい問題がありますけれども、そこは自治会のほうとかでも、場所の設置は検討していただきなり、また出し方についても近所でご協力いただくとか、いろいろな方法があるかと思いますので、その要領について距離を設定するという考えは今のところないものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 私の近くなのですけれども、3月に高齢者世帯が増えてきて集積所へのごみの運搬が難しくなる。およそ50世帯ばかりの集積所で、遠い人は1キロぐらいある

のです。そこで、新設を考えました。自治会や地主さんの協力も得たのですが、何しろ物価高騰で建設費用が大幅に高騰し、補助金をもらえるまでと見送りましたが、町税全体での助成金を考えると、多くは望めません。班ごとに積立てをして備えている箇所もありますが、それでもなかなか今の建築の費用では追いつかないようです。

今後増加する高齢者世帯のごみ回収対策を集積所の数を増やすだけではなくて、地区の特性を考え、戸別収集などの解決策を考えてはと思いますが、お聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに距離は、高齢者の独り暮らし世帯や障がいある方の世帯など、そういう場合もございますし、地理的な意味で距離があるというような場合がいろいろ考えられます。それで、高齢者とか障がい者の方の出し方が難しい場合、頼む方もいないというような場合のために、いろいろ要綱とかを前に考えたこともございまして設定したところでございましたが、問合せもそれほどなかったことと、ほかに社会福祉協議会等で日常生活のお助け事業というものもございまして、地域や所属している会員さんにお願いできるというような事業もあるということで、そちらのほうを推進しているところでございます。

それで、戸別収集の体制につきましては、町といいますか、環境施設組合のほうになるわけなのですけれども、今段階では収集、いろいろ体制的にもちょっと難しいものがありますので、今後また広域化とかでごみの出し方の流れをまた再検討しなければならないときが来ますので、今の時点ではちょっと難しいものだということでご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 私も数を増やしてお金、お金というか、資産もかかるし、また造れば造ったで人口が減ったときの後始末なども考えると、今現在あるものをうまく回転させていくボランティアとか、それからいろんな手助けを受けて、それが一番いいのではないかというふうに思っておりますが、例えば戸別収集などといつても、それなりの費用がかかりますので、ただごみ問題はやっぱりコミュニティにとって、自治会に未加入している人たちにとっても決して外すことのできない事業なのです。食べることとか、食べることは自由でしようけれども、ごみを出して排出したものを自分で片づけて持っていくということは、なかなかできませんので、それでコミュニティの柱になると考えておるのですけれども、次に

資源回収活動についてお聞きしながら、そのことについてもお聞きしたいと思います。

資源回収活動についてお聞きします。コミュニティでの資源回収は、役員の高齢化により人手不足で困難になっています。やめたらという意見もありますし、いや、やはり続けていくべきとの意見もあります。町全体のごみ減量推進員さん等のご意見等をお聞きする機会があって、お耳にしているのであれば、町全体ではどういう方向なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

資源回収の活動につきましては、自治会や子ども会、例えばほかに老人クラブやその他有志の団体、グループで行っている部分がございます。それで、いろいろと集団資源回収のほかにも拠点回収なり、店頭回収なり、リサイクルモアもですけれども、様々な資源の出し方をできるように整えてきているところでございます。

資源回収のほうで、ごみ減量推進員さんとは会議のほうでよくお話し、意見をお聞きすることがあるのですけれども、資源回収についてというよりかは、ごみ減量推進員さんの意見としては、集積所に違反ごみが出される、家電4品目等を出される、引っ越し等で大量ごみが出される、それを自治会が処理しなければならないというようなところで問題がある、大変であるというようなご意見は聞いております。

資源回収の部分につきましては、ごみ減量推進員さんでなくても、ほかの老人クラブなり、子ども会なり、育成会とか、その団体のほうでまず進めていっていただいているところでございます。協力もいただいているところでございますが、集団の資源回収は地域とも交流できるわけですし、いろいろな世代で同じ取組をするということでとてもいいことだと思いますので、いろいろな意見を組み入れながら、補助のほうは継続して行っていきたいなと思っているところです。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 令和6年3月に矢巾町一般廃棄物処理基本計画が出されております。内容は分かりやすくて、とてもよかったです。その中で、ごみ回収活動の継続を掲げております。回収活動によるコミュニティ活動の活性化の観点からお聞きします。

自治会未加入世帯でもごみに関しては、自治会のごみ活動に参加していなければ解決でき

ない面がたくさんあります。やはり地域の協力があつての活動です。毎日の生活で欠かすことなく排出するごみを地域で協力し、当番を決めて清潔な集積所にしていることは、矢巾町のほぼ全域で行われているとお聞きします。希薄になりがちな人間関係の解決策の最前線にあると思っているご近所付き合いは、ごみ回収活動でつながっていく可能性が極めて高いです。協力、思いやり、ボランティア、高齢者の社会参加活動、集積所での挨拶、近況報告、ありがとうございますの心、認知症対策、ごみ集積所で生まれるコミュニケーションは、まだまだあります。ごみ集積所で生まれるコミュニティ活動の活性化の効果について、これ以上あるのであれば、お考えをお聞きします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

コミュニティの担当としてお答えしたいと思いますし、前任の環境担当としても思うところがありますので、お話ししたいと思います。まず、企画財政課でもそうですし、町民環境課でもそうなのですけれども、よく自治会の役員さんからご相談をいただきます。というのは、やはり今このご時世でございますので、自治会には入りたくないという人がいらっしゃるというご相談です。だけれども、やはり自治会の役員さんもいろいろお勉強なさっておりますので、何か裁判とかの例を見ると、自治会に入るの強制ではないけれども、例えはごみ集積所を使う分の経費はもらっていいのですよねという、そういうご相談をいただきます。それは、やはり裁判の判例もあるのでやっぱりそのとおりだと思います。やはり住民票があるても、なくても、ごみ集積所は誰でも使うので、そういう経費をご負担いただくというのは、自治会にとって間違いではないですよというふうなことをお話をしております。

企画財政課のほうで今新しい行政区のところに、自治会のない行政区のところに今新しく自治会を形成しようとしております。その中でも、やはり最低限必要なものとしてお話が出るのは、やはりごみ集積所の管理と防犯灯の管理、この2つは絶対必要な、とにかく必ず必要なものですというのは、参加してくださる新しく移住してきた方からのお話でもやっぱりコンセンサスを取っていることでございますので、今議員がおっしゃったとおり、ごみ集積所の管理を通じてのコミュニティのつながりというのは非常に大事だと思っております。そこは今後も、矢巾の場合はごみ集積所によるごみ収集を行っておりますので、ここは堅持していきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 同じごみ回収活動のもう一点ですけれども、まちづくりの効果についてお聞きしたいと思います。

町の清潔感は、ごみをなくすということもあるのですけれども、犯罪を防ぐ効果があると言われています。道をきれいにすることで不法投棄が減り、犯罪が減るそうです。矢巾町も年2回の町をみんなできれいにする運動が行われ、きれいな町になっています。外国を見ると、1990年代頃に北アメリカのニューヨークが、かなり荒れた時代に壊れた窓ガラスをなくしていく、犯罪を減少させた実践、割れ窓理論というのがあります。同じようにごみをなくすことで犯罪が減り、安心なまちになるとも言われています。ごみの回収活動を工夫して推進し、誰もが参加できる清潔で安心、安全なまちづくり、地域づくりを進めることについてのお考えをお聞きします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと私も言葉を忘れたのですが、例えば自動販売機とかの横に缶を捨てるボックスがあって、あふれてきたときに誰かが、横にちょっと置いてしまうと、どんどんそこにごみが、空き缶が増えていくという、そういう理論ではないですけれども、何かそういう話を聞いたことがありますので、人はやはり誰かがやっていれば、自分ぐらいいいだろうという気持ちが多分湧くのだと思います。そういう点で議員おっしゃるとおり、ごみのないきれいな町を続けていくというのは、非常にそういう防犯の点でもいいことだと思います。

ちょっと私20年ぐらい前だと思うのですけれども、外国であった、イタリアかどこかだったと思うのですが、たしかどこかの市でごみを収集しなくなったある市があったと。そのときに、街に当然ごみがあふれた。当然犯罪も増えたという、ちょっとそういう報道を見たことがありますて、それはまさに議員がおっしゃるようなことだと思いますので、そういった意味で、本町においても、やはり常にごみのないきれいな町を続けていくということは、防犯にも役立つのではないかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、以上で2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 質問3、林野火災と防災対策について。大船渡市で発生した林野火

災は、どこにでも起こり得る自然災害と言われます。大船渡市の山林の早期復旧と被災された方々の日常生活の回復を願うところであります。当矢巾町においても、林野火災の防止、万が一被災された際の対応に備えるために以下伺います。

- ①、防災計画について、山間地での林野火災を想定した部分はあるか、伺います。
- ②、林野火災を想定した避難訓練の実状について伺います。
- ③、防災に携わる人たち（消防団、防災士、婦人防火クラブ、自主防災会等）に対して、現地大船渡市での視察研修を行い、有事に備えるべきではないでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　林野火災と防災対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和7年2月に改定いたしました矢巾町地域防災計画において、林野火災を想定した林野火災予防計画を定めております。

2点目についてですが、林野火災に特化した避難訓練といたしましては、他の想定訓練と併せた形で実施しており、自主防災組織の避難所開設、地域住民の安否確認及び受け入れなど、矢巾町防災訓練及び矢巾町消防団火災想定訓練において、町民参加の様々な災害に対応した避難訓練を実施しており、今後も継続してまいります。

なお、令和6年能登半島地震での町職員の応援派遣において、住家被害認定調査や申請事務受付支援及び本年2月の大船渡市の山林火災に伴う避難所応援職員派遣なども対応しておりますので、これらの災害現場の経験を共有し、対応してまいります。

3点目についてですが、大船渡市における林野火災現場を視察し、経過、課題、対応策などについて情報を共有し、有事に備えることは重要であることから、関係機関と連携して林野火災に関する火災予防策や協力体制、初動からの動き、初動からの対応策の現地研修などを検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　現地研修についてお伺いします。実は、私たち議員も数人で現地を研修してまいりました。皆さんにお声をかけたかったのですが、車の手配等でできなかったのは、いまだに残念に思っております。そのとき現地にお伺いしたところ、被災者住宅の建設中で全国の大工さんが来て建設しておりました。木のぬくもりが感じられて、疲弊してい

る方々に寄り添った住宅でした。中は見ることができなかったのですが、同行した現地の議員さんのお話では、避難所の様式も格段の進歩のようです。

災害対策の3本柱は、予防、応急処置、復旧と言われます。生活全般の様子や復旧対応を視察研修することが、今後の矢巾町の防災の参考になると思います。検討しますではなく、早めの現地研修実現についてお聞きします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

検討ではなく、速やかな対応ということで、おっしゃるとおりだと思います。大船渡市のほうでは、これから火災に遭った山林の木々の伐採作業が始まるということで、これは県の補正予算も通りましたので、これから本格的に始めまして、その後に国の補助を使って植林等が始まるということでございますので、現場の職員の担当者の皆様の状況も、ちょっと仕事の状況も私たちが視察に行くということでご負担をかけるようなことがあってはならないと思いますので、そういう合間を縫いながら情報連携しながら、実現できるようにしっかり研究してまいりますので、お時間をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で17番、谷上知子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を13時55分といたします。

午後 1時46分 休憩

午後 1時55分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

次に、14番、村松信一議員の質問を許します。

村松信一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） 令和7年度施政方針の状況について、町長にお伺いをいたします。

令和7年度施政方針として掲げた施策について、3月の予算審議を経て執行段階に入っておりますが、現在の進捗状況を伺いたいと思います。

1点目、農商工共創協議会について、施政方針では、農商工共創協議会が起業や事業拡大を支援する事業、農産物の市場競争力を高める事業、ふるさと納税返礼品の開発支援事業等を行うとしておりますが、現在の状況はどうか。

また、業種の枠を超えて人材の育成をする事業も行うとしているが、どのように育成するのか。

2点目、立地適正化計画について、人口減少と高齢化を背景に国土交通省は安心できる健康で快適な生活環境を実現し、財政面及び経済面において持続可能なものとするため、コンパクトなまちづくりを促進する立地適正化計画制度を創設しました。本町は、令和8年度に立地適正化計画を策定予定であります、現時点での計画構想の具体的な取組状況を伺いたいと思います。

3点目、本町の観光の在り方について。1、施政方針において自然観光スポットを生かし、矢巾温泉やキャンプ場、民間アスレチック施設、煙山ダムの多目的利用等を連携させ、西部地域の活性化を図るとしておりますが、煙山ダムの多目的利用等とはどのようなことか。

2、フューチャーデザインの観点から矢巾町観光振興ビジョンを見直し、新たな計画を策定するとあります、現時点ではどのような内容を考えているか。

3、ひまわりパークをはじめ、県道のマリーゴールドや駅前から医大通りの植栽等により、彩り豊かな町となっておりますが、本町のシンボルであるヤマユリは存在感が薄いと感じます。高貴な品性や人生の楽しみという花言葉を持つヤマユリの苗を各種お祭りやイベント等で無料配布し、一般家庭でもヤマユリを身近に鑑賞、楽しんでもらってはどうか。このことは、町民にゆとりをもたらす行政運営のアピールにもなると思うが、どうか。

4点目、特産品開発について、数年にわたり特産品の開発に取り組んでおりますが、定着している特産品は少なく、十分な成果が得られていない状況であります。製菓専門学校等との連携を視野に入れるとしておりますが、どのように連携する考えか。

また、現在特産品開発に取り組む事業者との開発協議は、どの程度の頻度で実施しているか、方向性の提示や条件等はあるか。

5点目、集落の教科書づくりについて伺います。町は、重要施策として、移住、定住の促進、関係人口の創出に努めておりますが、移住、定住した人と地域とのミスマッチもあると思われます。そのような問題を解決するため、集落の様々なルールや慣習、例えば自治会費

の金額や、その徴収方法、役員の決め方、草刈り等の共同作業のスケジュール等、その集落で暮らす上で必要な情報を思いつく限り収集し、包み隠さず明文化する集落の教科書を作成する地域が増えているといいます。

町内でも区域ごとにルールが違う中、それぞれの集落を見詰め直すきっかけにもなると思いますが、矢巾町でも各地域のそれぞれのルールに合わせて活用できるような集落の教科書のひな形を作成し、各地域の運営に生かしてはどうか。

以上であります。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　14番、村松信一議員の令和7年度施政方針の状況についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の農商工共創協議会につきましては、今年度の事業として、起業を志す方を支援するチャレンジショップ事業、ひまわりパークなどの来訪者に町内飲食店の利用を促す観光産業化検討事業、土壤診断に基づく施肥削減に努める適地適作チャレンジ事業、直播による水稻栽培など調査研究を支援する産地競争力向上事業、農業者と商工事業者が連携した農産物の加工販売を検討する連携具体化検討事業などに取り組むこととしております。

また、人材育成につきましては、昨年度に開催した事業において、生成AIに関する講演のように人材不足が懸念される中で、各業種において今後重要なテーマについて学びの機会を設けてまいります。

2点目についてですが、国土交通省が作成した立地適正化計画の手引きに準じ、今年度はコンサルタント会社との業務委託契約により、町の関連計画や各施策の把握及び現状分析、将来都市構造の検討などの調査業務を進めてまいります。

なお、本計画の構想については、矢幅駅周辺から岩手医科大学及び同附属病院周辺を町の中心市街地としてコンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進めるなど、矢巾町都市計画マスタープランとの整合性を図り策定するものとなります。

3点目の煙山ダムの多目的利用等につきましては、湖畔の散策路利用のほか、令和5年度から取り組んでおりますサップ事業であり、引き続き今年度も7月末の開催に向けて準備を進めているところであります。

次に、矢巾町観光振興ビジョンの見直しについてですが、現行の矢巾町観光振興ビジョンは、コロナウィルス感染症の感染拡大が深刻だった時期に策定したものでありますことから、

例えば本町を観光やイベントで訪れる方が町内の飲食店を利用されるような連携など、現在の社会情勢、また併せて経済情勢に応じて、より実効性、具体性のある施策に改めるべく、町内事業者及び町民の方に参加をいただき、ワークショップの開催を通じて意見を集約し、今後のビジョン形成及び振興計画策定に取り組んでまいります。

次に、ヤマユリについてですが、今月に森山パストラルパークで開催される任意団体主催イベントにおいて、ヤマユリの苗が配布されると伺っておりますことから、当該団体のすばらしい取組と連携し、町主催イベントにおいても配布することができないか協議をしてまいります。

なお、県道2か所に町民の皆さんと植えた花なども心にゆとりと安心を与えるものと思慮されますので、町の花でありますヤマユリを増やす活動を支援してまいります。

4点目についてですが、製菓専門学校との連携につきましては、町内産農産物を使用したお菓子コンテストの開催について、学校側と協議を進めております。一方で、町内で飲食に携わる事業者の中から、特産品開発に取り組む事業者を募集しているところであります。

ほかにも、菓子の製造及び販売が可能な事業者とも特産品開発に取り組むこととしております。

なお、事業者との開発協議の頻度につきましては、今年度内の商品化を目指し、事業者が決まり次第、協議をしてまいります。

また、特産品開発につきましては、町内産農産物を使用することのほか、町内の店舗で6か月以上の期間において販売可能な商品であることを条件としております。

5点目についてですが、本町において現時点で集落の教科書に当たるものはございませんが、令和5年度に矢巾町コミュニティ連合会として、自治会の運営や活動において必要となる事項を取りまとめた自治会運営マニュアル、同時期に町として町が行う地域コミュニティ組織への支援制度や依頼事項を取りまとめた自治会運営の手引き、さらに令和5年度から6年度にかけて小学校区ごとに作成した地域カルテを基に、次の段階として各自治会ごとの集落の教科書の作成を検討してまいります。

なお、令和7年2月から取り組んでいる地域コミュニティ組織の立ち上げに向けた意見交換会において出された疑問や意見について参考としてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、再質問でありますが、農商工共創協議会のことについて伺います。農商工共創協議会の今年度の事業として起業を志す方の支援について、今後起業に向け相談を受ける窓口はどこに設置するのか。また、対応に当たる相談員の資格等の現状はどうか。

そして、窓口は農商工共創協議会であります、商工会であれば、今まで同じような相談窓口として存在しておりました。農商工共創協議会との相違点は何なのでしょうか。起業者に対する指導は、どこが行うのか。

以上を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、窓口といたしましては、議員先ほどおっしゃったとおり、商工会もあるところではございますが、いわて産業振興センター、こちらもございますし、あとは盛岡広域の取組といたしまして、地域人材育成ネットワーク事業ということもございます。私どものほうで農商工共創協議会の事務局を仰せつかっておりますが、そちらのほうで何かこういった場合にどういうところに相談すべきなのか、いろいろ資金面だったり、あとは具体的な事業の実施に当たりということで、中には実際起業されている方にいろいろ意見を伺いたいという場合もございます。そういったときに、我々というのは、そういったところに寄り添った形のサポートができればいいかなというところで窓口とさせていただいているところでございますが、この取組につきましては、お役立ちセンターの関係もございますが、委員いらっしゃるのですが、そちらのほうとも連携を取りながら対応してまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 引き続きまたお伺いしますが、農商工共創協議会の設立から現在までに協議会の趣旨に沿って設置された部会、4部会あるわけであります。それから、そのうちで人材育成部会と農産物競争力向上部会の活動が報告として出ております。

まず1点目、バイオスティミュラント事業について、いわゆる気候や土壤のコンディションに起因する植物のダメージを軽減し、健全な植物を提供する新しい技術とあります。令和6年度は、リンゴ、キャベツ、水稻、サニーレタスに実際に使用して、その効果を確認した

ようであります。リンゴは9月24日と8月30日、それからキャベツは11月23日と9月26日、稲作は9月4日と8月22日、サニーレタスは10月22日、これの写真も掲載されております。バイオスティミュラントとして健全な植物を提供するための新しい技術としてはどのようなことを実施したのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ご質問にお答えいたします。

まず、この4品目でございますが、実際4団体のほうにご協力をいただきまして、それぞれの圃場で、これまでの肥料とかに代えて資材ということになりますが、この資材を使った生育状況を確認するというのがメインでございました。そうした中で1品目、水稻だけは根強くよいかなというところではございましたが、やはり最終的に資材との費用対効果の関係ということが課題として出てくるかというところでございました。

そういう点も踏まえまして、今後につきましては、ちょっとよその対応している例も見ながら慎重に対応してまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　それでは、ちょっと早い報告で分かりませんので、後で何か提供してもいい資料がありましたら、いただきたいと思います。

それで、次の質問であります。起業を志す方には、どのようにこれから募集するのか。その場合の条件や支援内容は決まっているのかということ。

それから、土壤診断について、施肥の削減を行うということがうたわれておりますが、その告知等について、農商工共創協議会としてはどのようにして募集するのか。また、有料、無料の、その料金等はどうなっているのか。

今までJAさんを通じて土壤診断等は実際農家ではやられております。この協議会が実施することとの違いは何なのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　お答えさせていただきます。

まず、起業を志す方にというところでございますが、こちらにつきましては、いろいろイベント等ございますが、そちらでのチャレンジショップみたいな形で物販をメインに何かできないかなというところを考えておるところでございます。

なお、土壤診断につきましてでございますけれども、議員お話しのとおり土壤診断につきましては、これまでどおりJAを通じてお願いしたいなというふうに考えておりまして、こちらのほうで支援といったところにつきましては、この土壤診断の結果を受けまして、活用するためのツール、そちらのほうについて導入の支援をしてまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、直播ということが出ておりましたので、直播に対して水稻栽培等の調査研究のことについて伺いたいと思います。今年も田植が終了したわけであります。それで、今回の農商工共創協議会として、直播に対応する圃場の対象面積はどれぐらいを対象としているのか。

今年も直播の調査を実施すると思いますが、適地適作の直播栽培について、私は2016年の6月に、9年前でありますけれども、直播栽培のことについて質問をしております。このとき、当時今後本格的な普及に向け研修会等を通じ積極的な取組を実施したいと、そういう9年前の答弁がありました。あれから9年がたったわけですが、今回の答弁では、水稻栽培等調査研究を支援する産地競争力向上事業として共創協議会の事業として掲げられているわけでありますが、直播については9年間は、今の共創協議会が取り上げる、私が2016年に質問したときから9年たったわけですが、その間担当課としては、先ほどの答弁のとおりです。何かやられたのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、前段の部分でございますが、直播に対応する圃場整備の対象面積というところでございましたが、直接面積に応じて何かこちらから支援するというところではないところでありますが、こちらにつきましては、引き続き調査、成果の展開ということも含めた調査ということになりますけれども、そちらのほうを対応してまいりたいなというふうに考えております。

そこで、こちらにつきましては、令和6年度でございますが、認定農業者の会、それぞれ経営規模が大きいわけでございますが、そういった会の中の研修テーマとして、やはり直播の件については研修をしております。

私どものほうでもこうした直播の研究に関する調査だとか研修会、あと成果の展開方法ありますけれども、これらに要する費用につきまして、必要な予算を確保してまいりたいなというふうに考えておるところでございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 9年間何をしたかということを聞いたのですけれども、何もできないということはないと思うのです。意識しているか、していないかです。

それから、9年間直播をやらなかったという、やっているところあるわけありますので、同じところでずっと9年間も続けてやっているのではないですか。だって、それは分かりますよね。だったら行って、例えばどういう状況なのか、支援策はなくてもいいです。何かまとめたものがありますか。こういう問題があるとか、課題があるとか、なかなか進まないとか、こういうことを解決すればもっと増えるとか、そういうことはあるのですか、ないのですか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

9年間何をしていたのかというところでございますが、確かに直播につきましては、ハウスで育苗も要らないし、そのとおり田植作業が要らなくなるという点で、かなり人手不足の中の省力化というところでは、非常に大切な取組だなという認識は、そのとおりでございます。

そうした中で、やはり直播による発芽率、これが若干低いというところもありまして、なかなか大きく広まらないというところもあったかとは思いますが、いろいろ改良が重ねられて、種のコーティングとか、いろいろ研究も、改良もなされているというところで、ぜひやはり人手不足の中の省力化という点で、我々とすればこれを広めてまいりたいなという考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 苦しい答弁ですよね。だから、やっぱりやると言ったらやる、何か結果を出していただきたい、それをお願いしておきます。

それで、農業者と商工業者が連携し、農産物の加工販売を検討することについてですが、これは連携具体化検討事業となっているのです。なぜ検討して終わるのですか。だから、検討商品化事業では、なぜこの事業の中で商品化という言葉はないのですか。だから、これは具体的に検討しただけで終わるのですね。ということで、これを販売まで結びつけるような考えはないでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

まず、議員お話しのとおり、最終的に販売を目標にするというのは、同じところでございます。名称が販売を意識していないというふうに受け止められたというところで、ちょっと私どもの反省点ではあるなというところではございますが、この点につきましては、中小企業者、農業関係従事者、それで検討して、委員とも併せて検討させていただくという内容でございますが、最終的には所得向上につなげるためには、やはり販売を意識したものという取組でございますので、ご理解いただければと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 商品化というのは、今後入れることを検討するということですか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 当然商品化につなげてまいりたいという考え方で取り組むものでございますので、以上お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、次の質間に移ります。立地適正化計画について。過去の人口増加で広まった町を人口減少に合わせてコンパクトにする計画でありますが、具体的には都市再生措置法に基づいて、駅やバス停など生活に便利な施設の徒歩圏に住居を誘導するエリアと、それから都市機能を誘導するエリアを定めて、将来の人口減少、少子高齢化を見据えた持続可能なまちづくりを行う計画ではありますが、この計画の作成主体は市町村であって、単独または共同体とする任意計画とあります。

様々な制約条件の下で実施可能な事業を優先せざるを得ない地方自治体との温度差は大きいとされておりますが、本町はもともとコンパクトな町で本年の施政方針で、令和7年度か

ら8年度に策定をして、これは予定ですが、人口減少や高齢化の構造的な問題に適切に対応するため都市機能や居住機能を適切に誘導するまちづくりを進めると、こう書かれております。

そこで重要なことを伺いますが、これには徳田小学校の移転も考える時期となっておりますが、適正化計画に、この小学校移転や統廃合の内容も含んだ考え方で計画を策定するのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

立地適正化計画ですけれども、議員ご指摘のとおり、居住地域の誘導を行っていく計画でございます。ただ、こちらに小学校の移転または統廃合に関わる部分につきましては、計画には含まれていないというところでございます。

現在先日協定を締結しました東北学院大学と人口推計について調査を行っているところでございますが、こちらの人口推計の結果を踏まえて、今後教育委員会のほうで検討される学校再編の計画というのがあろうかと思うのですけれども、こちらと連携した形で立地適正化計画の策定を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） この立地適正化計画につきましては、コンサルタント会社に委託するわけでありますけれども、矢幅駅から医大までの中心市街地を中心としたまちづくりの進め方には異論ありません。本来の立地適正化計画は、居住誘導地域と都市機能誘導地域に定められ、これを公共交通ネットワークで結ぶ考えが重要であります。

そこで、モノレールやレールバス、EV無人バスなども取り入れることが必然となるわけでありますが、この状況をコンサル会社の構想策定に対して、このような状況を先に要望するというような、そういういたた策定の中で要望するということは考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

ただいまの件ですが、公共交通計画との整合性というのは取っていく必要があるというふうに考えてございます。本町の公共交通に関して、現在市街地循環を行うやはばすを運

行しておりましたし、町内全ての地域を網羅する乗り合い型バスを運行しているところであります、今後の公共交通の考え方とか、担当課と協議を進めながら、可能な限り盛り込む形で進めてまいりたいというふうに考えております。

策定に関しましては、今年度は調査を行って来年度は実際の計画をというふうな形で来年度末に計画策定の予定なのですが、都市再生特別措置法というので、市町村はおおむね5年ごとに計画の見直しをというふうに求められておりましたので、こちらのほうを作成して終わりではなくて、効果等を分析して見直しを行っていくというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 来年に策定するとありますが、その後の状況、それはどうされるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） すみません、今少し触れてしまったわけなわけですけれども、この後緩やかではありますが、住宅の誘導を行っていくと。これは、強制ではないです。本当に緩やかな形で行っていくこととなります。そして、その中身は隨時見直しながら進めていくということで、大まかな更新は5年ごとに行っていくというものでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 次に、観光のことでお伺いしたいと思います。ひまわりパークの観光産業化の検討として、ひまわりの開花に合わせたキッチンカーで飲食を提供することなどを取り入れると思いますが、ひまわりパークの飲食以外の事業として考えていることは別にあるのか、まずそれを1点お伺いします。

それから、また施政方針では煙山ダムの多目的利用となっておりまして、湖畔の散策路利用なんていうのは、言わなくても分かるのです。サップ事業等も取り入れるということではありますが、そこでまずお伺いしたいのは、サップ事業は今後同好会形式で継続するのか、まずそういうことをお伺いしたいのと、それから前にも質問したことがありまして、それはできないと言われたのですが、煙山ダムを釣堀ということで、これをぜひともできないものか

どうか、法律的なものがあるということで、もともとの目的が違うということで、それはまづできかねる、できないということだったのですが、あそこはイワナとか何か上のほうから小さいやつを放しておけば、どんどん大きくなつて、物すごい観光地になると思われますが、その状況について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　お答えいたします。

まず、ひまわりパークのキッチンカーの件でございますが、これ以外の何か事業があるかというところでございましたが、これにつきましては、昨年も議会のところでいろいろご意見をいただいたわけですが、ひまわりパークに来ていただいて、何もそのまま素通りになつてしまふということは避けたいなというところを考えておりまして、何か例えば町内の飲食店の利用を促すような形の取組ができるかというところを今検討しておるところでございました。

あとは、先ほどありましたとおりサップの関係でございましたが、サップについては、今現在7年度につきましては、失礼しました、6年度につきましては、4日間で午前と午後合わせまして計8回予定をしておったわけですが、やはり大雨であるとか、やはりサップ事業ですので、気をつけなければならないのが、雷、風、それらで結局6回ほど中止になつたということがございます。やはりなかなかこれは気象条件に大きく影響を受けますし、あとすみません、大雨の関係も、今はいつ起きるかが分からない状況で、夏場でもありますので、そういう時期に大雨に備えてダムの水位を低く保つというところもあって、1回はそういうダムの水位を下げたためにサップが中止になつたというところがあります。

なかなか定期的に開催するというのが非常に厳しいのだなというのを今回いろいろやってみて感じたところでございますが、取りあえず今年度も引き続きやってみたいというところでございますので、今後同好会とか、そういうお話をございますが、そこについては、まず今年度も含めて今後検討すべき話かなというふうに考えておるところでございます。

なお、最後に煙山ダムの釣堀の関係、イワナを放してというところでございますが、イワナを放してイワナを釣るということになると、恐らく餌をつけたのではなくてルアーをつけたというものになるのではないかと思っていますが、そういうことが可能なのかどうなのかも含めて確認させていただきたいと思います。

皆さんご存じのとおり、昨年度の事業で国営事業でございますが、煙山ダムに流木とか、とどめるための網場を設置したというところもございますので、その辺も確認させていただ

きたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、次の質間に移させていただきますが、ヤマユリについてあります。議会だより214号、令和2年10月であります、「まちの人」、一番裏のほうに記載されております。掲載されておりますが、その内容を要約しますと、矢巾町青少年健全育成町民会議は26回となり、山ゆり賞の表彰式がある。青少年が心身ともに成長する大切な時期に、毎年にわたり健全育成に尽力された町民の地道な努力に対しての敬意と感謝の表彰。花言葉は、莊厳、厳かであり、まさに100年を見据えた、忍耐も伴う地元による人材育成の取組であると紹介され、そのヤマユリの花を以前から見かけなくなったことを気にかけていた議員さんがすぐに対策を講じ、その結果2020年7月15日、森山パストラルパークに苗床をつくり、約100本を移植しました。花言葉である人生の楽しみとして絶やさぬよう大切に守り育ててまいりたいと願いますと記載しております。今年も7月21日に実施しますけれども、毎年30名ぐらいの方が移植に参加をしていただいて感謝申し上げます。

また、この活動に対しまして無償で6年間昼食の提供をいただいている女性議員の方には大変申し訳なく、感謝を申し上げます。

ユリ根は、糖尿病に効果があつて盗掘が多いのです。それで、盗難防止用の看板を設置しました。御覧になったことがあると思います。これは、行政にも、それから警察にも全部届出して許可をもらったものであります、この看板だけは交付金で設置しました。いただきました。そのほかの一切の費用は、6年間自費で対応しておりますことを申し述べておきます。

初期の移植のときからあることが縁で山梨県から10名の方が、この5年間応援をいただき、それが縁で昨年本町に依存症解消スクールが開校となったことを申し添えます。今年も応援をいただきますが、日頃の管理効果もあり、今年はヤマユリは、昨日調べてきました、約700本ほど咲くと思います。新芽も増えております。また、自宅には500本ほどの苗も育っておりますので、今後は移植でやっぱり2,000本くらいは咲く公園となります。

催事等で配布を検討しているということの答弁であります、配布するまで種を取ってから冬の間こたつに入れて2か月間管理をして、それで冷蔵庫に入れるとか、いろいろやりますけれども、3年かかるのです。3年目に提供できるのです。ですから、もしそのことをや

るというのであれば、早めの判断が必要だと思います。その対応は、私たちのところでできると思います。

そこで観光の在り方として、町内にはヤマユリの咲き誇る森山パストラルパーク等のヤマユリ写真コンテストなどを企画して、秋まつりに写真コンテストなどの企画をしてはどうかということをまず提案したいと思います。

今年もまた21日の日に公園で開催することになりますけれども、ここでは文化スポーツ課さんと、それから学校教育課の方たちにもご協力をいただきまして、小学生の鳥の巣箱を設置する。自分たちで山で作って、キットは作っていますので、それを作って、それでうちに持つて帰つて、宿題というか課題、夏休みの宿題ではなくて、何と言うのでしたか、あれに出してもらうと。そしてまた持ち帰つたならば、うちのどこかに設置してくださいと。

なお、そのときに作った1つぐらいを山のほうに設置しておくと。それで、もしそこで雛が育つたら、それをビデオに撮つて、参加した方にそのビデオを差し上げるということをやろうとしております。

矢巾町の夏まつりと同時期にヤマユリが咲くのです。ヤマユリは大体2週間ぐらいにわたつて咲きますので、一斉に咲くことはないのですが、これは役場と森山パストラルパークは、まず600メートル、近いか遠いかは別にして、600メートル歩いて山でそういうのを散策、ヤマユリを堪能する、そういうこともできるのではないかと思いますので、第2祭り会場として取り入れる案などを提案したいのですが、どうかということを検討いただきたい。

6区、7区を通る個人宅の辺りのあの辺の農家の人たちに協力いただいて、軒先の辺りで野菜を売つたりだとか、飲食とか、小物を売るような、そういう企画も面白いのではないかと思いますが、その見解を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　お答えいたします。

まず、前段の部分でございましたが、こちらは秋まつりで写真のコンテストというお話をございましたが、こちらにつきましては、広報での周知も必要ということになりますけれども、前向きに検討させていただければというふうに考えておりますので、実施団体さんのはうには、いろいろと相談させていただきたいなというふうに考えておるところでございました。

あと夏まつりのほうということになるのですが、第2会場でということで、今回いろいろイオンスーパーセンターの駐車場、あちらのほうを活用するには、不來方高校の敷地もお借

りしなければ、なかなか実現しないということがありまして、今回矢巾町役場での開催という流れになっておりますが、来年度以降も引き続き会場をどうするかというところもありますけれども、ここにつきましても引き続き、例えば矢巾町役場でやるということであれば、ここも踏まえて先ほどの秋まつりの写真コンテストもそうでございますが、実施団体さんとちょっとお話をさせていただく機会を設けたいなと思っておりますので、すみませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

一問一答にしてもらえば、きっと2問ぐらい答えているのではないか、だと思います。鳥の巣箱とかいろいろあったし、だから一問一答でお願いします。

他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 矢巾町観光振興ビジョンについて伺いたいのですが、それを見直すと、こうあるのです。フューチャーデザインの観点から見直すと。いや、それでもちょっと分からぬのでお伺いしますが、明記と、その観光ビジョンのことについて、フューチャーデザインの観点からというのは、それを全部読んだのですが、分からぬのですが、これどこに反映されていることになっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） もう一回。もう一回フューチャーデザインの観光……

○14番（村松信一議員） 矢巾町観光振興ビジョンを見直すと、こうなっているのです。では、今ある観光ビジョンですよね、それをフューチャーデザインの観点から見直すと、こうなっているのですけれども、それをどこをどう変える、フューチャーデザインのどこをどう変えるのかということをちょっと聞きたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

すみません、こちらのほうでフューチャーデザインということで、これにつきまして観光ビジョンを策定する際に、現役世代であるとか、将来世代みたいな形でグループをつくりましてワークショップを設けまして、そこでいろいろ意見を皆さんからいただくというような考え方でございまして、全部で5回を予定しておりますところで、1回目につきましては、先月30日に実施したところでございますが、8月までの期間で5回を開催する予定でございます。

なお、これにつきましては、連携協定を結ばせていただいております大阪大学様のご協力を得て実施しておるというところでございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） では、次の質問であります、製菓専門学校との連携について伺いたいと思います。町内農産物を使用してお菓子コンテストをやるわけでありますが、非常によいアイデアだと思いますが、今年3月の予算書の96ページの中に、特產品宣伝普及業務委託料というのがあるのです。この委託料は、この菓子コンテストにも使えるのか、関係するのかどうか。それから、契約先のコーディネーターとの関係はあるのか、ないのか、まずここについて伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、このお菓子のコンテストにつきましては、今回この委託業務とは別物ということで協議をさせていただいているところでございました。まず、こちらにつきましては、お金をかけなくても、何か比較的、お金をかけなくてもというか、全くかけないわけではないのですが、比較的取り組みやすいことができないかというところで今協議をさせていただいているところでございました。

なお、コーディネーターと関係あるかどうかということにつきましては、コーディネーターさんと、専門学校のほうということでは関係はしていないところでございますが、議員お話の特產品宣伝普及、この業務委託のところにつきましては、このコーディネーターを中心に業務を進めてまいりという段取りになっておるところでございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは聞きますけれども、特產品宣伝普及業務委託料は、特產品の開発には含まれているかどうか、ちょっともう一回確認します。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

特產品の開発、普及というところに含んでおるというところでございました。よろしいで

しょうか。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 分かりました。

それでは、次の質問に移ります。特産品の開発について、以前質問したことがあります、平成12年の矢巾町食生活改善推進員協議会が発行しております厚いレシピがあるのです。矢巾の食の歳時記となっております。それから、平成22年発行の矢巾のおすすめ料理簡単レシピ集というのもございます。それから、伝承料理矢巾の食事、母の味、ふるさとの味として矢巾町食生活改善推進員が平成2年発行の中に、ゆかりある料理が紹介されております。

特産品の開発のヒントになれば、どうでしょうか、これを見て、もう一度考え直すとか、見直すとか、そういったことが必要ではないか、やつたらどうでしょうかということを提言したことがあります、それを検討したことがあるのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

議員のお話の料理でございますが、これにつきましては、確かにいろんな品目がございます。確かにいろいろ開発する上で、ヒントもあるのではないかというふうには思いますので、今回特産品開発の中でコーディネーターを中心にやる業務といたしましては、菓子の開発がまず1つ。あとは、町内の飲食店が何か取り組むのが1つというところで、いずれも答弁したとおり、町内産の農産物を使ったものというくくりにしておりますので、そういったときに、お話のいろいろ料理のレシピとか、そういったのも参考にさせていただければ、何かヒントになるのではというふうに考えておりますので、情報提供させていただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、1問目の最後の質問に集落の教科書づくりということで、本町でも市街化調整区域、私のところそうですが、空き家にも新住民が住むようになっております。現在新規に調整区域に住む人が多くなりつつあるのです。その地域で暮らす上で必要な情報は、どのように、誰が、いつの時点で説明するかということになるわけですが、う

まくやっている行政区もあるだろうと思いますし、それができていないところも当然あるだろうと思います。私たちのところでもやっぱりそうなのです。

自治会費は、もともと住んでいるところもあるので自治会費等、あるいはいろんな寄附だとかそういうものの、あるいは草刈りなんかもそうなのですけれども、なかなか賛同を得られないというようなこともありますので、かなり地域ではそういった問題が発生していると思われます。

和味のように非常にすばらしくちゃんとした説明をした方もいらっしゃるみたいであります、集落の教科書についてであります、市街化調整区域内の居住について一定程度の緩和により、今は空き家の売買もできるようになります、結構やっぱり増えているのです。ということで、二地域居住も含みますけれども、そういうことで今話しました町をきれいにする運動に参加するとかしないとか、赤い羽根共同募金、これは任意なわけでありますけれども、そういうものを持っていく手だけがないとか、それから各種寄附や会費等も新住民等の意見の相違が見られますということで作成を検討するということではなくて、これから少なくなるわけではないと思うのです。新住民は増える傾向にあると思いますので、いずれつくったほうがいいのだろうと思いますので、検討するのではなくてつくることを検討しますということで、検討するよりもつくりますということでいろいろと時間もかかるでしょうから、その答弁をちょっと伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁で検討しますということで少し慎重な言葉遣いをしたわけでございますけれども、今回村松議員から一般質問をいただいて、やっぱり私自身も集落の教科書というものの、正直私自身も知らなかつたので、今回調べまして、やはり次の3項目めの質問にもございます二地域居住のこととかも含めて、移ってくる方がそこの地域がどういったものかを知らないと、やっぱりそもそもそこに行きたいと思うかどうかかも分からぬということで、非常にいいものだなというふうに改めて思ったところです。

そのときに、やはりこれは各自治会さんの協力を得てつくるなければならないということで検討しますという言葉を使ったわけでございますけれども、いずれ各自治会と話をして、今はまず広域的な部分の計画をつくるとしているところでございますが、まず一旦それが済んだ次の段階として、各自治会ごとの地元のルールとかを、こういった集落の教科書と呼ばれるものをつくりていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「1問目はありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、2問目の質問に入らせていただきますが、環境負荷低減の取組について伺います。

1点目、環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）とは、持続可能な農林水産業、食料システムの構築のため最低限行うべき環境負荷低減の取組の実施をチェックすることで、農林水産省は全ての補助事業等においてみどりチェックを要件化するとしております。本町でも多くの事業者、組織に関係してきますが、どのように周知徹底する考えか。

多面的機能支払交付金制度の活動組織でも、令和7年度からみどりチェックが必要となり、組織に対する説明会の開催も必要と思うが、本町の考えを伺いたいと思います。

2点目、温室効果ガス排出削減について、水田の中干し期間を通常より1週間以上延長しますと、米収量への影響を抑えながらメタンガスの発生量を1から3割程度削減できることが明らかになっております。矢巾町地球温暖化対策実行計画が更新されたところではありますが、中干し期間の延長も実行計画に組み入れてはどうか。

また、温室効果ガスの排出削減量、吸収量を国が認証し、クレジットとして売買を可能とする制度であるJ-クレジットについて、農業者の意見を取りまとめる機会をつくるなど、取組に向けた検討が必要ではないか。

以上を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 環境負荷低減の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、みどりチェックにつきましては、昨年度から開始されており、既に水田活用の直接支払交付金など、多くの農業者が関わる制度で提出いただいているところであります。令和9年度以降の本格実施に向け、岩手中央農業協同組合が開催する営農座談会において、補助制度の説明と併せてみどりチェックの周知を図ってまいります。

2点目についてですが、矢巾町地球温暖化対策実行計画において、水田の中干し期間の延長に取り組むことで高品質の主食用米の品質低下の懸念もありますことから、農業者の主体

的な取組状況を踏まえて検討してまいります。

また、環境負荷低減に向けたJ一クレジットを活用することにつきましては、希望する農業者に対し、加工用米など品質等級に影響が生じない圃場での活用や県内市町村の取組実績も含め、判断できる情報を提供してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） この環境負荷軽減については、重要なことだと思います。本町でも全面積の35%は農地なのです。これは、最高の環境負荷軽減の財産なのです。それで、実は多面的機能支払交付金事業の中に今後取組が必須となるということで今日も文書が届いております。この説明会は、矢巾町ではまだなのですけれども、ある隣の近い町では、全組織を集めて、この取組の説明会を開いているのです。矢巾町も、やっぱり必要なのです、これ。であります。この説明会はいつ頃実施するか、あるいは全くしない考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

まず、みどりチェックの説明会でございますが、これにつきましては、時期はまだ、すみません、何とも言えないところでございますが、実施するという方向でございます。

なお、実施時期につきましては、やはり皆さんのご負担のない時期を選んでということにはなるのですが、今年も4月早々に地域計画、主に目標地図の関係でございましたが、策定は3月末で皆さんにしていただいたところでございましたが、やはりこれというのを策定して終わりではないので、1年ごとに見直しというのは、特にしてもらわなければならぬということの意味合いも含めまして関係者を集めて開催しておるというところでございましたので、こちらにつきましても同様に開催が必要と思っておりますので、また改めて周知はさせていただきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 先ほど水田の中干しのことをお話しましたけれども、これは個々でやっても駄目なのです。効果は薄いし、J一クレジットにもならない。団体でやらなくて

はなりませんが、個々の農家では対象にならない。それで、これは旧部落単位みたいな、そういう形で取りまとめて100ヘクタールとか、そういう形でまとまらないと、買ってくれる企業はないわけでありますけれども、そこでこの取りまとめ、ぜひ団体での取りまとめ役を農商工共創協議会に検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　お答えいたします。

まず、J一クレジットの関係でございますが、やはりいろいろ確認しますと、1反歩で例えば1,000円から3,000円ぐらいとか、それぞれ幅にも開きがあるわけでございますが、通常の米を販売した上で、さらに収入があるというところで非常にいいものだなというふうな認識はしております。

一方で、JAさんなんかが特に心配しておるのが、等級が仮に中干し期間を延長したために、それが影響してかというところまでは厳格には言えないまでも、例えば今銀河のしづく、矢巾町ほとんど一等の厳選となっておるわけですが、これが仮に一等米ということになると、やっぱりそこで若干値段に影響が出るというところございます。

ただ、どちらも考え方は一緒ということで、生産者にとって所得向上につながる取組だというところは、そのとおりでございますので、やはりこれにつきましては、町とJAさんとその辺の進め方についても協議が必要ということではあると思いますので、その品質を保持した上での取組が一番最高な取組でございますので、引き続きこちらにつきましてもJAさんのほうと町ということで協議してまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　今の話は人の話、本当にそうですかと、そういうことが懸念されるということでありまして、私やってみました、去年。銀河のしづくです。それで、中干しを本当に長くして硬くなって、取った銀河のしづくは、まず品質は全部一等です。そこで、みんなに振る舞いました、これ、おいしい、食べてみてと、銀河のしづく。全然もう、おいしい、おいしいと、もう大変ですよというくらい変わらないです。

そこで、品質のほかに収量が低下するのではないかという話でしたけれども、皆さんご存じですか、ここら辺で10アール当たりどれぐらい取れるかといったら、600キロぐらいです。

10俵というやつ。それが、取れるほうです。取れないほうで大体500何キロから、600キロ取れると取れるほうなのです。10俵というやつです。私のところは、あんまり粗末にはしているわけではないのです、手入れもしないで。やっぱりそれでも660キロ取れたのです。中干して、品質もいい。それは今食べてもらって分かったのですけれども、だからあんまり品質のことは関係ないのではないかなと思います。それ以上だと、10日くらい私は延長しました。ということで、そういうことをやってみての話なので、ぜひとも自信を持ってやってみていただきたいなど、そう思いましたということあります。それは、答弁は要りません。

それから、次の再質問、令和7年4月の矢巾町地球温暖化対策実行計画策定についての資料を見ますと、将来像「みんなで創る 持続可能な脱炭素のまち やはば」とうたい、令和12年度の町内におけるCO₂の削減を平成25年度比で46%削減するという目標が掲げられています。その施策の中に、気象変動への適応として、農林分野の対策、それから水資源の対策、健康への影響対策、生活基盤における対策の中で吸収源対策の森林の整備・保全、バイオ炭普及促進の項目に、ぜひともみどりチェックの中干し期間の延長によるCO₂削減の効果についての目標を明記することを検討いただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町で策定しております地球温暖化対策実行計画につきましては、対象とする温室効果ガスを二酸化炭素と定めています。というのは、もちろんその数値的な追い方ができるものとして二酸化炭素が一番適しているということでございます。それで、吸収源対策のところに中干しの部分を加えてはというお話をございますが、中干しによってCO₂というよりかはメタンガスのほうに影響が出るものでございますので、もちろん大きい意味での温暖化対策のほうには寄与することでございますが、今の計画の中では二酸化炭素を標準としておりますので、このページに加えるということは、ちょっと今のところ考えておりませんが、今後計画の見直しとか改定とかする場合に、またいろいろな方面から付け加えたり、変更したりすることがありますので、そのときにまた検討したいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、温室効果ガス排出削減について矢巾町地球温暖化対策実行計画推進について、本計画に向けた取組を実行するため庁舎内全体及び計画対象施設にお

いて取り組むこととすると、こうあります。その中で、ゼロボードサステナビリティ経営に不可欠な基盤を提供するクラウドサービスを行うとありまして、各課長補佐等の職員を本計画における温暖化対策の担当者として、各課にて職員の計画内容の周知をすると、啓発をするということがあります、今どのようになっていますでしょうか、あるいはどのように実行されていますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地球温暖化対策の実行計画、もちろん事務事業編のほう、庁舎内での削減のものは事務事業編というほうで策定しているのですけれども、その委員というか担当を課長補佐級として定めているものでございます。今実際は、まだ計画を改定してすぐですので、その体制はちゃんと整っていないところでございますが、以前ISOとか、そちらのほうを推進したときに、同じように各課にいろいろ取組を周知徹底した部分がありましたので、そこまでいかないかもしれませんのですけれども、こういう施策をしていくようにとか、こういうちょっとした取組、例えば電気の消灯にしても、エアコンの空調管理しても、補佐を中心に気をつけてくださいというような形では進めていこうと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「2問目は終わりです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで2問目の質問を終わります。

次に、3番目の質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、3問目です。二地域居住について町長にお伺いをいたしたいと思います。

ITの進歩によるリモートワークを導入する企業の増加やライフスタイルの変化等により、2つの地域に生活拠点を持つ二地域居住を開始する人が増加傾向にあるといいます。国土交通省は、広域にわたる人や物の流れを活発にすることを通じて、地域を活性化すること目的として広域的地域活性化基盤整備法を改正し、二地域居住を推進しておりますが、矢巾町でも推進に関する計画に取り組んではどうか。

以上であります。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 二地域居住についてのご質問にお答えいたします。

本町では、2つの地域居住をテレワークやワーケーションの一形態と捉え、令和3年3月に有志の都道府県や市町村より設立された二地域居住等促進協議会に設立当初から参加し、令和6年10月には同協議会が発展的に改組され、民間事業者も参画する全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームに会員として引き続き参加しております。

同プラットフォームでは、二地域居住のさらなる促進に向けた優良事例の横の展開や官民のマッチングなどを検討していくこととしておりますので、本町が2つの地域の居住に取り組むことができることを整理した上で、2つの地域居住を促進するための特定居住促進計画の策定について引き続き検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長(廣田清実議員) 再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番(村松信一議員) 最後に町長にお伺いをいたしたいと思います。二地域居住について、二地域居住とは今答弁にもありましたように、主な生活拠点とは別に特定の地域に生活拠点、これはホテルなども含みますが、設ける暮らし方のことです。必ずしも定型の定義があるわけではありません。最近では、主な生活拠点とは別に地域に拠点を設け、一時的ではなく年間を通じておおむね1か月以上も期間を過ごすことを言うということです。

これまでではどちらかというと都市と都市での生活を主とするものと定義されておりましたが、テレワーク等により二地域居住は地方や郊外での生活が主となって、都市との関わりも一定程度あるという形態となり得ることから、こうした概念の広がりにも対応できるように二地域居住という用語をするようになったと言っておりますが、例えば平日は都市で働き、週末は自然に囲まれた地方で過ごすスタイルであります。このスタイルは、どの地域でも可能ですが、条件が整うほど人気が高まって、交通の利便性、生活環境、これは地域の交通や買物、それから医療あるいは福祉、教育、仕事などですが、本町は条件が整っているという地域と捉えられます。

ただし、行政と民間が一体となって対応することが必要で、先ほどの答弁より以上に発展した研究会のような組織を立ち上げてはどうか、町長にお伺いをいたします。

○議長(廣田清実議員) 高橋町長。

○町長(高橋昌造君) お答えいたしますが、先ほどの答弁でも、私ども研究会というか、検

討会には参加させていただいておりますので、いずれ前向きに捉えて考えていきたいなと。先ほどのご質問で私もちよつと今日手元に資料を持ってきているのですが、国土交通省の所管の法律であります広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律、これには3つの考え方があるということで、1つは県と市町村の連携、それでは県で計画策定しなければ市町村では策定できないわけですので、まず私どもは岩手県の動きをしっかりと見極めながら対応していくということが、まず1つ大きな課題です。

2つ目には、これはまず特に官民連携で、これから住まいとか、なりわいとか、コミュニティとか、いろんなあが絡んでくるわけですが、そういうときにこそ私どもは官民連携、これを強化していかなければならない。そのことを踏まえて、関係者との協議、いわゆる協議会を立ち上げるということで、この手続の手順をしっかりと踏みながら前向きに考えていきたいと。

それで、今大きな話をすればあれなのですが、少子化対策なんかもこれから二地域の計画が非常に大事になってくるのではないかと。今何か都市と地方とかという固定観念ではなく、都市と都市間でもいいし、地方と地方でもいいし、例えば矢巾町であれば、普代と友好交流しているのですが、そういうところともできるわけですので、そういったことが最終的に地方創生または少子化対策にもつながるのではないかかなということで、あとは今空き家というのと古民家、古民家というと公民館ではない古い民家です。発音が悪いからあれなですが、そういうものの活用も、この法律を使って考えていくと。

そこで私は、官民連携のなりわいとか、コミュニティとか、こういうことが非常にこれから重要になってくるのではないかということで、それを一つ一つこれから課題を取り上げて、あとはもう今は長野とか、いろんなところで先進事例もありますので、大変失礼な言い方をすれば、失敗事例もあるようですので、同じ轍を踏まないようにしっかりと検討して前向きに進めていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で村松信一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を15時20分といたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

ここで菅原福祉課長より発言の申出がありますので、これを許します。

菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） 午前中、昆議員のご質問に後刻とさせていただいておりましたが、答弁させていただきたいと思います。

まず1つは、就労支援事業所B型の矢巾町での決定している人数につきましては、令和7年3月31日時点できちんと100名という形になります。

それから、工賃につきましては、町としては把握しておりませんが、盛岡圏域の平均の作業工賃、令和5年度になります。月額1万9,254円となってございます。

それから、あとは介護サービスと障がい福祉サービスの併用についてでございます。これらについては、併用は可能ということではございますが、基本的に介護サービスが優先して、それでも足りないので障がい福祉サービスという形の順番にはなってきます。その中でケアプランは、そのとおり介護保険のケアマネジャーさんが作成することとなっておりますが、ただ矢巾町ではケアプランの提出のみならず、提出していただいて適宜実施調査を行いながら、障がい福祉サービスの必要量を支給決定するということとしております。

先ほど議員おっしゃったとおり、障がいサービスに精通していない介護保険のケアマネジャーさんがケアプラン作成に当たらなければならないということは、我々も把握しております。ですので、昨年度から介護保険のケアマネジャーが集まるケアマネ連絡会において、障がい福祉サービス担当者が制度周知の説明と相談しながら対応していきたい旨を回答してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 昆議員さん、よろしいですか。

それでは、一般質問を行います。

次に、10番、小笠原佳子議員の一般質問を受けます。

小笠原佳子議員。

1問目の質問を許します。

（10番 小笠原佳子議員 登壇）

○10番（小笠原佳子議員） 公明党、小笠原佳子でございます。本日最後の質問で皆さんお疲れだと思いますが、あと少々お付き合いいただきたいと思います。それでは、1問目の質問を

いたします。質問事項は、地域有志による未来座談会・町民アンケートから見えるもの。答弁は、町長にお願いいたします。

第8次矢巾町総合計画では、「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」を基本理念とし、誰一人取り残さない社会の実現を大切な目標として掲げています。この理念は、人口構造の変化や価値観の多様化が進む現代社会において非常に重要なものです。私自身、この方向性に深く共感しています。地域有志により独自に開催しました未来座談会・町民アンケートでは、10代から90代までの346人を対象に調査が行われました。その結果、町民の暮らしや価値観が従来以上に細分化され、年齢や生活背景によって異なるニーズや期待があることが明らかになりました。これらの気づきは、町民一人一人に寄り添ったまちづくりをさらに深める貴重なヒントとなると考えています。そこで、アンケートの結果を基に、以下の3点についてお伺いしたいと思います。

①、多様化する町民ニーズへの対応と事務事業の見える化についてアンケート分析の結果、町民の価値観には大きな違いがあり、以下の5つの住民層が見えてきました。1、自然を尊ぶ層（南昌山や田園風景に価値を感じる）。2、子育て・家庭重視層（子育て環境や家族との時間を大切にする）。3、利便性志向層（交通・商業施設の利便性を求める）。4、コミュニティ重視層（地域のつながりや交流の場に关心が高い）。5、未来展望層（町の発展や新たな取組に期待する）。これらの価値観は、矢巾町が掲げる総合計画の施策大綱ともおおむね一致しており、町のまちづくりには一定の包括性があると考えられます。

しかし、多様な住民ニーズにしっかりと応えるためには、総合計画の方向性を示すだけでなく、各事務事業の運用や評価についても住民の価値観を反映しながら、町民と共有していくことが重要ではないでしょうか。そこで、町では現在事務事業の評価をどのようなスケジュールと方法で行っているのか具体的にお示しください。それらの事業の実施状況や成果を町民と共有し、町が多様な価値観に応えようとしている姿勢をどのように周知しているのかについて、町としての考え方をお伺いいたします。

②、世代別の地域ニーズとコミュニティ参加の促進について、世代や居住年数によって町に求めるものが異なることが明らかになりました。若い世代、10代、20代は、やはばーくや飲食店など人と交流できる娯楽空間への関心が高い傾向にあります。一方で、60代以上の世代は、南昌山や田園風景といった自然や地域ならではの魅力を大切にする姿勢が顕著です。また、町に長く暮らしている住民ほど地域への愛着や矢巾らしさを重視する傾向が見られました。

こうした世代による価値観の違いや住民像の多様性を町はどのように受け止め、施策の設計や住民が参加できる場づくりに生かしているのでしょうか。さらに、町が大切にしているコミュニティ活動を進めるには、受入れ側となる自治会の理解と協力が欠かせません。若者や新しい住民が地域コミュニティにどう関わることができるのか。また、自治会側の視点を考慮し、町はどのような支援を行っているのかについてもお伺いしたいと思います。

③、幸福の多様性への対応と今後のまちづくりの方向について、世代ごとに幸福の感じ方が異なることが明らかになりました。10代、20代、遊びや食事といった個人的な充足が幸福につながっております。30代、40代、家族との時間や子育てが重要な要素。50代以上、健康や穏やかな日常が幸福感の中心。矢巾町の第8次総合計画では、幸福感の向上をまちづくりの柱の一つとして掲げています。また、本年度の施策方針でも幸福への道が重要なテーマの一つとされています。30代以上の世代については、町の施策と総合計画の方向性がおおむね一致しているように見受けられます。

しかし、10代、20代が求める自己充足的幸福感に対する具体的な施策は、やや見えにくい印象があります。若い世代が矢巾町に根を下ろし、長く暮らし続けるためには、彼らが今ここに暮らすことが心地よいと感じられる環境づくりが必要です。そこで、町として若い世代の幸福感に対する具体的な考え方や対応方針についてお示しください。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　10番、小笠原佳子議員の地域有志による未来座談会・町民アンケートから見えるものについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、第8次矢巾町総合計画前期計画の事務事業の評価につきましては、昨年度の進捗状況を取りまとめているところであります。進捗状況に応じて、事業担当課と企画財政課が協議し、改善を図りながら今年度の事業に反映してまいります。

なお、周知につきましては、まちづくりの指標に規定する目標値の達成状況を毎年度公表することで、施策の推進に当たって、多様な価値観の中でSDGsの達成に取り組む本町のまちづくりの姿勢及び成果を知りたいと考えております。

2点目についてですが、世代による価値観の違いや多様性は、今後より大きくなっていくと思われ、まさにSDGsの誰一人取り残さない理念を強く意識して政策に取り組まなければならぬと感じております。

福祉分野を例にとっても、子ども・子育て支援事業計画、今年度策定する子ども・若者計

画、男女共同参画プラン、高齢者福祉計画など、施策を展開する対象世代などが異なりますので、それぞれの個別計画を策定する過程において、様々な意見を受け止めるため、アンケートやワークショップなどを実施しており、今後も積極的に活用してまいります。

また、若者や新しい町民の方の地域コミュニティとの関わりにつきましては、まずはそれぞれの各自治会が防犯灯やごみ集積所の管理など、町民の皆様の生活において重要な役割を果たしていることを知っていただくことが重要と考えております。

なお、新たに地域コミュニティ組織の立ち上げに向けた意見交換会を行う中では、若い世代の方や町外から移住された方の参加があり、組織の必要性や役割について議論されております。意見交換会で積み上げたものは、今後の自治会支援の在り方に生かせるものがあると考えております。

また、町民や地域コミュニティの視点に立ち、自治会ハンドブックや自治会運営マニュアルを作成し、ホームページなどで公開するなど、町民の皆様が地域コミュニティに参加しやすい環境づくりを行い、地域コミュニティ活動への支援を行っております。

3点目についてですが、アンケートにある10代、20代の遊びや食事の充足が幸福につながるということに関しては、外での活動による個人的な充足が幸福につながると考えられます。町が対応できるものとして、矢巾町公民館、田園ホール、やはばーくなどの公共施設を整備し、趣味などの活動ができる場を直接的に提供していく場合や飲食業などの商業施設が町内で展開できるように素地をつくる都市計画などの間接的な提供があります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、再質問としまして、昨年度の進捗状況を取りまとめ、必要に応じて事業担当者と協議しているということですが、これは当然の対応だと認識しております。私の質問の仕方が悪かったのかもしれません、以前行われておりました事務事業評価が最近も実施されているかどうか、ホームページ等で確認がでております。過去に行っていたような詳細な事務事業評価を継続的に実施し、公表することで、多様な住民ニーズに的確に応えた政策転換を進めるべきではないかと考えております。この点について、改めまして通告内容に基づいた答弁を再度お願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ちょっと過去の評価、途中まで、数年前までやっていたところがあるのですが、ここ数年公表とかが正直できていないところがございました。我々自身も、そういう反省点がございますので、特に今回8次総に計画が切り替わりますので、そこで改めて仕切り直して、やれることをきちんとやった上で町民の皆様に公表していきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、ただいまの答弁で、再度仕切り直しで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それで、かつて町では事務事業を客観的に点検評価し、その成果を一定の形で町民へ可視化していたというふうに認識しております。それで、今仕切り直してなさっていただけるということなのですけれども、それにつきまして、これからいつ実施されるのか、どのような形で行われるのか、またどのような視点で評価を誰がするのか、また結果が町民にどのように共有されるのか、これらについて再度答弁いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、1個1個の事務事業を細かい部分というよりは、ある程度やっぱり総合計画に沿った事務事業に基づいて評価をして、それを公表していくほうが町民の皆様にも分かりやすいと思いますし、あと我々内部もあれもこれもというよりは、やはり絞って、指標があってそれに対してどうかという分かりやすくやらないと、我々自身が、例えば企画財政課のほうで取りまとめて、それを評価していく上でも、やはりそういう例えれば各課が今回取りまとめた中で、各課で評価した文面があるのですが、それ自身、本当にそうなのかなという疑問に思う表現もありますので、そういうところを協議しながら、いや、こういうふうにやったほうが分かりやすい説明になるよとかという部分を改善してやっていきたいと思いますし、公表につきましては、結構な量になると思いますので、ホームページにアップして公表していきたいなと思っております。

今回昨年度の事業に関して5月末で各課からの情報をもらって、今その内容を精査しております。先ほど申しましたように、ちょっと直しとかがありますので、少し想定したスケジュールよりは遅れておりますけれども、できるだけ早く公表してまいりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今できるだけ早くということでございましたので、ぜひ仕上がりを見させていただきたいと思います。

それで、現在矢巾町がどのような取組をしているのかとか、それが自分たちの暮らしにどう関わるのかということがやっぱり分からなければ、町政への関心や当事者としての意識というのを持つことが難しいと思います。住民との協働とかパートナーシップの推進とかを明確に挙げていっているわけですから、職員間では共有されている事業であっても、町民に伝わっていなければ、やっぱりなかなか自主的に存在していないのと同じようではないかと思います。この点についてお考えを伺わせてください。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと今回我々企画財政課の中もいろいろ議論したのですけれども、まず町の全体の一番上位、最上位の計画で総合計画があって、それぞれの法律等によったりもしますけれども、各課で個別の計画を持っております。

本当であれば、本当であればといいますか、それぞれの計画の中で、やはり目標値とかがあって、それはそれで公表していってもらいたいなと思っておりますし、それを包括する形でやはり総合計画がありますので、その総合計画については、やはり当課のほうで責任を持って公表していきたいなと思っております。

その両方を例えばホームページ上でどういうふうに分かりやすくやっていくかというのは、すみません、まだ我々の中でも全てを解決した表示の仕方というのは、ちょっと出ていないのですが、例えば1個に全部を載せると、とてもではないけれども量が多くて誰も見たくないと思いますので、総合計画は総合計画、各課の個別計画は個別計画というふうに分かれるかもしれません、いずれ我々今までP D C Aというお話をしてきたのですけれども、それをどういうふうにやって、それを我々がどう評価したかを知っていただくということは、ちょっと弱かったのではないかなど私自身も思っておりますので、そこを今後充実させていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） ゼひとも事務事業、いろいろ見させていただくと、やっぱり事務事業評価において住民の満足度の高い行政サービスが提供できるというふうに思いますの

で、このことはやはり説明責任もあると思いますし、ぜひともお願ひしたいと思います。どんな形になるのか分からないと今おっしゃっていたので、職員の意識改革とか、そういうことにもつながっていくと思いますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

それでは、再質問が次のことなのですけれども、答弁に世代による価値観の違いや多様性は、今後より大きくなっていくと思われる。まさにＳＤＧｓの誰一人取り残さないの理念を強く意識して施策に取り組まなければとありますが、町民の視点から見ると、どの事業がいつ、どのように実施され、どのような成果につながったのかを把握するというのは、本当になかなか難しいというふうに自分自身も議員をさせていただいてもやっぱり思っています。

町民がなるほど町はこの方向で進んでいるのだなということを、具体的に理解できるような説明がやっぱり求められているのかなと思います。行政と町民の信頼関係を深めるためにも、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） なかなかちょっと難しいご質問でございますけれども、多様化という、私ども仕事して思うのです。例えば私三十数年前に役場に入ったときと今を考えると、やはり町民の方からのいろんなご意見がありますけれども、片や我々自身が行政としていいと思ってやったとしても、それに対する反対の意見というのは、昔より今のはうがすごく強くなっているというふうに感じております。

ということは、やはりそれは多様性だと思いますけれども、我々がいいと思ったことだけが全てではないなというふうに思っておりまして、それをどうやっていろんな計画、各部門の計画とか施策に反映していかなければならぬかというのは、やはり取捨選択しながらやっていかなければならぬと思っておりまして、それを町民の皆様に分かっていただくためには、どうしても私ども先ほどお話ししたいろんな計画の目標値はここまで進んでいますよという形でお示しするのが、恐らく数字で示すのが一番分かっていただくのが簡単なのかなとは思うのですが、すみません、それ以外の部分、どういうふうにやれば町民の皆様に町の方向性というのは、ああ、こうだなというふうに理解して、それを矢印はいい方向に進んでいるなとご理解いただくようなことは、すみません、今明確な答弁できませんけれども、我々が努力して、そこをいい表現をしてお知らせしていくということはやっていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 本当にやはりみんなが町はいい方向に進んでいると自信を持って言えるような、本当簡単なものではないのだなと、今お聞きしても感じましたけれども、やっぱりそこをすごく望んでいることだと思います。

答弁の中に、様々な意見を受け止めるためにアンケートやワークショップを実施していくということがありまして、このアンケートについては、また答弁書にも様々出ておりましたけれども、ワークショップなどについては、どのようなことを考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えします。

これも当課で一律に、こういうふうに各課でやってほしいというのはございませんので、それぞれの計画の策定ですか、施策を展開する上で必要なものをやっていけばいいなと思っております。やはりこれは昔からそうですねけれども、我々行政だけが考えると、どうしても町民の望むものと乖離していく可能性がありますので、そこを補完する上でアンケートですかワークショップ等の開催によって、そこを埋めていくというのは、やっぱりこれは昔から変わらず必要なことだと思っておりますので、そこは各課共通でやっていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今のお話、承知いたしました。

それで、答弁の中に地域コミュニティとの関わりについては、防犯灯やごみ集積所の管理など、町民の皆様の生活において重要な役割を果たしていること、また自治会ハンドブックや自治会運営マニュアルを作成し、ホームページで公開するなど、町民の皆様が地域コミュニティに参加しやすい環境づくりを行い、コミュニティ活動への支援などについても、今日の午前中の同僚議員の質問等でも理解したことがありました。このことについても丁寧な対応をよろしくお願いしたいと思います。

ただ、支援しているという説明は理解しましたが、しかし同様の取組は各地で行われております、どこも課題に直面しているようですが、矢巾町は特にコミュニティづくりに力を入れているということでございますので、具体的にどのような成果を上げていくお考えなのか。

また、その成果を達成するために、どのようなアプローチを考えているのか、そういう点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、我々が今進めている形といたしましては、やはり担い手不足、自治会の役員とか担い手不足という面が、まず出発点かなと思っておりますけれども、地域カルテということで小学校区単位での課題とかを抽出していただいて、今後それを具体的な計画にしていくということで、各自治会が取り組むことと、あるいは複数の広域的に取り組むことを切り分けていることによって、各自治会が負担軽減できないかということをまず今進めているところでございます。

次の段階として、今年度は集落支援員という制度を使ってやろうと思っているのが、広域的にやる部分を、それを担う人材を募集して、その方に入っていただくことによって広域的に取り組む部分を実践していくということを今考えております。

それによって、まず負担軽減という部分と、広域的にやることによって、ある程度簡素化できたりとか、省力化できている部分があるかと思いますが、そういったところをまず取り組んでいきたいなと思っていまして、次の段階として今回先ほど村松議員からのご質問ありました集落の教科書というお話がありました。これも我々も改めて、移住とかの担当もしておりますけれども、立ち返ったときに、やはりその広域的な部分だけではなくて個々のコミュニティのある要素というものを分かっていただきなければならないというのは、これは改めて思ったところですので、さらにその次の段階で、もう一回個に戻るではないけれども、それも取り組まなければならないなと思っております。

町長答弁にもありましたが、新しく今自治会を形成しようというところでは、やはりよそから来た、もともと矢巾にいた方で転居した方もいらっしゃいますし、ほかの市町村から来た方もいらっしゃいまして、全世帯の方が話合いに参加していただいているわけではございませんが、大体50世帯ぐらいは今あるかと思います。このうちの10世帯ぐらいの方が来ていただいておりまして、来ていただく方については、まず自治会の必要性というはある程度ご理解いただいているなと思っておりますが、やはりその自治会を運営するに当たって、本当に最初からいろんなことをやろうと思ったら、みんな逆に壁をつくってしまう可能性がありますので、今お話ししているのは、やはりスマートスタートでもいいので、まずは発足してやっていきませんかと。

そういう中で、先ほど答弁にもありましたとおり、防犯灯のことですとか、ごみ集積所は、これはもう必ずみんなが受益することですので、そういった必要なことは、まずこれは絶対

取り組まなければならぬので、そういったところからでもいいから、まずはやりましょう
ということも話しております、そういったことでは、ある意味一つの新しい取組だと思って、そこで得たもので既存の自治会さんにもし反映できることがあれば、それはフィードバックしていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今課長のお話の中での集落支援員さんを広域にということでちょっとお話がありました。2次的な部分では、そういうことも考えて、自治会の負担を少なくできたらということなのですけれども、それは大体いつ頃、各自治会にこういう人が集落支援員として参加できますみたいなことになるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まだ我々企画財政課の中でも、ちょっといろんなパターンを考えているところですけれども、一応募集は今年度中には募集したいなと思っておりますので、まずは今年度前半ぐらいで制度設計を済ませて、年度の後半には募集を開始したいなと思っております。その上で、やはり各自治会さんほうにもご説明してまいりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） やはり自治会運営の大変さというのですか、そういう若い世代の方が入ってくる新しい行政区ができるということが一つのきっかけで、そういうことがほかの自治会にも広がるというのは、やっぱりすごくいいことなのかなというのを今お聞きして感じました。

次の再質問なのですけれども、3点目の10代、20代の遊びや食事の充足が幸福につながるということに関して、町が対応できるものとしてやはぱーくなどの公共施設を整備し、趣味などの活動ができる場を提供し、飲食業などの商業施設が町内で展開できるような素地をつくる都市計画などの間接的な提供ということが答弁書にありました。このことで、本当に矢巾町として新しい計画や取組が今何かあるのでしたらお示しいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新しい計画があるというわけではございませんけれども、今回はご質問いただいて、改め

てちょっと整理してみたのですけれども、公共施設というのは、やはりいろんな趣味もありますし、そういう場を提供、公共施設は場を提供するものなのだろうなと、ちょっと整理いたしました。

アンケートの結果、例えば食事等ですとか、遊びとかという部分というのは、これは全部を行政で提供できるわけではありませんので、やはり民間の力をいただかないと駄目だと思っております。あまり例を言えばあれですけれども、例えば医大とか、東小学校の近くの商業施設とか、そうなのですけれども、土日に行くとすごく混んでいます。私もたまに行って、矢巾にもこういう施設ができたのだなと正直思っております。そうすると、客層を見ても、スーパーとかはいろんな世代の方いらっしゃいますけれども、その横のほうの全国展開をしている店舗さんなんかを見ると若い方が多い、やはり若い方はこういう施設を望んでいたのだろうなというふうに改めて思ったところです。そういった民間企業さんが来ていただけるようなまちづくりというのは、やっぱり大事ですし、立地的にも矢巾というのは、すごくいい場所だと思っておりますので、そういったところを進めていければいいのではないかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 消防の懇親会のときに町長がちらっと情報をくださったので、そういうことがいいのかなと思ったのですけれども、すみません、今の時点で言う話ではなかったようで失礼しました。

本年1月26日に創価学会の青年部主催によりまして、今皆さんにお示ししました矢巾町未来座談会が100人の来場者がありまして、高橋町長にも来賓としてご参加いただき開催いたしました。地域の価値を見詰め直し、未来を考える地域学という運動を推進しています。アンケートの結果発表の後で、「いい町ってどんなまち、そのために自分ができることは」と、参加者全員でグループディスカッションを実施し、若者の活気と伝統が共存する町にしたい、これからも田園風景を残していくってほしい、住民同士の交流が大切だと思いますなどなど、様々な年代の人々が活発に意見を交わしました。未来に残していくたい矢巾町らしさを皆で見詰め直すきっかけとなりました。来場者からは、地域の未来について考えるよい機会になった。矢巾町をもっと好きになった、これからも大事にしていきたいなどの声が寄せられておりました。

そこで、今も課長から公共施設の整備や都市計画を通じた間接的な提供を行っていて、こ

からは施設や制度の活用にとどまって、やっぱり若者自身の充足感を高めるという環境づくりには十分に踏み込めていないのかなということをちょっと、それを行政に求められたらというような発言もありましたけれども、でも政策的に若者の自己充足的な幸福感を醸成することとか、それは体験であったり、つながりであったり、共感を高める施策も本当に必要なのだなということを思います。総合計画で掲げる幸福感の向上は、単に施設を整備するだけではなくて、やっぱりそこに行きたい、関わりたいと思える環境づくりだと思います。

そこに政策的な工夫の余地が大きいと思うのですが、この点について最後にこのことをお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

非常に難しいご質問でございますけれども、おっしゃるとおり、よく昔我々箱物行政と言われた時代がございましたけれども、やはりそれだけでは駄目だということで、そこからハードからやはりソフト重視に転換してきたというのが、ちょうどそれこそ私が就職した後、この30年来の流れだったかなと思っております。

その中で、おっしゃるとおり、若者だけではなくても、どの世代であっても幸福感とか、充足感を感じていただくのでは、やはりハードだけでは完結しないでソフト部分だと思っておりまして、それはやはりそれぞれの部署がございまして、それぞれの分野があります。なので、そこでやはりどの世代に対してどういう充足を求めていくかという施策を考えいかなければならぬと思いますので、大変難しい、明確なご答弁ではございませんけれども、そこは我々行政として、しかも各部署において検討していくて計画を策定あるいは施策を開くというところに努めてまいりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからもお答えさせていただきますが、いずれこれから矢巾町の町の羅針盤というか、今いろんな意味で議論があったのですが、皆さんからいろいろご意見、そしてご提言、いろんなことをお聞きして、先ほど午前中の昆議員のあれにもお答えしたのですが、町の未来創造宣言。だから、今日の小笠原佳子議員の幸福の多様性と、私にすれば幸福というとあれなのですが、今日ご質問をいただいて、なるほどなと。

それで、未来創造宣言の中にも、いわゆる多様性の尊重と、私たちはあんまりこういうことを言うとあれなのですが、性の多様性とかと言えばあれなのですが、多様性にも、今日勉強させていただいたのは幸福の多様性もあるのだと、いろんな多様性があると、そういうこと

にしっかりと私どもこれから未来を背負う若者、女性の方々も含めて、町政の運営に当たって、やっぱりそういうことをしっかりと受け止めながら考えていかなければならないのかななど。

今日いろいろご質問をいただきて、私もちょっとあれなのは、改めて矢巾町というのは田園都市の町、こういう美しく豊かな自然、私たちはあんまり感じないのですが、それからやっぱり温かいぬくもりがあると、矢巾は。そういうことも言っていただける。そして、何よりもまずおかげさまで安全、安心の町だと。犯罪とか何かはあるのですが、それでもよそに比べると、そういうあれで安全、安心な町でもあるということで、今後そういうことを一つ一つ拾い上げながら、これから町の羅針盤、今日は小笠原佳子議員からいろいろご提言いただきたこともしっかりと受け止めながら、形にして見える化をしていきたいと、そういう今日は思いを強くさせていただきましたので、本当にありがとうございました。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、質問2は、認知症の人に寄り添った地域社会の構築。町長にお願いいたします。

矢巾町の第8次総合計画では、誰一人取り残さない社会を目指すまちづくりを掲げ、その一環として、認知症への理解と支援の促進が重要なテーマとなっております。国内の認知症高齢者数は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には約584万人に達すると推計もあります。また、軽度認知障がい（MCI）の高齢者も約612万人との予測もあり、認知症は誰もが直面し得る課題です。認知症の方を単なる支援の対象として捉えるのではなく、一人一人が尊厳ある存在として、その個性や能力を生かしながら共生できる社会の実現を目指すことが求められています。この視点を踏まえ、以下の4点についてお伺いします。

①、令和4年度から後期高齢者健診の受診時に希望者は認知症検査を受けられるようになりました。これは、非常に有意義な取組と考えます。町では、この検査について、どのように周知し、また検査の内容はどのようなものか、具体的にお示しください。

②、認知症に関する知識と理解を深める取組について、行政が中心となり、小中学校の児童生徒、地域の企業、経済団体、自治会と連携し、認知症サポーター講座のさらなる展開、新しい認知症観を定着させる啓発資料の作成、配布などの取組を強化すべきと考えますが、

町の見解を伺います。

③、総合計画の中には、地域での見守り体制の構築や行方不明者発生時の捜索体制の整備、フォローの強化が記されています。現状の課題と、それに対する町の具体的な対策についてお伺いいたします。

④、認知症の方の行動や心理的な症状（B P S D）を抑え、尊厳ある生活を支えるための技法として、見る、話す、触れる、立つの4つの柱で伝えるケア技法ユマニチュードが注目されています。この技法の普及に町として積極的に取り組むべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 認知症の人に寄り添った地域社会の構築についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和4年度より後期高齢者健診の受診時に、希望者に対して認知症検査を受けられるよう受診券にて周知を行っており、令和6年度は13名の方が受診しております。また、現在の検査は、認知課題に対して選択肢も見詰めるだけで回答が可能なバーチャルリアリティーを利用した検査となっており、記憶力、判断力、空間認知力、計算力、言語力のスコアを算出し、認知機能低下のリスク評価を行う内容となっております。岩手県対がん協会のオプション検査の一つであるため、どなたでも検査を受けることが可能となっております。

2点目についてですが、認知症サポーター養成講座は、小中学校の児童生徒、地域の企業や自治会などを対象に実施しております、受講者は令和6年度末時点でおよそ9,633人となっております。講座内容も更新されておりますので、これまで受講された方、未受講の方を問わず、養成講座の受講を推進し、認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという新しい認知症観も含めて、認知症に対する知識と理解を深める取組を強化とともに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法で定められた9月の認知症月間などの機会を捉えて広報紙でも周知してまいります。

3点目についてですが、行方不明者発生時の対策として、警察などと連携したS O S ネットワークを構築しておりますが、行方不明発生後に登録となるケースが多い状況となっておりますので、必要な方が事前に登録をすることで早期発見につながるよう制度の周知を図ってまいります。

また、町で費用助成を実施しておりますみまもりタグにつきましては、3Gの回線の提供停止に伴い、今年度末でサービスの終了が見込まれることから、より所在位置の特定につながりやすいGPSを活用した機器の購入助成制度の検討を進めてまいります。

4点目についてですが、認知症センター養成講座や広報紙などにおいて、認知症の方への接し方のポイントとして、目線を合わせる、話をよく聞く、分かりやすい言葉で話すといったユマニチュード技法の特徴も含めて紹介するなど、尊厳のある生活を送ることができるよう支援してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、後期高齢者健診の受診時に、希望者に対し認知症検査を受けられるように受診券にて周知を行っているということで、見詰めるだけで回答が可能なVRだそうで、令和6年度には13名の方が受診しておられます。この13名、昨年の人数については、まずはどのようにお考えでしょうか。

認知症の検診ということに関して興味を持っている方でも、認知症検査について今年度まで案内をもらっても気づかなかったということを私の周りでお聞きしました。届いた案内も見せていただきましたが、本当に下のほうに小さい表示があるだけで、この点について改善をするようなお考えはないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

認知症の検査につきましては、4年度から始めております。4年度は19名の方に受診をしていただきまして、5年度は20名、6年度が13名ということで、数の推移はこういったことになっております。

関心のある方が受けているということにはなりますので、一定数やっぱりいらっしゃるのだとということで、この数が多いか少ないかということについては、関心のある方はたくさんいらっしゃるかとは思うのですけれども、有料での検査ということもございますので、そういうことも含めると、関心があってちょっと心配だなと思うような方が受けいらっしゃるのかなというところかと思いますので、このくらいの人数になったのかなと思います。

それから、お知らせの仕方、受診券でのお知らせという方法になっておりまして、これが分かりづらい。もう少し、例えば受診券では、そういうことでご案内をするけれども、もう

少し違う機会で、こういったことをしているので、受診券が届いたならば、こういった項目を見て、そこを確認してみてください。関心のある方は、ぜひその辺のところも問合せをするときに、申込みをするときに確認をしてみてくださいというようなお知らせは、こちらのほうでもできるかと思いますので、そういったことで、広く皆様にそういったことをやっているのだということ、自分も関心があるので受けたいなと思っていただけるようなお知らせの仕方をしたいと思いますので、そういう取組を続けてまいります。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） よろしくお願ひいたします。

続きまして、認知症サポーター養成講座のことについてお聞きしたいと思います。小中学校の児童生徒、地域の企業や自治会などを対象に実施しており、受講者は令和6年度末時点で延べ9,633人となっており、本当に矢巾町としてすばらしい取組だと思います。また、矢巾町のおれんじボランティアの皆様の活動にも感謝申し上げます。

認知症に関する正しい知識の普及啓発を目的とした認知症セミナーや道に迷った人に声をかけてから保護するまでの流れを学ぶ認知症見守り声かけ訓練など、希望のあった小さい地域での居場所などで、そういうセミナーが開催されているのでしょうか。

それと、今回新しい講座内容になっていて内容が更新されているから、1回受講された方も、また再度の受講もいいのではないかというようなことが答弁書にも書いておりますが、新しい更新された講座内容というのがちょっとどんなものか併せてお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、講座のほうですけれども、今お話をありましたとおり、今までに受けていただいた方は9,633人ということでございます。6年度は、これは希望によって随時行っている講座でございまして、13回開催の要望があつて開催をいたしました。627名の方に受講をしていただいているということでございます。

それから、すみません、ちょっと私確認しておりませんでしたので、新しくした内容については、ちょっと後でまたお知らせしたいと思いますが、そういったことで、累計ということですので、何度か受けられている方も当然いらっしゃるかと思いますが、それでも累計で

1万人に迫るところは受講されているということで、そういう意味で言えば、皆さんに何度受けても、やはりためになる講座だというふうに思っていただいて、こういった講座に参加をしていただいていると思いますし、今お話をありましたとおり、いろんな取組を通じて、こういったものが必要だということを実感していただいているという講座としては、参加人数もそれなりに増えてきているということも併せて考えてみると、皆さんの理解も進んでいるということも含めて、非常にいい取組だなと思っておりますので、引き続きこうした取組を続けてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） よろしくお願ひいたします。

次に、行方不明の方の話なですけれども、本当最近の新聞で、皆さんも、つい最近新聞紙上に出たので、御覧になったと思うのですが、警視庁のまとめによると、2023年全国の警察に届出があった認知症や、その疑いのあった行方不明者は、延べ1万9,039人ということが出でおりました。実際認知症の行方不明者は、一番最初取り始めたのが12年なのですが、2012年だと9,607人が増え続けて、近年は2倍に迫る状況で推移しているということで、今年2024年については、本当にやっぱり皆さんのお力だと思うのですが、前年度比918人減少ということで1万8,121人が行方不明になっているということが出ておりました。

認知症で行方不明になった方が翌日まで生存されて発見されるという例が一番多いそうです。3日以降になると、生存する可能性は本当に急激に低くなっている。実際行方不明になった人の中で、残念ながら491の方は亡くなつて見つかっており、その後一切どういう形になったのか、発見されていないという方もいるということでした。

今年度初めて亡くなつた方の発見状況が分析されたそうです。亡くなつた方の8割は、行方不明になった場所から5キロ圏内で見つかっているそうです。その約半数は、1キロ以内で、本当にごく近くで残念ながら亡くなつていたということが分析として出ておりました。

発見された場所については、河川敷、河川が115人、用水路、側溝が79人、山林71人、GPS機器や紛失防止タグで位置を把握し、保護できた例が111件あったということでござります。

特に独居の方は、行方不明になったということ自体に気づくのが遅れて、捜査開始の遅れが結果として発見の遅れにつながるということで、行方不明を発見した人の半数は、実際に

その方を捜していた人ではなくて、偶然見つけた人だということなのです。それで、認知症見守り声かけ訓練などが、やはりとても大切なかなというふうに思っております。

そこで、今後ますます増加することが懸念されます認知症の行方不明者に対して、一人一人の生命を守るためにG P Sなども検討中ということで答弁もいただきましたけれども、積極的な活用に向けて、やはりそのことについての負担軽減の実施や衣服等に入るQ Rコードとか、そういうシールというのですか、そういう普及について、認知症の方の行方不明者の生命を守る取組を推進するべきと考えておりますが、このことについてお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在見守りの対象としてS O Sネットワークのほうに登録されている方なのですが、49名ほどいらっしゃるということになっております。これが認知症になっている方々の中のどのぐらいの割合になるのかということが、実はまだ分かっておりませんので、例えば100人の中の49人なのかというようなことが把握できておりませんので、そういったところが分かれれば一番いいとは思うのですが、今のところ登録していただいている方は、そういった方々になります。

ですので、こういった方々、登録していただいている方々、あるいは登録をしていただくことで、こういう安心感があるとか、このことによってこんな効果が生まれるのです、こういうことがあるのです、いいことがあるのですというようなことをお知らせすることも大事なことかなと思いますので、全てのことに通じることにはなりますが、なぜ必要なのか、これをすることによってどんな効果が生まれて、どういうふうに助けられていくのかというようなことをしっかりとお知らせすることも、こういった制度を理解していただくためには必要だと思いますので、機会を捉えまして、いろんな制度も含めて皆さんに理解していただく周知に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 本当に課長のおっしゃるとおりだと思います。私も身近な方で結果的には残念な結果になった方がいらしたのですが、やはりそういうことがあるまで結構お会いする人でしたけれども、本当に分かりませんでした。認知症ということになったときに、

ご家族とかご本人はやっぱり言いづらいのだなということをすごく感じましたので、そういう方々と接する行政の方が、やはりそういう周知を本当に話してくださるということは、すごく本当大事なことだなと思います。

昨日の新聞に、私がこの一般質問をするために出たのかと思うような認知症の対策グッズが出ておりまして、こういうことも本当にやはり何回かそういうことがあったような方にはお勧めしたらいいのかなというふうに、これを開発した人、靴の中敷きなのですけれども、自分のお父さんに靴とか、いろんなものを与えても、自分のものと違うと言って拒否する、お父さんって、おじいさんです。していたのだけれども、中敷きだと本当にG P Sの機能が入っていて2万7,000円ぐらいで安くはないのですけれども、そういうことで。そして、これだと転倒したときも分かるそうなのです。ですから、利用者がどこにいて、転倒を周知して、家族や介護者に緊急アラートが通知されるというような仕組みで、本当にいいなと思いました。ですから、本当に家族でそういうふうに情報を持って対応できる方ばかりではないと思うので、ぜひともそういうこともお願いしたいと思います。

ユマニチュードのことについてちょっとお話ししたいと思います。介護の現場では、一生懸命にケアをしていても相手から拒否されたり、暴言を受けたりとかということが本当に実際あります。口腔ケアとか、特にやっぱり何か口の中にされるのが嫌だということで声を荒げていた90代の男性に対して、看護師さんがユマニチュードを実践したところ、その男性は抵抗せずに口を大きく開けて、口腔ケアを受け入れて笑顔を見せたということを聞いております。

国内の研究結果でも、認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善されて、お世話する側の方の、ケアする側の方の負担も20%ほど軽減されたということで、このユマニチュードという取組が、やはりすごく効果があるということが実証されています。

これを言った人はフランスの人なのですけれども、フランスの施設では、介護職員の職員が離職したり欠勤したりとか、そういうことがすごく少なくなって、また鎮静剤というのですか、認知症の方に与えるような薬の使用料も9割近く減ったというようなことを聞いております。

福岡では、すごくこのことに積極的に取り組んでおりまして、2016年度は家族介護者や病院、介護施設の職員などを対象としたユマニチュードの実証実験をしております。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担が低下するということがありました。このことによって18年度には、まちぐるみの認知症対策として、この技法を導入し、ユマニチュード

ドの市民講座などを本格的に展開しています。

対象は、家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市の職員や救急隊員など多岐にわたっております。講座を受けた市民からは、もっと早く知っていればよかった、今後は介護をする人たちに私たちが伝えたいとの声が寄せられました。そして、昨年4月からは福祉局の中にユマニチュード推進部という新たな部署が設置されているそうです。

本当に認知症の人の行動とか心理症状の発生を抑制し、認知症の人と家族等の尊厳ある暮らしを守るためにユマニチュードの積極的な推進を当町では考えられないでしょうか。町民講座の開催とか、認知症ケアに関するDVDということで、県でDVDを持っているそうです。滝沢や一戸町や岩泉町とか西和賀町がこのDVDを利用しているということも聞いております。現在の認知症の方に寄り添う取組に加えて、こういった教材を活用し、普及していくようなことを考えられないかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問をいただいた後に、実際どういったものなのかということをちょっと資料を検索してみたりして確認してみました。中に表されている項目といいますか、こういうことですよという説明があるものは、一見すると、いつもやっていることというか、当然のことといいますか、ごくごく普通のことなのですが、なかなか介護の場になったり、介護といいますか、そういう場面になったときに、落ち着いてこういったことを実践できるかどうかということになると、やっぱり大変なこともあるのではないかなということを感じました。

例えば見るということを一つ取っても、きちんと相手の正面に立って相手を見ながらということですとか、話をするということでも、しっかり感謝の気持ちを伝えるとか、あとは過度にならない程度に相手に触れてみてというようなことを取り入れながら、あなたのことの大切に思っているという気持ちをしっかり相手に伝えることが、この技法の大切な柱になっているということのようでしたので、これは非常に大切なことなのだなということを改めて感じました。

こういった手法は、ぜひ取り入れてみていい手法だと思いますので、今やっている取組の中のどういったところに取り入れられるのかということを一応検討してみまして、ぜひこういった部分についても取り入れる、この場面でこういうところを使ってみたらどうかというようなことを考えてみたいと思っております。ありがとうございました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ちょっと補足させていただきますが、今岩手医科大学で、本町でいきいき健診をやらせていただいて、認知症対策です。教授はじめ先生方、今のところ3人ぐらいの先生方が取り組んでいただいておりますので、そういう先生方からも、例えば行方不明者対策としてのG P Sとか、それから今の何かフランス語では、人間らしさを取り戻すという造語だということのようですので、そういうことを一つ一つ私らも相談して、いいことは取り入れていきたいと思います。せっかく岩手医科大学があるわけで、その先生方からも指導、助言をいただきながら、前向きに取り組んでいきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） ユマニチュードは、優しさを伝える技法で、ケアだというふうに伺っております。ですから、どの人間関係においても、優しさが伝わるということは本当にすばらしいことなのかなというふうに、自分もこのことを質問するに当たって、自分の関係の中で、そういうことを再度感じました。

あと2つなのですが、認知症ピアサポート環境の整備ということで、本当におれんじデーとかと、認知症とは限りませんけれども、今日も皆さんおそろいになっていっていたいたりとか、そういう環境を矢巾町で整えていただいているということは感じているのですけれども、若年性認知症の方々も含めて認知症の人が生きがいや希望を持って、その個性と能力を十分に發揮することができるよう、認知症の人の社会参加の機会の確保に向けて家族や事業主が安心して適切な行動が取れる環境の整備も必要だと思います。

特に認知症と診断された後に希望を失うことなく、新たな目標を持って行動することができるよう、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を当事者同士が共有する機会を確保し、本人や家族の不安を軽減することは本当に大変に重要であります。そこで、認知症本人や家族等が診断後早い段階で同じ経験をした方々との情報共有や様々なアドバイスが受けられるようなインターネットによる交流も含めた地域における認知症ピアサポート環境の整備も本当に重要なことだと思いますが、このことについてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ピアサポートそのものに当たるかどうかということはありますが、実は今年から本人ミー

ティングということで、認知症の方々に参加をしていただきながら、日頃感じていらっしゃることですとか、そういったことを話合いをするミーティングというものを始めました。5月の末に1回目を開いておりまして、例えば今楽しんでいること、楽しみにしていること、それから困っていること、不安に思っていること、それから認知症になっても安心して生活できる地域になるにはどうしたらいいでしょうかというようなこととかを話し合う場を設けております。

様々と、その参加者の方々の中からは、いろんなお話がやっぱり出てきておりますし、例えば楽しんでいることの中には、お友達や近所の人たちと交流したり、同級生や同世代の人たちと会うのが楽しみだよというお話をする方がいらっしゃったり、あとは困っていること、不満に思っていることというようなことの中には、物忘れや火の消し忘れが増えてきたということが、やはりちょっと自分の不安、不満の中に入っているとかというようなことをお話しする場を設けております。

そういうことをお話しすることによって、いろんなこと、ほかの方のお話も聞くことによって、いろんな刺激を受けて、次の取組に、いい取組のほうにつながっていくミーティングではないかなということで始めたものでございます。

実際に認知症になっている方々は8名ほど、その中には参加されたようですので、こういったことで日々の生活の中で感じていることとかを語り合うことで、いろんなことが分かってくるというか、気づきも出てくるかと思いますので、こうした取組を続けていきたいと考えておりますので、今お話しいただいたことに直接つながるかどうかでしたけれども、こういった取組をしているということもご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今課長のほうから5月の末に、そういった取組をしていただいたということで、やはりそれを継続的に、そういうところが皆さん、認知症の方の希望になるのかなということを今お聞きして思いました。

ちょっと最後なのですから、イギリスの医学雑誌のランセットに掲載されました認知症に関する報告書によると、認知症には14のリスクがあるそうなのです。個人が改善したり、社会で対策すれば、認知症を最大で45%を予防したり、発生を遅らせたりすることは可能だそうです。18歳未満のリスクは、教育機会の不足、これを解消すれば5%の予防効果

が期待できます。18から65歳に関しましては、この中で7%と影響が大きいのは人とのコミュニケーションに関わるやっぱり難聴と、あと動脈硬化に直結する高LDL悪玉コレステロール、これも7%ということでリスクが大きいそうです。65歳以上でも、その次に大きいリスクが社会的孤立ということで、本当に社会的孤立は脳への刺激が減少し、ストレス増加の要因にもなるそうです。

こういうふうに様々何%ずつと、鬱病は3%、頭部外傷は3%とか、そして14のリスクがあるのですけれども、こういうふうに45%は努力すればというか、何か方策を立てれば、認知症にならなくて済むのはすごいことだなど見て思ったのですけれども、この点について、もうこれで最後にいたしますが、何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） それでは、ご質問にお答えいたします。

今お話がありましたとおり、認知症にかかわらず普通の病気でもそうだと思いますが、早期発見早期治療、これがやっぱり最も重要なことだと思います。そうしたことに気づくためには、日々の生活の中でちょっとした気になることとか、そういったことがあると思いますので、今はネット検索をしたりすれば、簡単な項目でどういった項目をやればこういう心配があるよというようなことが出てきたりする、ちょっとしたテストみたいなものもございますので、そういったものも活用しながら、まずは自分の生活の中でそういったものを取り入れてみると。

そこで、もし心配なことがあってきてどうなのだろうなというふうなことがあったときは、ご相談をいただくようにしたいと思いますし、我々とすれば、そういったご相談を気軽にできる雰囲気をつくる、ここに来ればこういうふうなことを聞いてもらえる、相談できるということを皆さんに知っていただくということが非常に大切だと思います。

本日の質問の中でもいろいろな場面で、お知らせといいますか、周知といいますか、そういったことの重要性をこちらのほうでもお話ししましたが、やはりこちらのほうがやっているつもりというだけではなくて、受け止めていただけるお知らせの仕方といいますか、そういったものをしっかりと取り組んでいかなければ、効果が現れないと思いますので、そういったところがどういったことになるかということもしっかり考えながら、いろんなことに取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 以上で10番、小笠原佳子議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時32分 散会

令和7年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第3号）

令和7年6月12日（木）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
14番	村 松 信 一	議員	15番	昆 秀 一	議員
16番	赤 丸 秀 雄	議員	17番	谷 上 知 子	議員
18番	廣 田 清 実	議員			

欠席議員（1名）

13番 水 本 淳 一 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
未来戦略課長	花 立 孝 美 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	田 中 館 和 昭 君	税 務 課 長	飯 塚 新 太 郎 君
町民環境課長	佐 々 木 美 香 君	福 祉 課 長	菅 原 保 之 君

健康長寿課長	佐々木 智 雄 君	こども家庭 課	村 上 純 弥 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君	道路住宅課長	田 口 征 寛 君
農業委員会 事務局長	細 越 一 美 君	上下水道課長	吉 岡 律 司 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高 橋 雅 明 君	文化スポーツ 課	高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補	千 葉 欣 江 君
主任主事	渋 田 稔 結 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、13番、水本淳一議員は、都合により欠席する旨の通告がありましたので、皆さんにお知らせいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

昨日もお願いしましたけれども、議員各位においては、会議規則第54条第1項の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範疇を超えないよう、よろしくお願いいたします。また、答弁に当たっても、その的を射た簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

12番、高橋安子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（12番 高橋安子議員 登壇）

○12番（高橋安子議員） 議席番号12番、町民の会、高橋安子でございます。初めに、ちょっと風邪ぎみでせきが止まらないときがございまして、聞き苦しい点があると思いますけれども、お許しいただきたいと思います。それでは質問に入らせていただきます。

旧矢巾中学校跡地等町有地の利活用について町長にお伺いいたします。旧矢巾中学校跡地については、同僚議員から多くの一般質問や活用策に関する提案が出されておりますが、なかなか進展しない状況であります。矢巾中学校校舎が現在の場所に移転してから12年が経過しております。その間、平成25年には龍澤学館の利用計画があり、引き続き学校として活用されるということで、安心した卒業生もいたと聞いております。しかし、活用を期待す

る意見もありましたが、反対意見もあり、龍澤学館としての活用は断念することになりました。

平成28年には、旧矢巾中学校敷地利用基本方針検討委員会を立ち上げ、7回にわたり検討、その答申では、本場所は、役場や農協、駅にも近く、立地条件にも恵まれていることから、次世代に次ぐ夢のある町有地として存続することが望ましいという方針が出されました。

一方で、令和3年3月の基本方針（案）では、民間に売却し、売却益を基金に積み立てるとの説明もされております。

その後、令和4年6月に同僚議員の一般質問において、今後の活用方法について質問したところ、利活用方針について目標年次である令和5年度は、第8次総合開発計画の策定期限であることから、それまでに方向性を示すとの答弁であったことから、以下についてお伺いいたします。

1点目、旧矢巾中学校跡地について、令和4年度以降の検討過程と現時点での活用策をお伺いいたします。

2点目、令和3年12月に同僚議員の一般質問があった際には、町民懇談会、全員協議会の場で説明責任を果たしていきたいとのことでございましたが、懇談会等で住民への説明は行われていたのか、お伺いいたします。

3点目、町長の公約の一つであります以前新聞報道もされたドーム構想や道の駅の設置、県営体育館、屋内温水プールなど公的施設について、本町への誘致を推進するとの話でしたが、これらの現在の状況についてお伺いいたします。

4点目、矢幅駅東地区においては、藤沢や南矢幅地区が開発され、商業施設の進出もあり、都市化が進んでおります。しかしながら、駅西地区は旧矢巾中学校跡地をはじめ、不動の町有地等について動きが見られない状況であります。前の質問と関係しますが、公的誘致に当たり、矢巾中学校跡地を含めて今後の駅西地区の開発及び町有地の活用計画について見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　12番、高橋安子議員の旧矢巾中学校跡地等の町有地の利活用についてのご質問にお答えをいたします。

1点目に入る前に、近年の状況をお話しさせていただきたいと思います。町の財政状況は、

経常収支比率が年々悪化し、好転せず、硬直化が進んでおります。また、県営運動施設に関する県の方針転換や令和4年3月に盛岡南道路が採択されたことから、町有地に関する考え方方に変化が生まれている状況にございます。

1点目についてですが、令和4年度以降の検討過程につきましては、矢巾町は人口減少社会における持続可能なまちづくりの在り方に関する有識者会議の開催、公共施設運営の財政的な合理化及び提供サービスの質の向上に関する検討、民間企業へのヒアリング調査及び産業用地としての可能性調査を行ってまいりました。現時点で、具体的な活用策を見いだせてはおりませんが、中長期的かつ町全体的な視点で考えてまいります。

2点目についてですが、現時点では具体的な活用策をお示しする段階には至っておらず、検討段階であるため、懇談会等による町民の皆様への説明に至っていないところであります。今後説明できる段階に至った際には、議員の皆様をはじめ町民の皆様への説明の場を設けたいと考えております。

3点目についてですが、ドーム構想につきましては、当初ふるさと納税を原資として整備を検討しておりましたが、近年の傾向から設置は困難な状況である一方、近隣市町に整備された施設により、ドームの代替となる施設は充足されているものと認識しております。

次に、道の駅につきましては、国庫補助の活用及び土地利用を踏まえると、現状設置に適正な場所を見いだせてはおりませんが、今後計画されております盛岡南道路を踏まえた立地可能性を検討してまいります。

また、県営体育館及び県営屋内温水プールにつきましては、誘致を県に要望しておりましたが、昨年度に県の方針として、現施設を改修しながら維持または民間等における活用を検討することが示されております。

4点目についてですが、駅西地区の開発及び町有地の活用については、エリアを全体的な視点で捉え、かつ平常時及び非常時を問わず活用できるように柔軟な考え方を取り入れながら検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 令和4年度以降に様々な検討を行ってきたということでございますが、その中に民間企業へのヒアリング調査等も実施してきたという答弁がありました。その中で有効な活用策というのは出なかったのでしょうか。本町は、立地条件にも恵まれており

ますし、企業にとっても魅力があるのではないかなどいつも思っております。その辺のところを教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

民間企業ヒアリングを行わせていただいて、ご意見を提案いただいているところはあるのですが、例えば福祉施設であるとか、こういったお答えがやはり多かったのかなというふうに思っております。

私たちといったしましては、福祉施設ももちろん有効な手段の一つかなとは思っておりますけれども、それこそ有識者会議であるとか、先ほどご紹介いただきました検討委員会であるとか、こういったところのご意見を踏まえますに、将来に持続可能な部分というふうな形、夢のある土地であることというふうな提案もございまして、なかなかそういった結論にはちょっと至ることができていないというところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） かっこうグラウンドについては、本当に日曜、祭日あるいは夜も使用しているのは私もよく見て歩いております。ただ、校舎跡のほう、そこが何かもったいないなど、この矢巾町というところ、東側はすごく開けているのですけれども、西側にもせっかくスマートインターができて、スーパーもできて、学校も近くでということで、もったいないなと思って見ておりますけれども、グラウンドと校舎跡のほうを分けて使用したいというような企業等は見つからなかったのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、私のほうからお答えさせていただきますが、実は正直お話し申し上げますが、令和4年3月25日は南道路の事業採択と、もう一つ同じ令和4年3月29日に市街化をお願いしておった藤沢第2、田中、下花立地区、それで私は南道路も、それから今言った3地区の市街化、この都市計画を何とかお願いしたいと。そこで、令和4年3月に2つ、南道路と市街化に編入されたと。

そこで、まず優先的にここをやってからということで、あともう一つは先ほど答弁の中にもコロナ禍の影響もあったわけでございます。本来私どもの、いわゆるこの今の限られた事務事業の能力の資源の配分からいくと、2つはなかなか無理だったということだけは、ひと

つご理解していただきたい。

実は、今日私も朝、名前出していいかどうか、いわゆる備蓄米を岩手医大の前のスーパーで300出すと。今日私ちょっと朝早い時間だったから、恐らくもっと並んでおったと思うのですが、もう30人ぐらい、私ちょっと関心あったのです。古古米が本当に購入されるのかどうかという関心です。そういったことで、今まずスーパーの激戦地と矢巾は言われておるのですが、そういったことで今おかげさまで、今回新規に、いわゆる店舗をつくられたところは、今のところは順調だということで、あとは3地区の、いわゆる戸建て住宅とか、そういうものも全部もう完売しておるということで、住宅も。そこで、まずそういうことがあったので、私は南道路も市街化編入も、もっと時間がかかると思っておったのです。これが同時にスタートするということになったので、そのところ。

そして、今やっぱり皆さんには、西部地域の活性化、今までいいのかと、いろいろ議論があるのは私も分かっておることでございます。そこで、ここといわゆる旧矢巾中学校の跡地も、今お話をあったかっこうグラウンドと、それ以外の旧校舎の跡地を分けて利活用するというのは好ましくないのでないのかということで、そういうことがありますし、それからいわゆる不動小学校の南側、これ創設換地、当時3町歩だった、今はもう3町歩なくなつたのですが、ここにもやはり周辺の室岡地域をはじめ、皆さんともよく相談しながら検討していきたい。

今いろいろ言われておるのは、駅東、駅前にはそういった商業施設があるので、駅西にはレジャーランドとか、そういうことも考えてみたらどうなのかという町民の声もあるのです。だから、例えばふれあいランド辺りをそういうようなものに考えていくかとか、いずれこういう急がば回れではないのですが、じっくり地域の方々からもお聞きし、町民の皆さん、そして議会の議員さん方からもお聞きしながら方向性を示していきたいと。そのところだけはひとつご理解をいただきたい。

ただ、おわびしなければならないのは、ドーム構想です。これも本当は県営野球場、こういう市と県でやったのに私たちがコメントする立場ではないのですが、なぜあそこをドーム構想にしなかったのか。だから、今は県営野球場がきて、ドーム構想はちょっともう無理だということで、これは私の公約とかでもお願いしておったのですが、この実現はもう無理だということで、そのことについてはおわびをしておかなければならぬということで、ドーム構想は。

あとは道の駅は、答弁の中にも書いておったのですが、徳丹城を道の駅にできないかと、

再三再四国土交通省とも協議したのです。ところが、いわゆる国道に近接しなければ駄目だということで、西前線のあれで、すぐ国道4号のそばなので、それでそのときに国土交通省からお話をされたのは、将来南道路と矢巾スマートインターチェンジ、これは国道46号との関係もあるので、そういうことを勘案しながらスマートインターチェンジ付近に、国道のそばでなければならないので、道の駅を考えてみたらどうかというご提言をいただいておりますので、こういうことをこれから皆さん方にしっかりと説明責任を果たしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 本当に町長がおっしゃっていること、よく分かるのですけれども、西側のほうに住宅地というのは、もう無理なのかなというのは私も思っております。

それで、道の駅構想について私も玉山の道の駅を見てまいりましたけれども、これだったらまだうちのほうが人が集まるのではないかとかというのをちょっと感じたこともありました。それから、南のほうにも行ってみてきました。

一番最初私が10年前に議員になったときには、本当に道の駅がもうすぐできるのではないかというような夢を持っておりました。矢巾町は、県の消防学校もありますし、徳丹城もありますので、遠くからお客様が訪れても、いろいろ見るところが多いのではないかなど、あるいは宮沢賢治の銀河鉄道の夜の舞台となった南昌山も見られるということで、もしかしたら早くできるのではないかと、すごく期待して待っていました。

そのときに、もう一つ、インターができるときに、インターの周辺、最初に東側のほうに物流関係の開発ができるのではないかというお話をありました。その物流関係については、どうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

インター周辺の物流の関係というふうなお話なのですが、現在土地利用の状況を見ますと、農振地域というのですか、市街化区域ではない地域ということで、まとまって相当な量の広い区画を、例えば工業団地というふうな形で整備するとかではない限りは、非常に難しいと。そして、整備するに当たっても、例えば地区計画とかを策定するとか、あとは地域の未来投資促進法に基づいた開発とか、こういった方法はあるのですが、なかなか条件を整えることが難しいということで、実際のところはまだインター周辺の開発というところは難しいとこ

ろかなと思っております。

例えば地区計画にしても、地域の方々の意見の総意をもって地区計画をつくるとか、こういった条件が必要なりますので、そういったところを踏まえて今後検討できる部分があれば、進めたいといふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 工業団地を進めていただくのももちろんございますし、それから道の駅、南道路の開通を待つてということなのですけれども、南道路ができる前に大体の構想をつくっておいたほうが先に進めるのではないかなと思っています。ぜひそちらのほうも進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それと、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、西側のほうを例えば観光地にというお話をございました。本町は、病院のある、医大がある町でもあります。それから、学校も多い町でございます。病院のほうに来る方には、職員ももちろんですけれども、中には通院や家族等の見舞いに来る方も多いのではないかと思います。少しでも心の癒やしとなるような場所や施設も必要だと思っております。

例えば病気で苦しい思いした方が南昌山や城内山、煙山ダムなどを見ながら、保養センターで気持ちをリセットできればと思いますが、できれば民間企業と一緒にになって、そういうことを進めていただきたいなと思っておりますし、それから私もちょっとそこに土地があるので一番気になるのが清水野の辺りです。本当に湿地なのです。それで、もしできれば、ひまわり畑等とともに心の癒やしとなるような動物関係とか、動物園みたいに大きくなくてもいいです、動物と触れ合えるような場所とか、それからキャンプ場とか、そういうのをちょっと広くして使うことができればと思っておりますけれども、その辺について観光地として整備する考えがないか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうから、まずスマートインターチェンジの土地利用は、今立地適正化計画で、こここのところは今後どのように利活用していくか、今、いわゆるそういう専門で取り扱っているところに検討していただいておりますので、いずれあそこは矢巾スマートインターチェンジと南道路ができると、あそここのところはすごくこれからいろんな意味で企業立地の対象としては最高の場所になると思うので、このところはあんまり心配してお

らないのですが、それで今西部地域の観光振興、ビジョンをまず今つくるということで進めております。せっかく宮沢賢治、今度も、実はこれはあまりお話をするとまずいのですが、宮沢賢治を語る会が同じ日に、今度は花巻の賢治記念館でも、矢巾に今度、そして最後、賢治記念館でも南昌山に登山するそうです、宮沢賢治の。

そこで、同じ日に語る会と賢治記念館のツアーが入っているのです。そのくらい周りから、やはりそういう、だから私たちももう少し行政として、そういうことにはしっかり取り組んでいかなければならぬと。だから、そういったよく観光というのは光を見るのだと。矢巾町の光をぜひ見ていただきたい。その光を磨き、そして形にしていくのは、私たちの仕事なので、そういうことです。

だから、矢巾町では、宮沢賢治とか、それから俳句の俳人、こういうような人たちも物すごく有名な人たちが輩出しておりますし、そういうものを点と点を結んで線として、そして面的に。西部地域には、そういう歴史とロマンのあるところなので、それをぜひ掘り起こして進めていきたいということで、実はこの間ちやぶ台返しの世界大会が駅前であったのですが、しかしあれなのです。そして、私あれ、恐らく膨らまして子どもたちが遊ぶの、本当に子どもたちが来て、だからああいうようなもの、やっぱり矢巾町も考えていかなければならぬ。

だから、今回夏まつりとか秋まつりもあるのですが、そういう子どもの遊び場、そういうふうなものもこの間見させていただいて、やっぱりこういうことにこれからしっかり取り組んでいかなければならぬなということで、いずれ観光振興ビジョン、これもいろいろワークショップとか積み重ねながら、皆さんいろいろなご意見、ご提言をお聞きしながら形にして見える化をしていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 南道路と、それからインターの構想はないのかは誰か答えますか、今のところ、そう聞いています、構想。

村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 私のほうから清水野の件についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、清水野地区でございますけれども、これまで運動公園とか、そういった話もございましたということがあつて、なかなか農振農用地という農業を振興する地域でございますけれども、圃場整備をやりたくても、なかなかそちらに踏み切れなかつたという経緯も伺っております。

そうした中で、やはり今回の目標地図の作成に当たっても、後継者の問題とかいろいろ、そもそも農地がしけってどうしても活用が厳しい、トラクターが入ると、なかなか動きづらいというところもあります。そこで、そもそも農業として使うか、例えばそれ以外の用途にということなのかというところが、まだはっきりしておらない状況ということもございますので、現時点では農業振興地域ということでの活用ということで、目標地図の中で、どなたかが、後継者が引き続き耕作することを前提にというような対応で考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） ぜひ清水野の件もそうですし、それから矢巾の観光についても前に進めていただければと思います。私は、むしろコロナのときがチャンスだったのかなと、ふと思ったりもしました。駅前を使えるチャンスかなということも考えたりしましたけれども、もうそれから何年もたって、このままにしておくのは矢巾町、もったいないなと思っておりますので、ぜひ先に進めていただきたいと思います。

それでは2問目の質問に入らせていただきます。学校等における児童生徒の安全対策について、町長と教育長にお伺いいたします。東京都立川市において、つい先日小学校に保護者の関係者である男2人が侵入し、教職員を傷つける事件が発生しました。4月には茨城県古河市の小学校でも包丁を持って侵入し、職員に取り押さえられた事件がありました。このような事件は、いつどこで起きるか想定できるものではありません。また、事件が起きた場合、教職員や児童生徒にとって生涯大きな傷痕を残すことも考えられます。

23年前の平成13年6月に大阪の池田小学校で児童8人を殺害、ほかに児童13人と教師2人がけがを負う殺傷事件が起きております。この池田小学校事件の後、全国的に多くの学校で教職員を対象に子どもたちを守るための防犯訓練が実施されました。そのことから、以下についてお伺いいたします。

1点目、本町の小中学校及び保育園等において、どのような防犯対策が取られているのか、お伺いします。

2点目、児童生徒を対象とした防犯訓練は実施しているのか、お伺いします。実施しているとすれば、どのような内容か教えていただきたいと思います。

3点目、教職員のみの防犯訓練を実施しているのか、お伺いします。また、実施しているとすれば、どのような内容かお伺いします。

4点目、立川市の事件は、子ども同士の対立によるもめごとが原因だったようです。このような事案は、いつ起こってもおかしいことではないと考えますが、本町において子ども同士のけんかや教師と保護者が対立するような事案が発生した場合は、どのように対応しているか、お伺いします。

5点目、教職員のほかに有事に備えた人員、例えばスクールポリスなどの配置は行われているのか、お伺いします。

6点目、児童の登下校の安全については、スクールガードなどのほかにも対策を取っているのか、以上お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　学校等における児童生徒の安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、保育所などにおいては、各施設が安全対策に係る対応マニュアルを策定し、不審者の侵入を想定した訓練を定期的に行っております。施設により整備状況は異なりますが、防犯カメラやカメラ付インターホンの設置、出入口の施錠などを行うなど、各施設の状況に応じて、不審者の侵入を未然に防ぐ対策を行っております。

このような防犯に係る取組を継続し、引き続き子どもが安全に過ごすことができる環境を提供してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　引き続き、学校等における児童生徒の安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、小中学校においては、各学校が危機管理マニュアルを定め、教職員が連携して組織的に防犯対策を進めております。具体的な取組としては、防犯訓練の実施や出入口の施錠、入校者の記録や名札着用の義務づけなどの対応が日常的に行われております。

す。

また、今年度においては、不審者侵入対策を強化するため、各学校の入り口等に防犯カメラの設置を予定しているところです。

2点目についてですが、各学校では、児童生徒の参加の下、不審者侵入に対応した避難訓練を実施しております。内容につきましては、不審者の校内侵入を想定し、教職員による対応と児童生徒の安全確保並びに避難について、手順等を確認しながら、演習によって定着を図るものとなっております。

3点目についてですが、学校によっては、不審者侵入に対応した避難訓練とは別の日を設定して、教職員のみによる防犯訓練を行っている例もあります。内容につきましては、警察への通報、児童生徒の避難誘導、さすまたによる侵入者確保などの実践的な訓練が行われております。

4点目についてですが、学校で子ども同士によるけんかを認知した場合、基本的には、その場に居合わせた教員または通報を受けた教員が駆けつけ、現場の安全確保と事態の收拾を図るとともに、関係者に聞き取り等を行った上で必要な指導等を行っております。事案の内容によっては、家庭への連絡や説明等を行い、保護者のご理解をいただきながら、問題の解決と再発防止が図られるよう努めております。

また、教員と保護者の間で何らかの対立的な事案が発生し、当事者間での解決が困難な場合には、原則として管理職等の指導的な立場にある教員が関与し、必要に応じて教員への指導等を行いながら、中立的な視点で事実確認や状況の整理、解決策の提案等の対応を行っております。

5点目についてですが、有事に備えて学校に常時配置されているスクールポリスなどの人員はおりませんが、学校における危機対応力の向上を図るため、昨年度から警察官OBの方をスクールガードリーダーとして委嘱し、各学校へ有事の際の対応を含めた様々な助言を行っております。

6点目についてですが、児童の登下校時の安全対策としましては、スクールガードによる見守りのほか、教員やPTA、交通指導員などによる街頭交通安全指導、学校での交通安全教室の実施、家庭と連携した児童への注意喚起などが行われております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 今年度不審者侵入対策強化のために各学校の入り口等に防犯カメラを設置する予定ということでございますが、今までにはなかったのでしょうか。

それから、もう一つ、出入口の施錠や入校者の記録や名前だけでは、うそをついて書いたとしても分からぬのではないかなと、要らぬ心配かもしれませんけれども、ちょっと心配になります。

また、保護者が多く出入りする参観日や学校行事等の防犯対策は、どのように実施しているのか、併せてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

防犯カメラの設置でございますけれども、学校によっては設置しているところもございます。盗難対策ですか、いろんな意味も含めまして設置しているところもございますが、全校一律にというものではございませんでした。ない学校もございますので、そこも含め校外からの侵入者の侵入防止、その抑止力並びに監視を行うために一律で今年度設置したいという趣旨で実施するものでございます。

あと入校時の記録等でございますけれども、うそを書かれるのではないか、確かにそういう危険性もございます。そこについては、やはり教職員が非常に危機意識を持って高めておりますので、書きに来た際に、本当にこの方書いているかなとか、そこは注意して見ていただくようにはしていただいているところでございます。知らない方については、そこは確認したりとか、必要に応じて取っていただくこととしております。

あとは、参観日、行事等でございますけれども、こちらにつきましてはスクールガードリーダーさんのほうで、こういう場合どうすればいいかというあたりを実際に学校を回っていただきながら、どうすればいいかというあたりを学校にアドバイスをいただいておりますので、そういうものを含めながら学校で対応していただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 先日事件のあった立川市の学校では、児童自身が机をバリケードにしたりして、侵入者を防いだということもニュースで聞いております。例えば本町では、小学生とか児童生徒に対する防御というか、そういう訓練とか、話はしているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

防犯訓練で侵入者を対象にした防犯訓練におきまして、児童生徒につきましては、基本的には遠くへ離れる、逃げるというのが基本的な行動になりますので、積極的に前で防御したりということまではちょっとやっていないのかなとは思いますけれども、いずれ危険な状態にならないようにということで、こういう不審者のようなものがあった場合には、このように行動するというところ、そこについては訓練と、あと安全指導の面で徹底というか、指導しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 隣の教室であっても、もしかしてこっちに来るかもしれないということもありますので、もしできれば、その訓練のときに併せて入られないようにというような訓練も必要ではないかなと思います。

それから、子どものけんかが元で保護者なり、知り合いが興奮して、この間の立川の学校では生徒の名前を呼びながら入ってきたということで、すごく気持ち悪いなと思って聞いておりました。そういうことがうちはないだろうということではなくて、いつあってもおかしくないことでもありますので、ぜひ子どもたちを守っていただきたいと思います。

それから、教職員の訓練は、警察など第三者が入った訓練になっていますでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

昔は、警察の協力を得ながら一緒に訓練するということが多かったと思いますけれども、最近ではちょっと状況としては少ないのかなと考えております。これまでの経験等を踏まえ、各校で危機管理のためのマニュアルというのをしっかりと作って、警察や専門的な知見も入ったものを準備しておりますので、それに基づいて自分たちで研修をするという形になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） ぜひ油断のないように、日頃の訓練も大切でございますので、実施

していただきたいと思います。

それから、1998年、平成10年、葛巻町で下校中の小学2年生の女児が46歳のトラック運転者に殺害されるという痛ましい事件がありました。その事件の後、地域で子どもを守るという110番の家やスクールガードができたように記憶しております。そして、本町矢巾町は全国的に先駆けてスクールガードができた町でもあります。有事の際のスクールガードへの連絡方法は、どのようにしているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

有事の際に、学校や教育委員会等からスクールガードに連絡をするということは基本ないのですけれども、スクールガードの皆様には、日常登下校の際に、外へ出て見守りをしていただいているということになります。その方々は、何か不審な点とか発見した場合には、学校や町教委等に連絡をいただくという形で運用しているものでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員）　110番の家というのはなくなったのですよね、最近見ることがなくなりましたけれども、あれは個人情報の関係もあってなくなったのかなと思って考えております。

あとスクールについては、ご年配の方が多いように思うのですが、よく東小学校の辺りなんかを見ていますと、子どもたちと一緒に歩いて登下校している姿も見られます。今は子どもたちに、隣の人でも、ご近所の人でも声をかけると、知らない人に声をかけられたということでスクールガードさんに訴えている子どもを見ることもございます。ああ、時代が変わったのだなと思いながら見ておりますけれども、そこで警察官OBのスクールガードリーダーは今何人いるのでしょうか。スクールガードリーダーについては、全小学校に配置になっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

スクールガードリーダーさんでございますけれども、町の教育委員会でお二人昨年度から委嘱しております。各学校への配置ということではなく、教育委員会を拠点にしまして各学校を巡回して、そういう指導等をしていただいているという状況です。

お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで2問目の質問を終わります。

続いて次に、3番目の質問を許します。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 将来を担う大事な子どもたちですので、ぜひこれでいいということではなくて、守っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、3問目の質問に入らせていただきます。ひきこもり実態把握と支援をということで、町長と教育長にお伺いいたします。令和5年、2023年、内閣府の調査によると、全国の15歳から64歳のうち、ひきこもり状態にある人は、推計146万人とのことでございます。不登校やひきこもりは、本人はもとより家族にとってもつらい日々であると思われます。

のことから、本年5月に国は家族の支援を強化するため、自治体向けの指針を新たに策定しました。今回の自治体向け指針については、当事者が自身を肯定して、主体的に意思決定できる自立を目指す。支援の対象は、生きづらさを抱え困難を感じている状態や他者との交流が限定的な状態にある人と家族、従来は6か月以上となっていたひきこもりの期間は問わないなどとなっております。当事者と親が高齢化する8050問題などが深刻化し、多様な支援が必要となっております。そのことから、以下お伺いいたします。

1点目、本町において、ひきこもり当事者やひきこもり世帯の調査は、どのように実施しているのか、伺います。

2点目、現在本町でひきこもり状態にある人の実態や家族の状況、世帯構成、当事者について、年代別等の把握はしているのか、伺います。また、以前の同僚議員からの一般質問の答弁では、令和2年6月は30名ほど、令和4年9月には39名との答弁でしたが、現在の人数はどうなっているのでしょうか。また、ひきこもりが解決した世帯などの分析をしているのか、伺います。

3点目、中学生時代に不登校だった人がひきこもりになる例も多いと聞いておりますが、本町の小中学校での不登校になっている児童生徒の人数はどのぐらいでしょうか。

4点目、本町でひきこもりの支援として、矢巾町えんじょいセンターで特定非営利法人もありおかユースポートに依頼し、月3回孤立の防止、他者との交流、社会参加の場として事業を開催とのことでございますが、参加者の人数、年齢構成は、どのように周知しているのか、

お伺いします。

5点目、8050問題や増加傾向にあるひきこもり世帯への支援について、新たに検討していることがあるか、お伺いします。また、町として今後独自での対応策を検討しているのか、併せてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ひきこもり実態把握と支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町でのひきこもり当事者や世帯の調査は、実施していないところですが、各種相談の機会を捉えて、ひきこもり状態にある方や世帯の把握に努めています。

2点目についてですが、現在本町で把握しておりますひきこもり状態にある方は28名であり、年代別では10代から70代までおり、そのうち30代が最も多い状況となっております。また、世帯構成といたしましては、両親と子のみの世帯、次いで配偶者のいない65歳以上と18歳以上の子のみ世帯が多い状況となっております。

なお、ひきこもりが解決した世帯につきましては、統計を取り始めた平成28年度からの累計では、就労が最も多く、次いで医療、福祉、サービスにつながった事例が多い状況となっております。

4点目についてですが、重層的支援体制整備事業の中の参加支援事業として、月3回開催しております。参加者の延べ人数は、令和4年度76名、令和5年度156名、令和6年度219名となっております。また、年齢構成といたしましては、10代から70代まで幅広い年代の方が参加しております。

なお、周知につきましては、広報やはばや町ホームページへの掲載などや各種相談窓口でのチラシの配架などの方法によって行っております。

5点目についてですが、従来の相談支援に加え、家族支援の充実やひきこもり状態にある方への理解促進、併せて専門的支援だけでなく、地域におけるひきこもりへの視点の広がりを醸成するつながりづくりを検討してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　引き続き、ひきこもり実態把握と支援についてのご質問にお答えを

いたします。

3点目についてですが、本町の小中学校における不登校児童生徒数は、5年前の令和2年度には38人でしたが、直近2年間においては、令和5年度が73人、令和6年度が83人となっており、全体として増加傾向にあると認識してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 何か不登校が増えているということで、国の方針が変わったからというのもあるのでしょうか。私は年寄りだから言うのですけれども、昔はちょっと嫌なことがあっても我慢して学校に行けば、あしたは楽しいことがあるぞと親に教えられたものでしたけれども、今は何かあんまり我慢しないで、それなりのフリースクールとか、こころの窓とか、いろいろ行く場所があるのです。それで、学校に行かないでそちらのほうに行くということも多いような気がしておりました。何かいいことか、悪いことか分かりませんけれども、ちょっと将来に不安が残るのではないかというのを感じているこの頃でございます。

質問に入らせていただきますけれども、各種相談の機会を捉えて把握に努めているということであり、年代別では10代から70代、一番多いのが30代とのことであります、ひきこもりになった原因で多いのは何なのでしょうか。また、ひきこもりになってからの年数はどのくらいなのでしょうか。

学校での不登校が増加しているという話を今お聞きしましたけれども、不登校からそのままひきこもりになる人も多いと聞いております。学校での不登校対策については、どのようにになっているか、併せてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ひきこもり、30代が多いということでございます。40代もちょっとあるのですけれども、主にやっぱりお仕事の関係が一番多いと伺ってございます。あとは、人間関係も、その中ではあるということで伺ってございます。

年数については、こちらのほうは28名というのは現在なのですけれども、トータル65名の中で今28名という形ですが、ちょっと年数まで今捉えていません。ただ、全国的なケースですと、大体1年から2年というのが多くて、そこを過ぎると大体あと10年という形で中間があまりないというような形で捉えておりました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） 不登校の部分、お答えいたします。

学校のほうで不登校の対策としまして、昔のようにといいますか、何たって学校に来いという形の指導は行っていないところでございます。基本的には、家庭と十分に連携を取りながら、その児童生徒に合った対応を、その時々でしていくという姿勢でございます。

具体的には、校内支援センターあるいは別室登校、あるいはどうしてもできない子は、朝に来てタッチ登校ですか、可能な範囲で家庭と相談しながら対応していただいているという状況でございますし、フリースクールのほうがどうしてもということであれば、そちらのほうとも連絡を取りながら、その子がいられる場所、一番はできる限り対応できる場所で過ごしていただいているという状況でございます。

いずれ家庭とよく連携をしながら、そしてその子に合ったということを大事にしながら対応しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 以前にフリースクールを見せていただいたことがあるのですけれども、確かに子どもたちは生き生きとした活動をしているのです。パソコンの好きな子どもは、それをゲームとか、いろんなことをやってということで、ここに来られるのだったらまだ幾らかいいのかなと、うちに引き込んでいるだけよりはいいのかなと思って見てきた経緯がございます。

でも、ただやっぱりそこでもう少し我慢していきなさいということを私の時代だからそう言いたいところもあるのですけれども、そうもいかないのかなと思っています。大人になってもひきこもり状態の人や家族が近所の人に知られたくないという人が多く、相談に結びつけるのはなかなか難しいのではないかなと思っています。

また、相談に来られる人は、その状態から抜け出したいと思う人が多いのではないかなと思っています。そして、それよりも外に出られない、相談できない人のほうが、きっと陰に隠れている人のほうが多い状況ではないかなと、ちょっと心配になります。そういう人たちこそ助けが必要と思いますが、実態を把握するためのアンケートを、例えば地域住民全体に對してのひきこもりに関するアンケートなどを実施する予定がないのかどうか、お伺いいた

します。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、ひきこもりというのは、やっぱり一つ大きな課題となってくるものでございます。アンケートの実施、ちょっとその対象を町民全体とするかどうするかというのは、ちょっと相談させていただきながら検討させていただき、どうしてもこちらの実施のほうは進めて行うようにしていきたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） せっかく生まれてきた大事な人たちですので、矢巾に住んでいる人たちですので、ぜひあらゆる手を尽くして、そういう心の病気とかあったならば、ぜひ前に出られるような支援をしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、えんじょいセンターで実施しているフリースペースカフェの参加者が年々増加しているとのことでございますけれども、これは大人が多いのでしょうか、それとも子どもから、例えば不登校の子どもたちが来たりとかもあるのでしょうか。また、家族だけでも相談できるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

令和6年度実績になりますけれども、町長答弁にもありましたとおり219件、実人数は20名になります。ケースとしては、10代の方も数名おります。あとは、最近多いのが保護者と一緒に利用される方も、近年多くなってきたというふうになってございます。

いずれにしろ1人でいらっしゃれなければ、ご家族ということも一つこれは手ではあるかと思いますので、我々もさらに、このフリースペースにつきましては、周知を図っていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋安子議員。

○12番（高橋安子議員） 本当にひきこもり、さつきも言いましたように周りに知られたくないという方がすごく多いようなのですけれども、今後の対応策として、家族支援の充実や地

域におけるつながりづくりを支援ということでございますが、私も数年前に秋田県藤里町を訪問してまいりました。ここが支援体制、ひきこもり支援に一生懸命の町でもあります。ここに行ってみたのは、農業や料理の指導をしたり、関連を持っていただくということで、ひきこもりになる方は、人との関わり合いが非常に苦手な人が多いのです。それであまり会話が多くない農作業とか、それから何か1人で作るものとかがすごく合っているようです。それで、今農家というのは本当に人手不足です。もし、できれば法人とか、営農組合と連携しながら、農業に紹介してもいいのではないかというのをちょっと考えました。

例えば農業でも、手でやる農業ではなくてスマート農業のほうです。今若い人、30代が多いということで、30代ぐらいであれば、機械とか、すごく慣れるのが早いと思うのです。それで、機械操作を、その法人の方だとか農家の方から教えていただいて、免許が必要です。免許を取るには町のほうの補助か何かで取らせて、そして農業の後継者になるのも一つの手ではないかなと私自身考えております。それで、そういう対策について、もし町長のほうから見解があれば、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

高橋安子議員もご存じのとおり、このひきこもり、私もプライバシーに関わるので、私の周りにもひきこもりで、そのきっかけづくりが大事だと思うのですが、声をかけても、なかなか出てこないということで、ただいわゆる私さつき、ひきこもりは早ければ早いほど手当て、手だてをすれば解決できると思うのですが、これが長い年月になると、恐らく私は無理だと思うのです。

だから、そういうことも含めて、あとはやっぱり何と言っても、農業に関心のある人だったらいいのですが、強制することはなかなか難しいことだと思うのです。だから、今スマート農業のお話があったのですが、やはり年代別によって、どういうきっかけづくりをしてやっておあげするか。そのきっかけづくりをみんなで考えていかなければならない。

それで、私のほうからは、農業だけという特定をすることは、なかなか難しいのではないかということで、ただ今日高橋安子議員に宿題を出されましたので、その辺のところは、学校の不登校と、そしてひきこもりの解消策をどのようにしていったら解決できるか、ちょっと内部でもいろいろ検討させていただきたい。

必ずひきこもりには何か原因があると思うので、その原因を究明しておあげしながら、解決して、本人も恐らく出たいという気持ちがあっても、もう出られないと思うのです。だか

ら、よくお聞きするのは、家族が寝静まった後にコンビニに行って物を買ったりするというのはお聞きしておりますので、全然もう一歩も出ないということ、そういう人もあるかもしれませんが、そうでない一歩外に出ている人なんていうのは、本当にきっかけづくりを考えていきたいと思いますので、今ここで農業にということは、なかなか難しいのではないかなということでお答えをさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で12番、高橋安子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、6番、藤原信悦議員の質問を許します。

藤原信悦議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（6番 藤原信悦議員 登壇）

○6番（藤原信悦議員） 議席番号6番、町民の会、藤原信悦でございます。本日は、3問の質問を予定しております。その中で、1番目の質問のところでちょっとおわび申し上げなければならぬのは、私が質問した中身がちょっと実態とずれています、というのは、ホームページを見て確認したつもりでしたけれども、これからお話しする各部会の稼働状況は全て動いているということが、5月27日の定例会の報告書を見て分かった次第で、ちょっとそれに関する表現で質問していますけれども、そこは訂正させていただきますので、あらかじめご了承願いたいと思います。

それでは、質問1番でございます。農商工共創協議会の取組について、町長にお尋ねいたします。前年度より取り組まれている農商工共創協議会の狙いは、団体や業種の枠を超えた事業を実施することで、町全体の産業の活性化を促すこととなっているが、これまでの活動がどのように活性化につながっているのか。

また、いまだ、緒に就いた取組とはいえ、活動の方向性が明確でなければ今後の活動にそ

ごを来し、成果も得にくいと考え、以下伺います。

①、この協議会の活動は、農林水産省の農商工等連携事業促進法による支援の対象となり得るものか。また、該当する場合、どのような支援を受けることができるのか。

②、この協議会の組織体制はどうなっているのか。また、行政、農商工業者の役割は何か。

③、ここがちょっと間違っておりましたので、訂正いたします。この協議会には先行して取り組まれた人材育成部会、農産物競争力向上部会、未着手は削除して、起業・事業拡大部会ですか、それから地域問題解決部会の4つの部会から設けられておりますけれども、先に2つの部会を先行した理由は何か。

またのところから2行は削除させていただきます。4つあるうちのまず2つを先行させた理由についてのお尋ねでございます。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 答弁書はそのまま来ると思いますから、よろしくお願ひします。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 6番、藤原信悦議員の農商工共創協議会の取組についてのご質問にお答えいたします。

ただいま藤原信悦議員からご指摘ありましたことについては、再質問の中でお答えさせていただきますので、そこは今ここは答弁書をあらかじめ皆さん方におあげしておりますので、そして再質問でお答えするようなことでお許しをいただきます。

1点目についてですが、農商工等連携事業促進法による支援については、中小企業者と農林漁業者との連携による事業について計画が認定された場合に、中小企業信用保険等の特例など、税制、金融面をはじめとした総合的な支援の対象となるものであり、協議会は支援対象にはなりませんが、協議会の活動により創出された、いわゆるつくり出された町内事業者による連携事業が対象となるところであります。

2点目についてですが、組織体制は11名の委員により、農業部会、商工部会、農商工連携部会、人材育成部会の4つの専門部会で組織をしております。

なお、事務局は産業観光課に置き、未来戦略課と産業観光課において事業に対応しております。

3点目についてですが、昨年度の協議会の取組につきましては、4つの部会で事業を実施し、活動に取り組んでおります。

なお、具体的な活動状況につきましては、人材育成部会において未来共創クリエイティブ・キャンパス事業、ふるさと教育・キャリア教育事業に、農産物競争力向上部会において土壤診断に基づく適地適作チャレンジ事業、農産物等出店支援事業に、起業・事業拡大支援部会においてさんなりや市支援事業に、地域課題解決部会において田んぼダム装置試作事業に、それぞれ取り組んできたところであります。

また、協議会の取組につきましては、町ホームページにおいて紹介しておりますが、速やかな更新に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 4つの部会を設置されて動き出したわけですけれども、その4つの部会に絞って置いた狙いというか、それは何なのか、ちょっと教えていただければと思います。具体的には農業部会は何をする部会なのか、商工部会は何をする部会なのか、農商工連携部会は何をするのか、人材育成部会は何をするのか、その辺の方向性についてちょっと確認させていただきます。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、農業部会につきましては、こちらに土壤診断に基づく適地適作チャレンジというのもございます。あわせて、農産物の競争力向上事業ということで、こちらにつきましては、今農業分野につきまして、やはり人手不足だとか、いろいろ肥料とか、施肥を削減ということが言われていますので、それらに的を絞ったような取組をというところでございますし、あと商工の部会のところでございますが、こちらにつきましては新たに何か事業を拡大したいとか、そういった小さいなりにも出店したいという方を何か支援できないかなということで考えておるところでございます。

続きまして、農商工の連携部会でございますが、こちらは今回の取組の一番下のところというところでもありますけれども、やはりこれまで農産物ということになると6次産業というところが言われておりますけれども、やはり6次産業できるところもありますけれども、なかなかできないところもあるというところで、商工業者の力も借りてというところもあります。そういった取組ができるのかというところを模索するのが、こここの部会というところでございます。

最後に、人材育成部会、これにつきましては、先ほども重複にはなるのですが、やはり人手が不足してくるだろうというところがございます。そうした中で、やはり矢巾町に住んでいたお子さんが将来的に矢巾町の企業に就職を希望なさるという可能性をここで創出したいなというところがメインでございますし、あとクリエイティブ・キャンパスというところありますけれども、やはり人材が不足する中で、A Iとかの活用方法、これも勉強する場が必要だろうというところで事業のほうを予定しておるものでございます。大まかには以上となります。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 現段階で農商工連携促進法による税制、金融面の総合的な支援を受けられる段階であるのか。それとも、これについては、今後検討して取り組むというお考えなのか、そこをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

今お話しの件につきましては、中小企業者、これによって連携の取組が計画を出して、国のはうに認められれば、5年の経過期間ということにはなりますけれども、いろいろな財政的な支援があるというところでございますので、ぜひそういった形に持つていければというところではございますが、今のところはまだそれが実現している段階ではないということをご承知おきいただければと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 計画の初年度が前年度で終わっていますけれども、それについての評価というか、どのように捉えられているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 6年度の評価ということでございますが、これにつきましては、そのとおり6年5月に組織を立ち上げて、以降いろいろ農林分野であるとか、商工分野であるとか、それぞれ取組はさせていただいたというところでございます。そうした中で、事務局として反省すべき点ということで、各部会の農林部会とか、いろいろ取組というのは

やらせてもらったのですけれども、それを全体で共有するというような場がなかったなというのがすごい反省点でございます。

それを受けまして、令和7年度の取組といたしましては、先ほど11人委員がいらっしゃるわけでございますが、何らかのそれぞれの部会のほうに委員に所属していただいた上で、さらにお互いの情報共有というところで全体会を開催するということで、それにつきましては、頻度も四半期ごとには少なくとも全体会を持ちましょうという流れでおります。

そうした中で、さらに部会のほうの進め方なのですが、各事業ごとに未来戦略課のほうと担当を協力しまして、それぞれ職員を配置して事業を進めるという段取りにさせていただきました。やはりこれも、より事業を明確に進めていくための措置ということで必要だったなというところも事務局として反省しております、今年度はその体制で進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 今のお答えに関してですけれども、人員的には足りそうですか。事務局3課で動くわけですけれども、結構それぞれ個別の案件になりそうな気がするのですけれども、今お話をありましたとおり大変なようですけれども、その辺、人的にはどうなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 農商工の事業にということで、それぞれ事業ごとに職員を配置したわけでございますが、確かに大変だというお話を受けると、大変だというところになるかもしれないのですが、それぞれ職員が頑張って対応するという姿勢でございますので、何とか1年やってみまして、それのまた反省を繰り返し、P D C Aで回していくべきなというふうに考えておりますので、以上お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） なかなか始まったばかりで、ちょっとつかめない部分があるのかもしれませんけれども、やっぱり人がそれぞれ人材育成とか何かで動くわけですから、その役割分担を明確にして、やはり皆さんこの話については、私も何回か過去にも質問していますので、ぜひ成功させて、矢巾の事業者さんたちも含めてですけれども、一緒に町の産業の活性化を図っていただきたいという思いがあるのですけれども、この辺については担当課長と

して何か思うところございますでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

地域の産業の活性化という点でお答えしますと、やはり地域産業の活性化のためには、まずは売れる商品の開発というのが第一、そして販路が拡大されるというのがもう一つあります。さらにもう一つ重要な要素というのが、人材育成と確保だと言われておりますので、ぜひそういった要素を支援できるような体制づくりということで、町の取組と併せて農商工連携ということで、この協議会のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員）　先ほど課長さんの話の中に、定例会を持つという形の話が出ましたけれども、これは各部会ごとに、例えば1か月に1回とか、月例会もやるという話ですけれども、その辺はルールはもうお決めになっていらっしゃるのですか。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　お答えさせていただきます。

まず、全体につきましては、四半期ごとというのは目安で考えております。その上で各部会につきましては、毎回毎回確かに参考してというのは、委員さんからもなかなか大変なところではないかというお話もありますので、そこにつきましては、今コロナ禍も経まして、リモートということも活用しながら、それぞれ毎月になるか、毎月とはならないかもしませんけれども、例えば2か月に1回とか、1か月半に1回となるかもしれません、それぞれ部会で必要な都度対応してまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、1問目の質問を終わります。

次に2問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員）　質問の2つ目は、第8次総合計画前期計画の達成に向けてということで、町長にお尋ねいたします。前年度からスタートした第8次総合計画前期基本計画、令

和9年度までの進捗状況について、以下伺います。

なお、第8次矢巾町総合計画の第3章、前期基本計画では、計画推進に当たり1年ごとに指標進捗状況について評価と効果検証を行い、必要に応じて内容の改訂を行うことから伺う次第でございます。

①、進捗の遅れや新たに発生した問題、課題はあるのか。また、それらの課題は、いつまでにどのような方法で解決するお考えか。

②、第7次矢巾町総合計画から継続している課題は何件ぐらいあるのか。また、第8次に継続しなければならない理由及びその完了期限はいつ頃をめどにして考えているのか伺います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　第8次総合計画前期基本計画の達成に向けてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、計画初年度であります令和6年度の進捗状況について、現在取りまとめをしているところであり、進捗の未達や課題などがあった場合には、その要因を見極めながら、今年度における事業の進め方を改善することで計画の進捗を図ってまいります。

2点目についてですが、第7次矢巾町総合計画後期計画の施策のうち、指標目標値に設定したが、未達成のものは44件あり、施策の統合や分割を行なながら、第8次矢巾町総合計画前期計画に反映させております。

また、継続する理由は、施策を維持するべきもの、改善や見直しを図るものなどがあり、指標目標値の達成年度は、前期計画の計画期間であります令和9年度末としております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員）　令和6年度の進捗状況について、現在取りまとめ中ということでございますが、その報告並びにその後の進め方についての説明等は、何かの機会にあるのでしょうか、伺います。

また、進捗の未達や課題が明確になるから、次年度の事業の進め方の改善ができるものは考えますけれども、スピード感がないと、年度内に2つのことがダブる形になりますので、なかなかやりづらい部分もありますから、その辺の配慮も必要かと思いますが、ご見解を伺

います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、8次総のうち初年度の昨年度の事業については、5月末で各部署から当課のほうに報告をいただいておりまして、それを今当課のほうで精査しております。その中で、昨日も答弁いたしましたが、結果を公表する準備をしているのですけれども、公表と、あと今年度の事業の進め方の改善というのをやっていくわけですけれども、ちょっと各課から来た中で、本当にこの考え方でいいのかなという部分を今後当課のほうでヒアリングをしながら、そこを進めていくというふうに考えております。

今回8次総の中でP D C Aという考え方、それからO O D Aループという考え方を取り入れておりますけれども、やはりちょっと私自身の考え方と間違っているなければ、O O D Aループであれば、観察、それから状況判断という部分が大切かと思っております。それは、観察と状況判断という部分を担当課だけではなくて、当課のほうでも協力することで、よりいい改善のほうにつながっていくようにしたいなと思っているところでございます。

○議長（廣田清実議員） ちょっと待って、説明の機会はあるのかと聞いているのです。説明の機会。

田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 説明。

○議長（廣田清実議員） どこでそういう評価を公表するのか。

○企画財政課長（田中館和昭君） それは、ホームページのほうでこの計画の進捗状況というのを公表していきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 行政と民間の考え方の違いかもしれませんけれども、P D C AサイクルとかO O D Aという言葉をよく使っていますけれども、O O D Aは軍隊でよく使う状況です。計画がなくて状況判断をして対策を打つというやり方。P D C Aサイクルというのは、PがD oした段階でCとともに動いて、Aまで行くと、すぐPに戻ると。ですから、例えば目標が100万月間売り上げるという目標を立てたとする。動いて90万しか行かない。それをやっぱり日々、例えば確認するとか、一定期間確認しながら、なぜそこに行かないのかをやっぱり都度都度やらないと、年間まとめてといったら、我々元企業人からすれば、一番最低

なやり方と思っています。

ましてやOODAとなると、これは軍隊です。どこで鉄砲玉が飛んでくるか分からぬからあっちに逃げろと、即言えるようにしないといけないのが、このOODAです。状況判断から入るというやり方、その辺の使い分けをよく考えないと、いつまでたっても同じやり方の繰り返しになる可能性があるので、そろそろその辺は変えてよろしいのではないかと思いますが、見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員おっしゃるとおり、軍隊というのは、やはり個々の部隊において、その状況によって、そこの指揮官が状況を考えてやっていくということで、昔の統率された考え方から近代の軍隊というのは、やはり個々の状況に応じて対応していくというふうに変わってきたと私も認識しております、それを議員おっしゃるとおり、我々行政もやっていかなければならぬとは思っておりますが、実際それに正直我々まだ慣れておりません。

ですので、やはりそこはこの総合計画を取りまとめております企画財政課において手助けをすることによってより各課がいい状況になっていくと。議員おっしゃるとおり、本当に各課が都度都度状況判断をして、よりいいものにしていくというのが本当に理想でありますので、我々はそこに近づけるためのまず一歩として、そういうふうにやってきたいなと思っているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 今のお話、確認いたしましたけれども、やはり計画は実行されて初めて結果が出るわけですから、その辺タイムラグがあると状況も変わりますので、短い期間で変化は常に起こさなければいけないということだけはお互いの共通認識だと思います。

P D C Aサイクル、よく例で出されるがトヨタの生産方式です。トヨタはライン上で赤ランプがつくと、みんなそこに集合します。何があったのだと、何が問題で機械が止まったのだと。それを解決しない限りは、絶対生産かけませんから。というのは、同じ事例は、よその工場でもあるかもしれない。だから、解決策をもってこういう事情があったことをみんなに共通認識させるというやり方も取っています。その辺もやっぱり含めて考えないと、数値が上がらないような気がしますので、ぜひこの辺はお分かりだとは思いますけれども、よろしくお願ひします。

それから、2つ目の質問ですけれども、指標目標値の設定をしたが未達のものについては44件あると、第7次総合計画です。それは、大体全体のどれぐらいなのか、パーセンテージ、大変失礼ですけれども、どれぐらいあるのかをお聞きしたいのが1つと。

それは、未達に終わった原因は何であるのか、その辺は原因追求は終わって今対策ということですけれども、それについては、ある程度まとまっていらっしゃると思いますが、その状況について伺います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

すみません、ちょっと先ほど町長答弁で44件ですが、全体の何%かという資料が今ないのですけれども、継続した中で、例えばなのですけれども、やはり継続して施策としてやらなければならないけれども、まず7次総の中で未達の、例えばなのですけれども、新規就農者の就農者数とかというのがあるのですけれども、目標が例えば当時10人だったものが7人だったといったことは、いわゆるこれは目標値に対しては未達なわけですけれども、これはやっぱり8次総であっても引き続き取り組まなければならないということで、やはりこうやって7次総で終わりというわけではなくて、行政の施策として継続していかなければならぬというものがやはり多いです。

それから、ちょっと私が担当した例でいくと、7次総のときに、矢巾斎苑の整備とかの検討というのがありました。ですけれども、7次総のときと、やはり状況が変わったのは、火葬場を誘致というのでしょうか、そういったのをご要望する地区がありまして、やはり第7次総のときから8次総にちょうど変わるあたりでしたので、それは大きい状況、状況といいますか、そのときの状況が大きく変わったということで、8次総において、それらも含めて検討を継続しなければならないということで、そういった本当に大きく状況が変わったというのもございまして、それらを含めて8次総のほうに組み込んだというふうなところでございます。

○議長（廣田清実議員） パーセントは出ないそうですけれども。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） いずれ課題は、年度で立てても、月間で立てても、全て100%ということは、なかなか難しいと思います。ですけれども、できるだけみんなその計画については必要を感じてつくり上げているわけですから、やっぱり成果の出ない努力はむなしいと思います。みんなでここまでできたと思うくらいに、やっぱり精度を上げてみんなで取り組む必

要があるのでないかと私自身は思っております。

原則として1年ごとに見直しするというさっき説明があったのですけれども、それは少なくとも半期とか、どこかでやっぱり棚卸しきれれば、本当は月次でと言いたいのですけれども、これは難しいでしょから、四半期とか、3か月単位とか、半年とか、1年とかやっていけば、途中で解決したものに手をつける必要ありませんから、改めてというのが少なくなってくると思いますので、ぜひそれについて、そのような進め方もあるということですけれども、ご意見を伺います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、我々の目標値の持ち方にもよるかなとは思うのですけれども、1年間を通して、この数値を達成しようというものもありますし、あるいはその過程の中で、おっしゃるとおり、例えば四半期ごとに改善したほうがよりよいというのは、そのとおりだと思います。

例えばですけれども、自分の課でもそうですけれども、職員と話しながら、今こうやっているけれども、いや、このやり方ではちょっと結果は出ないというのは、やはりそれこそ四半期というよりは日々議論をしながらやっているところでありますので、それはどの部署でも当然かと思います。それをやはり結果としてつながっていけるようにしていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 3問目は、本町における史跡や文化遺産の保存、整備による観光開発の充実をということで教育長に伺います。

町外の方々に町の魅力を紹介するとき、南昌山やひまわり畑、煙山ダム等の話をすることが多いと思われますが、今に残る史跡、文化財も大切な町の文化遺産であり、観光開発に役立てるべきものと考えます。また、有史以来この地域で育まれ、継承された有形、無形の文化遺産なくして、今の我々の暮らし、生活文化はなかったとも考えます。町民にとって、この歴史的意義や背景を後世に伝え続けることは大切であり、それが歴史教育並びに文化継承

そのものと考えます。

よって、史跡、文化遺産の整備、観光開発に当たっては、以下の点に留意され取り組むべきものと考えることから、見解を伺います。

①、町内には、国1件、県指定3件を含め44の指定有形、無形の文化財があるが、そのうち、史跡、有形文化財等で説明案内板があるのは、国や県指定の徳丹城跡と藤沢狄森古墳等に限られており、他については対応に統一性がありません。写真やイラスト等も多用し、分かりやすい案内板に様式を統一してはどうでしょうか。

②、初めて訪れる方でも、史跡等の場所が分かりやすいようにすべきであると思います。やはマップには、ひまわりパーク、煙山ダム、幣懸の滝、徳丹城跡等は掲載されておりますが、他の史跡、文化遺産の掲載は少なくなっています。観光を産業として育成するお考えがあるのなら、史跡等の探訪に使える冊子を作成する必要があると思います。

今までではガイドブック、出ていますけれども、歴史関係のところはちょうど真ん中のページ、これだけでございます。あまり隣の例を出したくないのですけれども、これは隣町の例です。どこの町とは言いませんけれども、すぐ隣です。これは、文化財に限ったマップを作っております。この町は、国、県、町合わせて100ほど史跡があるうちの六十何%まで全部これに写真と解説、いわれ等を書いております。ですから、こういうものもあってもいいのではないかなど。

というのは、私も恥ずかしいのですけれども、こっちから東のほうは分かるのですけれども、西のところ、一里塚は分かりますけれども、岩清水はどれが昔の跡やと迷うときがありますので、そういう意味でやっぱりこういうのも作って観光を盛んにするというのも一つの方向かなと思っております。

それから、気になっていますのは、その場所がどこにあるかというのを見ないと分からない。これも隣近な近隣市町の例ですけれども、例えば史跡と県道、国道をつなぐライセンの道路には支柱を立てて、何々城跡、何々史跡跡、彦部には是信房の墓がありますけれども、是信房の墓、396の沿線にぼんと出ています。あれがあると、こういうリーフレットがなくても、パンフレットがなくても、場所さえ、名前さえ分かれば行けるし、これもあればなおさら中身もよく分かるということで、やはりその辺について整備する必要があるのではないかと思っております。

いずれ観光資源が44件あります。この間まで42件でしたけれども、木製かぶとと藤沢狄森古墳からまた勾玉が出てきて、それが追加になったりしていますので、まだまだこれから宅

地開発が進むと、いろんなものが出てくると思います。せっかくある財産ですので、ぜひ有効活用して、矢巾町にも観光産業が成り立つようにできないかということでのお尋ねでございます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 本町にある史跡や文化遺産の保存、整備による観光開発の充実についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、指定文化財の説明案内板は、文化財が所在する目先に解説を伴う案内板を据えることで文化財と解説が効果的に理解できる最も一般的な手法であると考えております。町内各地に存在する文化財については、町のホームページなどを活用した電子媒体での紹介をはじめとし、文化財の興味のある方々にだけでなく、全ての方々がいつでもそれぞれの文化財を見る、知ることができるよう、各文化財の存在について周知することも一つの手段と捉えております。

個人で所有する有形文化財や民俗芸能などの無形民俗文化財などの案内板を作成することは、所有者の方の同意が必要であり、状況によって、全ての案内板を統一で設置することは難しいところもありますが、年次計画により案内看板を設置できるか検討してまいります。

2点目についてですが、史跡等の探訪に使える冊子等について、かつて文化財イラストマップがありましたが、その後活用に至っていない状況であります。国においては、地域の文化財などを観光資源とした魅力の発信を掲げております。町内史跡を観光資源として捉え、イラストマップのほか、デジタルマップなどを活用した史跡の案内も有効的な手段であると考えます。

このことから、幅広い年代層への周知ができるように、やはマップと併せて史跡探訪ができるマップなどの活用について、町内の史跡、文化遺産を手軽に感じができる内容となるよう検討を進めてまいります。

3点目についてですが、町内各地の史跡へのご案内として標柱等の設置は必要なものであると判断いたします。1点目、2点目でご質問のありました案内表示板、文化財イラストマップと、この史跡の標柱とを連携することにより、さらに皆様へ分かりやすく誘導できるものと考えられますことから、併せて標柱設置について検討を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○ 6 番（藤原信悦議員） やっぱり矢巾の人、私も含めてみんなシャイなのか、PRがちょっとやっぱり下手なのかもしれません。せっかく、町内の史跡を案内表示できる場所は、いっぱいあるではないですか。駅にあるし、それからやはぱーくとか、公民館もあるし、そういうところにやはり掲示したり、表示するというのも一つの方法ではないかと思います。

1つ提案なのですけれども、やっぱり行ってみないと分からぬ。どこにあるか分からぬということであれば、例えば年数回でいいのですけれども、町内史跡巡りという、そういうのを企画して、例えばママと歩こう矢巾の史跡とか、いろいろなタイトルをつけて、子どもたちも含めて史跡巡りをするということを企画して実行されてもよろしいのではないかでしょうか。お互いにそんな大きい町ではありませんから、ちょっとしたマイクロバスぐらいでも用意できれば、すぐ行ったり来たりできますので、そうやって子どもたちに矢巾にはこんなすてきなものがあるのだよということを、やっぱりそれも教育としてやるという方法も一つの方法ではないかと思いますけれども、これについてご見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

まず冒頭に、イラストマップについて、マップについてですけれども、教育長答弁にもありましたとおり、かつてイラストマップがあった平成時代に作られたものがありまして、それは今現在活用に至ってはいないところですけれども、それからかなり状況も変わっておりますので、今に合わせたそういったマップを作成する、そして今ご提案がありました近隣市町でもそういったマップを作成しているところもありますので、そういったところを参考にしながら、作成に向けてちょっと検討してまいりたいというふうに考えてございます。

あとご質問にありました史跡巡りでございます。今お話がありましたとおり、子どもたちあるいは親子を対象にしたというところは、非常に重要なものというふうに認識しております。史跡巡りにつきましても、地元の皆様と一緒に巡りについて連携をしながら進めることは、子どもたちの育みについてもとてもいいものというふうに認識してございますので、そういった内容を十分詰めながら進めることについて検討したいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○ 6 番（藤原信悦議員） その史跡巡りのときに誰がつくかという問題があります。そこで、また提案です。地元のおじいちゃん、おばあちゃんでよく知っている方が必ずいますので、そういう方をガイドという形で委嘱して、一緒に回るという方法もあるのではないかと思います。

それは、有償、無償については、私も何とも触れられませんけれども、でも詳しい人はいるのです。例えば先ほどひすいの話をしましたけれども、ちょっと不謹慎な発言ですけれども、昔は墓荒らしがいて、そのひすいを取って盛岡へ持っていくて売り払う人もいたようです。そういうことがないようにするためにも、やっぱりみんな常にお邪魔して伺っていれば、それも防げるかもしれません、いずれそういうガイドの方々の養成もちょっと検討いただければと思います。そうすると、みんながやっぱり興味を持つ機会も増えると思いますので、その辺の検討をお願いしたいのですが、回答をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、やはりそういったものにつきましては、町だけで進められるものではないというふうに思ってございますので、地元の皆様、地域の皆様のご協力をいただきながら、連携を取りながら進められるよう検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で 6 番、藤原信悦議員の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。

昼食のための休憩を取ります。再開を13時といたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

先ほど傍聴者の方から指摘がありましたので、答弁者は、やはり聞こえづらいみたいなので、これみんな上げるとハウリングを出すので、元気よく、お昼を食べたことでしょうから、

よろしくお願ひします。

それから質問に対して答弁、ちゃんとメモして、聞かれたことは必ず答えていただくようにお願いします。

それでは次に、16番、赤丸秀雄議員の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(16番 赤丸秀雄議員 登壇)

○16番（赤丸秀雄議員） 議席番号16番、新誠会、赤丸秀雄です。

1問目の質問は、さらなる産業の活性化で住みたい、住みよいまちづくりをについて質問します。昨年秋以降の米価高騰により、スーパーから米が消えたというような内容や価格が前年比2倍になったとメディアが毎日のように報道しています。当初私は、資材や農機具の高騰、農業収入が30年来ほぼ変わらない状況であることから、農家にとって少し就労環境がよい方向となったと感じていました。

ところが、国民の主食である米高騰で、あらゆる分野の物価値上げに拍車がかかり、多くの人々が生活の困窮を訴えています。町長は、日頃から町の基幹産業は農業であると強調されていることを踏まえ、サービス業などの事業者や町民で困っている方々に町でできる支援策を望むことから、以下について伺います。

①、米高騰で購入に困っている方へ、町内産米を格安提供する仕組みづくりを行う考えはないか。

②、農業と福祉、商業などと連携したシステムを構築して、元気なまち、働きがいのあるまち、住みよいまちづくりを行う考えについて伺います。

③、農商工共創協議会発足から2年目に入ったが、町長は現在どのような組織、意向及び方向性をお持ちであるか、現況を踏まえ、再度伺います。

④、町民が住みたい、住みよいまちづくりには、産業の活性化が欠かせない。町では、小規模、個人事業者及び農業者支援をどうあるべきと考え、すぐにでもやれる施策をお聞かせ願いたい。

⑤、産業の活性化には、地域おこし協力隊、集落支援員制度の活用も必要と思うが、今年度の募集に向けた取組状況はどうなっているか、伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 16番、赤丸秀雄議員のさらなる産業の活性化で、住みたい、住みよいまちづくりをについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、販売事業者の届出を行い、米穀の販売をする考えはないところであり、また国の財政支援もない中で、米を安価に提供する考えもないところであります。

2点目についてですが、農福連携、農商工連携については、町内においても、福祉事業者が農業分野で活躍いただいているところであります。また、他産業からの農業への参入のほか、農業支援サービス事業者の起業を支援することにより、地域産業の好循環につなげています。

3点目についてですが、矢巾町農商工共創協議会は、農業、商工業の活性化と地域経済循環の促進を目的に設立したところであり、町内の事業者などが互いに連携することで、新たな事業拡大などにつながる取組を推進しつつ、併せて農村周辺部の地域課題の解決に資する取組を推進してまいります。

4点目についてですが、小規模、個人事業者及び農業者ともに地域経済の発展に重要な役割を担っており、おののが自主的に経営基盤強化と成長発展していくための支援が必要と捉えております。また、すぐにでもやれる施策として、既存施策ではありますが、町では小規模企業者が岩手県小口事業資金貸付要綱に基づく、小規模小口資金の融資を利用する場合に、岩手県保証協会へ支払う信用保証料の全部または一部を町から補給し、金融機関と連携して小規模企業者の資金調達の円滑化を図っております。

5点目についてですが、地域おこし協力隊については、今年度農業分野に携わる隊員の募集を行っており、その前段階の取組として、4月10日から5月6日にかけてお試し地域おこし協力隊事業の募集を実施したところ、1名の応募をいただき、5月23日から25日にかけて町内で田植などの農作業を体験していただいたところであります。

また、集落支援員については、国の制度の範囲内で地域コミュニティの支援につながる地域運営組織の運営を担うような制度設計を行っているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 私の意図が伝わらないようなので再度伺いますが、緊急時処置とし

て、町民の方々に町内産の米を適正な価格で町内のサービス小売事業者を通して流通させる仕組みを考えませんかということを言いたいだけあります。今は、自由取引可能でもありますので、3年以前は、農家さんでは30キロ当たり七、八千円、昨年は1万円前後、JAさんの取引では1万1,000円程度なそうです。今年の収穫価格は、それよりも3,000円は上がると想定されています。

そこで、町内産が収穫地で町内で消費を行えば、中間マージンが省け、運送費や梱包費が削減でき、おのずと格安な米が町民に流通できると考えられることから、そのことへの町の所見を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

質問の町内産の米を町内で消費してはということで地産地消ということの取組ということでございますが、おっしゃるとおり流通コストとか削減されますし、そういったCO₂の削減であるとか、いろいろな効果があるというのは当然認識しております。そうした中で、今回このように需給バランスが崩れていますというか、なかなかこのような状況になっているわけですけれども、本来生産調整というのは、国のはうでやっていただいている。これが適正に回っていれば、町内で十分流通する分の米というのは確保できるのかなということもありますけれども、現在なかなかそれが非常に厳しいような状況も見受けられますので、これにつきまして町ばかりということにはなりませんので、集荷業者であるJAさんとか、そういったところにも働きかけをさせていただきたいと思いますし、あと認定農業者さんは自分のほうで出荷しているというところもありますので、そういったところの方々は、町内で主に販売しておるという認識ではございますが、いま一度町内産のものを町内の方にということの働きかけは行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今課長から答弁いただきましたが、まず単純計算で去年の秋の引渡し価格では、JAさんでは1万1,000円程度とお話ししました。これは、30キロですので、今のテレビ報道とか見ていると、買入れ価格の小売での販売価格は約倍になるそうです。ですから、1万1,000円であれば、当然倍の2万2,000円、2万2,000円が30キロで、10キロ当たり約7,500円前後。今テレビ放映されているのは、ほとんど5キロです。私前から言って

いますが、都会の方は10キロぐらい置けないです。そんな狭いところなのです、みんな住んでいるところが。子どもさんも1人しか育てないような間取りですから、ですから子どもが出生率が1を切る0.93とか、そんな数字になるのです。そういう環境なので、言いたいのは、今課長がおっしゃったようにJAさん、11月に懇談会開きました。そうしたら、今西日本の、特に四国方面に、もう今年度の収穫分はほとんど契約になっているような話もされていました。

ただ、各農家から聞きますと、まだ町内にもし同じ値段で出せるのであれば、可能とは思われるような話をする方も多いです。ですので、ぜひ今年は、私話したように3,000円は上がるそうです。ですから、その辺も踏まえて、やっぱり町のおいしい米を町民に町内で消化する分を確保する、それを役場にやれというのではなく、役場はその仕組みを考えませんかということなので、再度そのことについてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　お答えいたします。

仕組みをというお話でございますが、生産者から集荷業者、そして卸、そして販売店、そして最終的には消費者という流れでございますけれども、この仕組みについてなかなか急に変えられるかというと、国のほうでも中の卸の分をというところでもなかなか大変だという認識をしているところでございますが、仕組みを変えるというお話でございますけれども、何か町内産のものを町内のほうに販売を促すという意味合いで働きかけをということを検討してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　ぜひお願いしたいし、先ほど言ったようにJAさんはもう長期販売計画にのっているそのなので、例えば作況指数が105とか108になったから、余分に取れたから回すことは可能だと思いますが、そういうことです。今課長のお話は、私はJAさんなり、精米業者さんがそのまま町内のサービス小売業に卸せばいいのです、それだけの話です。そして、町内のサービス小売業の方が電話とか何かで受けて配達すれば、それで済むことなのですから、あまり難しく考えないことを期待したいと思います。

今年は、そういう米の状況で、例を出しますが、日立市とか、宮城県の利府市、福井市、沖縄の石垣市などは、自治体で地元産米の購入券、お米券を配布したり、それから現物支給

をしている自治体も多数あります。私が言っているのは一部ですから。そういうところも町民にできれば、本当に何度も言いますが、緊急処置なので、これが5年も10年も続くのならば、そもそも仕組みが悪いのであって、そういうことを言いたいのです。ぜひ、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問は、本6月会議の一般質問は私今7番目に立っていますが、農商工共創協議会項目の質問では4番目となり、この項目の取組の動向の意識の高さがうかがえます。詳細な質問は、3人の方がしておりましたので、私は詳しくは質問しませんが、答弁に農業、商工業の活性化と地域経済循環の促進を目的に設立したとあります。その目的を遂行するために、この分野で経験や地域で活動されている方々を11人のメンバーとしているのであるから、事務局は役場で担つて行動指針や事業活動方針を明示すれば、あとはメンバーさんたちに任せらうが組織設立の目的を遂行できると踏まえるが、そのことについて見解を伺います。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、商工分野につきましては6名の方が、農業分野の方につきましては4名の方が、観光分野、こちらについてはお一人ということになりますけれども、やはりそれぞれ識見を持った方々でございます。お話のとおり、先ほどの答弁でもお答えさせていただいたのですが、やはり町のほうから何かというよりは、町のほうとすれば事務局を担つておるというの、そのとおりでございますけれども、やはり主に検討していただくものについては、この11名の委員さんを中心にお願いしたいというふうに考えておりますので、一つそこで出たアイデアを実効性のあるものにということに対応してまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　午前中の答弁でもお話ししされていましたが、四半期ごとの全体会議、分科会に任せる、それはいいと思いますが、そんな状況では、6年度、去年の轍を踏みます。何もやらないうちに1年間過ぎる、私はそういう危惧をしています。そうでなくとも、役場職員の人員、業務量とか忙しさを考慮すれば、役場主導の活動では無理だと、私今言ったように思っていますので、この組織、今年度は予算的には700万以上の計上をしています。それをぜひ活動の活発化の促進に使っていただきたいと。それをメンバーに任せればいいので

す。

それから、会長さん、副会長さん、個別にお話しする機会がありましたし、経験豊かなメンバーさんたちでありますので、何度も強調しますが、任されたほうもいいし、任されて事務局に報告したほうがいい活動、運用ができるとお話もされています。その辺ぜひ配慮した運用をお願いしたいのですが、これについて何かご意見あれば伺います。

○議長（廣田清実議員）　　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　　お答えいたします。

お話のとおり、あくまでも委員さんを中心に事業に取り組んでいくという姿勢でございまして、そこについては忘れないで対応させていただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　　本当に、これ前任の任期のときに、みんな共創協議会というか、共創センター構想には、すごく期待したのです。それが去年1年間何もできなかつたような私は印象でした。ですから、今課長がおっしゃったようなことをきっちりメンバーに落とし込んで、あとは報告を受ける、相談に乗る、そういうスタンスでやったほうが、この組織はうまくいくのではないかと私は仮定しますので、ぜひお願いしたい。

次の質問ですが、将来農業を衰退させないためには、基盤整備、いわゆる地域計画の策定を行う必要性を農業者の方々は強調されます。その一つに、農地の目標地図策定と農地集約完了の取組があります。農作業の効率化のためには、目標地図の策定が必要であり、大変難しい農地集約を耕作者の同意の下、完了する必要が早期にありますと感じております。町では、10年後に向けてどのように計画をされているのでしょうか、その辺を伺います。

○議長（廣田清実議員）　　細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君）　　ただいまの質問にお答えいたします。

農地の集約ということで町の方針、もちろん基盤整備とともに集約に向けて進めているところでございますけれども、そちらを進めるに当たり、やはり地域での協議をした上で、地域の希望に基づいて目標地図の作成もしておりますので、これに基づいて農業委員会としての取組といたしましては、集約に向けて賃貸借を行っていただき、その上で農地の中間管理事業を使って集約をしやすい体制を整えていくというふうなことで、農地の集約を目指していくところでございますので、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ここに人・農地プランから地域計画へという会合で使った資料が手元にありますが、矢巾町は目標地図の作成、把握はうまくいって93%ほどいっている状況で、いち早くやりましたと、これはいいのですが、これをやっぱり効率よく、特にスマート農業という話が出ていますが、後で話しますが、スマート農業を進める上では、今の現状では無理なのです。ですから、この辺をやるために、やっぱり本腰を入れないと無理なのかなと思っています。10年かけてやるとは言っても、それでは遅過ぎると私は感じますが、早くやれと言っても無理だと思いますので。

1週間前には秋田のこの取組がテレビ放映されていました。苦労している現状を放映しておりまして、ただ私も感じていた、今やらなければいつやるのだ。10年後、15年後の農業は、壊滅状態になるという意思の強さでやっていたというテレビ放映でした。

農地最適化推進委員の活用なのですが、これは目標地図把握のために必要だった70%未満であれば設置しなければならないらしいのですけれども、こここの活用をぜひ推し進めてほしいというのと、やっぱり農地の集積、この1年ごとのメンテナンス、ここは農業委員会等中心になってやっていけると思いますが、この集約というのが大変厳しいと私も今回勉強させてもらいました。

そういう中で、やっぱりここを本腰を入れてやらないと、5年、10年先の農業は無理。農業人口の推移を見れば、ここ15年、2040年には、今54万5,000人、これはおととしのデータですが、いるそうなのですが、40年、15年後には7万5,000人、減るのではないです、7万5,000人に落ち込むと言われているのです。そのためには、やっぱりスマート農業の本格導入とか考えなければならないので、この辺を進める部分なのですが、この農地最適化推進委員の活用というのは矢巾町ではできそうなので、そこをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまの質問にお答えいたします。

農地最適化推進委員の導入についてでございますが、現在矢巾町では集積率が70%以上でございまして、遊休農地率も1%以下ということでございますので、設置しなくてもいい条件の下にありますと、農業委員がその委員の役割を担うというふうなことで、農業委員が兼務するというふうな形でやっております。

現在設置していない理由といたしましては、農業委員が集積、集約に関わる業務について

も農業委員の業務とともに一緒にやられているというふうなところで評価してございますので、今は設置していないというような状況があります。

ただ、今後地域計画の実現に当たって、その集約をもっと力を入れてやるというふうな方針がございますので、必要だということであれば、次の任期のときに、その設置について検討させていただきまして進めていくことになるかと思いますので、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今事務局長さんが答弁されたことは、私も確認しております。だから、いないではなく、それをしゃくし定規に答えるのではなく、こういう方を設置して、集約を推進しませんかということを言いたいだけです。

先ほどの農商工の協議会の分科会の方たちも、その辺は皆自覚していますので、そういう方とタイアップしてやるということで、ぜひ進めていただきたいし、もう時間もないので、集約については、民間会社が農地を借り上げて農業者に耕作を依頼するスタイル、これ西日本ではまるっと方式という形で進めている案もありますし、農地集約マッチングアプリの開発、これは広島の大学の教授さんが開発して、おととし盛岡で実証実験をやったそうです。時間があれば、この内容も聞きたかったのですけれども、それから質問はスマート農業の導入の件でちょっとお話しさせてください。

まず、昨日、今日、スマート農業のお話もされております。ただ、今集約が進まない、また農地整備の区画が小さいところには、まずスマート農業の導入は無理だと。今北海道の旭川で小さくても3ヘクタールとか5ヘクタール、一つの農地をそういう形で圃場整備をやっているところもあるのです。そういうところだと、トラクターも無線で、そういうこともできるという形でやっていますが、まず今の問題は農地が矢巾町の場合はまず狭い、一部には5反歩田とか、1町歩田もあるらしいが、一部です。それが連担されたところにあるとか、そういう部分でいったら、いいと思うし、それから直播というのですか、私は直播、直播と昨日聞いていたので、調べてみたら、ワープロで変換できなかったのであれだったのですが、私は直播（じかまき）と言っていますが、この直播だって、昨日の答弁で、やっぱりそのまま種をまくことできないのです。それなりの種を購入しなければならないこともあります。

ですから、これは今年、3反歩田で試行しているところもあるようですが、これもやっぱ

り苗を育てなくていいだけの話で、まくのも田植機械でやっぱり同じようにまかなければならない。それから、特殊な種ではないとカラスにみんな食われてしまう。だから、全部種一つ一つにコーティングする、それを購入する金額が結構なもの。だから、10日とか2週間で作業したのが直播で2週間前倒し、3週間前倒しできるから、作業の平準化はできる、そういう話であります。ですから、直播についても、今の部分ではちょっと導入が無理ということです。

時間がないので、この項目の最後の質問をします。地域おこし協力隊、集落支援員制度の活用について伺います。私は、現在の制度は、地方活性化の一環で国が地方創生事業の推進で交付金を設け、積極的活用を図ることが目的と捉えています。昨日2人の同僚議員の質問でも、コミュニティの運営の担い手不足に集落支援員の活用を検討するとか、遅くとも今年度後半には募集の意向を話されていました。

私も何回かこの項目を一般質問等で質問していましたが、町では人材選任に当たり、慎重にまたかつ吟味するあまり取組にスピード感がないと思うが、このことについて所見を伺って、この項目の最後とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 地域おこし協力隊のことですか。

○16番（赤丸秀雄議員） 地域おこし協力隊と集落支援員も、どちらも農作業に関わる部分も考えているという話でした。だから、農業に関わる部分でどのような募集をかけるなり、どのような、この制度の活用を図るべきか検討されているのか、その辺のお話を聞きたい。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊、今年度に関しましては、町長答弁にもございましたとおり、農業分野に特化して、その分野で活躍していただける方を今募集しているところであります。まだ応募はないですけれども、いずれ農業分野のところで募集したいなと思っております。

それから、集落支援員につきましては、昨日も答弁いたしましたが、現在どういうふうに活用していくかという制度設計を行っておりまして、一応大きな考え方としては、個々の自治会ではなくて、ある程度複数の自治会をまとめてやるような事業についてサポートしていただける方を集落支援員としてお願いしたいなと思っております。

なかなか今議員ご指摘のとおり、スピード感という部分で大変今制度設計に時間がかかっておって申し訳ないのですけれども、やはりこの集落支援員も今回初めて町としては活用したいなと思っておりますけれども、制度もそうですし、人も長く活躍してもらいたいなと思

いますので、そこを含めて我々、そこだけは時間をかけて検討した上で募集したいなと思っております。

お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 2問目の質問は、小中学生が安心、安全に充実した学校生活を送るためににはについて質問します。

令和7年度がスタートして2か月がたち、令和6年度中の児童生徒に関する各種統計数値が文部科学省などから公表され始めております。公表内容は、私が議会にお世話になった10年前と大きく変わり、私が育った60年前とはあまりにもさま変わりして、本当にそのような実態が今的小中学生を育む環境なのかと改めて驚かされました。子どもを育てる保護者からは、相談とも、悩みのはけ口とも捉えられる話を聞くことが多々ありますが、今は学校に顔を出す機会がほとんどなくなり、現況がどうであるか把握ができないでいます。そこで、本町の状況はどうであるか、以下について伺います。

①、令和6年度の小中高生の自殺者数は520人を超えたと想定され、前年度よりも増加しています。本町の中学校で発生した事故から来月5日で10年となります。事故の再発防止、取組の形骸化を図る観点から、今年はどのような取組を行う考えか、伺います。

②、全国的に不登校者数が増えているが、本町の推移はどうであるか。5年前、2年前、前年度数の比較ではどうであるか、伺います。また、学校ごとに隔たりがあるのか、その状況も伺います。

③、不登校の児童生徒に精神的な心の病で通常授業を受けられない者もいると聞く。教育研究所で対応しているこころの窓、フリースペース・スクールの活用など、支援学級とは違う学びの場の充実を図る必要があると思われるが、その対応の考えを伺います。

④、3月会議で町内のとある小学校の問題事象を質問した際、調査中のため詳細はお答えできないと答弁があったが、あれから3か月以上たった現在の小学校の状況、調査結果の状況をお知らせ願いたい。

⑤、中学校スポーツ部活動の地域移行、これからは地域展開と言うそうですが、について

文部科学省からガイドラインが示され、2026年度から本格導入に向け動き出すという。本町ではどのような計画の下、準備していく方針であるか、伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 小中学生が安心、安全に充実した学校生活を送るためにはについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町では平成29年に議会の議決を経て、矢巾町いじめ防止対策に関する条例を制定し、町、教育委員会、町立学校、保護者、そして町民等の責務を明らかにして以来、いじめを決して許さないという決意を持って、二度と繰り返さないように努めてまいりました。

教育委員会では、事案が発生した日には、毎年全ての児童生徒に条例の抜粋版を配布するとともに、保護者の皆様にもこのことを周知する取組を続けてきましたところであります。

また、各学校においては、いじめ見逃しゼロを合い言葉として、いじめの積極的な認知に日々取り組んでおります。

事案から10年を1つの節目として決意を新たにし、これらの取組を継続してまいります。

2点目についてですが、本町における小中学校の不登校児童生徒数は、5年前の令和2年度が38名であり、直近の2年間は、令和5年度が73名、令和6年度が83名となっております。学校ごとの差に関しましては、年度によりばらつきがありますが、全体的に人数の多い小学校と中学校に比較的多い状況となっております。

3点目についてですが、様々な理由により、教室で授業を受けることが困難な児童生徒につきましては、学校が保護者と連携し、そのお子さんの状況を見極めながら、その時々で最も効果的と考えられる方法により柔軟に対応を行っているほか、教育委員会におきましても、随時教育相談に応じ、一人一人に寄り添った形で支援を行っております。

また、必要に応じて町が配置している適応支援員による学校内でのサポートや教育研究所内に設置している教育支援センター、こころの窓への通級、外部のフリースクールとの連携した学習支援などの方法も活用しており、引き続ききめ細かく丁寧な対応に努めてまいります。

4点目についてですが、当該小学校の状況につきましては、新年度に入って学年が変わり、現在は児童がおおむね落ち着いて過ごすことができているものと捉えております。3月会議

の一般質問においては、教師に関わる問題について調査中の状況とお答えしたところです。この調査は、岩手県教育委員会が当該事案に関する判断を行うために必要なものであり、本町教育委員会が担当する調査につきましては、追加の調査対応もあったため、最終的には3月に県教育委員会への報告を完了しております。

5点目についてですが、国の有識者会議で新たな提言として、令和8年度からの6年間を改革実行期間と位置づけ、実施主体を地元のスポーツクラブなどに移すこと、また休日の活動は全て学校外へ移管し、平日も改革を進めることとされました。従来の地域移行という表現は地域展開に改め、学校も活動場所の提供などを通じて関わることを明確にしたところです。

本町においては、令和6年12月に矢巾町部活動地域移行推進協議会を設置し、令和7年3月に矢巾町部活動地域移行推進計画を策定しており、子どもたちが身近にスポーツや文化、芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりを目指し、学校と地域が連携協働の下、学校部活動の移行に向けた総合的かつ計画的な取組を進めるために策定いたしました。この協議会において意見を聞きながら、受皿となる団体、保護者、そして生徒への説明を重ね、それぞれの実情やニーズに応じて適した方法を見いだしてまいります。

なお、文部科学省では、部活の会費など適正な水準となる金額を示す方針があるとの情報もあることから、国の動向も注視しながら進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　18歳未満の自殺者数及び全国的な自殺者数は、年々増加傾向であると言われています。残念なことに岩手県の自殺者数も10万人当たりでは、昨年は全国ワーストワンということであるようです。質問ですが、3月会議の後に県教育長がメディア記者との会見で、岩手モデル設定の導入目的や県内小中高校、これは私立を含めた学校に対し、再度事故防止に向けた取組を行うよう指示をすると動画を含めて会見しています。

教育委員会では、矢巾北中と旧不來方高校で発生した事情を含め、どのように町内小中学校に指示したのか、伺います。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

まず、岩手モデルについてでございます。県の教育長のお話もあったというところでござ

いますけれども、本年度に入りまして、年度初め4月から始めて県の教育委員会の各種会議の場において、早速その方針についての説明がされております。盛岡教育事務所管内の教育長会議ですとか、学校教育担当課長会議、それから管内の全小中学校長が集まる会議等で行われているところでございます。それを受け、昨年度にも増して取組を徹底していくという方針が示されました。

それを受けまして本町では、昨年度もモデル策定当初から校長会議での周知ですとか、全教職員への資料配布、研修等を実施して取り組んでまいったところでございますけれども、本年度も4月の校長会議、そして副校長、主幹教諭会議で岩手モデルの内容につきまして時間をかけて研修を行って、各校での徹底をしていただくように伝えたところでございます。また、町の教育委員会でも報告書等の使う様式について、使いやすい共通様式のデータを作成して各学校に配布したところでございます。

このようにして町の教育委員会と学校で共通認識を持ちながら、岩手モデルを踏まえて学校運営を行っているところでございます。

また、町内であった自殺の事案について、今年は中学校の件から10年ということもございまして、それも当然ながら節目の年として改めて決意を新たに取り組んでいこうという部分については、周知徹底を図ってまいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 来月3日は、岩手モデルになった新谷翼さんの命日、2日後の5日は、矢巾北中で亡くなられた——さんの命日という形であります。答弁では、町内の不登校児童生徒数が以前より増えていることのこと。全国的傾向とはいえ、早期対応が必要であると強く感じていますので、町で経費をかけてもカウンセリング体制の強化や教育研究所で行っているこころの窓などの施策強化が必要と考えることから、この点について何かやっていただけないかというのが質問の趣旨であります。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

確かに町内でも不登校の児童生徒数、年々追っていきますと、やはり増えている状況でございます。こちらにつきましては、やはりおっしゃるとおりカウンセリング等、あるいは教育相談等を通じて適切な形で対応できるようにつなげてまいりたいという考え方を持ってお

りますので、学校、そして何よりも家庭とのつながり、ここが大事になってくると思います。不登校になって家に籠もってしまいますと、やはり動きが取れないので、いかにして家庭の保護者の方とつながって必要なケアを受けるかどうかというところにつなげていくかという部分が重要と思っておりますので、そちらを重点的に意識しながら、不登校の児童生徒に対しては対処してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず、心の病のことで、やっぱりカウンセリングが必要な児童生徒はいるのです。これは、いっときだと私は踏まえています。長くても1年、2年、半年で、その教師の方は、カウンセリングの方と心が通じれば、ある程度解消する。それから、あとこころの窓の話ですが、定員があつてないようなもので10名ほどということありますが、今18名の登録があるようで、出てくる方も、朝来たり、午後から来たり、終わる頃に来たりと、いろいろあるようです。ただ、ここを利用したいという保護者さんもおります。この辺を何とか臨機応変に対応する。これも1年も2年も通うのかなど、私は個々の状況を見たことはないのですが、そう私は感じていますので、いっときそういう強化する考え方とか、多めに受け入れるとか、その辺の考えはないのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

こころの窓でございますけれども、やはり登録者は先ほど申し上げていただきましたとおり、18名と現状なってございます。自治体としましては、18名の児童生徒が常時そこに一日中いてという形ではないので、その児童生徒に合わせた形で無理ない形で来ていただいているという状況でございます。

定員があるから、もういっぱいだから来られませんよということは基本的にはないので、それぞれの児童生徒のお子さんの状況をよく学校、そして家庭と相談した上で、やはりそこに登録して通わせるのが望ましいということになれば、可能な限り受け入れをしたいと考えております。

また、体制の強化につきましても、どうしても強化が必要だとなった際には、ちょっと対策強化を具体的に考える必要があると考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ぜひ課長おっしゃったように臨機応変な対応をお願いしたいと思うし、保護者から相談を受けている関係で、その辺も伝えておきたいと考えております。

3月に質問した関係でちょっと一、二点質問させてください。まず、2月、3月時点では、9人ほどの児童の行動が大変でという話がありました。現在は、3人程度なのだけれども、1人の方は転校し、また1人の方は支援学校等にも行っているという話も聞いて、1人の方が不登校というか、了解をもらってドリル勉強等を中心にしているということがありました。

私、去年の7月に相談を受けたとき、9人でリストカットをしているのが数名、それから9人が屋上で相談したとき、ではこのまま下に落ちようかという話もしたとか、私これを聞いたとき、先ほどの10年前の自殺ではないけれども、ぞつとしました。やっぱりこれは該当の児童の方が、やっぱり校長室でのいじめの聞いている話、それから教室から強引に連れ出した行為、これらのトラウマがあつたらしいのです。ですから、そういう状況だったらしいのですが、それから今月に入って4年生の事象で何か窓ガラスを素手で割った事象も発生したということですが、まず4年生の事象というのは、情報は入っているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 4年生の事象ですね、ちょっといろいろ言っているから、分からなければ、4年生の事象のことについて。

高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

こちらの問題につきましては、多分に個人情報等を含みますので、ちょっと気をつけながら発言させていただきたいと思いますが、今おっしゃった4年生の事象につきましては、詳細についてはまだ把握していないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） では、私のほうから述べますが、当日……

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員、個人情報に関わることですから、気をつけて発言してください。誰かを特定できるような……

○16番（赤丸秀雄議員） 4年生の事象だから。

○議長（廣田清実議員） 4年生の誰とか特定できるような発言は避けてください。

○16番（赤丸秀雄議員） そういう発言はしないから。これは、当日の夕方以降すぐ4年生の担任同士が協議して、その日のうちに子どもさんたちと言えばあれだけれども、児童と父兄と先生たちで対応して事なきを得たと。これは、先ほどの春先の3学期の教訓が生かされたのではないかと私は勝手に判断しています。そういう初期対応が大事だと思うのです。

それから、先ほどの3月の質問に戻りますが、今回3月末で県教委のほうに報告したと。当事者の、当時の5年1組の保護者さんたちへの報告というのは、どのように考えているのか、そこを伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

3月会議の一般質問で答弁した際に、この該当の問題につきましては、大きく3つに分かれますというお話も、分かれて把握していますという答弁をされたと思いますけれども、まず1つ目は教員にかかること、2つ目が学校の取組にかかること、3つ目が児童にかかること、3つの側面がございますというお話だったと記憶しております。

それぞれになりますが、1つ目の教員に関することでございますけれども、こちらにつきましては、処分権者が県の教育委員会となりますので、この説明に関しましては、その進捗状況や公表等の判断も含め県の教育委員会の管轄になる部分でございます。ですので、町の教育委員会としては、この部分に関してはお答えできる立場にはございませんので、コメントは控えさせていただきます。

2つ目の学校の取組に関することでございます。こちらは、町の教育委員会の所管する部分となりますけれども、こちらにつきましては3月に学年の保護者会等あった場におきまして、これから何をするのかという部分についてご説明したところでございます。その後、そのとおりのことを実施して現在に至っているという状況でございますので、ここから改めて保護者会を開催しての説明については考えていないところでございます。もちろん個別にお問合せをいただいた場合には、それぞれ可能な範囲でお答えする考えでございます。

3つ目の児童に関することでございますが、こちらについては、主に学校が行う部分になりますので、個々に対応が必要な児童等に含めましても、保護者への説明等を含め、学校で個別に対応しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今課長おっしゃったところ、ちょっと私が聞いているのとはニュアンスが違うのですが、1つは校長も副町長も替わりました。替わったところで、やっぱり教育委員会には説明責任があると思うのです。保護者の方たちも、やっぱり何らかの話があつてしまかるべきという話で、ちらっと情報では6月20日以降の日で何か説明するような状況であると聞いていましたが、その辺についてのお話はいかがなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

先ほど述べた3つのうちの教員に関わる部分のお話と思いますけれども、こちらにつきましては、申し上げましたとおり県の教育委員会の判断となります。6月のお話でしたが、そこも県の教育委員会の判断となりますので、町の教育委員会としてはお答えできる立場にありませんので、ご了承いただきたいと思います。

お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 説明会をやっていただけるのかどうかという話。それから、何を話しますかは、それは説明する人の責任であるから、まずそれをやるか、やらないかを確認します。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

こちらも県のほうで、それが必要となれば開くことになるかもしれませんけれども、現状では、特に申し上げられることはございません。

お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 矢巾町ではやることを予定していないのでしょうか、それを答えて、これを聞いているのです。

高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） 矢巾町としてはどうだと、町教育委員会としてはということになりますと、今のところ予定はございません。

お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 学校と保護者の関係にも何も学校の責任はない、説明はしなくていいという判断なのか、少し考えてみたらいかがですか。教育委員会は、私3月にも言ったの

だけれども、子どもを見て仕事するのは教育委員会ではないの。そういうことを踏まえて、保護者が要求しているのに、何もしないというのは、ちょっとおかしいのではないか、考えていただきたい。これ以上はこの話ししません。

最後の質問、時間もないでの、部活動などの地域展開、これまで地域移行と言っていましたが、町はスポーツのまち宣言をしています。一歩踏み込んだ早期の取組を望みたい。部活動ばかりでなく、スポーツ部活のない小学生以下の子どもたちの対応、また成人を含めた大人の活動機会の創出が必要であると考えますので、そうすればおのずと子どもも親についてきて、親の背を見て育つといういい循環が生まれると思いますが、こういう取組についてどのように計画に反映させるつもりなのか、何かお話しできることがあれば、お願いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをいたします。

今回の地域移行、いわゆる地域展開に携わるところにつきましては、今行っているスポーツ少年団が一番重要というふうに捉えております。今回モデル事業として手を挙げさせていただいた競技につきましても、今までずっとスポーツ少年団として活動していたものを地域展開に充てられるかどうかというところで、今回県のほうにお願いし、対応したところでございます。

これにつきましてもそうですし、文化面につきましては、昨年度音楽祭のときに結成しました児童の有志ピッコロ・パストラーレにつきましても、かなり好評を得ておりますので、今回も継続して行う予定ですけれども、対象が昨年は小学生でしたので、これを中学生まで広げるかどうかというところを指導される方と相談をし、さらに昨年度設立しました協議会で協議をしながら、地域展開の導入のほうに進めていきたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　今回は、部活動の地域移行が地域展開するという話なのであります。この機会で、ぜひ町はスポーツのまち宣言をしておるのであるから、町民がスポーツをたしなんでいただくようないい機会と思います。そこで最後の質問になりますが、町長にこのよくなない機会を捉えてスポーツのまち宣言をしている当町として何か考えるか、力を入れてやっていきたいなという何か構想があれば、急な話なので私案でもよろしいので、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきます。

いわゆる地域移行については、今何か表現も変わって展開というような表現になってきて いるのですが、いずれスポーツに限らず、芸術、文化、あらゆるクラブ活動については、本 町においては重要な役割を果たしていかなければならないわけでございますので、そこで今 5年間かけて、これから地域移行の方向性を示さなければならぬわけですが、その中で 特にも大事なのは、これまで同様に学校が中心になってやるか、それとも全く学校以外のと ころでやるか、この主体になるところ。全国的には、これまでのよう学校が主体になる。

ただ、その主体になるためのいろんな条件はクリアしなければならないものがあるわけで すし、だから私は、教育委員会として今後の方向性、やはりできることから一つ一つ積み重ねて方向性を示していったほうがいいと思うのです。一回に全て展開するということはでき ないですから、だからそこは教育委員会と当局としっかり連携して方向性を見いだして いきたいと。

そして、何よりも主体は児童生徒ですから、やっぱり何か考えるときは児童生徒を中心 に考えた地域移行。だから、子どもたちの声も聞かなければならぬと思うのです。上意下達、 トップダウンでやるのではなく。だから、そういう作業をお互い連携しながら取り組んでい きたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

次に、3番目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 3問目の質問は、やっぱWi-Fi、今後の町における活用方針につ いて質問します。やっぱWi-Fiシステム運用の廃止が確定されましたが、構築した設備や 各コミュニティに配布されたパソコンの活用を今後どのように行おうとしているのか、以下 について伺います。

- ①、屋外に構築したアクセスポイント66か所の扱いについて伺います。
- ②、コミュニティに配布したパソコン活用方法について、プリンターとセットでないと、 公民館に置いても使い勝手が悪いと評判であったが、活用をどのように考えているか伺いま す。

③、システム構築時の総額経費は幾らであったか。また、年間支出経費は幾らを見込んであったのか、伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） やはばWi-Fi、今後の町における活用方針についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、高速無線通信網の基地局66か所については、事業の停止に伴い、今月中にアンテナなどの機械設備の電源を遮断し、担当課で保全管理を行ってまいります。

また、運営できる通信事業者がないか情報を収集しているところであります。

2点目についてですが、各自治会に貸与したパソコンは、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議などの非接触によるコミュニティ活動をする目的で導入したものであります、現在は通常の生活に戻り、対面による会議開催も増えたことから、所期の目的は終了したものと考えております。

3点目についてですが、基地局の整備費は、令和2年度及び令和3年度において、約4,700万円であり、基地局の維持管理委託料は年間170万円となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 各コミュニティに貸与したパソコンは、新型コロナ対応の一環としてウェブ会議での活用を目的としたという答弁ですが、3年間の期間で利用した実績はあったのでしょうか。

それから、貸与ということであれば、町では回収も考えているのか、その辺を伺います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

残念ながらウェブ会議等での使用はなかったところでございます。それ以外に個々の会長さんによっては、文書作成とか、そういったことで使っていることは伺っております。

それから、2問目の部分でございますけれども、貸与ということでございますので、ちょっとまだ最終的にどの期限とは決めておりませんけれども、町のほうでこのパソコンは回収したいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 回収するということであれば準備しておきますので、ただうちの場合は、1区も2区も多分箱に入れたままになっているはずです。盗まれるのは、やっぱりそれなりの値段のものですからということで、そういうことでした。質問は、せっかく配備したパソコンであったので、使えないことはないのです。ただ、プリンターがあれば、配付資料の作成もそこでやることもできるし、またコミュニティ内でパソコンを触りたいという方もいるので、コミュニティ内のパソコン教室的な使い方もできると思うのですが、その辺も考慮しても、やっぱり回収するということなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、先ほど話したとおり、期限をいつというふうには決めておりません。まだ決定しておりませんので、もうちょっと何年間かは、このままの状態は続くかと思いますけれども、オフィスとかウィンドウズの保守期間は数年後に切れるかと思いますので、そうなるとそもそも脆弱性が出るかと思いますので、インターネット接続がちょっと危ないのかなと思いますので、そういったタイミングでの回収の期限かなとは思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） インターネットには当然つながらないのも、この前確認しておきましたが、インターネットにつながらない。だから、オフラインでしか使えないパソコンだと思っております。

最後の質問ですが、当初やはばWi-Fiを導入する目的に、小中児童生徒の自宅でのタブレット学習がありました。でも現在は、全家庭で支障なく利用できる環境と教育委員会等では述べられていますが、そういう使用システムはどのようにになっているのか、町民に聞かれたときに困るので、教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員おっしゃったとおり、当初ちょうどコロナ禍でありましたし、教育現場のほうではGIGAスクール構想ということで1人1台端末の導入を図っているときでございました。

もし学校が休校とかになった場合、学習の機会を保障するということで自宅への持ち帰りができる環境をということで、当時自宅でWi-Fiとかの設備があるかどうかというアンケートを取ったときに、8割くらいのご家庭ではWi-Fi環境があるということで、残りの2割をどうしていこうかということが課題でございました。

ちょうどそのときに町内での高速通信網の話もありましたので、例えば公民館等でそういう環境があれば、子どもたちがそこに集まってもらって、例えば宿題とかができるだろうということでやりましたが、その後教育委員会のほうでルーターを整備しましたので、もしそういった場合には、家庭にWi-Fi環境がない場合は、ルーターを持ち帰っていただいて、1人1台端末を活用できるということで、そこに関しては今回企画財政課で担当している通信網を使わなくても学習のほうは担保できると思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で16番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

ここから休憩を取ります。

再開を14時20分といたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、1番、高橋恵議員の一般質問を受けます。

高橋恵議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（1番 高橋 恵議員 登壇）

○1番（高橋 恵議員） 議席番号1番、町民の会、高橋恵でございます。よろしくお願ひいたします。

1問目、建設発生土仮置場事業への対応について、町長へ伺います。令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模土石流災害を契機に、外部からの土砂搬入や不適切な盛土による災害リスクに対する懸念が全国で高まりました。これを受け、危険な盛土等を用途を問わず規制するための宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が令和5年5月に施行され、

岩手県では中核市である盛岡市を除き、令和7年5月から規制区域の指定と規制事務が開始されております。

当町のある地区では、民間事業者による建設発生土ストックヤード事業が特定盛土等規制区域内で今夏にも許可申請される予定であり、今年の1月には住民説明会も行われました。しかし、事業に関して工事現場周辺の住民や農業関係者から盛土による災害リスクや環境、生活への影響について、不安の声が上がっており、現時点で十分な理解と納得が得られていない状況であり、住民などの不安を最大限解消させる必要があると思うことから、以下の点について伺います。

1点目、町内において現在把握している盛土に関する同様の事業計画はあるか。

2点目、特定盛土等規制法に基づき当該事業が許可対象となる場合、町は県とどのように連携し、事業の安全性確保や技術基準適合性の確認に関与するのか。また、具体的な対応方針はあるか。

3点目、県の許可が主体となる中で、町として許可審査や監視の過程でどのように関与し、住民の安全、安心を守るために県と連携しているのか。

4点目、住民が抱えている不安や懸念（災害リスク、環境汚染、交通・騒音問題など）について、町としてどのような情報収集、意見聴取を行い、住民の理解の促進や安心の確保に努めていくのか。

5点目、特定盛土等規制区域内で実施する事業計画が国土利用計画矢巾町計画（第5次）の自然環境保全ゾーン内に位置する場合、この自然環境保全ゾーンに対して影響が生じることはないか。

6点目、町として盛土などを含む建設発生土事業において、公害や生活環境への影響を防止する観点から、事業者との間に公害防止協定を締結する必要があると思うがどうか。

7点目、協定を結ぶ際には、住民の意見を反映させるプロセスや協定違反地の罰則、対応などを含めた透明性の高い協定とするべきと考えるがどうか。

以上、伺います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　1番、高橋恵議員の建設発生土仮置場事業への対応についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、ご質問にある事業と同一と思われる建設発生土ストックヤードの

計画のほか、民間施設に係る開発で盛土規制法の許可が必要と思われる計画を2件把握しております。

2点目についてですが、盛土規制法に係る許可は、その指導や審査などを含めて法制度に基づき県が行うものになっております。

なお、建設発生土ストックヤードに限らず、農業者による農地の改良と一般の皆さんに行う盛土、切土も許可対象となる場合がありますので、制度の周知に努めるとともに、本町への相談があった際は、県への事前相談を促し、安全性の確保や技術基準の適合が図られるよう対応してまいります。

3点目についてですが、2点目で申し上げたとおり、許可審査などは県が行うものとなっておりますが、許可申請に当たり、事業者は土地所有者の同意のほか、周辺住民の方々への十分な事業内容の周知が義務づけられております。

事業者からの許可申請書は町に提出され、盛土規制法第50条に基づく災害の防止に関する町の意見を付して県に進達することとなっておりますことから、同許可申請書の内容を庁内関係課において共有、確認した上で、進達に当たり、安全、安心を確保するための意見の申出を行ってまいります。

4点目についてですが、盛土規制法の許可を受けた場合、その内容は県において公表されるとともに、許可を受けた者は、事業地に許可内容を表示することとなっており、さらにストックヤードの場合、ストックヤードとして利用している間は、3か月に1回県に対しての定期報告が必須、そして必要となっております。

本町においては、日頃行っております道路パトロールなどと併せて、町内の状況確認を行うとともに、環境汚染や騒音等の相談があった際は、公害相談窓口において丁寧にお話を伺いしながら状況確認をし、疑わしい事案を確認した際は、速やかに県に対して情報を提供することで不法、危険盛土などが発生しないように努めてまいります。

なお、県においては、どなたでも活用できる盛土規制法に関する相談、通報窓口が設置されておりますので、その周知も図ってまいります。

5点目についてですが、国土利用計画矢巾計画は、町域全体の土地利用の基本構想の位置づけであり、ゾーン内における事業や活動を規制するものはございませんので、当該計画に影響はないところであります。

6点目についてですが、公害防止協定の締結は、事業活動に伴う公害を未然に防止し、地域住民の方々の健康を守る上で有効な手段であることから、町として必要であると判断した

事業では、その都度公害防止協定において対応しております。

7点目についてですが、公害防止協定事業者が取るべき措置などを双方の合意により締結するものであることから、その内容は、町と事業者で協議の上、取り決めるべきものと理解しております。

その上で、公害防止協定を締結されるには、生活環境を保全することを目的に、必要となる事項について関係各課とも協議の上、協定内に網羅的に含めてまいりたいと考えております。

また、公害防止協定は、一種の契約行為であることから、法令上の罰則の適用を行うことはできないところではありますが、公害が起きた際には、直ちに応急の措置を講じ、原因の除去、原状回復、損害賠償等の必要な対応を行うものとする旨を協定内に含めることを求めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 1点目について確認です。民間施設に係る開発で盛土規制法の許可が必要と思われる計画を2件把握しているとありましたが、そのまま開発が見込まれるものと認識してよろしいのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

そのまま開発が見込まれる計画であるものと捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） その点を踏まえ、計画の概要など可能な範囲で、現段階で分かれる範囲でよろしいので、教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

その分については、民間施設の駐車場となっております。具体的に相談を受けたのは、都市計画法上の開発許可のことであるとか、あと農地法、農振法の手続のことで相談を受けておりまして、都市計画の開発許可は不要なのですが、農地法の手続であるとか、農振法の手

続については、既に行われているものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今回は、駐車場での利用ということ、そういうことなのですが、複数の盛土を伴う開発計画が同時に進行している場合、駐車場以外で個別対応では全体的な整合性や住民への信頼性に欠けるリスクが今後出てくると思います。町として、今回の駐車場以外の盛土を伴う事業に関してですが、住民、事業者、行政間の間で共通のルールなど一元的な方針や枠組みを示す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

盛土に関しては、例えばその開発行為に伴って土を盛る場合には、当然開発許可を受ける際に、その盛土について技術的な手続、そういうのを満たしているかというものの審査が行われます。周辺への影響などについても、町のほうで確認しながら県のほうと協議して進めいくことになっております。

ただ、開発行為、開発許可が要らないものとなると、建物が伴わない盛土なのですけれども、それについては盛土規制、今まで全く、全くといいますか、ほぼ何かの許可とか基準とかがなかったのですが、それらがそのとおり熱海での事故、災害などを受けまして、全国一律の基準が必要だろうということで、この盛土規制法がつくられて運用されるものでございます。

これが一定の基準でありますし、あと盛土規制法についても十分に周辺住民の方々に周知をすることということになっておりますので、今ご質問あったことについての対応をしているのが盛土規制法というふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） そこで、住民の不安と行政の信頼性について伺います。住民から見れば盛土に関わる事業は、安全、環境など生活環境全体に影響すると思います。町が体系的に向き合う姿勢、例えば住民説明会の参加依頼が自治会からある場合など、参加していただくなど、不安の払拭や合意形成にもつながると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

盛土規制法については、やはりある程度の基準があるもので、それを満たせば許可されるものであります。住民の方々の不安に思われる部分もあると思うのですが、一応事業者の方からは申請書を町のほうに提出されましたので、どういった説明されているのか、そういう部分については、こちらのほうで一応その申請された時点で把握しておりますので、その説明会に出席などで、例えば町として何か意見を言ったりとか、相手の例えば土地所有者の方とか事業者の方とかも、それぞれその土地を活用する権利であるとか、事業を進める権利というものがありますので、そういうものの影響というふうに考えれば、町としてあまり、説明会に出席して例えば意見とか、そういう部分については、ちょっと控えていたほうがいいのかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 盛土規制法に関しては、岩手県の所管であって町の所管ではないことでもあります、オブザーバー的な立場で参加していただくのも今後検討していただきたいと思います。

2点目なのですが、町が制度上は県の所管と言うだけでは、住民は誰にも相談できなくなると思います。行政の窓口として、その点をどう捉えているのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 何に対して、主文がないよ。

○1番（高橋 恵議員） 制度上の県の所管というふうに、2点目に関してなのですが、盛土規制法に係る県が行うものとなっているということだけでは、住民は町には相談できなくなると思いますが、行政の窓口としてどのように捉えているのかということです。

○議長（廣田清実議員） 盛土規制法の関係。

○1番（高橋 恵議員） 盛土規制法の関係です。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

盛土規制法については、やはりかなり技術的なところ、安全性とか、国のほうで定めていながらも、定めるについても、その状況に応じて何種類も基準がございます。県のほうからも、この盛土規制法について相談などが来たときには、これは県のほうに直接相談するよう

にというようなお話を受けておりますので、例えば開発行為が伴うものとか、一般的にといいますか、例えばその場所のハザードマップでの位置づけであるとか、災害リスクのこととか、町で把握していることはお話しできますけれども、実際に、その法制等の取扱いについては、県に相談してくださいというふうになっておりますので、そういう対応をしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） それでは、3点目に移ります。町が付す意見を行うのは、担当課の判断なのか、それとも町長決裁か、もしくはほかがあるのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

町のほうで県のほうに進達する際の意見なわけですけれども、それについては通常開発許可とかでも行っているのですが、それぞれ担当課、町のほうで開発審査委員会というのを設けておりまして、その中の関係する部署で、その書類を持ち回りで審査しまして、それぞれ担当課で気になる部分というか、配慮してほしい部分とか、そういう部分の意見を所管課のほうで集めまして、それを併せて県のほうに提出するというような流れになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） もしかしてストックヤードのことを聞いている。ですね、だからちょっとかみ合っていない。こっちは開発行為の盛土のことを言っているし、高橋議員さんはストックヤードのほうの安全性とかと聞いているから、きっとかみ合ってなかつたから。

田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） すみません、そういう開発行為の流れもありますので、それと同じような扱いについて、ストックヤードとか盛土規制法については扱うということです今検討というか、そのようにしたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） ようやくかみ合ったと思います。

他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） その進達された意見なのですが、県の審査において、分かる範囲で

いいのですが、どの程度を考慮されているのか、県で過去の実績があれば、そこも含めて分かる範囲でいいので、実績があれば教えていただきたいです。付した意見。

○議長（廣田清実議員） 県のことは実績、こっちで答えられない。矢巾町のはある、実績。矢巾町には実績がないので、県のことであれば県の実績のことなので、矢巾町では答えられないということで、ご理解。

田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） すみません、この盛土規制法についての進達でのというのは今までないですけれども、通常の開発行為については、意見、これまでも県のほうに出しております、そういったときには、当然町のほうで、例えばその住宅地開発で意見、ここは例えばハザードマップでの雨量の状況であるとか、あとは住民の生活の方からすれば、ごみ集積所の数であるとか、そういったことについては、県のほうで配慮してもらいながら改めて開発業者の方と検討、協議などをしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今回の件に関しては、国の法律であり、県の許可ということなので、ちょっとかみ合わせがとても複雑に、町と県の関連も複雑ですので、質問自体がちょっと適切ではないかと思いますが、その点を含めてご承知ください。

次になのですが、住民から寄せられた懸念や意見を町の意見書に反映するための公式なヒアリングや窓口、仕組みは現在あるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

そういう仕組みはございませんで、あくまでも、その説明会を行った資料を許可申請書に添付するということになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 承知いたしました。資料提出で、その点で確認しているということを理解いたしました。

そして、4点目に関してなのですが、町では相談があった際は、公害相談窓口において丁

寧にお話を伺いながら状況を確認しということですが、町民から相談に応じる職員に対して盛土規制法や、こちらのほうは公害防止協定の話なのですが、そちらに対応する職員なのですが、に関する研修や相談対応の手引などを整備しているのでしょうか。ということは、相談する職員にちゃんとそういう技術があるかということです。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町民環境課は、公害等の受付窓口でございますので、盛土であろうが、なかろうが、ご相談が来ることは多くあります。それで、公害とか、そのほか環境については、いろいろ研修等もございますし、常日頃から対応することでスキルがアップしている部分がありますので、そこはあとまた新しい盛土規制法とかの適用によって、またいろんな事案が出るということで研究とか調査しておりますので、そこは県からもいろいろ指導を受けながらになるかと思うのですけれども、そこはどうにかこうにか対応しているところです。

以上です。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今の答弁に関して住民一人一人が相談に行った際には、きめ細やかな対応をお願いしたいと思います。

同じく4点目なのですが、パトロールに関してなのですが、パトロールの頻度や対象範囲、具体的なチェック項目、例えば騒音測定、環境監視について、道路パトロールや相談対応だけでは住民の不安は根本的に解消できないと考えております。パトロールの頻度、巡回ルート、点検項目、報告体制は、どのように設定、運用されているのか、具体的にお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

道路パトロールについては、毎日町内を回っておりますし、主としては道路の穴埋めとか破損箇所について対応しているところでございます。そういうふうに回りながら、県のほうからも町のほうに依頼があったのですが、日頃のパトロール、現場に出るときに、そのとおり盛土規制法の許可を受けていれば、ちゃんと表示している盛土ですし、そういうのがない盛土であるとか、怪しい盛土を見つけたら、すぐ県のほうに連絡してくださいというような話をされておりました。

ですので、巡回ルート、町内一応くまなく毎日順番に回っているのですが、そういったものの対応とか、あとは所管課は道路住宅課だけではなく、現場に出る業務は他課もありますので、そういったときに、そういう怪しい盛土が見つかって、もし気づいたらこちらのほうに連絡してくださいということで、庁内各課のほうにも周知したところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 担当課だけではなく関係各課と連携しているということなので、今後も引き続き同じような対応をお願いいたします。

5点目に関してなのですが、国土利用計画矢巾計画は、町域の全体の土地利用の基本構想の位置づけであるということでしたが、私はこの点はとても非常に重要だと思っております。その点を踏まえ、ゾーニングの目的を維持し、形骸化を防ぐための運用指針など整備が必要ではないでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員は、国土利用計画に実効性を持たせたほうがいいのではないかという、多分そういう趣旨のご発言だと思うのですけれども、町長答弁にもございましたとおり、これはまず町内の土地利用の一番、一番と言いますか、比較的大きな構想の計画の位置づけでございます。というのは、そもそもこれの基になる法律は、国土利用計画法になるのですけれども、これ自体は、そこに市町村の計画に実効性とか、規制とか、そういったものを持たせるような法の趣旨でのこの計画というのが実際になっておりませんので、どうしても比較的大きな構想部分でしかならないところでございまして、そういったもろもろの部分に関しては、やはり個別法での規制ということになりますので、申し訳ございませんが、国土利用計画の中では、それ以上のことはできないところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 承知いたしました。

それでは、6点目に関してなのですが、公害防止協定、この質問の内容だけではなく、全般的に公害防止協定を締結すべきと判断する具体的な条件や基準はあるのでしょうか。また、その判断はどなたが行うのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまの質問にお答えいたします。

公害防止協定につきましては、今まで様々な部分において締結している例がございます。

どういう場面でそこを締結するかどうかという基準としては特別設けてはおりませんが、こちらとして重要な事業である、重大な事案であると思われると判断された場合に取り交わすものと考えられます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 誰が協定を結ぶ。

○町民環境課長（佐々木美香君） 町と事業所等となります。

○議長（廣田清実議員） 個人ではないということ。

○町民環境課長（佐々木美香君） 個人ではないです。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今回私が質問したことに関してなのですが、公害防止協定は命の危険というわけではないのですけれども、人命に関わるようなことからも公害防止協定がなされるのかなと思ったのですが、そういう点も含まれているのでしょうか、人命に関わるようなことがあれば、公害防止協定も結ぶようなことはあるのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

環境の被害ということで直接的に人命に関わる部分と関わらない部分とあるとは思いますが、その内容、内容に応じて検討はしていくところです。

建設発生土関係だとする場合は、やはり環境影響、もちろん土壤にも関係ありますし、騒音、振動、大気やら、水質やら全て関わりますし、また周りの方に不安を与えるという事業でもありますので、そこは互いに事業所と協議して折り合いをつけて、もちろんその前に地域の合意を得てもらってというか、説明責任を果たしていただいて、かなり不安に思っている住民の方が多くなると思いますので、そこを経た上で、こちらのほうと内容を詰めてという形で進めていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 承知いたしました。この質問全体に関することなのですけれども、やはり一番懸念しているのは、技術基準に適合しているといつても、近年の異常気象による大雨または地震などにより盛土が崩れることです。今回の質問は、許可権者が岩手県であり、町としても対応できることは限られていると思いますが、ぜひ町ぐるみで考えていただき、住民の不安を払拭し、安全、安心な生活を確保できるよう行ってもらいたいが、最後に見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

取りあえずこの盛土規制法については、今まで基準が設けられていなかつたものに全国一律で基準を設けて、安全な工事等を事業者に義務づける。また、盛った人が誰が盛ったか分からぬといふような責任の所在もはつきりしないというのが、災害につながっているということもありましたので、そのとおりストックヤードの場合だと、3か月に1回必ず状況報告というのもあつたりして、誰がちゃんと責任を負うのかというのをはつきりさせるということが目的でございますので、ただその周辺に住まわれている方と、その環境のこととか、いろいろご心配な面があつたりすると思います。一応その盛土規制法の中では、環境とか、そういったものについては特に規制がなくて、そういったものを設ける場合には、県の条例で定めることといふふうになっておりますので、今そういったご意見があるということを県のほうに伝えながら、事務を進めていきたいといふふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 次に、山林火災に備えた体制づくりについて、町長へ伺います。

本年2月に岩手県大船渡市で発生した山林火災は、4月17日の消防庁資料では、焼失面積およそ3,370ヘクタールに及び平成以降で最大規模となりました。この火災では1名の貴い命が失われ、住宅を含む222棟もの建物に被害が及び、こうした大規模山林火災は全国各地でも頻発しており、本町においても十分に備えておくべき深刻なリスクと考えます。

本町の総土地面積は6,732ヘクタール、そのうち森林面積は、最新の町勢要覧では1,615ヘクタールであり、全体の24%を森林が占めています。とりわけ和味、岩清水、館前、城内、南昌、広宮沢といった山林の多い地域では、自然環境の豊かさが地域資源であるとともに、大規模火災時のリスクにもつながり得る側面を持っていますし、山林火災が発生した場合には、建築物への延焼だけではなく、電気、通信、道路などライフラインの遮断、宿泊施設、物流施設などへの影響が想定されています。また、たき火、野焼き、たばこのポイ捨てなど、人的要因による火災も少なくなく、これらを含めた予防啓発が不可欠です。一方で、消防団による初動対応も限界に近づいており、団員の減少や高齢化により地域の防災力の維持が大きな課題となっていることから、以下伺います。

1点目、火災発生時の影響想定と優先対応について、町として火災発生時に延焼防止や人的被害回避の観点から、消火活動における優先順位の基準をどのように定めているか。

2点目、優先順位について、特に公共施設や物流拠点、住宅密集地などへの対応はどうか。

3点目、地域住民への情報提供、避難情報の伝達手段について、火災発生時の避難指示や情報伝達手段として、やはラヂ！、やはナビ！などの情報アプリ、屋外スピーカー、個別通知（高齢者宅）など多様な手段が求められるが、住民への迅速、確実な情報伝達体制は、どのように構築されているか。

4点目、季節ごとの避難所環境整備で避難生活が長期化するケースを踏まえ、夏季の暑さ対策、冬季の寒冷対策、感染症対策など、季節に応じた避難所の整備、物資計画について、町の取組は。

5点目、消防団員の高齢化や減少が進んでおり、災害対応力の低下が懸念されているが、町として若年層や女性の加入促進、負担軽減、活動環境の整備など、消防団の維持、支援にどのように取り組んでいるのか、今後の方針は。

6点目、自治会や自主防災組織、住民を含む防災訓練について実施状況や訓練内容、住民の参加状況、実効性の評価、今後の充実に向けた町の取組は。

7点目、広域連携の観点から共同訓練、消防資機材の相互応援協定、情報共有体制などについて、本町の現状の取組と今後の強化に向けた方針は。

8点目、山火事予防に向けた啓発と法的規制の在り方について、たき火やたばこのポイ捨て、野焼きなど人為的な出火原因への指導、啓発、規制強化に関して、町としての現状と今後の対応方針は。

以上、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 山林火災に備えた体制づくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町として消火活動における優先順位を定めているものはございませんが、町民の生命、財産を守る、特に人命救助を最優先に消火活動、避難誘導を行うべきものと考えております。

2点目についてですが、施設の優先対応につきましては、町民の生命、財産を守ることを最優先に、延焼の危険性、2次被害のリスクなど、現場の状況を踏まえ、火災現場においては、盛岡南消防署矢巾分署の指揮の下に対応いたしますが、自然災害時の緊急対応等においては、速やかに災害対策本部を設置し、災害の規模及び状況を把握の上、必要な対応や手段を決定し、災害応急対策を迅速かつ的確に対応いたします。

3点目についてですが、大規模火災発生時の避難指示については、関係部署との連携により、町広報車、やはラヂ！、やはナビ！などを活用したあらゆる方法で周知を行うものであります。

また、高齢者等で要支援者台帳登録者につきましては、自主防災組織や地元消防団が避難誘導を行うこととしております。

4点目についてですが、避難所設置が長期間となる場合、季節により夏はエアコンの活用、水の供給による水分補給などの暑さ対策、冬は暖房機器や毛布の配布などの寒さ対策を行ってまいります。

また、感染症対策といたしましては、消毒物資の提供、パーテイションテントの活用、体調不良者を一時隔離し、感染拡大を防ぐなどの対策を行っております。

さらに、災害時における被災者への必要物資の提供に関し、矢巾町地域防災計画では、食料・生活必需品等供給計画を定め、災害時協定事業者の皆様の協力の下、物資の調達を図ることとしております。

5点目についてですが、消防団への新団員加入促進のため、行事の時間や実施内容の効率化などで団員の負担軽減を図り、団員確保に努めているところであります。引き続き消防団とも連携し、各部、各地域での有事の際の消防団の必要性の周知活動を行い、団員の確保に努め、火災及び災害時の対応力の維持、強化を進めてまいります。

なお、女性消防団の確保につきましては、女性の視点での防災活動や避難所運営では避難者へのきめ細かい優しい対応や運営の面で必要不可欠であると認識しておりますので、現在

の女性消防団の皆さんと新たな仲間の勧誘にご協力いただくことや町広報紙などで継続して消防団加入促進を進めてまいります。

また、学生消防団や消防団協力事業所に対応いただく活動を継続してまいります。

6点目についてですが、令和6年度は7か所の自主防災会などが主体で、有事の際の避難所となる各自治会の自治公民館などに地域の方々が参加し、職員による防災に関する講話や段ボールベッドの組み立てなどの実習、避難所の設置の訓練を実施してまいりました。引き続き自主防災会を中心に、災害に関する講話、訓練等を行い、有事の際の地域での初動態勢の構築を図ってまいります。

7点目についてですが、広域連携に関して、大規模災害が発生した場合、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定に基づき、相互に応援協力をを行うこととされております。応援の種類といたしましては、必要となる情報の収集や提供、生活必需品や必要な資機材の提供及びあっせんなどとなっております。また、北上川上流盛岡地区合同水防訓練が毎年関係の市町の会場持ち回りで行われ、災害時における広域連携の構築を図っております。

今後につきましても、必要に応じ、岩手県や近隣の市町と連携を図り、災害対応に努めてまいります。

8点目についてですが、失火に関する山火事については、罰金など森林法に定められておりますが、盛岡地区山火事防止対策推進協議会として、毎年山火事防止運動期間であります3月から5月の間、山火事防火パレード、横断幕の掲示、やはラヂ！での放送など、山火事防止の普及啓発活動を行っております。

また、矢巾町消防団では、通常の火災予防広報のほか、山火事防止運動期間に矢巾町西部地域を巡回し、山火事防止の火災予防広報活動を行っております。引き続き火災予防広報を行い、山火事防止に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋　恵議員）　3点目に関してなのですが、情報が届きにくい高齢者、障がい者など、また要支援台帳登録者について、自主防災組織、消防団が避難誘導するとありますが、個人情報を含め、配慮、個別対応は現段階で十分と言えるでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

援護を必要とする高齢者や障がい者の皆様に対して速やかな避難誘導ができるように消防団と、それから地区の行政区に、その名簿はお渡ししてございます。ただ、必要な名簿だけです。それに基づいて、ふだんから近助の力というのもございますけれども、近所の声かけ、それからそういった要援護者の避難のための手段を連携を取って行えるようにしておりますので、そういった情報は、そういった人たちはしっかりと情報管理をしていただけますので、ただ必要なとき、万が一のときに速やかに対応できるようにということで情報共有をさせていただいているということで報告させていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 承知いたしました。その点で、私みたいな元からいる住民だったりすると、どこにどなたが住んでいるかというのは承知なのですが、また新しい住民の方とか、そういった誰がどこに住んでいるか分からぬ、顔と顔が見えないような関係のところにお住まいの方などは、しっかりとサポートしていただけるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

確かに新住民の皆様増えてまいりました。そういった中で、やはり昨年も実施しましたが、40自治会におきまして、防災マップ、それからハザードマップを加えたものなのですが、それから避難誘導の際の手段とか、自ら行うべき行動という部分については、研修会、それから実施研修もさせていただいてございますので、そういった場にぜひとも、今年もやりますので、新しい住民の方に参加していただいて、そういった中で顔を覚えていただいて、同じ地区の仲間をつくっていただいて、万が一の際に対応できるということで、私たちも工夫しながらやらせていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 要求を忘れたのですが、この2問目の質問に関しては、防災士の存在が住民との橋渡し、訓練支援、啓発推進など、多面的に重要であるため、前置きをいたします。その点で、防災士の役割に関してなのですが、防災士の資格取得後何をすればよいか

分からぬなど、そういう方がいらっしゃって、この前県の防災士会の総会でも、その件は言わされておりました。その件に関して、町や地域への何らかの貢献がしたいと考えている防災士が、消防団員の負担軽減や多様な災害対応、避難所運営、広報啓発などを補完することで地域防災の裾野を広げることができると考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

皆様に参加していただきまして、現在148人の皆様に、本当にたくさんの皆様に防災士の資格を取っていただきしております。この資格取得の際には、当初の目的としては、各自治会にお二人以上の防災士をということで念頭に置いてやりましたが、お二人様、単純計算ですけれども、2人以上ということになってまいりました。これからもますます資格を取っていただけるような環境づくりとお手伝いをさせていただきたいと思います。

防災士を取っていただいた後に1回研修はさせていただいております。顔合わせもしていただいておりますけれども、その後に地元に帰ったときに、自主防災会とどのような絡み方をすればいいのかなということを確かに聞かれることがございます。我々といたしましても、防災士の皆様に過度な負担を与えないようにと、何か必要でない心配りかもしれないのですけれども、そういったところであまり負担をかけないようにということでは配慮しているのですけれども、やはりいざというときには、防災士の皆様のお力というのは限りなく大きいと思いますので、自主防災会と防災士と、そして消防団、そして地域の皆さんの力が結集できるような、そういったつながりをやっていきたいと思います。

具体的には、例えば災害時の協力事業者あるいは防災士、自主防災会、それから消防団の皆様との交流会なども8月に予定しております。ぜひ議員の皆様にも参加していただければなと思いますし、それからふだんでも自主防災会と防災士の皆様で顔合わせをしながら、各地区ごとに、こういったときはどうすればいいのだと、自分の場所にはどういった災害対応備品があるのだとというのもしっかりと意識づけ、それから認識していただけるような活動も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

いざというときに、何もできないではちょっと話にならないので、できる皆さんですので、そういったところがしっかりと対応できる、体が動かせるような知識を持っていただけるような研修会なり、実動の研修をやっていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 昨年度私も防災士を取りましたが、やはり周りの仲間からは、自分はとてもやりたい、活動したい、だけれどもやっぱりやり方を知らない。そういう心が熱いうちに、やはりそういった対応していただくと、より一層防災士になってやりがいも出てくると思いますので、今後引き続きお願ひしたいと思います。

それでは、町の関係部署、避難指示についてなのですけれども、町の広報車、やはラヂ！、やはナビ！等を活用したあらゆる方法で周知を行うものとありますが、停電、通信遮断時にも対応できる多重伝達手段、防災無線の予備であったり、衛星通信等はあるのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

デジタルの防災無線を配備してございます。それから、衛星電話も総務課で1台配備してございますので、万が一のためにはそちらも活用してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 理解いたしました。

それでは4点目なのですが、現在実際に指定されている避難所、学校や公民館等でエアコン、暖房等は全て設置されているのかどうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

指定避難所の部分につきましては、さわやかハウス等については配備されてございますが、体育館とか、そういった大きい施設の部分については、暖房だけの配備になってございます。夏場に万が一避難行動する必要があるということで避難所を開設する際は、そういった大規模なエアコン設置は、なかなかちょっと申し訳ございません。費用もかかるということで、分割したスポットクーラーとか、そういった部分で協力いただける事業者様と事業者協定もさせていただいておりますので、その際、速やかにそういった部分で協力要請をして対応していきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） どのような災害、災害がないことが一番なのですから、災害があった場合、まず公民館であるとか、そういう場合に夏場であると、やっぱり命の危険にも関わりますし、予算の関係もありますが、順次設置していただければと思います。

災害時ではなく平時に高齢者や乳幼児、障がい者からの視点で、避難所に使う場所の環境を点検し、改善できるところとか、修繕する場合がある場合などは適宜行っているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

平常時ですが、職員におきましても、実際に、その避難所開設訓練も何回も行わせていただいております。1つの部屋だけにいろんな方々を、失礼な言い方ですが、押し込めるわけにはいきませんので、様々な配置とか設備なども確認はさせていただいています。

ただ、なかなかそれぞれのご意見というのは、吸い上げても、すぐに改修できるかどうかというところは、ちょっと難しいことがございますけれども、例えば玄関のスロープを設置するとか、あるいはパーティションを増やしていくとかというふうな部分については、様々なご意見もございますので、そういった速やかに対応できる部分については、速やかに対応いたしますし、なかなかお金が伴うという部分については、先ほど議員から仰せのとおり順次順番をつくって、速やかに対応できるように対応していきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 災害時には、高齢者や乳幼児、弱者が、やはり私たちの力を必要としていると思うので、その点を含め今後の対応にしていただきたいと思います。

5点目に関してなのですが、消防団員の新団員加入促進の件に関してなのですが、私令和5年12月の一般質問の答弁でいただいているのですが、令和6年1月にアンケートを実施するということがありましたが、実施した消防団員待遇改善アンケートですが、どのくらいの数の回答があったのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

令和6年度末にアンケート、スマートフォンとかの媒体を用いましてやらせていただきました。実は、まだ結果については消防団の皆様にお知らせしてございませんけれども、様々な消防活動、それからいろいろなふだんのやり方とか、そういう部分についての要望とかもいただきました。ほとんどの皆さんから回答をいただいておりました。9割方いただいているということで、これから順次消防団の皆様に結果をお知らせしながら、そして事務局として、どういった部分を改善できますよと、あるいはこういったことを提案されたけれども、こういった部分についてはやれますよというようなお話はさせていただきたいということで、まだちょっと本部のほうも了解を取っていませんので、そういう部分で情報共有をしながらやらせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 1年もたっているので、ちょっとまとまっているのかと思ったので、質問させていただきました。公表されていないので、まずそういう確認できないのですが、今後、その結果に対して、どのような課題が明らかになったり、どのようにその課題に対して対策を取っていくのか、今後順次、今お話にあったとおりにして対策を練っていただければと思います。そして、公表していただければと思います。

そして次に、令和7年度の施政方針で新団員確保施策として、町内企業に対する団員募集の働きかけや女性や学生を対象とした新たな層への働きかけにより、人的基盤の整備を推進してまいりますとありましたが、その後若年層に届くSNSや動画の活用など、消防演習の様子だったりとか、防災訓練の様子だったりと、動画の活用など世代別の広報戦略は行っているのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

現在のところは、勧誘につながる部分については、町広報紙で一人一人の消防団の活動の状況とか、ご意見とかも載せていただいて、若い消防団の皆様の勧誘に努めてございます。

今お話ございましたいろんな媒体を使いまして、実際の動画でやるほうが、やはり効果が高いと思いますので、今ご指摘の部分について、すぐに対応したいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） やはり縦のつながりのほかに、若い世代は横のつながりも大事にしております、友達とか。その点を踏まえ、最近私もインスタグラムの活用を始めました。子どもたちにはとても笑われますが、ガイドブックを買って使い方を覚えて操作している次第です。しかし、若い人たちは、新しいSNSとか、すぐ適用して日常使用しているようです。その点からもSNSの活用は、とても有効だと思いますので、ぜひとも検討をお願いいたします。

次に、6点目に関してなのですが、現在自主防災会が主体となり、想定に応じた訓練をされていると思いますが、災害ごとに細分化した、例えば感染症、山火事、地震、水害などに對して的を絞った訓練などは実施されているようでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、大半の自治会さんでは、自分の自治会の公民館が避難所となった場合の想定としての訓練というのが大半でございます。ただ、南昌地区、それから煙山等のちょっと山間部のほうの土砂災害の危険性がある部分については、その訓練は、ほぼ毎年やらせていただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 現在は洪水であったり、土砂崩れであったり、山火事であったり、いろんな災害リスクが高まる中で、的を絞った訓練は必要だと思いますので、ぜひとも自主防災会などへの働きかけを考えていただければと思います。

そして、町の防災訓練のほか、自主防災会での訓練後、自主防災会から改善点のフィードバックなどを作成していただいて、集約したり活用したりしていることはあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

実際に各公民館ごとで訓練した場合に、こういった備品もあればいいとか、こういったパーテイションがあればいいというようなご意見は多々ございました。そういう部分につい

では、各避難所となる公民館の備品にもなりますので、そういった要望も受け付けて配備できるように対処しているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） それでは、7点目についてなのですが、県とのリアルタイムな情報共有、地理情報システムやドローン映像等など体制構築のほうはあるのでしょうか、それとも進んでいるのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

今リアルタイムで確認できる部分については、河川情報でございます。それから、町でも独自に4か所の河川の水位等の危険情報ということで受け取ることはできます。

なお、それから補正予算でもちょっとお願いしますけれども、Jアラート、その分については、瞬時防災災害システムということですので、そういった部分では、すぐ情報が来るようについて連携は取れているというふうに理解してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 河川など速やかな情報共有が今後も重要だと思いますので、引き続き監視をお願いいたします。

そして、受援マニュアルに関して、応援の受け入れの役割分担など受援マニュアルは策定済みであると思いますが、これを数年おきに見直しをしているのか、それともその都度変更があった場合は見直しをかけているのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

防災計画と一緒に、そういうマニュアルについても毎年見直しをかけてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 承知いたしました。

8点目に関してなのですが、山林の山火事の法規に関して、野焼き、たき火、喫煙、火気を使用した飲食行為など、バーベキューとかの具体的な禁止区域や指針は、現在のところあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） すみません、具体的な禁止区域というところでございますけれども、本町におきましては、ほとんどが国有林というところがございますので、まず国有林内では当然できないし、民地でも個人の所有ですので、勝手に入られないものというふうに認識しております。

火の不注意ということで、6年の実績ですと、実績というか、速報でございますが、県内では33件ほど発生しておると。その中で、やはり火の不始末、たき火、あと枯れ草焼き、ごみ焼き、これでほぼ20件ほどになっておるという状況でございますので、やはり引き続きの注意喚起が必要だなという状況でありますので、産業観光課としては、注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） やはり広い場所で見えるところで、例として挙げるとバーベキューなど、見えるところではやれるパターンもあるのですが、やっぱりあまり誰も人が来ないような山林の中でちょっと開けているようなところでもバーベキューを行ったりとか、そういう団体もあると思いますので、引き続き警戒をしていただければと思います。

そして次なのですが、地域の子どもや高齢者に向けた分かりやすい予防出前講座などはあるのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 山火事防止ということで、そういった出前講座があるかというところでございましたが、出前講座はないということで認識しております。あくまでも周知活動がメインになっておるというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） ないということなのですが、それでは小中学校での防災教室等があ

る場合に関してなのですが、防災教室等、たき火やポイ捨てなど人為的火災リスクの啓発では、防災士が地域の小中学校や高齢者などで行う出前講座やほかの団体からもお呼びして出前講座をやってもいいのですが、防災マップなど教材作成支援を行うことが非常に重要だと考えております。特に地域に根差した防災士の言葉には説得力があり、住民意識の醸成に直結すると思うので、総務課防災安全室が防災士との連絡ツールなどで使用しているラインなどを使い、まずはスキルアップを望んでいる矢巾町の防災士向けに各自主防災会、各小中学校で行っているような出前講座に参加してもらうなどの支援は今後できないでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

可能だと思います。なので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） この質問で最後にしたいと思うのですが、全般的な質問に関しては、同僚議員をはじめ町民が非常に関心を持っている災害の件に関してだと思いますので、今後とも引き続き対応をお願いいたしたいと思います。以上、回答は求めないです。

○議長（廣田清実議員） 駄目です。一般質問ですから、ルールですから、質問に替えてください。

○1番（高橋 恵議員） それでは、6点目に戻るのですが、先ほどの自主防災会の支援に関してなのですが、あまり訓練が行われていない地区の支援、女性職員の派遣計画サポートは行っているのでしょうか、伺って終わります。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

先ほどの繰り返しになりますが、令和6年度は最低1回ずつは訓練できました。ただ、それぞれの自治会においては、2回、3回やったところも実はございます。確かに年1回で足りるのかという部分については、ちょっと疑問があると言われれば、私どもちょっと不安になるところはあるのですけれども、やはり継続して我々も足を運んで、顔と顔を見合せてしっかり分かり合えるような訓練をしながら、いざというときのために対応してまいりたいと

思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、3番目の質問を許します。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） それでは、3問目に移ります。観光施設の利便性向上について、町長へ伺います。

和味フラワーパークは、地域の魅力発信や観光振興に貢献する重要な拠点であると認識しております。しかし一方で、現在次のような課題が指摘されております。まず、駐車場の供給量が不足しており、来園者が安心して訪れることが難しい状況で、特に大型バスの受入れや、妊産婦や身障者用の特別な駐車スペースの整備が不十分であることが課題となっております。さらに、和味フラワーパークの場所及び駐車場情報が十分に周知されていないため、来場前に計画を立てることが困難だとの指摘があります。

また、駐車場の出入口での交通事故の懸念もあり、入出庫時に周辺交通に影響を与えないよう十分な配慮が必要です。今後適切かつ柔軟な施設整備、管理が求められることから、以下の点について伺います。

1点目、和味フラワーパークにおける高齢者や障がい者、妊産婦などへのバリアフリー対応と、駐車場の台数拡充や大型バス、思いやり駐車スペースの整備について検討していることはあるか。

2点目、来園者の利便性向上のため、乗降場の確保や施設案内標示の整備について、現在の取組状況は。

3点目、和味フラワーパークの所在地や駐車場の情報周知について、より効果的かつ具体的な方法や施策は検討しているか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 観光施設の利便性向上についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和3年度から地元多面的機能支払交付金活動組織の協力により和味フラワーパークの取組が始まったところであり、年々認知度が高まっているものと捉えております。

一方で、当該取組につきましては、民有地での遊休農地活用策の一環としての位置づけであり、町がバリアフリー対応及び駐車スペースの拡大をすることについては、土地所有者の意向も確認する必要があることから、現時点では考えていないところであります。可能な限りの合理的な配慮ができるように対応してまいります。

2点目についてですが、車での来園者の乗降場、いわゆる乗り降りする場の確保については、近隣の町民の皆さんの民有地でご協力をいただいている状況でありますので、適切な車の駐車や駐車場への誘導案内看板などを設置してまいります。

なお、煙山ひまわりパークについては、来場者駐車場も十分な広さは確保できておりますので、煙山ひまわりパークへの案内誘導看板なども、和味フラワーパークと連動するように対応してまいります。

また、施設案内標示につきましては、開花時期に合わせて県道盛岡和賀線沿いなどに各所に案内看板の設置を行っているところであります。

3点目についてですが、現在ひまわりマップを作成しており、夏の最盛期に向けてホームページなどで公開する準備を進めているところであります。煙山と和味のヒマワリと併せて周辺の施設などをご案内し、楽しんでいただけるように努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 1点目に関して、民有地であるため所有者の意向が必要との答弁でありますましたが、仮に所有者の同意が得られる場合に、町として当該地域の利便性向上に向けた具体的な整備計画や今後拡張を視野に入れた検討があるのでしょうか、確認して伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、和味フラワーパーク周辺も含めてということになりますけれども、先ほど遊休農地というところの活用というお話をさせていただいたところではございますが、この地域でございますけれども、宅地等を除きますと、ほぼ一帯が、農業振興地域の整備に関する法律というのがございますが、そちらで定めるところの農用地区域という農地になっております。これは、何を言おうとするかというと、なかなか農地以外のものの用途に転用が非常に厳しく規制されておるという状況でございます。

それで、現在できる可能な限りというところの答弁でございますけれども、こういったと

ところで何とかひまわり畑だけは、遊休農地対策というような意味合いで続けまして、駐車場も現状変更しない範囲の中で草刈り等、そういった中だけの対応でやらざるを得ないのかなというところがあります。

なので、将来的には例えば所有者にご了解いただければ、あと県のほうとも協議しながらということにはなりますけれども、まず農用地区域の規制を外せるかどうか。その上で転用行為ができるかどうかという検討になりますが、現時点では非常に難しいという状況をご理解いただければと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） それに関して重ねてなのですが、昨年度和味のひまわり畑の駐車場がカーブになっているのですが、その入り口に大型バスが、あの狭い道路にどんどんと縦列で2台停まっておりました。その点からも、今後煙山のひまわり畑、和味のひまわり畑、大々的に広報していくのであれば、もっと観光客の方が来ると思われますので、なかなか難しいとの課長のお話ではありましたが、今後の観光客の増加も含めて、難しい点ではあります、引き続き検討をお願いしたいと思います。

3点目に関してですが、ホームページにひまわりマップの公開をするということですが、いつ頃ひまわりマップの公開を予定しているのでしょうか、現段階で分かれば教えていただきたいです。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

これにつきましては、開花情報も合わせてということになってくると思うのですけれども、できる限り早い時期にというところでは考えております。

それで、一番は来てもまだ開花していないということを避けるために、ホームページでは開花情報というのを載せさせていただいておりますが、併せて先ほど来話にあるとおり駐車場の関係もございますので、やはり大型バスが和味地区のほうに入るのが正しいのかどうなのか、道路に停めて何か事故があればという懸念もありますので、その辺も併せて情報として掲載させていただければと考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今の課長のお答えのように、有効な情報を随時載せていただくことが非常に有効だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そして、ひまわりマップを情報発信する際に、例えば紙面版であったり、デジタル版だつたりあると思いますが、どのようなものを現段階で考えているのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

デジタルでの発信というところになろうかというふうに考えておるところでございます。
以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 煙山地区も、和味地区も、やはりちょっと車でないとなかなか交通の便が不便なところなのですが、その中でも駅を利用して、JRを利用して、矢幅駅に降りて、そこからタクシーという方も去年いて、タクシーがそのまま帰られて帰りどうするのかなと思ったのですが、その場合も含め、来場者がアクセスしやすいように、完成したマップの配布や掲示場所、今デジタルとおっしゃったので、紙面版を考えていないということなのですが、紙面版も作っていただいて、JRとか、公共施設に置いていただけるのも手だと思うのですが、そのようなお考えはないか伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年度の取組といたしまして、矢巾観光協会の取組として、マップ等町内の周遊できる場所というところで作成させていただいて、各公共施設、例えば矢巾町だけではなく、盛岡とか、遠いところでは東京のほうのというところにも配架しておるという状況でございますので、当然駅のほうにも配架はありますので、そちらのほうも確認していただいて、参考にしていただければいいのかなというふうに感じておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1番、高橋恵議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 3時40分 散会

令和7年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第4号）

令和7年6月13日（金）午前10時00分開議

議事日程（第4号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
14番	村 松 信 一	議員	15番	昆 秀 一	議員
16番	赤 丸 秀 雄	議員	17番	谷 上 知 子	議員
18番	廣 田 清 実	議員			

欠席議員（1名）

13番 水 本 淳 一 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
未来戦略課長	花 立 孝 美 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	田 中 館 和 昭 君	税 務 課 長	飯 塚 新 太 郎 君
町民環境課長	佐 々 木 美 香 君	福 祉 課 長	菅 原 保 之 君

健康長寿課長	佐々木 智 雄 君	こども家庭 課 長	村 上 純 弥 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君	道路住宅課長	田 口 征 寛 君
農業委員会 事務局長	細 越 一 美 君	上下水道課長	吉 岡 律 司 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高 橋 雅 明 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補	千 葉 欣 江 君
主任主事	渋 田 稔 結 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、13番、水本淳一議員は、欠席する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

また、昨日も申しましたけれども、議員の発言に対しては、会議規則第54条第1項により、発言は全て簡明にするものとし、議題以外にわたり、またはその範疇を超えてはならないということになっておりますけれども、昨日も見られましたけれども、質問者の意図が答弁者に伝わっていないというところがありましたので、そこら辺は明確に質問の内容を伝えていただければ、よりよい質疑になると思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

7番、齊藤勝浩議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（7番 齊藤勝浩議員 登壇）

○7番（齊藤勝浩議員） 議席番号7番、矢巾未来の会、齊藤勝浩でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。通告書に従いまして質問をさせていただきます。

質問1、質問事項、町の防災・減災対策について、答弁を町長にお願いいたします。我が国は、近年気候変動の影響により、自然災害が頻発化し、激甚化しています。多くの貴い人命が奪われ、全国各地で住民生活の安全、安心が脅かされる事態が生じております。昨年は、能登半島での地震、台風による大雨の複合災害が発生、そして岩手盛岡市では局所的な線状降水帯の発生による集中豪雨により甚大な被害が発生したのは、記憶に新しいことでございます。

我が町では、防災、減災に対する対応、準備、体制づくりへ尽力されてこられたことは承知しておりますが、殊実践的な避難訓練や減災への計画的対応は、まだ不足ぎみに感じていることから、以下お伺いします。

①、有事を想定した避難訓練を定着させていくための計画や避難用具の利用実践、また夜間や未明の突発的な災害時における避難体制はどうお考えになっているか、お伺いします。

②、地球温暖化による熱中症リスクは高まっており、町民への警戒発令や対応の周知について町としてどう取り組まれるか、お伺いします。

③、近年の社会情勢における人災となりつつあるリチウムイオン電池による発火災害への対応については、町民と一体となり取り組まなければならない事案であります。この危険性の周知と回収計画をどうお考えか、お伺いします。

④、国道強靭化における町の強靭化に向けた今後の重点的な取組についてお聞かせ願います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　7番、齊藤勝浩議員の町の防災・減災対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、有事を想定した避難体制につきましては、町内自主防災会などで開催しております防災訓練において、避難所設置における段ボールベッドの組立て訓練、非常持ち出し袋である避難用具の説明を行い、日頃から避難行動に対する意識高揚及び避難体制の環境整備の定着を図っております。

また、夜間や未明の突発的な災害時の対応につきましては、安全確保を優先に、やむを得ない場合を除き、危険の少ない明るい時間帯での避難誘導が必要と考えております。災害の危険性のある気象予報情報について、昨今では非常に精度が高くなっています。気象予報情報を早めに取得することができることから、できる限り早めの避難対応を実施してまいります。

2点目についてですが、熱中症特別警戒アラートが発令された際の対応につきましては、庁内全組織へ即時に情報伝達をするとともに、町防災行政無線を活用した町内一斉の注意喚起により町民への周知を行ってまいります。

3点目についてですが、昨今全国でリチウムイオン電池の破損、変形などによる出火が相次いでおります。このことから、安全に利用するための周知を、広報等を活用して実施してまいります。

また、リチウムイオン電池は、通常の廃棄物のようにごみ集積所に排出することができないことから、家電量販店などで実施をしております資源有効利用促進法に基づき、小型充電式電池のリサイクル活動を行う一般社団法人 J B R C の店頭回収をご利用いただくことになります。

なお、破損、水漏れ、膨張により、店頭回収ができない場合は、盛岡・紫波地区環境施設組合において処理のご相談に対応することが可能となっております。

4点目についてですが、矢巾町国土強靭化地域計画に基づき、災害時にも機能する道路交通ネットワークの構築、河川改修等の治水対策、治山・土砂災害防止による防災対策等のハード対策と自主防災組織の育成、防災教育の推進、防災意識の啓発などのソフト対策を一体的に防災対策として推進していくことが重要であると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） ご回答いただきました中ではございますけれども、まず矢巾町としてあらゆる危機事象から町民の生命と健康、財産を守ることが必要であるということがまず大前提でお話しさせていただきます。

現状の訓練だけで防災避難訓練は十分とお考えでしょうかという疑問がありました。机上のお考えで対応準備ができていても、もっと実践を想定した実地訓練を行い、リスク検証などを行った上で、どのような対応が不足しているか考察しないと、被災時にはかなりの混乱が発生すると予測できます。

1つとしまして、避難所での各避難設置対応は、町民が対応できますか。防災士や自主防災会での訓練もありますが、動くのは町民でございます。断水した場合の対応認識はございますでしょうか。給水への対応認識と飲料水、トイレ、携帯トイレの利用、災害は夜間や未明でも起こり得ます。停電が起こった場合の避難所への移動経路は大丈夫でしょうか。矢巾町の地域性として、南北に通る鉄道、高速道路があります。各アンダーパスが通行できないおそれがあることも考え、東西に分断するおそれがあると認識できておりますでしょうか。精度の高い気象予報情報システム、消防ウェブは、全国議長会の研修資料、我が未来の会代表から拝借し確認させていただきました。しかし、それが全てではないのでしょうか。

判断は人間がする。情報発信、盛岡市の事例から考えても、初動の遅れが被害を大きくします。

ております。また、正常バイアス、多数派バイアスという避難遅れの発生への懸念もあります。私だけは大丈夫、隣の人も逃げないから大丈夫、それがバイアスでございます。事実近々では、石川県で水害、大雨がありました。朝気づいたらくるぶしまで水が来ていたのだよね、土砂が家の中まで入っていたのだよね、結局そういうことになります。

矢巾町の水害では、私は東京におり、ちょっと経験はしませんでしたが、ネットでは拝見しておりました。近所の当時の区長がお話をしております。水が音を立てて流れていたよね。水が流れるということは、多分足がとらわれて歩けなくなります。そういうことを想定して避難訓練をしているかどうかということをやっぱり1回問わなければならぬと思って、以下ちょっと質問させていただきます。

夜間訓練におきましては、矢巾町にはキャンプ場がございます。真っ暗なところでの訓練は、そこでもできるのではないかと。別に町民が全員来なくてもいいと思います。ランタンの利用や懐中電灯の利用、コースを決めて歩いたときに正確に歩けるか、そういうことも訓練の一つだと思います。

また、段ボールベッド、敷居、テントの届くかどうかかも分からぬ中でどうするかといったときは、寝袋を準備して避難することも必要と思われますが、そういうことも考えられないのでしょうか。

被災時に一番必要なものは、認識できるのは簡易トイレの推奨と、これが一番と言われておりますが、簡易トイレの使い方、携帯、自宅に準備はできてるような状況でございますでしょうか。

これらのリスクを検証して公表、実施確認、町民の認識、この繰り返しをする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

非常時の避難行動につきましては、議員仰せのとおり非常に大事なことでございます。我々といたしましても、そういう認識は大変深く持ってございます。昨年度、令和6年度におきましては、ちょうど防災マップ、こちら更新になりましたので、これを基に全自治会、1つだけちょっとできなかったのですけれども、40行政区において、この防災マップと、それから今議員仰せのとおりの、その内容についてはこんな記載になって、これを基にいざというときの持出品とか避難場所、それから避難所の違いとか、それからそれぞれの災害の状況に応じた避難場所、避難所の違いもあるのですよ、それから避難の仕方も違うのですよ

というような、いろんな研修もさせていただいているところでございます。

確かに夜間、災害はいつ起きるか分かりません。今起きるかもしれない、あした起きるかもしれない。特に不安なのは、やはり議員おっしゃっているとおり、夜間なのです。夜間に災害が起きた場合には、電気もつかない、水も出ない、連絡も取れないといった際には、やはりどうしたらいいのだろうという不安になることがあると思います。

我々といたしましては、できるだけ浸水被害等、それから家が崩れるといったような、そういう大きな個人の被害に遭わない場合は、なるべく夜間の避難はしないでくださいと、自宅で安全確保ができるのであれば、自宅で動かないようにしていただきたいというような説明会ではお話をさせていただいております。やはり夜間で光がないところでの移動となると、それだけで例えば地面に穴が空いているとか、あるいは倒木がある、あるいは停電になっていると電線とかは電気が通っていないかもしれませんけれども、電線が垂れ下がって感電する可能性がある等、いろんな危険がございますので、万が一の際は、水害等の場合は垂直避難、それから安全が確保できる際は、明るくなるまで自宅で垂直あるいは自宅での避難をしながら、明るくなつてから隣近所と、それから行政情報、それから自治会との情報を併せて避難所の設置、それから避難所の利用などというふうなことも説明させていただいているという状況でございます。

議員仰せのとおり、災害被害はいろんなパターンが考えられます。そういう中で、いろんなことも想定しながら私たち行政といたしましても、いろんな避難の仕方、それから災害対応の仕方も引き続き自治会、それからグループでも結構ですので、お声がけいただければ、我々しっかりと対応させていただいて説明会とか、あるいは避難に使うような器具等の説明会もさせていただきたいと思いますので、どんどんお声がけいただきたいというふうに思ってございます。

なお、我々一番この説明会で力を入れているのが、タイムラインというものでございます。タイムラインというものは、それぞれの災害、多様なものがございますので、それの方々が水害、火災あるいは地震など、自分がどういった行動をすればいいのかと自分で前もって決めておきましょうと、家族でお話しをしてください。そして、個人でどのように対応するかというのも、タイムラインとして決めてくださいということを何回も説明させていただいてございます。これが最終的に、やはり自分の命は自分で守ってもらわなければならないということで、我々も当然できる限りのことはいたしますけれども、最終はやはり自分の命を守っていただくということでご説明させていただいておりますので、これからも変わら

ずしっかりと説明会、それから対応させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 今の再質問は、3問質問が入っているのです。議会とすれば、一問一答方式ですので、1問ずつやったほうが明確な答えが出ると思いますので、よろしくお願ひします。

再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） ご説明いただきました。全てを全うすることは不可能であるということは、私も分ります。各自の自立の促進も必要とは考えますが、単身赴任の経験をさせていただきますと、1人で懐中電灯を握って寝たような記憶がございます。真っ暗闇の恐怖と、ふだん慣れていない場所での行動ということは、やっぱり恐怖を、こういうものなのだとということを実地訓練で知らせることも必要ではないかと私は思いますが、その辺よろしくお願ひいたします。

次ですけれども、熱中症対策の対応は、いよいよ本気にならなければならぬと私は思っております。ご回答いただいた熱中症アラートが出てからでは遅いと認識を持っていただく必要があるのではないかと。令和5年谷上議員、令和6年小笠原議員が質問を行っております。各現場サイドでは対応を行っていることと察しておりますが、表面上まだ認識が乏しくかつ意識が薄いのではないかと感じられる状況でございます。当局においては、現状の気候変動は認識していると思いますが、それをどう啓発継続し、町民に対応を促しつつ、町民の生命を守られる計画なのかとの思いがあります。事実今月から企業には法律が適用されました。死亡事件があれば罰せられるというふうな状況でございます。

そして、65歳以上の致死率が高まるということをご存じだとは思いますが、90年代と比較すると2.65倍の致死率になっていると。私は、町民の健康向上を発信してきました。社会保障費の増加懸念だけではなく、健康で人生100年時代を生きていただくためには、この事象に対応してほしいという思いがあります。

現状関東圏福島以南まで尋常でない暑さによる被害が続発しています。私も実際東京で暮らし、とても苦しい思いをして生活した経験もございます。数年後には、関東近辺と同じ気温構造になるという推測もございます。また、中高生のイベントが東北や北海道での定期開催がほぼ決定する見込みということで、国もそういうところを狙って考えているという状況

の中で、熱中症対策、W B G T 指数計測の判断表を広報で発信しつつ、計測器の補助やアラート発信は、やはラヂ！やウェブ発信、ここから始めて啓発を高めていくことも必要ではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、職場における熱中症対策の強化、4月1日から各事業所において、我々役場においても対応させていただいております。まず、早期発見ということで具合悪くならないようにという対応と、それから重篤化を防止するということで、そういうった作業着とか、職場環境の整備、それから職員への周知ということでメール等でもさせていただいている。それから、水分を多く取りましょう、あるいはこういったときは作業に注意しましょうといったような周知をさせていただいていると。

ご指摘のとおり、町民への対応ということでございますけれども、昨年度から矢巾町におきましても国の指針に基づきまして、熱中症対策の実行計画を策定させていただいてございます。万が一の、W B G T の暑さ指数が31以上になるというふうな連絡が前日に予想値として出されます。環境省、それから防災の関係でも、気象庁からもそういうアラートが出される場合がございます。そういう場合には、その通知の窓口は、町民環境課のほうで受けまして速やかに総務の防災安全室のほうで周知するということで、町民に対してご指摘のとおり、やはラヂ！やホームページや、そういうた部分で可能であればI A Tのデータ放送でも対応させていただきたいというふうに思っておりますので、速やかに住民に対して注意喚起をさせていただきたいと思っております。

なお、矢巾町といたしましては、暑熱退避施設として、役場、公民館、さわやかハウスにそういうた暑熱対応のスペースを設けまして、万が一の場合は避難してください。あるいは町の公共施設であれば、どちらでも結構ですので、やはぱーくでも、矢幅駅の中でも結構ですので、そういうた部分をご利用いただければなというふうな周知もさせていただきたいというふうに思っております。

昨年度もさせていただきましたので、来週あたりかなり暑くなるというような予報も出ておりますので、早速ですが、そういうた通知もさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 矢巾町の取組も分かりましたが、やっぱり認識していただくこと。というのは、若手とか、私たちぐらいでは分かるとは思うのですけれども、年配の方々、特に体感でも分からぬ人たちに対してどういうふうに認知していただくかと。会社であれば、毎朝ＷＢＧＴ、今日このくらいになるよというのは、製鉄所ですと、もう10年前からやっていました。今会社では始めております。時期的なものですけれども、やっぱり習慣化が必要かなと。あと年配の人たちにどう伝えるかというところを、町には考えてもらいたいなと私は思っております。

次の質問に移らせていただきますが、環境省からの通知が出ているリチウム蓄電池を使用した製品に関する火災が令和5年におきましては、全国の市町村において8,543件の発生、深刻な課題となっていると発表されております。そして、対応においては、市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って市町村の責任の下、その処理を行わなければならず、市町村は家庭から排出される全てのリチウム蓄電池を回収する体制を構築する義務を負うとうたわれております。

市町村におけるリチウム蓄電池の回収は、多くの市町村で回収に関する取組の実施、また実施に向けて調整中と確認をしておるようでございますが、矢巾町の具体的な取組状況はどうか。これが原因の事故はなかったか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

リチウムイオン電池の発火事故等いろいろ報道されております。まず、あったかどうかの点につきましては、環境施設組合で一応収集のほうは担当しておりますけれども、発火といいますか、熱を帯びたという案件は、やっぱりあったということで、火災までは至っておりませんが、そういう危険な部分があったということを聞いております。

あとリチウムイオンの収集についてなのですけれども、現在はもちろん回収できないものとしてごみのカレンダーのほうにちょこっと載っている程度で、ごみの分別辞典には記載はしていないところですけれども、現在販売店とかで回収しているＪＢＲＣという小型充電器の協会みたいなところですけれども、そちらのほうで契約している店舗の窓口のほうで回収するというのが基本になっていますけれども、このとおりこの春先国のほうから通知がありましたとおり、市町村で一般廃棄物のような扱いで取り扱うこととなりましたので、環境施設組合の構成市町である3市町で同じ歩調、足並みをそろえて進めていくところでございま

す。

細かい流れにつきましては、基本はまずJ B R C のほうの店頭回収、もちろん買ったところのほうで回収するというのを基本にしたいと思うのですけれども、破損、膨張とか、そういうものは受け入れていただけませんので、それについての回収を今は組合に相談してくださいという形になっておりまして、その流れにつきましては、これから検討していくところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 対応を急いでいただきたいと思う中で、周知、広報の仕組みを徹底的に考えていただきたいと私は思います。特に危険物という認識が必要であるのではないかと、ちょっと私も調べてはいますが、第6類であれば、なかなか発火はしませんが、1類であれば引火性が高いというところで、パッカー車でたまたま普通の燃えるごみと一緒に入っていたときに搔いたならば、その場で発火するというふうな事象も起きているのが事実でございます。

モバイルバッテリーだけかなという思いもあったのですが、今では電子たばこが一番危険だというふうなお話も出ております。資源回収で、ごみ集積所でいろいろと見ておりますが、そこに集積して、どんなものなのだろうというふうな思いもあります。野外に出て水を浴びたり、そういうところも考えていただいて、今後取り組んでいただければと思いますが、よろしくお願ひいたします。これは徹底的にやらないと、本当に火災が起きるのではないかと私は思っておりました。

次に、令和3年度を初年度とする防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策が開始され、5年目を迎えております。矢巾町では、徳田橋の架け替え工事が完了し、効果事例として発表もされておりました。しかし、残念なことに、5月末には西部開拓線において、農業用水管の破損により道路冠水の災害が発生しております。インフラ整備においては、矢巾町の地域特有の地形や既存設備を重点的に確認、整備しておく必要があると私は思います。矢巾町にはアンダーパスが5個、6個ございます。カルバートも含めてと私は思っておりました。橋梁、給排水設備、東西遮断の場合の南北連携においては、紫波町や盛岡市との連携協議も必要ではないかと私は思います。

そして、整備完了し、安全が確保できる避難路の公表も逐次検討し、公表替えを行ってい

くことの必要があると私は思いますが、今後の計画はいかがでございましょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） 河川とか道路改良関係についてですけれども、担当課としてお答えいたします。

まず、特に河川、例えば北上川無堤防区域区間の堤防、無堤防区間の解消につきましては、国に対して働きかけをしておりますし、あと町内の岩崎川をはじめとする1級河川改修につきまして、その河川改修を早急に進めていただくように県に対して働きかけをしているところでございます。岩崎川につきましては、現在進捗率77%程度の工事進捗率でございまして、これから順次太田川とか芋沢川の改修に入っていく計画となっているようでございます。

また、交通網に関しましては、道路改良ということもございますが、特に本町の場合、非常に河川をまたいでいる橋、道路をつなぐ橋が非常に多くて、現在橋梁267橋、町管理の橋がございますが、そのうち補修が必要なところは33橋ということがございます。今回補正でもご提案させていただいておりますが、橋の改修につきまして、今回の補正では3橋の補修工事であるとか、2橋の補修の設計、これを前倒しで急いで進めていくことで計画しております。

また、最近報道とかでもありますが、道路の街路樹の倒木で通行止めとか、いざというときに道路が通れないということもあったりすると思いますので、今回の補正でもまたこれもご提案させていただいておりますが、街路樹の剪定などを進めているところでございます。様々、やはり防災避難経路の確保に関して、道路の確保というのが重要でございますので、そういった部分については、急いで進めさせていただいております。

また、道路の下を通っている様々な管路関係のインフラ管理ですけれども、それらについては基本的に占有者のほうの責任ということにはなるのですが、日頃毎日道路住宅課のほうでは、道路パトロールに出ておりますので、そういったときに何か異変とかないか常に確認するように進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 先日の補正予算でも、橋梁とか道路の改良、補修を進めるという話は出ておりました。私がお話しした中では、特に逐次今一番危ない橋とか、あとカルバート、アンダーパスなどは、災害があったら瞬時に、もうここは駄目だよという公表もするような

迅速さも必要ではないかと私は思っております。それは、恥ずかしいことでもなく、通つてもらうこと自体が危険だということを早く公表することが必要だと私は思っております。

それから、農業用水管の排水ですが、今課長がおっしゃいましたけれども、毎日パトロールしているわけですけれども、道路に異変はなかったでしょうか。今北のほうから農業用水管の排水替えは行っているのは私も確認はしていますが、あそこまで届くまでにはまだ5年ぐらいかかるのではないかと認識しております。あのくらいの水が冠水して出ているということは、実際現場を私も確認させていただきましたが、亀裂を見ると、やっぱりちょうどてっぺんのところで下から凍み上がって、上からトラックが通って押し上げられてぺちゃんこになって、多分脇で割けたのではないかという発想をしておりますが、道路があそこになるまで道路がうねったような形になるのではないかと、そこを早く発見できなかつたのかなという思いがありますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

残念ながら、ちょっとそこの発見には至らなかつたのですけれども、やっぱり農業用水路の管を埋めて、やはり相当年数がたっている部分もございまして、そういう面で西部開拓線のような大きいものとか、あとやはり細かく発生している部分もございます。そういうこともありますので、占有者、管理者である改良区のほうに常に、特に水田のほうで水を使うときに多く出すときが、そのときに発見したりすることがございますので、改良区のほうと連携しながら、そういうところは常に注意しながら見ていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 質問2を進めさせていただきます。町の交通安全対策、交通安全施設整備について、答弁を町長にお願いいたします。

近年矢巾町には岩手医科大学の移転があり、広域幹線道路の整備が進み、県内外からの往来者が増加しています。また、「物流の町やはば」策における物流拠点が完成し、事業が都

度開始され、貨物 トラックの往来は全国版の報道番組でも放映されるほど増加している状況であります。

そして今年度は、県立高校の合併による1,000人規模の南昌みらい高校が開校されました。これらのことにより、町の往来者や車両の往来増加は目をみはるものがあります。激変する交通環境に関し、町の交通安全対策と交通安全施設整備に関する計画について、以下お伺いします。

①、通学路や通勤路、業務車両の運行路が交錯し、非常に危険な道路が見受けられます。未整備のままでは、朝夕の通学時間帯の利用、通行を規制する必要のある路線があると判断できますが、当局においては、このことを認識され、改善計画の考えがあるか、お聞かせ願います。

②、町内の小中高、大学周辺の交通安全施設整備状況は十分と判断されておりますでしょうか。幹線道路の整備が進んだ一方、まだ横断歩道がない路線もあり、自転車通学等においては、どこを横断してよいか判断できず、無秩序な横断があり、非常に危険と感じております。また、横断歩道が消えかけ認識できない箇所が確認できることも事実であり、まずは学校周辺やスクールゾーンに関し調査し、早急に整備を進めが必要であると思います。

横断歩道におきましては、予告標示の設置も併せて施工整備の要望を関係機関にすべきではないかと私は思っております。

この激変する交通環境を踏まえ、町民の交通安全啓蒙活動強化を行う必要があると思います。一つの案として、モデル交差点を軸とした適切な横断歩道の利用方法や自転車の利用規制の周知、歩行者のマナー教育の促進を図る必要があると考えますが、どうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町の交通安全対策、交通安全施設整備についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町内の交通安全関係団体、教育施設、各コミュニティから毎年交通安全施設や通行規制などの改善要望をいただき、紫波警察署等の交通安全関係機関とともに、矢巾町内交通安全施設等改善要望検討部会による現地調査を行い、矢巾町交通安全協議会で協議した後、通行規制が必要であると認められた箇所については、岩手県公安委員会などの関係機関に対して改善要望を行っておるところであります。

2点目についてですが、横断歩道の新規設置要望や塗り直しの要望につきましても、1点目と同様に、矢巾町内交通安全施設等改善要望検討部会を経て、矢巾町交通安全協議会で協議し、関係機関に対して横断歩道に関する要望を行っております。

3点目についてですが、岩手県が横断歩道の日と定めております毎月第2水曜日の通学時間帯に矢巾東小学校南側の交差点及び矢幅駅東の交差点において、矢巾町交通安全指導隊や交通安全協会とともに交通安全のぼり旗を掲げ、通行する車両に対して、歩行者優先を呼びかけ、歩行者や自転車利用者に対しては、適切な横断歩道の利用方法を呼びかけております。

また、町内の小学校及びこども園などの教育施設において、交通安全指導隊による交通安全教室を行い、歩行者の安全な歩行方法の指導や幼いうちから自転車のヘルメット着用の意識づけを行っております。

引き続き交通安全関係諸団体と連携した各種交通安全啓発活動を実施することにより、町民の交通安全意識の高揚を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員）　ご回答いただいた中で、各協議審査団体で決められていることは理解しております。しかし、町として日々パトロールを実施し、危険性を感じていないか。ただ道路をチェックしているだけなのかという思いもあります。道路管理者として認識、判断、決定することは、道路が壊れているか、橋が壊れているかではなく、人の命、あらゆる危機から町民の生命と健康、財産を守るという観点から、町民ファーストの考え方をして対応していかなければならぬと私は思いますが、その辺の認識はございますでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君）　お答えいたします。

まず、ちょっと横断歩道とか道路標識などにつきましては、公安委員会が所管ですので、そこにつきましては、協議会のほうの意見を取りまとめて提出されているところでございます。

ただ、道路管理者として対応できる部分は当然ございまして、例えば特に小学校周辺などにつきましては、公安委員会の所管課と道路の管理の担当と現地のほうを確認しまして、例えば東小学校の辺りの交差点であれば、歩道のところの防護柵の設置であるとか、徳田小学

校のところだと西前線でグリーンベルト沿いにポールを設置したりとか、あとこれも補正で今回提案させていただいておりますが、煙山小学校のところの赤林室岡線のところ、ゾーン30プラス整備ということで、これは前倒しで進めることにしております。これにつきましても、交通安全の協議会の意見もありますし、学校のほうから詳しく話を聞いたり、PTAの皆さんとの総会などで説明、相談させていただきながら、この事業を実施することとしております。

やはり地域の要望とか、学校からの要望などは、その協議会のほうで取りまとめていただいて、道路管理者として、その意見を基に現地確認をしながら順次対応しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 流れはよく、私も職業的には道路交通安全施設業を長くやったので、よく分かっておりますが、ただ、その流れの中でやって時間を食って、危険とはっきり分かることろに対して道路管理者として協議団体が決議するまで待つのではなく、パトロール中に判断することも必要ではないかと。日中のパトロールだけではなくて朝の通勤帯、帰りの通勤帯で通ってみれば必ず分かることだと私は思っています。

具体的には、ラジオ塔から流通センターに上がっていく高速道路の下をくぐるところです。上の西側は歩道橋がもうできています。高速から下りてきて幹線道路、流通センターに行くところがあるのでけれども、高速道路から下、ラジオ塔に向かっての田んぼ道があるので、歩行者、通勤、通学者に注意の看板だけ出ています。あそこに歩道がないと、小学校の子どもが一生懸命自転車をこいで走っています。だけれども、そこを大型トラック、貨物車がどんどん下りてきます。そして、あそこの交差点は特に狭いです。この間も見ましたが、ちょっとタイミングが悪ければ、まかれているのではないかというふうな思いもありました。

それから、南昌みらい高校、そこも町道です。それから、南昌みらい高校のグラウンド南側から吉田議員の家のほうに向かう、あの道路も町道だと私は認識していますが、あそこには1本も歩道がないのです。矢巾中学校に行く生徒たちが一生懸命あそこを渡っていきますけれども、車はばんばん通るので、子どもたちがかわいそうに私は思っています。

あと白沢踏切の南側です。あそこもショートカットして、子どもたちは田んぼのアスファルトの道路を来ますけれども、みんな慌てて、車と接しないようにやっているのを私は見て

います。反対側には歩道がある。あそこにも横断歩道が必要ではないかと。

あと南昌みらい高校の南側のグラウンドに行くところの学校とのところにも横断歩道が必要ではないかと。部活に行く子どもたちが、あそこをきょろきょろしながら、いつ渡ろうかというふうな形でいるのも実際の話でございます。

そんな思いがあって、道路管理者として協議会の決議を待つのではなく、先手を切ってやることも必要ではないかと思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

まず、横断歩道につきましては、町道路管理者ではなくて公安委員会のほうですので、こちらのほうの対応は、町のほうではできないというか、要望はできるのですけれども、実際対応はできないところでございます。

ただ、歩道とかにつきましては、ちょっと現地を確認したり、地域の皆さんのお話とか、学校のほうとかお話を聞きながら、やはり歩道設置となると、かなり予算もかかるものですので、そういう面も含めながら検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 道路管理者ができないというのは存じておりますけれども、強く要望はできるのではないかと私は思います。実際行ってみれば分かると思いますので、ぜひ行ってみていただきたいと私は思いますので、よろしくお願ひいたします。

幹線道路の整備が進んだことはよいことで、走行しやすい分スピードが出しやすいというのも、今の矢巾町の現状にまた反面あります。見通しのいいすばらしい道路が多い中で、そんなところに盲点があると私は思っておりました。この設置により、歩行者や自転車の利用者、車両運転者に認識してもらうことが必要と私は思っております。弱者、強者の関係では、車両運行者の責任が大きくなります。突然渡る行為とか、そういうことがないように、お互いのウイン・ウインの関係が必要であると思いますので、ぜひ新設設置に動いていただければと思っておりました。

また、岩手県には安全モデル横断歩道が91か所ございます。矢巾町には、3か所の設定がございました。以前は不來方高校の前の横断歩道がモデル横断歩道だと私は認識していたのですけれども、ちょっと今回矢巾東小学校のほうに移ったということで、駅前の横断歩道と

矢巾東小学校のほう、ぜひ南昌みらい高校の前の横断歩道も指定にしていただければ、あれだけの人が渡るものですから、やってもらいたいなと思っております。

そんな中で、取締りが強化される横断歩道があるのは認識できていますけれども、横断歩道、ましてや歩道を歩くモラル、マナーというのも、町からも発信していただければと思っております。スマホやイヤホン音響を耳につけて信号無視や他の歩行者や自転車の弊害になっていることも事実でございます。これらを鑑みて交通マナーの啓発、横断歩道では手を挙げて渡る、絶対手を挙げて渡るのだということを町から発信してもらいたいということ、教育の必要があると思いますが、その辺のところ、いかがお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

横断歩道を渡る歩行者、要するに車に乗っている運転者、守るのは義務でございます。必ず停車しなければならない、これは義務でございます。今ご指摘いただきました岩手県の交通安全モデル横断歩道、ホテルルートイン矢巾東側、東小学校東側です。それから、矢幅駅前東、2地区が指定されてございます。こちらにつきましては、毎月第2水曜日に横断歩道の日というふうに定められていることもございますので、交通指導隊の皆様、それから町職員、それから地元の関係者の皆様で歩行者の見守り、それから児童生徒の見守りということで活動もさせていただいてございます。

南昌みらい高等学校の横断歩道につきましても、確かに子どもさん方、いわゆる2つの高校が一緒になったわけですから、その生徒さん方が矢幅駅を利用して通行して学校に通われるということで、かなりの人数が横断歩道を渡るということも確認してございます。我々も開校されてからこの人数がずっと歩いて横断歩道を渡るのは、ちょっと心配だなと、それこそ運転者のマナーもあると思いますけれども、歩行者のマナーという部分もございますので、心配しているところでございました。

そういうことから、4月中旬から防災安全室の職員、総務課の職員も現場に出まして、声かけとか、交通マナーを言おうかなということで現場確認したところでして、学校の先生方、菊池校長先生をはじめ、学校の先生方もご協力いただいて、子どもたちの指導、それから見守りをしていただいたというふうに本当に感謝申し上げる次第でございます。

こういった皆様の協力もいただいて、万が一にも生徒さん方が危険にさらされると、それから交通事故に遭うことがないように、決してこれはあってはならないことだと思いますので、我々も、それから地域の関係者も協力して交通安全にこれからも取り組んでいきたいと

いうふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 田村課長からのお話のとおり、そこを進めてもらいたいということ。

特に南昌みらい高校の前の横断歩道でございます。結構トラブルの多い横断歩道となっているのはお分かりだとは思いますが、横断歩道の看板標識がございます。横断歩道もございます。だけれども、予告はございません。生徒さんたちが渡るというところは、誰もが認識して止まったりなんだりしているのもあるのですけれども、それ以外のところです。やっぱり横断歩道には立ったけれども、渡らないで戻ってしまったというところで、取締りで捕まってしまったという方も多々いらっしゃいます。

先日矢巾交番の所長ともお話ししました。どういうタイミングで摘発するのだと、実際私釜石にもいてSMCという大きい工場ございました。釜石の入り口のところ、建物の陰に人が立っていて車の人は誰も認識できない、それでも止まらないといって摘発されました。でも、これは切符を切ってしまうと、もう終わりと。認識の中でこういう誤解をなくするためにも、私は手を挙げるということを、意思表示をしてくれということを当時から言いました。釜石時代も言いましたし、ここでも思います。

特にやっぱり夕方、朝、そういうところがあるみたいですので、その辺のところ、矢巾町からも啓発をしていただければと私は思いますので、いかがお考えですか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

やはり歩行者、運転者のハンドコミュニケーションが必要だと思います。運転者の方から横断歩道をこうやるのは駄目だそうです。失礼だと、どうぞと手を差し出すのがマナーなそうですので、そういう部分についても周知させていただきたいと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2番目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

齊藤勝浩議員。

○ 7番（齊藤勝浩議員） 質問3をさせていただきます。矢巾町総合計画と地方創生2.0への取組について、答弁を町長にお願いいたします。

矢巾町では、令和6年度を初年度とする第8次矢巾町総合計画の取組が始まりました。国は、昨年地方創生の取組について、10年の振り返りと見直しを行い、新たに地方創生2.0としての取組を立ち上げ、制度開始が予定されています。この状況を踏まえ、総合計画と地方創生2.0への今後の町の取組について以下お伺いします。

①、総合計画は、町の最上位戦略と位置づけられるとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略としての位置づけもあり、計画推進に当たっては、P D C Aサイクルに基づき原則1年ごとに推進状況の評価、効果検証を行うとしているが、1年目の検証結果はどのような状況であるか、お伺いします。

②、国は、地方創生構想に具体的な方針を示し、数値目標を設定すると発表されました。新たな骨子案は、人口減少を正面から受け止めと、方針を定めております。この骨子案を町としてはどのように受け止め、今後の計画をどう進めるのか、お聞かせ願います。

③、現在の町の計画では具体的な案件が見られませんが、矢巾町は医療のまち、またスポーツのまち、音楽のまちとも言われています。そして、交通アクセスのよさや比較的災害の少ない地域、充実した医療拠点の利を生かした計画を地方創生のチャレンジ事業として、取り組むべきであると考えます。

具体的には、天候に左右されず子どもが思い切り遊べる場所の提供要望が多いこと、また温暖化による環境変化への対応を考え、北国方面への各種行事、イベント開催が移行されようとしていること、地域のにぎわい行事やスポーツ行事、町民の健康維持増進利用、有事の際の広域的な避難場所となれることなどを考察した全天候型の施設、公園、アリーナ、公式競技場、図書館、飲食施設を計画的に配置整備し、関係人口や子育て世代の呼び込み、住みたい町、帰りたい町となる計画を立ち上げるときと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 矢巾町総合計画と地方創生2.0への取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、第8次矢巾町総合計画前期計画の推進状況の評価につきましては、昨年度の進捗状況を取りまとめているところであり、効果検証の結果、未達の事業、いわゆる未達成の事業については、改善を図りながら今年度の事業に反映してまいります。

2点目についてですが、人口減少を正面から受け止めとは、人口の増加または維持に努める施策に固執することなく、人口減少社会が確実に訪れる事をしっかりと認識した上で、それに見合った持続可能な自治体運営を図るため、事業の選択と集中により真に必要な住民サービスに特化した政策を検討していく必要があると意識転換をしていかなければならぬことと捉えております。

今後の計画につきましては、国の動向も踏まえながら新しい視点に立って、町の計画についても必要に応じて見直しを行ってまいります。

3点目についてですが、スポーツ施設、図書館などの公共施設の整備につきましては、既存の施設の老朽化に伴う建て替え等の検討も進める必要があることから、機能の集約化や官民連携などの様々な手法を検討しつつ、昨今の建築費の高騰も見据えながら、町民の皆さんにとって必要な施設を財政状況に応じて取捨選択し、魅力ある施設整備を進めてまいりたいと思います。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） それでは、質問1のところで再質問させていただきます。P D C Aサイクルにおける評価、判断リスト、指標は存在するのかということで、昨日同僚議員も質問されましたが、これらの支出目標、評価数値また評価するに当たっての基準、分母決めなどの基準はあるのか、そういうところをちょっと教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、総合計画の前期基本計画の中に、それぞれの各部分の施策がありますけれども、その中にまちづくりの指標ということで目標値を持ってございます。まずは、これに対しての達成がどうかというところが評価基準になってこようかと思っております。

先日もお答えいたしましたけれども、今初年度の事業の達成状況について取りまとめておりますけれども、その中で、例えばですけれども、数字的には未達であっても、昨年度この過程の中で、どういったことをやったか、その上で単純に数字が悪かったから駄目とかではなくて、どういうふうに進んでいるかというところを今回の評価として加えて、それを今後公表してまいりたいなと思っているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 分かりました。ただ、評価に当たりましては、1次評価だけで終わるのか。1次、2次、3次ぐらいまでの評価があるのか。基準となる判断というのは人間がするわけですので、やっぱりそのくらいの評価の基準があるのかどうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1次、2次というふうに明確に分類といいますか、定めているわけでございませんけれども、1次評価は、まずやはり各担当課になろうかと思います。それを取りまとめて、今当課の職員を見て、先ほどお話しした表現の仕方とかをチェックしております、それが2次評価に当たるかなと思いますので、そういう2次評価を終了した段階で公表になろうかと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 国の地方創生2.0の骨子案が発表されました。これに伴って当町の計画とバランスを取っていくような考え、総合計画と照らし合わせてどう取り組んでいくかというところも大切になってくると思いますが、その辺ところどうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まず、前段私のほうからお答えさせていただきますが、地方創生2.0、これは非常に、今国では地方こそ成長の主役だと、うたい文句はいつもいいのですが、でもこのことを今やらなければ、大変なことになるのです。

ご存じのとおり、今年の夏に一応この5つの大きな柱立てをするということで、今概要是まず示されております、この5つの。今日これを一つ一つ取り上げればあれなのですが、あともう一つは何と言ってもこれから少子高齢化対策からいろんなものを含めて、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これも大きく4つの基本目標があるのです。だから、地方創生の2.0と、それから今お話しした総合戦略の4つの柱をしっかりと組み合わせて、そしてこれを矢巾町の総合計画、計画ですから、国の方針が示されて、それが私たちがそれに沿ってやらないということはないわけですので、これは計画変更は皆さんともよく相談しながらのことなので。

今私は、地方創生2.0とまち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標、このことによって今矢巾町で今一番あれなのは何かというと、やっぱり婚姻率、出生率も大事なのですが、

結婚する婚姻率が何がこういうような状況になっているかとか、そういう婚姻率、出生率の低下。それから、就職や進学で若者が外に出ていくと、流出すると。これから私はやっぱり矢巾町にはいろんな文教施設もあるわけです。こういうものを生かさない手はないのではないかと。

そこで、この間も岩手医科大学の理事長と、それからある矢巾町の方が創業したところで具体的に岩手医科大学の薬学部のお話が出まして、薬剤師を養成していただきたい。そのためには企業も協力する、今そういうワイン・ワインの関係を町も間に入って進めていかなければならぬ。だから、今そのことをこれからしっかりとやっていかなければならぬ。

私、今的基本計画の中でもうたっておるのですが、昨日からも地域支援員とか、地域おこし協力隊から、いろんな人材を外部から入れるべきではないかと、いろいろお話が出てきているので、そのことを考えたとき、まずその大きな柱は関係交流人口。矢巾町の特性を生かしたそういう拡大を。あとはDX、GX、これと、それからあとは起業の促進、このことをやはりこれからしっかりと。そこで、農商工のいわゆる私どもが今共に創り上げていく共創協議会、こういうようなところにぜひ結びつけていきたいと。

今日先ほど防災、減災のお話もあったのですが、その中には地域防災力の向上、やっぱりあそこの町に住めば安全だと、安心だと言われるようなまちづくりをしていかなければならぬ。だから、そういうことを先ほど私も答弁したかったのですが、答弁待っていたのですが、正直なところ、これから地域防災力の向上、これはまちづくりの大きな根幹をなすわけですので、こういうことをしっかりと総合計画の見直しに。

そして、今私どもさっきから言うように地方創生2.0のどのようなものを出されるか、そのときは、議員さん方とも一緒に勉強会を開いて検討させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 今町長から婚姻率というお話をいただきました。私たちの時代とはちょっと感覚が違うので、私も娘2人おるのですが、時を同じくしておととい帰ってきておりました。関係人口、東京、横浜川崎に住んでおるのですが、関係人口になれるのかどうか、ちょっと聞いてみますし、初めてですが、婚姻の話もちょっとしてみようかなと、なぜというような話もしてみようかなと、今町長が聞いていたからねというような話をしてみたいと、今思いました。それは、がんと言われるかもしれません、それはまたあれでございます。

私的には人口減少、3万人構想、生産年齢人口の維持の考え方と、あとそれにバランスを取った財政計画ということを当初お話しいたしました。ここで大切なことは、人をどう集めるか、納税していただかなければ。町民とすれば、3大義務として学ぶ、働く、納めるということで町には納めております。逆に町は、与えていただかなければいけないと私は考えておりました。

昨日町長からお話がありましたドームは諦めるというふうなお話でありましたけれども、ここでちょっと私は苦言を述べたいと思っております。無駄の繰り返しではいけない、外貨の獲得を考察するのだと、回収を試みる、財政難に陥るのは必須だと私は思います。

ひとつここでここまで議員活動で得た情報と知識を構想資源として提案させていただきます。ドーム構想への取組は、対ふるさと納税の確立と、それが行き滞っているというお話をございました。矢巾町でお菓子はおかしいのではないかと、冗談抜きでこれは私は思います。矢巾町の基盤産業は米です。これをふるさと納税の対象とする取組が必要ではないでしょうか。休耕田があります。協力隊も来ます。おかげさまで議員皆さんと一緒に視察してきました中で、大館市ではとんでもないです。11億のふるさと納税を回収しております。うち4割が米だそうです。曲げわっぱでもない、きりたんぽでもない。関東、関西へ出荷していると。それは、カモで有機栽培した米が売れているということで、私はここでまたひとつ、カモン矢巾と、こういうふうな考えを持っております。ドームを来いと、そんな考えを持っております。

また、社会保障費の圧縮策も新潟県見附市では、コンパクトシティへの取組を行って、公共交通の規格整備を周知、健康増進を徹底して10年で個人の医療費を年14万円も圧縮したという事例も聞いてまいりました。

東京足立区では、慢性疾患の多数調査を行い、改善特化、糖尿病でございました。健康食の普及第一、若者にも周知しておいしい地元食作戦ということで、個人的な経費の算段はしておりませんけれども、年度予算で10億円の余剰があったというふうな話を聞いてきました。

また、北海道北広島市では、スポーツ庁、地方創生の取組を上司が絶対諦めるなど、俺が責任取るとまで言って、あそこまで進んでエスコンフィールド、そこにはクボタの実験場、全国から修学旅行生が来るそうです。今は医科大学が建っております。そこに住居や公園、そんなコンパクトシティの作戦もやっております。

ですので、諦めないで、「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」、私は頑張れ矢巾町の行政マン、行政ウーマンと思っております。時間はかかります。

時間はかかるのですけれども、今ここをやらないと地方創生、町の総合計画、気候変動対応、移住への取組が課題となっている中で、次世代へバトンタッチする仕組みをつくって、実現に向けて全町民で歩み始めることが必要ではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 町長、短めにお願いします。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

実は、これはもう正直にお話しします。ふるさと納税の話はまずあれなのですが、実は人のせいにはしたくないのですが、岩手医科大学では、まずできるのであれば盛岡市にあるスポーツ施設を全部矢巾町に移転すると、前の理事長さんのときに、そういう構想があったのです。ところが、今岩手医科大学の経営が非常に厳しいということをお聞きしておるわけです。

そこで、正直なところ、例えば今日のNHKのニュースを見ていたら、山形の酒田市では、薬剤費を2割削減した。それも何も、ちゃんと当たり前にやって、ジェネリックとか、それから、その効能とかは全然変えないで、知恵なのですよ、アイデア。だから、私は職員にはうんと厳しいと言われるのですが、そういうこと。だから、私は今担当課にも特定健診、特定保健指導を徹底してやれと、やることですぐあしたには結果は出ないのですが、必ず相乗効果が出るのです。医療費が減るわけです。だから、そしてそれが長寿命にもつながる。なぜやらないのだと、なのです。

だから、医療費なんていうのは、今社会保障費でいろいろ言われております。この間も扶助費のことでいろいろ質問があったのですが、扶助費はかかっていいのです。また、それが当たり前のことなので、私たちが市町村、特に町村では扶助費というのは社会保障費です、町の。いいではないですか。でも、その中で節約できるものが必ずあるわけです。そういうことをしっかりと見極めながら、町政運営をしていかなければ経営につながらないのです。

だから、もうはつきり言って、ドーム、またほらを吹いたのかと言われてはあれなのですが、ほらの吹き直しはしませんが、本当は矢巾町はいろんな意味で、昨日もレジャーランドのお話、今非常にレジャーランド、矢巾町にあつたらいいのではないかと。でも、すぐその話に乗るということはあれなのですが、いずれ今私どもとすれば、これからマネジメントとメンテナンス、これはしっかりと分けて、マネジメントは管理、メンテナンスは維持補修、修繕、そして今あるものを長寿命化していくためのメンテナンスをどうしていくか。

そこで、将来本当はもう造らなければならぬものを、100かかるものをメンテナンスをしっかりとやって、その効能で1割、2割削減できたら、予算を別ほうに使えるわけです。一

人一人が、この間も話したのですが、職員が187、そして会計年度職員130、全部合わせると306人の職員、会計年度、これが一人一人アイデア出して、それをみんなでやったら、すごい方向性。

だから、私は先ほど言った地方創生2.0と、そしてまち・ひと・しごとの創生戦略、これはみんな一人一人が立案に関わるという方向性を示していかなければ立ち行かなくなると。そして、人口も、私どもこれまで3万人ということなのですが、必ず人口減少が起きるので、増えたときに、いろんな公共施設を造って、今度は今それで市町村が泣いているわけです。だから、私は急激な人口増は望まないと。やはり町の器にふさわしい人口増をこれから形成していかなければ。増やせば、確かに税収も増えるのですが、その後のあれが大変になる。必ず矢巾町だって人口減少の時代が来ます。だから、そういう一つ一つ。だから、これも議員さん方ともしっかりとお互いに話し合いをしてまちづくりを考えていきたいなということです。ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で7番、齊藤勝浩議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時半といたします。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2番、高橋敬太議員の一般質問を許します。

高橋敬太議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（2番 高橋敬太議員 登壇）

○2番（高橋敬太議員） 議席番号2番、不来方の高橋です。質問に入る前に、今日私は質問3つ予定しておったのですが、先輩議員と大体はかぶっているということで、最初は全部取り下げようかなとも思ったのですけれども、重なるということは、それだけ注目がある事項だと思いますので、大変恐縮でございますが、答弁よろしくお願ひいたします。

それでは1問目、外部団体のマネジメントについてお伺いいたします。業務の多様化や外

注が進む現代のビジネス環境において、パートナーとの協働は非常に重要であります。リスクを適切に管理し、本町の利益と評判を守るための取組を行い、さらに単なるリスク回避だけではなく、業務効率や町民へのサービス向上にもつながると思っております。

本町では、提携先が提供していたややはWi-Fiが、本年3月下旬より事前の通告なしに町内全域で使用できない状況となり、そのまま5月でサービスが終了となりました。インターネットは、重要な社会基盤の一つであり、その障害は、利用者の生活及び仕事に大きな影響を与えます。町として外部団体をしっかり評価し、このような事態を未然に防ぐことが大切であると考えるため、以下伺います。

1点目、やはWi-Fiの通信障害（前業務提携先のトラブル）は、未然に防ぐことが必要ではなかったのか。なぜ事前に察知できなかったのか、その検証と今後の同様な事例発生を防ぐための対応をお伺いいたします。

2点目、業務提携先や委託先及び指定管理者など外部団体の経営状況に関しては、毎年把握しているのか、お伺いします。

3点目、指定管理者の年次事業報告書は、誰がどのように評価しているのか。評価の透明性についての見解をお伺いいたします。

4点目、指定管理者選定委員会では、学識者や町民など外部の人材も入れて検討しているのか。透明性のある選考委員会については、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 2番、高橋敬太議員の外部団体のマネジメントについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、このたびのWi-Fi通信が遮断されたことにつきましては、Wi-Fi運営事業者であるダブルシステムジャパン株式会社が、以前のWi-Fi運営事業者、プロバイダーサービス事業者に対して負っている債務の履行に関して協議中であったにもかかわらず、Wi-Fi電波の通信会社に一方的に通信を遮断されたことから、ダブルシステムジャパン株式会社及び本町としても、事前に通信遮断を知ることができなかつたものであります。

本事業は、ダブルシステムジャパン株式会社がWi-Fi事業を始める際に、本来であれば以前のWi-Fi運営事業者とプロバイダーサービス事業者との通信を一度解除した上で進めるべきでありましたが、通信を解除することで利用者に不便をかけてしまうと考えて、そ

のまま継続したことが大きな要因であります。

本事業を基に、今後同様の事例発生を防ぐためには、何らかの事由で契約を中途解約する際に、契約内容の全てを終了させ、相互に債務不履行がないことを確認した上で、次の契約に移行するべきと考えております。

2点目についてですが、業務委託先の経営状況につきましては、入札参加資格審査において税務関係書類の提出を求めており、指定管理者につきましては、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、毎年度経理の状況に関する報告を求ることで経営状況の把握を行っております。

3点目についてですが、指定管理者の年次報告書につきましては、毎事業年度終了後30日以内に事業者から提出を受け、矢巾町公の施設選定委員会において評価を実施しております。その際の評価については、情報開示請求の対象であることから透明性は確保されているものと考えております。

4点目についてですが、矢巾町公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱において、委員は職員をもって充てることとしておりますが、今後有識者の意見などを踏まえた選定ができるよう対応を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、ダブルシステムジャパンの対応のほうではなく、以前の元業務提携先のトラブル、債務不履行、そちらのほうをなぜ察知できなかつたのか、見解があれば教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、当初の事業者が債務不履行があったことに関して、本町として、もし察知していたとしてもなのですけれども、そこは本町に対する債務ではございませんので、そこはやはり当初の事業者と、その当時の、当時といいますか、プロバイダー事業者の部分、そこがまず債務と債権の関係があると思います。

それを今回ダブルシステムジャパンが、債務を負ってほしいというふうな話になって、今回こういう通信遮断になったわけでございますけれども、本来であれば別な法人でありますので、そこに債務の継承というのではないというのが本来の考え方だと思いますが、今回この

プロバイダー会社、大きい会社でございますけれども、そこの履行をダブルシステムジャパンに求めるということは、先ほど町長答弁にもございましたけれども、通信を遮断していなかつたという、そこに絞って求めているところでございますので、それに関してそれなりの法的に請求が可能だと思って判断しているのだと思います。

実際本町としても、そこの具体的な協議に関しては、どういった状況かは知り得なかつたわけでございますし、我々が今回こういう事態になって、プロバイダー会社のほうに接触を試みようとしたが、そもそも矢巾町は当事者ではないということで門前払いといいますか、接触もできない状況であったので、やはりそこに関しては、当初の事業者のことであつても、やはり本町ではなかなか知り得ない情報だったのではないかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、次ですけれども、つまり毎年の経営状況を把握しているのは、指定管理者のみであって、委託先や提携先については毎年把握していないことでいいのか、確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回のWi-Fiの件に絞って話してよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 全般。指定管理者とか、その他。

田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

今回のWi-Fiの部分については、委託事業でございますので、まず指定管理ではないということで、指定管理全体の話でさせていただきます。指定管理する際は、現在指定管理施設、22の施設を委託して指定管理として運営しているわけでございますが、指定申請の段階から、まずはそういう関係、必要な書類を提出していただいておりますが、まず財務状況につきましては、お願いする、その施設の運営に関してどのような運営をしていくかという部分の財務状況になりますので、会社全体としての財務状況の提出までは求めてございません。

ただし、国税、県税、町税等の税金の滞納がないですよねという部分で、その会社の健全性については調べさせてというか、提出していただいている状況でございますので、その会社状況につきましては、指定申請の中には触れられていないという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） まだまだ、委託業者に関しても、同じ。

○総務課長（田村英典君） 委託についても同様でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 委託先とか提携先で毎年は経営状況を把握してはいないということ
でいいのか、お願いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

町長答弁でございましたとおり、事業年次終了の30日以内ですので、年末あるいは年度末
になりますけれども、その段階で、指定事業所、22事業所の担当のほうからは、そういった
部分の経理状況について報告はいただいていると。

ただし、会社の状況で出していただけるところもありますし、あくまでこの事業、運営上
の経理で出すところもあるということで、会社本体の経理状況まで出してくださいというこ
とにはなってございません。そこは、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） もし分かればいいのですけれども、以前体育館の指定のときに初
めて民間でも入札があった、応募があったということを記憶していたのですけれども、その
ときは会社全体の経営状況も鑑みて判断したような記憶で私はいたのですが、そこは違った
のか。もしよければ教えていただければ。

○議長（廣田清実議員） 指定管理をどこに任せるかというところの中で、会社の財務状況の
説明を鑑みるという説明はしている、前回のとき、体育館の指定管理。

高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回民間、新しい業者でしたので、その際、会社の経理の状況も提出させて確認をさせて
いただいてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、今回のWi-Fiのほうに戻りますけれども、例えば今回は提携先ということで、もし仮に毎年経営状況を報告、提出していただくような最初の取決めであったとしても、やっぱり債務不履行は難しかったのか。やっぱり専門のそういう通信に精通した方が見ないと判断できなかつたのか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回ダブルシステムジャパン社自体は、今回会社の財務状況によっての通信遮断でございませんので、まず当初のほうの会社で言いますと、このWi-Fiだけをやっていたわけではない会社でございましたので、他の事業も含めて全体の財務状況を、正直我々が見て全てをチェックすることがかなり厳しかつたと私は思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、指定管理も含め全体の話なのですが、先ほどは新しい会社だったからやっぱり全体の経営、会社の状況を把握してからとありましたし、されない、事業だけの収支だけやられていたりと、多少の差異があるので、やっぱり一律にどうしたらリスクを減らせるのかとか、よりよい運営につながるのかとか、改めてまとめて方針というか、ガイドラインをしっかり統一したものにするべきではないかなと思うのですが、それぞれの特性もあると思いますので、やっぱり個別に対応したほうがいいと考えているのか、どちらでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、指定管理をお願いしている事業者様には毎年お話を伺ってございます。そのお話の中には、町に対する要望だとか、そういった部分をお聞きしながら、我々もそういった場で個別に事業者、25の施設をお願いしているところで、財務状況を確認するということでいかないかもしれませんけれども、今後はそういった財務状況もしっかり確認する必要性はあるのかなと思っております。

指定管理委員会の中の設置要綱の中でも、第5の会議の中で、指定管理に関係ある職員なり専門家を出席させて、説明または意見を求めることが可能とできる規定がございますので、そういった専門家の意見もいただきながら、財務諸表の研究をしながらやる必要があるというふうに考えてございますので、その部分については、研究させていただきたいという

ふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　私のほうからも補足をさせていただきます。今建設業とか何かであれば、ランクづけを国なり県でやっておりますし、財務状況は当然把握されて、それを私たちが受けてやる。特に委託業者の関係も、ただ、今ご質問あったことについては、やっぱり真摯に受け止めて、特に財務状況は公にされておるわけですので、基本的にそういうすぐ見ればできるわけですから、上場されている会社、一般の会社であれば。だから、そういうことは、これから特に今後、今回のWi-Fiのことでこういうことがありましたので、やはり経営状況をしっかりと把握して、うちのほうでお願いするとか、請負とか、いろいろ業務委託とか、そういうことは真摯にこれから前向きに検討していきますので、財務状況は確認と。

ただ、財務状況をさらに深掘りするというのは、これはなかなか難しいので、公表されている財務状況だけでもしっかりとチェックをしてまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　私も町長がおっしゃるように、一番は信頼関係だと思いますので、それでお互いがより発展していけるように望んでおります。

では、3点目に移りますが、情報開示請求の対象ということですが、これでも少し障壁があるのではないかと私はちょっと感じてしまいます。積極的に出していくという姿勢は取らないのか。指定管理者市民評価委員会というものを設置して、市民の視点で評価を行うということを目的として報告書も行政のホームページに公開している自治体もございます。また、そのように多くの人のチェックが、チェックといいますか、確認が入ることで、よりよい政策評価になると考えますし、以前吉田議員も指定管理者の報告と評価について質問がありましたが、ぜひ議会にも報告して評価を共有して一緒に方向性を考えていきたいと思っているのですが、そのお考えはいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

まず、指定管理者の指定申請の部分に係る申請書、それから申請の審査結果、その部分については、個人情報等が入っている部分については残念ながらちょっと黒塗りにはなるかも

しませんけれども、これは公開可能になります。

それから、指定管理者のそれぞれの評価につきましても、おっしゃるとおり何も公開できない内容ではございませんので、内部で、あるいは専門家の評価を受けて公開できるというふうに考えてございますので、そのように対応いたしてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは4点目で、今後有識者の意見も踏まえた選定ができるよう検討していただけるということですが、現在は選定する人と評価する人は違う人がいいと思っているのですが、そこに内部だけでなく、しっかり外部の方を入れて、内部だけだと、やっぱり選定と評価がもし同じ人であった場合は、選定してしまった手前、忖度とは言いませんが、変なバイアスがかかってしまうおそれもあると思いますが、今は選定した人と評価する人は違うのか、確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、申請書類を受理いたしまして、評価するのは担当課になります。それで、決定するのは選定委員会になりますので、その担当課長がという部分についてはダブっている状況はございます。ご指摘のとおり、バイアス、思い込みで評価してしまってはいけないというふうな部分もございまして、副町長、教育長、それから管理職の評価委員になっておりますけれども、全員で判断するということで選定委員会は構成しているという状況でございます。

そういった中に、やはり専門的な知見のある方も入っていただくというのは、そのとおりだと思いますので、我々でも分からることはたくさんございますので、そういった部分については対応させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 何かこの答弁書と答弁が違うような気がするけれども。

他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、今後の保全管理は、先日の先輩議員の答弁でありましたように担当課が行うということですが、具体的にどのように保全をする予定か、あれば教えてください。すみません、アンテナの件です。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今この基地局を使って事業をできる業者さんを公募しようとしております。その前に、ちょっと今ある会社さんと事前にどういうふうにすれば、この基地局を使えるのか。例えば会社の仕様に合わせて改良しなければ駄目なのかとか、そういうことを事前に情報を得た上で、どういうふうに使えるかというのをまず考えたいと思っております。

その上で、まずは今そこに絞ってやっておりますので、それまでは例えば天気とかによって破損したりとか、そういうものは、町のほうで維持管理をしてまいりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからも補足いたしますが、特にWi-Fiの関係については、皆さん方が非常に関心のあることなので、いずれ次の方が、いわゆるやっていただけるかどうかも含めて最終的に議会のほうにも結果は必ず報告させていただきますので、そのところはご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、最後に確認なのですが、やっぱWi-Fiを使用されている方からは、とても好評な意見を私は聞いておりました。とても格安で通信速度も問題ないと。しかし、いきなりやっぱりなくなってしまって残念だという声を多く聞いておりますので、ぜひ次また再開できるように引き続きお願いしたいと思うのですが、この基地局、アンテナ、一般的に分かればいいのですが、耐用年数といいますか、何年間もつものなのか教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えします。

ちょっと今、例えばいわゆる財務省で出している耐用年数とかが今あるわけではございませんけれども、恐らく10年前後はもつのかなとは思ってはおりますけれども、やはりこれもメンテナンス次第のかなとは思っておりますので、ちょっとすみません、明確に何年とまでは言い切れませんが、いずれこれまで設置してからダブルシステムジャパン社自体にも通信の運営とはまた別に保守管理もお願いしてきたという経緯がございまして、それらも含めてアンテナを維持してきましたので、それをやると、先ほどお話ししたとおり、まず少な

くとも10年ぐらいは、一般的に10年ということでございますので、やはりもたせられるかと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そこで、次が決まる、決まらないでちょっと大きく変わってくるのかなと思います。決まらないままずっといくと、そのまま何もなされないので、その維持管理といいますか、メンテナンスだけ、費用は170万円の委託料だったとありましたが、そこだけまず委託するとか、そういうお考えはないのか、聞いて終わりにします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 先ほどお答えしたとおり、今次の提携先、これをまず早く、できればそういうところが出ていただければ、そのまま継続して使っていただけるわけですが、ここのことろ、このことも含めて今思い込みで答弁するよりも、しっかり方向性が決まった段階で議会にお示ししたいと思いますので、ここでとべかべに答弁して、後からお叱りを受けてもあれなので、そのところはひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。昼食のための休憩といたします。

再開を13時といたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

次に、高橋敬太議員の2問目の質問を許します。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは2問目、高齢者福祉についてお伺いいたします。

国民生活基礎調査（2021年及び2023年）の結果を確認すると、65歳以上の方がいる世帯では、単独及び夫婦のみ世帯が6割強と大きな割合を占めています。高齢者世帯の所得金額の中央値は271万円で、65歳以上の世帯で貯蓄が減った世帯は40.1%であり、その大部分は日

常生活費への支出という結果で、生活の厳しさは増していると推察されます。実際に、2023年家計調査報告では、65歳以上の家計収支を見ると、実収入のみでは不足分が生じております。

また、後期高齢者以降では、相対的貧困率は上昇し、高齢単独世帯の貧困率が高いという研究結果もあることから、本町における実態と対策についてお伺いいたします。

1点目、本町でも推計値では、福祉課より資料提供をいただきましたが、65歳以上の女性の相対的貧困が問題であると思われます。令和6年度の生活保護に関する全体の相談及び申請件数は。また、そのうち65歳以上の女性に関わる件数を教えてください。

2点目、高齢者の就労促進も必要とされています。シルバー人材センターや地域営農組織など地域と町が連携し、担い手として活躍していただくような積極的な取組や仕組みの有用性についてどのように認識しておりますでしょうか。

3点目、高齢者の住まいの確保が全国的に問題視されています。本町での介護環境は比較的に恵まれているとされておりますが、空き家活用などにより、生活支援ハウスなど小規模福祉施設を整備し、さらなる拡充に取り組む考えはないか、お伺いいたします。

4点目、全国的に高齢者虐待の件数が増加傾向であり、本町でも対策を講じておく必要があると考えます。重大な虐待事件が生じた際の本町の対応についてお伺いします。事件の検証報告書の作成や、そのための専門委員会の設置要綱、関係各所への報告など対応フローチャートなどの整備はあるのか、お伺いします。

5点目、過去3か年における成年後見制度利用開始に関する審判請求のうち、首長申立ての件数は幾らか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 高齢者福祉についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和6年度における生活困窮に係る相談件数は92件で、そのうち65歳以上の女性単身世帯の相談件数は14件、65歳以上の女性を含めた世帯は20世帯となっております。また、生活保護申請を行った件数は34件、そのうち65歳以上の女性単身世帯は7件、65歳以上の女性を含めた世帯は2件となっております。

2点目についてですが、シルバー人材センターの会員数は、令和7年2月末時点では172名、就業延人員7,465人、受注件数499件、契約金額は4,818万円となっており、町では剪定、除草、清掃、除雪作業などを委託しております。

高齢者の就労は、高齢者の収入の確保に加え、生きがいや社会とのつながりを得られる機

会であり、高齢者が持つ豊富な経験や知識を生かして働くことで地域社会全体の活性化にもつながるものと認識しております。

3点目についてですが、現在空き家活用による生活支援ハウスなどの整備の計画がないところですが、矢巾町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定に当たり、今年度実施予定のアンケート調査において、高齢者の住まいについてのニーズを把握してまいります。

4点目についてですが、高齢者虐待の対応は、厚生労働省老健局が策定しております市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について、いわゆる高齢者虐待防止マニュアルに基づき対応しております。また、専門委員会の設置要綱はないところではありますが、必要に応じて関係機関と事例の振り返りをすることとしております。引き続き関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見、再発防止に努めてまいります。

5点目についてですが、過去3年の首長申立て、本町の場合は町長申立ての件数は、令和4年度の1件となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　それでは1点目、生活困窮に係る相談件数ですが、先日の昆議員への答弁では300件以上だったかと記憶していたのですが、確認です。

○議長（廣田清実議員）　菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

先日昆議員への回答につきましては、生活困窮の件数につきましては366件ということでお話しさせていただきました。ただ、この366件というのは、1人で、例えば生活困窮、そしてあとは病気、健康とか、そういったそれぞれのもので複数にまたがってご相談になっています。そういうトータルが366件でございまして、町長答弁とおり、生活困窮だと92件という形の見方になります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　それで、生活保護申請件数を教えていただきましたが、現在町内の65歳以上の女性で実際に生活保護を受給されている方の総数は、お分かりになりますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

今答えを持ち合わせておりませんでしたので、後刻報告させていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 生活保護に関しては、社会的な偏見であったり、恥ずかしいものという誤解があり、最低生活費に届かなくても受給されないでご自身の努力で生活している方も多いとお聞きいたしました。

一方で、資料提供いただきました本町における貧困線未満の推計値の資料でございますが、やはり全国と同様、65歳以上女性で上昇して200人を超えて、ピークは250人弱かと思われます。この背景としては、歴史的な背景で、専業主婦であったり、老齢基礎年金だけで生活されている、もしくは満額といいますか、40年間納め切れないので満額いただけていないというようなことが推察をされます、そしてここで設定している貧困線ですが、154万円で最低生活費ともほぼ合致しているのかなと思って見ておりましたが、この貧困線未満の方が200人以上いるということで、現在の生活保護の受給者数がちょっと分からぬのですが、実際携わられていて生活保護を受給されている方と、その生活の最低生活費の方、実態が則しているのか、適正な数を受けられているのか、分かるところを教えてください。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

町のほうでは、生活保護費について決定する機関ではありませんけれども、生活保護につきましては、その世帯、年齢によって最低生活費ということで計算される金額が違うと、相違するということで承知してございます。その方と比べまして、今受給している方、受給している世帯が正しいかどうかという部分のお話なのですけれども、そこは非常に難しいことでございまして、生活保護費を、そのラインでも受給したくないという方が一定数いるのも事実でございます。

そこは、ちょっとやっぱり強制はできませんので、ただやっぱり相談している中、生活困窮という相談で入り口はあるのですけれども、ただそこだけではなくて、ほかの相談で来たけれども、いろいろ話を聞いている中では、ちょっと生活困窮に当たるのではないかなどいう部分の方につきましては、丁寧にご説明をさせていただきまして、それあとご本人様の

意向に沿って申請するという形であれば、申請をするという形になってございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 答弁のとおり、被保護者の自立や自由を尊重する視点もあり、過度にではなく、適切にそういう情報を提供していただいているということで、ちなみに生活保護に関するしおりとかリーフレットの配架などあるのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えさせていただきます。

リーフレット等の配架については、特には準備してございません。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 恥ずかしいものとかではないということが正確に伝わって広がる社会を望んでおります。

次に、就労についてお聞きいたします。就労は、答弁のとおり私も本当に大切なものだと思っております。定年は延びるとされておりますが、しかし65、70で定年となったら、私だったら、いきなり何もなくなり張り合いがなく、社会への貢献の実感が乏しくなり、精神面で健康の影響も懸念されます。そしてシルバー人材センターは、とても意義のある場所であるのはもちろんですが、こちらも先日の答弁では応募も少ないのも事実であるというような答弁だったかと思っております。

なぜかと考えますと、やはり仕事内容が少し限られており、これまでの経験や専門性を十分に生かしにくいからではないのかなと私は思っております。毎議員もおっしゃっておりましたが、マッチングに改善の余地がある、もしくは需要の掘り起こしも必要ではないかと思っております。商工会の方に聞くと、人材というか、人手を求めているという事業者もあると聞いたりもいたします。

そこで、商工会と連携して、まずどのような人材が町内で必要とされているのかをまとめて、ニーズ調査をし、そして募集をかけて、町内事業者に広くいろいろな業種で雇っていたく、そして地域経済循環を促進するような可能性を探ってみてはいかがかだと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

地域循環のためにというところのお話でございましたが、確かに私ども人材の募集とかということになりますと、ハローワークを通じたものというふうになりがちでございます。矢巾町で申し上げると、商工会さんでどういった人材が必要なのかなというところ、あるとは思いますので、少し商工会さんのほうにもお話を伺いながら、こういったご提案の件についてはご相談させていただきたいと思っておりますが、今岩手労働局、そちらのほうに確認させていただきますと、やはり矢巾町は傾向としてどうしても介護とか、福祉とか、そういう分野にニーズは一定数あるなというところでございました。

一方でサービス関係の人材というのが、だんだん募集が減っているわけですが、これというのは、セルフレジであるとか、無人化とか、そういった取組がいろいろ出てきている関係もあるのかなというところを背景でお聞きしたところでございますので、そういった点も含めていろいろ確認させていただければと思います。

なお、今商工会の話ありましたけれども、JAさんでも繁忙期に人手不足ということがありまして、JAさんは独自に無料で職業紹介事業というのを行っております。それで組合員と、あと人手不足に対応する募集があった方、これをマッチングさせるというのもありましたので、念のため併せて回答させていただきます。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員）　佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君）　それでは、高齢者のほうの関係のシルバー人材センターさんのほうのお話もちょっとしたいと思います。

今シルバー人材センターさんのほうの実情につきましては、答弁書のほうでも会員数172名ということで、答弁のほうに記載しておりますけれども、シルバー人材センターさんでは、一応目標とすると240人を目標として、現状が172名ということですので、割合といたしますと、目標に対しては71.7%ほど。月1回の募集ですとか、あるいはポスティングということでチラシを各世帯に配布したりしながら、会員募集を行っているということでしたけれども、現状はこのくらいになっているということで、先ほどご質問のあったようなことをしっかりと取り組みたいというお気持ちは、やはり強いようですけれども、なかなかそこまでに至れない今の現状があるということですので、お話がありましたようなことも、こういうお話もありましたのでということはお伝えしながら、センターさんのほうで取り組めることがあるのかどうかということを、しっかりとお話を伝えたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） 福祉課のほうからも一言お話しさせていただきます。

昨日高橋安子議員のほうからお話のありましたフリースペースカフェの関係だったのすれども、重層的支援体制整備事業の中で、このフリースペースカフェというのを行っております。障がいがある方、ない方、誰でも立ち寄れる部分で、その中から、フリースペースカフェの委託先であるユースポートさんのほうの働きかけもありまして、そこで相談もできるという部分で、いろんな人といろんな相談ができるのですけれども、その相談者で、例えばちょっとお仕事してみたいなという方がいれば、そういう形のユースポートさんが持っているその資源をもってマッチングを図っているという事例もあります。

ただ、やっぱりそれだけでは、もしかしたら弱いという形もあるかと思いますので、議員からご提言のありました商工会さんなり、あるいは産業観光課と協力しながら、JAさんとかという形に就労に結びつくように努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 就労は、閉じ籠もり予防、生き生きと健康に暮らし、そして収入も得て少しでも余裕がある生活となることが望ましいと思っております。どこまで余裕が出るかは人それぞれだと思いますが、もし余裕があれば、ペットを飼ったりだとか、特に犬を飼ってもらって外出促進、ペット仲間との交流、そしてわんわんパトロール隊での地域の見守りなど可能性も広がると思っております。

このように就労は、健康増進及び介護予防について関連があると考えられ、高齢者福祉計画でも度々出てまいります。就労は、社会参加であり、その他の社会参加としてボランティアや地域の居場所への参加などありますが、これら社会参加により、介護保険サービスの削減を目的とした成果連動型民間委託契約方式、いわゆるPFSで事業を実施してみるお考えはないか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

確かに今お話がありましたとおり、いろいろな機会を捉えて社会と関わりを持つ、そういうことで、例えば関わりを持つということもそのとおりですし、就労ということで、体を動

かして、頭を使ってというようなことでいろいろと刺激を受けながら生活をするということは、非常に大切なことだろうなと思います。

ご提案のありました事業については、どういった方法で、どういった取組でそういったものを実現できる可能性があるのかということは、少しこちらのほうでも検討してみたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、3点目の住まいのほうへ移らせていただきます。高齢者の住まいの問題は、一般的にはアパートが借りられないであったり、施設へ入れないだと思いますが、本町の場合は、持家の方もたくさんいらっしゃると思いますが、持家の問題として老朽化もあると思っております。例えば雨漏りなど建物であったり、水道管の水漏れなど、問題は生じているが、お金がなくて直せないなど、これからどんどん増えてくるのではないでしようか。現時点でのそのような状況が発生しているのか、把握している事例があれば教えてください。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えします。

把握しているかというふうに聞かれると、把握はできてはおりません。そういった相談が、例えば別な相談が来たときに、実はということで、そういう悩み事が出てくるとか、そういうことがあれば、こういう方が一定数いらっしゃるのだなということを把握が当然できるわけですが、今のところ制度のことですとか、サービスをどうするとかというようなことが主に相談内容ということで承っておりますので、そうした中での生活環境として住宅問題で困っているとか、そういうことに関しての細かなところまでは特にまだ承っていないというのが現状でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 現時点では特に把握はされていないということで、これも推測の域を超えないのですが、万が一生活困窮をしており、持家の修繕が不可能で、もう住むのには難しい環境だとなつた場合に、生活困窮もあることから町営住宅の入居は可能なのか。条

例等を確認しましたが、ちょっと理解し切れないというか、合致しなかった、合致し切れないかったので、持家を持っていても生活困窮で老朽化していて町営住宅に入居条件を満たすのかを教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

持家を持っていて町営住宅入居というのは、基本的に難しい話になってくると思います。ただ、当然その方の住宅の状況、本当にもう住めないような住宅、誰がどう見ても住むことができない、建て替えなどもできないとか、そういうことになれば、ちょっと検討していく余地はあるのかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） あとは生活困窮で関連するところといえば、固定資産税を払えないという方、滞納を見ますと、令和3年度が105件、令和4年度が129件、それ以前と比較してここが一気に増えているように見えます。そして、滞納の主な理由は、生活困窮または納め忘れとのことで、今後この動向はどのように推察されているのか、今後も懸念されるので、注視をしたり、今後の予測などあれば教えてください。

○議長（廣田清実議員） 飯塚税務課長。

○税務課長（飯塚新太郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今お話したとおり固定資産税の滞納額、件数とも増えている状況で、これから今お話をとおり生活困窮等の情勢が続くとなれば、同じような状況が続くと思われます。これから宅地造成等で新しく入ってきて家を建てられる方が増えてきますので、その方もどういう状況で、その困窮状況によって、そういう方がまた滞納されるということも可能性としてはゼロではないという状況もありますので、こちら経済状況等を注視しながら、滞納された方に対する対応については、これまでどおりというふうな形になりますけれども、注意して対応していきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） また、この資料提供をいただいた内容ではございますが、矢巾町の

住居荒廃、いわゆるごみ屋敷に関する実態調査では、町内には60件の疑いを含む住居荒廃世帯が存在しているとの資料を頂きました。こちらは、性別では男性で年代は70代が最も多いということでしたが、こちらに対応できる何かサービス等はあるのか、またこの件数は増加しているのか、もししくは何かしらの対策を取って減少傾向なのか、推移を教えていただけたらと思います。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

資料提供させていただいたものにつきましては、令和5年度に県立大学のほうと住居荒廃という部分の実態の把握ということで調査させていただきまして、5年間継続して行うものとなってございます。

ただ、この荒廃という、これはアンケートで実施しておりますけれども、アンケート実施対象者につきましては、自治会、コミュニティ会長さん、それからあと民生委員といった方が主であって、ご本人様ではないという形になりますので、住居荒廃という定義は非常に難しいのですけれども、外から見て荒れているなという部分かなというふうに捉えていました。

議員おっしゃるとおり、この資料だと60件という形ですが、今のところここに対する対応としては、まだ取れていない状況でございますが、5年の調査の経過を基に、これから対策を練っていくものと承知してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 高齢者の住まいの確保でこれまで生活困窮のケースでお聞きしましたが、高齢者の中には資産をお持ちの方もいると聞きます。家が老朽化してきて補修、建て替えよりは、もう新しく賃貸で暮らしたいという方もいるかもしれません。令和5年に高橋安子議員が、高齢者と若者が同じ物件で支えながら暮らす多世代コミュニティ型集合住宅、ノビシロハウスの提案を行いました。念のために、簡単に振り返りますと、高齢者が高価格帯で若者が低価格帯で入居する代わりに、若者は毎日の声かけであったり、見守り、月1回の交流イベントを開催するというものです。

当時は、岩手医大もあるということで提案したのですが、医学生は難しいのではないかというお答えでしたが、まだ看護学部等可能性もあると思います。地域医療や地域看護の拠点として医大と連携する可能性もあるのではないかと思っています。そして、もし若者が難し

いのであれば、ぜひ介護職の方などはどうかなと思っておりました。なかなか報酬が厳しくて人材確保が難しいということなので、介護職の方を安く入居していただく、このような仕組みも官民連携でノビシロハウス型世代交流住宅または介護職員宿舎施設整備事業等に取り組んでみるのはいかがかと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かにそういう方法も一つあるのかなとは思いますが、今現在のことに対してどのくらいニーズがあるのかなということも、まだしっかり把握はできておりませんが、ただ先ほどの町営住宅のくだりがちょっとありましたので、実は住宅確保ということもありましたので、事前に担当課のほうに情報提供を受けましたところ、募集をして、高齢者が町営住宅とか、そういったところを含めてどのくらい応募してくるものかなというのを見たところ、例えば1部屋貸しますというか、今回募集しますということで、応募を募っても、お一方しか手を挙げないとかということで、そんなに多くの方が、そういった住宅を求められているという実態はないのかなという、結果から見れば、そういうことが読めるのかなというふうに、こちらのほうでは印象を受けました。

同じように、こういった物件とか、サービスについても、恐らく何か話題にしている場面があるのだろうと思います。例えば包括支援センターにしても、えんじょいセンターにしても、それから健康長寿課の窓口にしても、何かあったときには、そういったことが一言、二言出てきてもおかしくないのかなとは思いますが、今現在そういったことを話題にして相談してきたというところは触れておりませんので、そういう意味では、たまたま機会がなかつたので、そういうことなのかもしれません、今のところ、そういうことはございませんでしたので、結果としてはそういう状況となりました。

ただ、今後こういったものが必要になってくるということも考えられますので、どういったふうに行われているかというような情報だけは収集してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 官民連携で町有地または空き家バンクの物件を仲介してとも思ったのですが、空き家バンクを確認したら、今のところ矢巾町に登録がなさそう、見つけられなかったのですが、場所は検討して、財源は先ほど齊藤勝浩議員もありましたように、地方創

生推進交付金、今度の地方創生2.0の第2世代交付金及び民間出資、金融機関融資などで検討し、高齢者の住まい確保、若者及び介護職確保、定住、そして可能であれば空き家活用など、これら2つ、3つ、同時に解決する可能性があるのではないかと思っております。

先ほど課長もおっしゃいましたが、まず各課横断的に検討していただいて、そして対外的な調査、ヒアリングも、まずは実際に行って見ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　最初私のほうからお答えさせていただきますが、今高橋敬太議員からは、生活支援ハウスを中心としたご質問なので、これはいわゆる指定の通所介護事業所と併設しなければならないという一つのルールがあるのです。私は、まず国と介護保険制度の中で、できればそういった指定されたデイサービスの中での居住部門を生活支援ハウスでサポートしていくと。

できれば、ここは介護保険を適用するにしてもハードルが高いわけです。だから、やっぱりここを私どももこれから使い勝手のいいように、そして今回の議会でも二地域の居住のお話も出た。これからは高齢者、虚弱の高齢者の方々のお住まいとか、生活の在り方、こういうふうなものは、これからはなくならない、どんどん増えていくわけです。だから、そういうものに町としてどのようにしっかりと信用できるかということをやっぱりいろんな調査を通して検討していきたいなど。

だから、今回の議会でも一般質問でも高齢者、例えばもうごみ出しで、とても集積所まで行けないと。だから、こういう場合どうするかとか、いろんなことが出てくるわけです。少しだけサポートしてやれば、当たり前に生活ができるということで、うちでもこういう話をする場合、もう100歳になるおじいさんがいるのですが、これからは冬期間だけは寒いところはやっぱり駄目だと。やっぱりまず居室が暖房で、そういうことも考えてやらなければならぬということです。

だから、あとは特に生活支援ハウスの場合は、地域のコミュニティとの関係も出てくるわけです。やっぱりお年寄りさんたちが住んでいて何かあったときに、それをしっかりとサポートできるような体制が地域でなければ。だから、いろんなことを一つ一つ課題があるので、それを取り上げて、そして検討していかなければならぬし、これはまたある意味では喫緊の課題でもある、乗り越えていかなければならぬ。

特に高齢者福祉サービス、介護サービスの中での一つの大きなこれから取組になると

思うので、今課長たちが答弁しておりますように、しっかりと内容を精査して、皆さんがどういうことを望まれるか。そして、できるのであれば、お住まいになっている財産の相続とか、こういうことまでも絡んでくると思うのです。だから、そういうふうな総合的な相談支援機能をみんなで考えていかなければならぬと。これは、さっきもお答えしたとおり、そう先の話ではないので、しっかりと取り組んでいく方向をやっていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、高齢者虐待について、これまで実際に通報があったのか、重大案件があったのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

これまでにあったかということですが、特にそういったところの虐待についてという通報はございませんでした。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、5点目の成年後見制度についてですが、この制度が人権擁護への取組の指標であるとおっしゃっている方もいらっしゃいます。お示ししていただいた件数なのですが、この件数は適正であると認識しているのか、理由等を併せて教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和4年に1件ということで答弁しておりますが、こちらの障がいの方の1件ということになっております。この制度の活用については、町長申立て、首長のほうの関係につきましては、成年後見の制度の利用が必要であるけれども、支援をしてくれる親族がいないとか、例えば申立て、そういった手続の期待ができないということなのだけれども、その方にはぜひ支援が必要だという方に対しては、この制度を使えるということで準備されている制度ですので、恐らく、もしもう少し件数があれば、各年度に1人、2人とか出てくるのではないかなと思いますが、直近では4年度に1名の方の利用で5年度、6年度はなかったというと

ころを見れば、そういうところは、たまたまですけれども、必要がなかったのではないかと、こちらの担当としては、そのように受け止めております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） では3問目、認知症施策についてお伺いいたします。

新たなアルツハイマー病治療薬が承認され、軽度認知障がい（MCI）の早期発見が重要な役割を果たすのが、行政と地域包括支援センター（以下包括）や介護予防・認知症施策推進拠点施設のえんじょいセンターであります。本町の認知症施策についてお伺いいたします。

そこで重要な役割を果たすのが、行政と地域包括支援センター（以下包括）や介護予防・認知症施策推進拠点施設のえんじょいセンターであります。本町の認知症施策についてお伺いいたします。

1点目、矢巾町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下計画）では、包括を具体的に知らない人、また認知症に関する相談窓口を知らない人が50%を超えております。周知強化のための取組をお伺いします。

2点目、MCI早期発見のメリットをどのように周知しているのか。

3点目、地域での理解と見守りが大切となります。おれんじボランティア（認知症サポート）拡充の取組、そして各種団体との連携が重要になってきます。現在の高齢者にやさしいお店登録数をお伺いいたします。

4点目、町内中学生の職場体験先に包括やえんじょいセンターが含まれているのか。

5点目、認知症基本法では、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護が求められておりますが、本町ではどのように実施されているのか。

6点目、町で把握している高齢単身世帯で認知症となった方の数をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 認知症施策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、矢巾町地域包括支援センター相談窓口などの認知度向上につきま

しては、今年度からやはラヂ！番組内で、矢巾町地域包括支援センターの紹介コーナーを開始し、センターの役割や相談方法、支援の具体例などについて、情報発信を行っております。

また、今年度中にセンターの支援内容や相談窓口をお知らせするチラシの全戸配布も予定しております。

2点目についてですが、認知症については、町ホームページで周知するとともに、認知症サポーター養成講座や認知症地域支援推進員の出前講座などで、軽度認知障がいの段階で早期発見につなげる重要性などについても周知しておりますが、9月の認知症月間などの機会を捉えて、広報紙などで周知をしてまいります。

また、令和4年度からは、認知症検査を希望される場合、後期高齢者健診の際、併せて受診できることを受診券などにも記載し、周知しております。

3点目についてですが、認知症サポーター養成講座を受講された企業や店舗を高齢者にやさしいお店としており、令和6年度末時点で37件となっております。

4点目についてですが、昨年度実施した職場体験先には、地域包括支援センターやえんじよいセンターは含まれていないところですが、高齢者福祉への理解を深め、将来の進路を考える上で貴重な経験になり得ることから、今後体験先の選択肢として検討してまいります。

5点目についてですが、認知症の方の支援につきましては、えんじよいセンターに認知症地域支援推進員を2名配置し、認知症の方や、そのご家族に対する相談支援を行っております。相談内容といたしましては、本人の意見をよく聞くこと、分かりやすい説明を心がけ、本人が自分の意思を発揮できるように努めているところであります。

6点目についてですが、認知症地域支援推進員が把握している高齢単身世帯で認知症の方は8名となっており、介護保険サービスや家族の支援を受けながら、在宅での生活を継続しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 認知症について私なりに考えたビジョンといいますか、理想としては、やはり認知症サポーターの養成と周知、これに尽くると思いました。いくら人から認知症が疑わしいから検査しろと言われても、拒否する方もいると思います。全ての町民がおれんじサポーターとなり、理解がある町、日頃からみんながそのように活動しておくことで、

もし自分が認知症となった場合には、隠さずに受け入れて、早期の医療機関受診となるのではないかと思いますし、あとはいかに早期発見、早期対応が重要であるか、メリットをしっかりと理解しておけば、サポーターでなくても医療機関を受診されるのではないかと思っております。

そのためにも、何度も繰り返しになりますが、認知症とともに生きるのが当たり前の社会、そして小さい頃からの教育だと思っていますので、ここにつなげるために再質問をさせていただきたいと思います。

町の高齢者及び認知症施策は、とてもすごく取り組まれており、健診に始まり、また公的サービスを受診されていない方には個別訪問等されておりますが、実際に200世帯ほど回られたとのことなのですが、回った後、実際にそのおうちでお会いできているのか、拒否されたりとか、そういったケースはあるのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えします。

対象となった200件にしっかりと訪問できたかということだとすれば、きちんと訪問をして聞き取りなどを行うことができておりますし、その中でちょっと問題がありそうだなということで把握したのが4件ほどあったということでしたので、それについては、それぞれ事案ごとに対応しているという状況でございました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 計画では、早期発見は包括が民生委員と連携して認知症疑いを早期発見するとありましたが、民生委員の方はサポーター養成講座に皆さん参加する仕組みになっているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えします。

参加をしていただくように促しているというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 計画のほうでは、それこそ体操くらぶの体操の指導員であったり、

認知症サポーターの養成数が伸び悩んでいるという記載もありました。実際に令和5年、令和6年と比べてみると、開催回数及び養成数も少なくなっているように見えますが、どのような背景があるのか、要因は何か分析されていることがあれば教えてください。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） お答えいたします。

開催回数が減っている要因のところまでは、大変申し訳ありません、こちらのほうではしっかりと把握できておりません。これまで取り組んでいたところが取り組まなかつた理由というところまで調べておりませんでしたので、そこはしっかりと整理をしていきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それで、計画を見ますと、要望があれば開催するというような記載になっておりますが、あとはお店、やさしいお店の件もありましたが、企業での実施に向けてこちらから積極的にやりませんかというような声かけであったり、アプローチしていくような取組はあるのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今お話のありましたとおり、サポーター養成講座へのお誘いをしながら、やさしいお店への登録とか、そういうことにつきましては、声かけは包括支援センターなどを通じて行っていただいている、その結果が今37件ほどの件数に結びついているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 周知に関しては、答弁であったように、やはりイベントも大切であると思っております。今年の9月の認知症月間等に予定しているイベント、もし決まつていれば教えてください。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） イベントということではございませんけれども、月間ということがございますので、こちらのほうにつきましては、しっかりと広報を通じて特集を組ん

でお知らせをする予定にしております。

それから、こういったところに結びつけるという取組の一つとして、ひとつ再開をしようと思っている取組がございまして、青松学園のほうも始まってまいりまして、その中で以前は血圧測定というのを毎回しておりました。こういった機会をつくることで、そういった対象になり得る方々と健康なときからお付き合いを継続しておく、顔と顔を合わせて住民の方々を我々も覚えていくということもございますし、住民の方のほうからも保健師など職員のほうを覚えてもらうということを再開したいと考えております。

また、前回青松学園を開催したときに、町民公開講座、今度認知症とは関係ありませんけれども、こういった講座を開くというチラシのほうを資料と一緒に配布をさせていただきました。

例えばMCⅠ、軽度認知の関係のほうのこととか、そういったことについても、こういった機会を使ってお知らせをするという方法を取っていきながら、今までやってきたつもりではありますけれども、より効果的なお知らせの方法として、こういう機会もしっかりと使いながら、機会を捉えていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） お知らせも工夫していただけるということで、また内容のほうもちょっと趣向を凝らしてみるのもいいのではないかと思っております。やっぱ脳とカラダのいいきき講座みたいな、いろいろやられておりますが、やはりそういった講座だけではなくて、そういったのだと多分興味がある人は来るけれども、ほかの人は来ないというのもあります。なので、例えば音楽のコンサートとコラボでやってみるとか、実際に奥州のほうで健康フェスタではオカリナ演奏とか、軽トラ市とかと一緒に開催していたので、そうすれば広く認知していただけるのかなと思っていたので、検討していただきたいのですが。また、以前昆議員が提案していた注文を間違える料理店、議事録を見たら、とてもいい印象を受けたのですが、実際に開催されたのか、もしくは実際に盛岡でもそのような企画を開催しているところがあるので、町内のやさしいお店とかに喫茶店とかがもしありましたら、そこと協力して、そういうイベントを打ち出してみるのも、やはりインパクトがあるのではないかと思うのですが、再度お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） お答えいたします。

様々な取組を工夫していくということは、非常に大切なことだと思っております。今ご提案のありましたことにつきましても、対象になっているお店のほうでできるのかどうかというようなことも含めて、どういう提案の仕方ができるのかということも内部でしっかりと検討してまいりたいと思いますし、それから当然、庁舎内、町の中でも各関係機関、関係課、そういうところで、こういったイベントのときにどうなのだろうというようなことをしっかりと考へて、その機会を上手に使えるように考へてみたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、5点目の本人の意思の尊重といいますか、本人の人権擁護の観点で、包括でケアマネジャーもしくは保健師など連携して要介護認定を申請し、介護保険サービスを利用してもらう。そして、ケースで様々だと思いますが、やはり症状が進行された場合には、権利を守るために成年後見制度もやはり考えていかなければならないのではないかと思いますが、このような認知症に関して、そして身寄りがない方に対して、そのような必要性を感じたことはないのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今までのところ、今ご質問のあったような状況になっている方ということには当たっておりませんが、ただ今後そういった方が出てこないというわけではないと思いますので、そういうことになったときにしっかりと対応できる体制だけは確認しておきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それで、今度は介護をする側の人材確保、これも度々問題として話されますが、報酬は国の問題というのは当たり前なのですが、そのような状況の中で確保していくかなければならないというのも事実だと思いますし、計画でも事業者からの声としてやはり人材不足を心配されていると。県では、介護福祉士修学資金等の条件により返済免除となる貸付け制度等がありますし、こちらの周知であったり、また町独自の上乗せなどの可能

性が考えられるのか、まずお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町独自の上乗せということについては、まだ検討している事実はございませんので、今後必要になったときに考えてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） もう一点ですが、保育士さんに関しては、宿舎の借り上げ、本町でもやっていたと思いますが、介護職の方の宿舎の借り上げ、こちらも行ったり、事業者と検討したりするのはいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

そちらにつきましても、まだ具体的にそういうものが必要かどうかということも含めて検討したことはございませんので、これからそういうものが必要なのかどうかも含めて、先ほどの件と併せて考えていきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、6点目の単身で認知症の方が8名いらっしゃるということですが、介護サービスや家族の支援、これはもちろんありますが、この方が地域とどのように実際につながっているのか、その辺も把握されているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

地域との関わりがどうなっているのかということですが、そこについては申し訳ございません。しっかりとこちらの点は把握できておりませんので、ふだんの生活の中が心配のない状態で行われているということころまでは確認しておりますが、実際に地域の、例えば行事みたいなものですとか、そういう場面に参加できているのかとか、どういう状況なのかということについては、ちょっと後で確認してみたいと思います。大変申し訳ございません。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 家族のつながりがどうなっているかと聞いている、家族。
(「地域」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 地域ではなくて家族の……
(何事か声あり)

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 私もちょっと声が小さくなってきたみたいなので、最後大きな声でやりたいと思います。そのように地域の見守りが大切だと思います。サポーター養成講座を受けられた方は、おれんじリングをつけてみんなでチームとなって活動されておりますが、これをちょっと本人もつけるのはいかがかなと思っております。そして、おれんじリングをついている人には、まず声かけようと、挨拶しようという文化を醸成するのはいかがかなと。幾ら見守りの研修をしていても、ちょっと怪しいけれども、声かけるかどうかなんて悩んだりするかもしれない、ふだん歩いているときは、普通にただの散歩と見分けがつかないというようなお話も聞きますので、まず本人宣言であったり、本人大使とかという活動もありますが、まず矢巾町としては、そのリングを本人もつけて、まず支援者の人か本人か分からぬけれども、話しかけてみて、支援者だったら支援者同士で交流が生まれるかもしれませんし、とても温かい町になるのではないかなと思って、おれんじリングの普及をお願いして、その考え方をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えします。

確かに大変いい取組だと思いますので、そういった取組ができるように、こちらのほうでもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。
(「はい」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 以上で2番、高橋敬太議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を14時10分といたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、3番、横澤駿一議員の一般質問を許します。

横澤駿一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（3番 横澤駿一議員 登壇）

○3番（横澤駿一議員） 議席番号3番、不来方の横澤駿一です。通告に従い一般質問をいたします。

質問1、木質燃焼機器の導入促進と地域内エネルギー循環による地域経済の活性化について、町長へご質問いたします。町民の暮らしを支える冬の物価高騰支援として、矢巾町も実施する通称福祉灯油事業では、岩手県全体で約3億9,000万円の支援金が投入されています。しかし、その多くが海外から輸入された化石燃料の購入に充てられているような現状は、エネルギーの自給や地域経済の持続性という視点から再考が必要だと考えます。

私たちの住む日本、そして岩手県には豊かな森林という再生可能な資源があります。この地域資源を生かした木質燃料の利用は、地域でエネルギーを生み出し、使うという地域エネルギー循環の仕組みを実現できる可能性を秘めています。さらに、冬の暖房で一般的に使われるエアコンは1時間当たり平均約800から1,200ワットの電力を消費しますが、ペレットストーブは僅か70ワット程度、約10分の1の電力でエアコンと同等以上の温かさを得られ、木質燃料の燃料費を加味した場合の年間の燃料費も同じ程度です。むしろ安く抑えられる場合があります。このことから、光熱費の負担を抑えつつ、エネルギー効率の高い暮らしを実現する手段でもあると考えます。

今必要なのは、補助や支援の方向性を消費型から循環型へと転換していく戦略的な視点です。未来志向で、地域資源を生かす仕組みづくりを矢巾町から進めていきたいと考え、以下お伺いします。

1点目、国、県、盛岡広域のエネルギー政策との整合性について、矢巾町として国、県、盛岡広域連携の動きをどう受け止め、今後の再生可能エネルギー政策にどのように反映させていくのか、基本的な方針を伺います。

2点目、農商工共創事業におけるエネルギー施策の位置づけに関して、環境面で持続可能な取組についての議論や事業を行っている農商工共創センターにおいて、再生可能エネルギー、とりわけ木質燃料の活用などを地域産業連携の一環として議論する可能性はあると令和

6年3月の一般質問の答弁でいただきましたが、その後どのような状況か、お伺いします。

3点目、矢巾町新エネルギー・ビジョンへの反映について、木質燃焼機器などの具体的な再生可能エネルギー機器の導入支援を今後の改訂で盛り込む考えはあるか、お伺いします。

4点目、第8次矢巾町総合計画との整合性について、地域資源の活用や環境配慮型のまちづくりといった施策の柱と今回の木質燃焼機器導入の提案は整合性があると考えますが、町の見解をお伺いします。

5点目、福祉灯油による物価高騰支援は、生活困窮者を支える大切な制度であると考えます。給付金によって購入や支払いをする燃料などの多くは海外からの化石燃料であるものと思われますが、木質燃焼機器の普及を図ることで、国内で生産可能な木質燃料の活用が促進され、地域内の経済の循環やエネルギー自給の向上に資すると考えます。この点について、町の見解をお伺いします。

6点目、木質燃焼機器の導入に関し、町として木質燃焼機器の導入支援制度の創設ができるないか。また、その際現在行っている地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点加速化事業）による住宅の高断熱化などとパッケージングとしての支援の可能性を検討できないか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3番、横澤駿一議員の木質燃焼機器の導入促進と地域エネルギー循環による地域経済の活性化についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目についてですが、当町では、令和7年3月に矢巾町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を作成したところであります。本計画では、中期目標として2030年度の二酸化炭素排出量を46%削減し、長期目標として2050年度に二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すこととしております。

また、本計画は目標を達成するため、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの普及拡大、総合的な温暖化対策をもって対応することとしており、エネルギー政策を含め国、県などの方針に整合するものであると考えております。

2点目についてですが、再生可能エネルギーにおける木質燃料の活用につきましては、木質バイオマス発電施設が各地で稼働した影響もあり、県内においても、燃料である木質燃料の安定確保と価格上昇への対応が大きな課題となっております。

こうした中、現在煙山地内で木質バイオマス発電施設の建設が進んでおり、地域産業との

連携の中で、木質燃料に建設発生木材を活用することにつきましては、引き続き協議をしてまいります。

3点目についてですが、再生可能エネルギーの導入支援については、現在環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、自家消費型の太陽光発電機器の設置に対する補助を中心に行なう再生可能エネルギー、省エネルギー機器の利用拡大を目指し、制度の運用を図っているところであります。このことは、矢巾町地球温暖化対策実行計画（区域政策編）にも記述されているところであり、矢巾町新エネルギービジョンにおいて新規に支援事業に対する追記、改訂を行う予定はないところであります。

また、環境保全を目的とした計画を複数策定している現状がございますので、今後各計画の整合性を図りつつ、統合することに関して検討してまいります。

4点目についてですが、木質燃焼機器は地球温暖化の防止、低炭素社会の実現の観点から有効な手段の一つと考えております。一方、町の中においては、利用方法によっては、煙害、悪臭といった生活環境への配慮が必要な機器であり、導入支援に関しては慎重を期す必要性があることから、木質燃焼機器に関し、第8次矢巾町総合計画において限定的に推進することは考えていないところであります。

5点目についてですが、議員ご指摘のとおり、木質燃焼機器の利用は、地域経済の循環及びエネルギー自給の向上等に一定数寄与するものと捉えております。しかしながら、通称福祉灯油事業は、原油価格または物価高騰の影響による冬期間の生活を支える灯油、電気、ガス、防寒用品、雑貨類などの購入に係る経済的負担の増加を抑えるため、緊急かつ臨時の給付金として、給付対象者に一律の金額を給付する事業であり、購入もしくは支払う品目を個々に定めていないところであります。

また、給付金を木質燃料の購入にご利用いただくことは可能ですが、現状木質燃料の多くを海外産が占めていることから、木質燃焼機器の利用が必ずしも地域経済の循環及びエネルギー自給の向上等に資するとは言い難いものと認識しております。

6点目についてですが、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の運用については、環境省に提出、承認を受けている事業計画にのっとって実行しているところであります。本計画は、交付金総額の増額を伴う変更は原則として認められておらず、増額を伴わない場合であっても、脱炭素の波及効果、費用対効果などを定量的に証明することが求められます。

矢巾町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を作成する際、木質バイオマス発電及び熱利用の導入ポテンシャルを推計しておりますが、本町の再生可能エネルギーのポテンシャル

全体のうち、木質バイオマス発電は0.006%と試算されており、相対的に低い数値が示されております。

このため波及効果などを示すことが難しく、計画を途中で変更し、木質燃焼機器への支援制度を新たに設けることは困難な状況ですので、ご理解を賜りたいとお願いを申し上げて、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 1点目に再質問をさせていただきたいと思います。この国や県の広域のエネルギー政策との整合性についてという質問でありますて、回答の中に矢巾町地球温暖化対策実行計画、先日4月の全員協議会で議員のほうには説明されたものでありますが、ちょっとこの計画を私もホームページなどで再度調べようと思ったところ、まだちょっと公開はされていないようだったのですけれども、まずその計画の公開の状況等をお伺いします。ここで議論してもいいものなのか、議員だけでとどめておくべきなのかというところも踏まえてお願いします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先日全員協議会のほうでもご説明いたしました。ホームページへのアップのほうについては、もう既に行っておりまして、ただちょっと新着とかでなくて、うちの担当課の暮らしという中の部分に入っておりますので、ちょっと探しづらいのかなとは思いますが、その点はご了解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 広域の取組の中、あとは国と県などの方針とは整合するものであるということだったのですが、その中でも矢巾町については、区域施策編の策定の中では、やはり太陽光発電と、あとは省エネルギーに関するLED化との両輪で、エネルギーを生み出すほうと消費するほうは、そういった低エネルギーの分野では、そのように進めていくという方針という認識は私も理解はできます。

ですが、やはり日本とか、県に関しては森林面積が国の中でもかなり高い面積を保有しておりますので、そういった木質エネルギーなどを活用した議論というのは、この計画策定の

中ではされていた上でのこの計画になったのか、その点をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この計画策定に当たりまして、いろいろ再生可能エネルギーのポテンシャル等を調査し、のせているものなのですから、どうしても矢巾町のポテンシャルといたしましては、森林の部分について弱く、ポテンシャルがそのとおり低いという数字が出ております。また、なかなかクリーンなエネルギーというのも変なのですから、太陽光は空気を汚さないというような面もありますし、二酸化炭素を発生しないというような面で、とても優れている部分がございますので、そのほうを選定したというような形でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） すみません、ちょっと初歩的なことなのかもしれないのですけれども、国、県は割とほかのエネルギーのポテンシャルはあるにしろ、市町村といいますか、矢巾町に限ってのポテンシャルの中で、やはりこの計画は立てていかないといけないという、もしくはそのほかの市町村にあるエネルギー資源を矢巾町でも活用できるような計画の策定というのは、できないものなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国、県との整合性とかにつきましては、それこそ国ほうで示しております地球温暖化対策の政策がございまして、そちらのほう、特に共通のものとして向かっているところでございます。

また、それぞれの持っている素材といたしましては、地域の特性等がございますので、こちら矢巾町に適したものを選定しているというような形でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ただいまの説明で理解いたしました。

次の2番目の再質問に移らせていただきます。これは、令和6年3月に私の一般質問の中で答弁をいただいた内容になりますが、この答弁の中だと、バイオマス発電に関する木材、

廃材活用などという答弁だったのですが、さらにそこだけではなくて、やはり地域分散型のエネルギー源とか各家庭での省エネルギー政策というところも、この農商工協議会、共創事業の中では部局横断的といいますか、産業横断的なところの協議もできるのではないかと思うのですけれども、バイオマスに限った議論以外の議論というのは、進捗など、もしくはこれから議論していくなど、あればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　もう一回ちょっと質問、自分は分かったけれども、こっちのほうで何か理解できていない。

○3番（横澤駿一議員）　答弁だと、バイオマス発電の廃材利用に関しての議論を検討しますというふうな、バイオマス発電の建設が進んでいるので、木質燃料に建設発生木材を活用することにつきましてというところになっているのですけれども、以前の私の一般質問した答弁では、その地域内循環というエネルギー政策という項目で答弁を、答弁というか、そういった項目での議論をするというふうな答弁をいただいたことがありますので、その観点からの議論は、農商工の中でできるのかどうかというところをお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　お答えいたします。

今木質燃料の関係でというところで、まず身近なところで木質バイオマスのお話をさせていただいた内容となっておりますが、なお地域への循環というところでお話になりまして、その件については、確かに議員お話しのとおり、例えば地域内で何か活用というところになれば、現在今取りあえず事業として計画しているものは、農商工共創協議会ではないのですけれども、今現在ないのですが、ただこれについては、いろいろ委員から意見をもらって、どのような取組をしていくかというのは、まだこれから出すものもございます。

なので、その中で検討するものがあればというところでご意見を聞きながら、対応できるものは取り組んでいきたいなというところでございますが、まず今現在言われているのが木質燃料の確保というのが非常に厳しい状況であるというのは、業界のほうから特に言われているところでございますので、この辺も念頭に置きながら協議はしてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）　次の3番の再質問とちょっとかぶる部分もあるのですが、木質燃料

が不足する可能性もあるということも議論になっていますので、その点のところから、矢巾町森林整備計画というものを策定されていると思うのですけれども、その計画と木質バイオマス発電ができる、燃料として切り出される、廃材が主だと思うのですけれども、そういうところの整合性というところも計画の中に盛り込む必要も出てくるかと思うのですけれども、そういう議論はされているのかどうか、現状をお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えします。

今回の木質バイオマス関係の燃料ということでお話しさせていただきますと、これにつきましては、よく木質チップということで、B材であるとか、C材であるとかと言われておるのですが、主にはB材の端材のところを使わせていただこうというところで、年間で約3万4,000トンほどという数字を見込んでおります。

となりますと、これにつきまして確保となると、まずは県内というところになりますが、ただ県内ということになると、やはりほかにも木質バイオマス発電所というのがあるので、やはりこの確保がまずは第一になると。確保した上で、さらに価格というのは、このような状況でございますので、当然高くなるというのも念頭にあります。なので、そういうところでまず20年安定的に発電所を回せるようにというところで今取り組んでおるというところは確認しておるところでございますので、すみませんが、取りあえず木質バイオマス発電所というところの確認をしている内容ということでお答えさせていただいたところでございますので、よろしくお願いします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）　喫緊の大きな課題というか、目指すところの事業というのがバイオマス発電があるというところで、それに向かっているというところも分かりました。

やはり木質バイオマスは発電はされるのですけれども、それは電気をつくるほうの議論というか、そういう事業ということで、私が今提案している燃焼機器というのは、やはり使うほう、省エネルギー化というところの議論も、それは一般家庭向けにといいますか、ミクロ的な話だと思うのですけれども、そういうところも大事にしていかないと、やはり脱炭素という名目を達成できないと思います。

そういうミクロ的な話をする場合は、やはり農商工の場というのがかなりマッチングする

のかなと思うのですけれども、ぜひそういったどの部会になるか分からぬのですけれども、していただきたいと思いますが、そういった可能性というところを再度お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど農商工のところで燃焼機器のというところでお話をございましたので、それにつきましては、委員11人にもこのようなお話をさせていただいて、そちらのほうの取組ということが一番いいのか、または例えば町民環境課のところでやるのが一番いいのか、その辺は詰めていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）　やはりまずは話を始めないと進まないところが多いと思いますので、そこはぜひお願いしたいと思います。

次に、3点目の再質問に移らせていただきたいと思います。矢巾町の新エネルギー・ビジョンへの反映について、木質燃焼機器などの具体的な計画といいますか、そういったところを盛り込む可能性はあるかというお話をされたのですけれども、今現在はないというところで、でもそれに関して複数、地球温暖化対策とか環境保全を目的とした計画があるということで、その統合を検討している現状というところを答弁いただきました。

先ほどの話にもありました矢巾町森林整備計画というのも検討する中に入っているのかどうか、その点をまずお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

エネルギー施策関連の計画ということで、今ここで答弁のほうに申し上げた部分は、町民環境課の所管のエネルギー・ビジョンと温暖化対策関係の計画でございます。今でも議員さんからご指摘ありました森林計画も一つの側面でもあると思いますので、今後いろいろ内容については参考とさせていただいて組み込むなり、検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）　そういった計画の策定のこれまでの現状をお伺いしたいと思うので

すけれども、多分森林整備計画については、先ほど答弁ありました産業観光課のほう、ほかの温暖化対策や環境保全のところは町民環境課というところが担当していると思うのですけれども、そういったところの横断的な話し合いというの、これまでされているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

温暖化対策の計画策定の際には、関係課、一応横断的に協議を行って進めたものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 分かりました。やはり全部が一体とならないと、この計画は達成できないと思いますので、ぜひともその場を大切にしていきたいと私も考えております。

次に、4番目の再質問に移らせていただきたいと思います。4番目は、8次総合計画との整合性というところでご質問させていただきました。この答弁の中で、まず生活環境への配慮が必要というところで煙害や悪臭といったところがあったのですけれども、これはちょっと私の認識とずれるところもありますて、どこから持ってきたデータでこのような答弁をされたのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

生活環境への配慮ということの部分ですけれども、煙害、特に苦情を受け付ける、受け付けるというか、お聞きする課でもあるのですけれども、実際のところ町なかで木質というか、まきストーブ、ペレットだと思うのですけれども、そちらを導入されているご家庭のご近所から苦情的なことを直接本人に言えないので環境係を通してということで言ってきた方は数件以上あると、私のいたときもありましたし、この近い、直前のときもあったので、実際はあるものでございます。

矢巾町、住宅地は本当に近くに隣、隣と建っているので、どうしても避けられない問題でございますので、その点については、やっぱり配慮といったときには、全体の配慮にはなかなかつながらなくなるのかなということでお答えさせていただきました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） ヨーロッパのほうなどを参考にしますと、やはり向こうは木質燃焼機器が主な暖房、暖を取る機械として導入されておって、ヨーロッパもヨーロッパでかなり面積が狭いところに密集して住宅が建っているのですけれども、そういった苦情はないというのが現状で、あとはその機器に関しても、やはり今日本産のまきストーブの機器、私も資料をつけさせていただいたのですけれども、ヨーロッパの機器と2つありますと、やはり開発量が多いほうが、日本の車と一緒に性能も上がっているという観点から、ヨーロッパのほうは、かなりこんな煙とか臭いというのも抑えられている現状があります。

それと同時に、町に住む人の意識というのも、やはり向こうは自然と一緒に暮らすという文化があると思いますので、すごく高い天井があるので、そういった苦情等はないという現状があります。

そういった点を踏まえると、煙害や悪臭をかなりハードルとして8次総とかに実行の計画には移さないというのは、ちょっとあまりに軽薄といいますか、そこまで気にする問題ではないとは思うのですけれども、そこの点の認識をちょっとお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私からお答えさせていただきますが、ご質問の地域資源の活用と環境配慮型のまちづくり、地域資源の活用と環境配慮の、こういう答弁、私もちょっと今反省しております。実は、今はまきストーブも高性能で、そういった公害をまき散らすような、私も自宅では、この辺にある、いわゆるまきストーブは煙も出ますし、あれだけれども、横澤議員がご質問しているのは、そういうことでないと思うので、そこで今日はちょっとあれなのは、まず家庭で考えるか、地域で考えるか、国全体で考えるかと。まず私は、2つあると思うのです。まず、食料の自給率、これは今38を45にする。そして、ましてやエネルギーの自給率、これは今化石燃料に頼らなければならない。

だから、そういう食料と、それからエネルギー、これは私どもとしては、地元にそういう、例えば高橋恵議員の質問にも、本町では国有林と、それから町有林、民有林とあるのですが、1,600ヘクタールをちょっと超える資源があるわけですから、そういったことで、あとはこれからエネルギーをどうしていくかといったときに、まず地域循環型と再生可能エネルギー、だから恐らく横澤駿一議員はそこのことを聞いていると思うのです。

だから、ちょっとここは的を射ないうちのほうの答弁だったと思うので、あとはいわゆる

これからの中炭素化をどうするかとか、林業振興をどうしていくかとか、バイオマスとかではなく木質系のこれをいかにしてうまく使って、そして林業振興にも結びつけていくかと。

確かに今バイオマス発電のチップ材の確保は、なかなか大変なのですが、そういう観点ではなく、やはりこれからの林業振興の在り方を恐らく問われていると思うので、ここはひとつお許しいただきたいなと。

いずれ矢巾町といたしましても、これからやっぱりそういうキーワードで、いわゆる答弁の中には、2050年にはゼロベースとかというのは、これはなかなか実現はできないと思うのです。そういう答弁しておるのですが、いずれそれに近いことをやっていくときには、私ども地域にある資源で、こういう林業、こういうふうな木材の活用をこれからしっかりと取り組んでいかなければならぬと思いますので、そのところだけはご理解していただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 町長の答弁にありましたとおり、まさしくそういった観点から質問させていただいております。

次の再質問に移らせていただきたいと思います。これは、福祉灯油という事業を例として挙げましたが、ちょっと私の質問の仕方が悪く、やはり私の認識でも福祉灯油事業というものは現物支給ではないので、直接的には本当に皆さんが福祉灯油事業でいただいたお金を灯油だと光熱費に払っているとは言い難いものだと思いますが、ただ現状の皆さんのデータとか、エアコン設置状況を見ると、やはりそういったところにお金が流れているというのは間違いないのかなというふうに考えております。

やはりせっかく岩手県で3億9,000万円ほどのそういった事業費を用意しての税金の使い道が、そういった光熱費に流れているという観点を考えると、やはりそういったお金を地域内にとどめるべく施策が必要だと思います。そういったことから、やはり木質燃焼機器などが一般家庭にある一定数普及されている中で、こういった事業が行われると、その1割ぐらいでもこの地域内に税金が回り出して、やはり日本全体といいますか、県とか矢巾町全体が少しずつでも豊かになっていくのではないかというふうな観点での質問をさせていただきました。

答弁のところには、私の質問のせいで福祉灯油に引っ張られたふうな答弁があったのですが、こういった観点から税金の循環型といいますか、未来につながるような税金の使い道と

いう観点から木質燃焼機器の導入に関する見解というのをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁のほう、ちょっと福祉灯油に重点を置いてしまったので、申し訳ございませんでした。地域の循環という点でいうと、もちろん地元の木もしくは自宅の木とかという感じで使われれば、すぐ直結するものでございますが、いろいろペレットとかになると、ちょっと海外産のものが増えているということで、そこはなかなかこっちで町ですぐにという形ではいかないのかなと思います。

ただ、カーボンニュートラルの観点からすると、木を使う、もちろん燃やすから二酸化炭素が発生するのですけれども、木を使って、また植林して木を育ててという、そういう大きい循環でいうと、本当に環境の中、いいものでございます。ただ、日数、年数がかかるものだと思うのですけれども、そういう形で循環するというのは望ましいのかなと思います。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりそういった循環が生まれ出す、そのきっかけづくりにもなると思います。こう出すものがないと、つくる人もいなくなるし、森の整備というのは、やはり矢巾町に関しては、きれいな水とか、畑や野菜などを作る土壤にもつながっていますので、そういった大きい枠で捉えることが、エネルギー政策については必要だと思います。

そして、木質燃料が海外産が多いという答弁ではあったのですけれども、私もちょうど気をつけてペレット燃料などの原産地を見てみました。そうすると、ホームセンターなどで売っているペレット燃料は、海外産も少しはあるのですけれども、それよりもやはり青森県産材100%とか、日本国内で生産されているもののほうが多かったように思います。その点、ちょっと認識の違いがあるかなと思うのですけれども、どこのデータでというか、調べたのか、ちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

実際お店のほうを回ってみたわけではございませんけれども、木質バイオマスストーブの関連のホームページで協会で出しているデータで国内生産量については、令和4年度におけ

るペレットの国内生産量は15.8万トンのうち、すみません、今のは国内の数字です。国内は3.5%というような数字が出ておりまして、ペレットの工場も、ちょっと微減ですけれども、減っているというようなデータがありましたので、そちらのほうを基に答えさせていただきました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 分かりました。全体で見ると、やはりそうなのかもしれないですが、私の知る限りでは、ここら辺では、やはり日本国内で生産されたものが多いのかなというふうに感じております。

次に、最後の質問に移らせていただきたいと思います。答弁の中では今重点加速化事業の中でのパッケージングは、ちょっと制度上厳しいという、無理があるというふうな答弁だったのですが、現在のこの住宅断熱に関する事業の申請状況など、どのような状況かお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

断熱のほうにつきましては、ちょっとただいま実績のほうはゼロとなっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 私の質問の提言では、やはり冬の暖を取るとか、夏場は涼しさを得るという点では、断熱構造なども必要不可欠なところであります。なので、その事業を後押しするというふうな点にもつながると思うのですけれども、仮にこういった燃焼機器に対する導入補助を導入するといった場合は、やはり既存の計画にのっとらないとできないのか、また新たな計画を策定しないと導入補助ということが難しいのか、その点をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁のほうでお答えいたしましたのは、重点加速化事業のほうの補助の事業でございます。こちらのほうは、国の方に計画も既に出ておりまして、それを変更するのが容易でないということで、この事業につきましては、そういうお答えになるのですけれども、それこそ

この重点が始まる前は、新エネルギーの補助の要綱があつて町のほうで単独でやっておりました。まだこの事業を5年間終わった後に、どのように方向性進めるか、独自で要綱とか、また立て直して、いろんなメニューを考えるかもしれないのですけれども、そのときにまた材料の一つとして木質燃料というのも考えることができるなと今思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） できる可能性があるというふうなちょっと認識を得ました。仮に、これまで各市町村、ほかを見ますと、盛岡、山田、そしてお隣零石とか、野田村や住田町などは、県産材が盛んなところなのですけれども、そういったところでは既に独自で導入補助などを実行しているところもあると思うのですが、そういった他市町村との連携といいますか、中身を聞きに行ったりだとか、そういった状況はあるのかどうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私のほうでも議員さんと同じように調べたところ、同じように八幡平や宮古とかの市町村で独自に行っている、もしくはもともと重点のほうで組み込んでいるところもあるのだと思いますけれども、そういう状況は把握しております。

それで、それぞれの市町村がメニューについて組み込むときに、連携というわけではないので、それが特性に応じた、もしくはその状況に応じた内容で組んでいると思われますので、そこは独立したものだと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり市町村主体で動かないといけないというのが今の状況等も、あと県の計画にもあると思うところは私も実感しております。ですが、昨年度の私の同じような質問の答弁では、年間で約80億円のエネルギーに関するお金が町外に流出しているというところの答弁をいただきました。やはりこういった現状を少しづつでも打開する施策が必要であるという課題意識があります。これまでの議論をしてきたとおり、脱炭素や地域経済の活性化に、私はこの木質燃焼機器という機器は少なからず寄与するものと考えています。

木を生活の中に取り入れる本来の自然の中にある暮らしを感じながら、やはり自然とともに生きる、その喜びを感じられる機会の醸成にもつながる。そして、地域内のエネルギーを使うなど、様々なメリットがあります。

デメリットというところを申しますと、やはりこのハードルとなっているものが初期費用になります。そういったところをエアコンと同等並みの金額で購入できるようになると、やはりこういった導入の促進は一気に進むのではないかと考えます。森林資源が盛んにある岩手県と日本のエネルギー資源のポテンシャルを最大限に生かすこと、これは地方創生という大きな観点から見ても非常に重要だと私は考えます。

森林の整備などの助けにもつながる、こういった大きい枠で捉えた視点での木質燃焼機器に関する導入補助、これはかなり有効的な施策だと考えますが、この視点から導入補助に関する最後の見解をお伺いし、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

木質燃料の補助、もちろんそのとおり、議員さんのおっしゃるとおり、とてもいいものでございますけれども、やはり先に植林なり、植樹なり、森林を整えてみたいな基盤を整えての発進ではないかなと私個人としては思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で3番、横澤駿一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を15時5分といたします。

午後 2時55分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

ここで菅原福祉課長より、後刻の発言というのが整ったので、発言の申出がありましたので、ここで許します。

菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） 先ほど後刻としておりました、高橋敬太議員からご質問をいただ

いておりました生活保護世帯の数でございます。5月末現在でありますけれども、生活保護世帯は108世帯です。そのうち65歳以上の女性を含む世帯は47世帯、また65歳以上の女性単身世帯は41世帯となります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） それでは、引き続き一般質問を行います。

次に、5番、吉田喜博議員の一般質問を許します。

吉田喜博議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（5番 吉田喜博議員 登壇）

○5番（吉田喜博議員） 議席番号5番、町民の会、吉田喜博です。あらかた時間もみんなお休みの時間になるかなと思いますけれども、今しばらくお待ち願って、緊張ある言葉でひとつよろしく、端的に短くご答弁をお願いしたいと。そういうわけで、ひとつこれから質問に入りますので、よろしくお願いします。

質問の1番、観光振興への取組について。第8次矢巾町総合計画前期基本計画において、観光分野における計画的に推進を図る重点施策としては、元気を発信し、活力を呼び込むまちづくり施策の柱に、西部地域の観光活性化、観光情報の発信強化、特産品の開発支援の3点が挙げられております。

観光振興は、地域文化の発信にもつながり、経済的な側面だけではなく、地域住民の誇りを高め、社会や環境に好影響が及ぶことで、その重要性はますます高まっていると捉えることから、本町観光振興への取組について所見を伺います。

1点目、町は現在の観光振興の現状と今後の展望をどのように考えているのか、伺います。

2点目、西部地区の観光活性化として矢巾町温泉や町営キャンプ場、煙山ひまわりパークのほか、城内山、南昌山等の自然景観を生かした西部地域の開発について、どのようなビジョンを持っているのか、伺います。

3点目、矢幅駅に設置した地域情報発信ステーションが取り組んでいる業務内容と、その業務が本町の観光の活性化にどうつながっているのか、伺います。

4点目、現在特産品の開発支援に関する取組の中で、矢巾ブランドの確立については、どのような状況なのか、伺います。

5点目、見る観光だけでは観光資源が限られることから、体験型観光として農業体験、古民家体験をはじめ、地域の伝統を学べるものづくり体験を新たな観光として取り入れる考え

はないか、伺います。

6点目、広域での観光振興に取り組まれているが、その効果はどのような状況なのか、伺います。

7点目、今後民間開発による観光事業の展開に取り組む考えはあるのか、伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　5番、吉田喜博議員の観光振興への取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、観光客の入り込み数は、コロナ禍を経て大きく上昇傾向にあり、年間30万人を超えている状況であります。これは、平成25年の大雨災害以前の水準に戻りつつある状況であり、この要因といたしましては、民間運営施設の取組や町主催イベントなどの来場者数の増加が挙げられ、観光振興において一定の効果を上げているものと捉えております。

また、今後の展望につきましては、今年度に町民の皆さん、また事業所の皆さんにご意見をお伺いし、観光振興ビジョン及び観光振興計画を策定していく予定であります。例えば本町を観光やイベントで訪れる方が町内の飲食店を利用されるような連携など、現にある観光資源を磨き上げながら、さらなる誘客につなげられるよう取り組んでまいります。

2点目についてですが、自然豊かな西部地区において、昨年度は初めて冬のキャンプ場の活用策としてイベントを開催したところであります。今後も小さな工夫を積み重ねながら、現にある資源のさらなる活用を見いだしていくとともに、今年度は西部活性化検討委員会を開催し、地域の皆様や有識者の方々にご意見を賜り、今後の在り方について検討してまいります。

3点目についてですが、地域情報発信ステーションは、その名のとおり、地域の情報発信拠点として、令和5年度から本格稼働しているところであります。業務内容といたしましては、町の顔として矢幅駅に降り立つ方々の観光地などの道先案内人としての役割がまず第一と考えております。

また、ソーシャルネットワークサービス及び館内展示を活用しながら、町内の各種イベントなどの発信を担っております。今後もさらなる情報発信に努め、矢幅駅を訪れる方のほか、インターネットを通じて本町に関心を持ち、本町を訪れたい気持ちを抱かせるような魅力の

発信に努めることで、観光関係のほか、飲食関係事業者にも効果が波及するように努めてまいります。

4点目についてですが、本町産の農産物の素材のよさを生かした特産品づくりに取り組んでいる事業者もあり、生産者と加工事業者が互いのよさを認め、よいものをつくり上げる姿が矢巾ブランドと認識しております。町といたしましても、特産品開発に係るアドバイザーとの契約手続を経て、事業者の選定に当たっているところでありますが、既に民間事業者が開発した特産品と同等品は避けつつ取り組んでまいります。

5点目についてですが、1点目で申し上げたとおり、現にある資源の磨き上げに取り組んでいくこととしておりますが、ご提案いただいた農業体験を通じた体験型観光につきましては、受け手の確保も含め検討してまいります。

6点目についてですが、行政の広域連携に見いだせる最大の効果が、集約化、効率化であります、観光振興においては、観光ルートに町内の煙山ひまわりパークを組み入れるなど効果があります。また、物販におきましても、町単独では取り組むことが困難な都市圏での物産展の開催など効果があることから、今後も引き続き近隣の市町と協力してまいりたいと考えております。

7点目についてですが、観光事業に取り組む民間事業者があれば、的確に情報を収集しつつ、連携の可能性について積極的に協議をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 最初に小言をまけるわけではないけれども、検討してまいります、努めてまいります、協議してまいりますとの言葉が多くて、新たな取組の意気込みがちょっと感じられないような気がしました、申し訳ないけれども。

そういうことでこの間の4月に開催された70周年記念、そのマップの中に、矢巾町の魅力がいっぱい載っておったのです。まさに本町の魅力を再発見したというような感じがしました。それが、絵に描いた餅ではないようにしたいと。そしてまた、今後の取組いかんによってかかっていると感じられました。

というわけで、観光客の入り込み状況が、コロナ禍を経て大きく上昇傾向にあり、年間30万人を超えている状況であるということです。これは、来場者数の増加が要因であるとのことですが、このような結果を出すために何か観光施策は打ち出されたのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えさせていただきます。

年間30万人というところでございますが、いろいろと保養センターを含めホテルであるとか、それぞれ町主催のイベントであるとか、ジャンパランドさんとか、キャンプ場とか、いろいろな利用者を含めて集計した結果ということになっております。これらにつきましては、紙ベースの情報発信もあるのですけれども、やはりインターネットでの情報発信というのは大事だと思っておりますので、それらで拡散して、まずは関心を抱いていただくということに取りあえず尽きるわけでございますので、今後もそのような情報発信に努めてまいりたいなどというところで入り込み数を増やしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 誠に結構でございます。お互いに頑張りましょう。

次に、観光振興ビジョン及び観光振興計画について、今後策定していく予定とありますが、現にある観光資源を磨き上げながら、さらなる誘客に取り組むとは、具体的にはどのような観光資源に磨きをかけるのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

矢巾町内に現在ある、例えば我々が日常目にしているものということになると、なかなかこれといって何も変化も感じないというところはあるかもしれないのですが、ふだん矢巾に住んでいない人からすると、これはすばらしい、ぜひ行ってみたいなというところがないのかどうなのかというところがまず第1点でございました。

そういうのを掘り起こしということで、していきたいというのがありますし、あとは昨年度も議会のほうでご意見をいただいているところでございますが、例を出しますと、ひまわりパーク、こちらに来る方がいらっしゃるのですけれども、かなり結構な数の方がいらっしゃっているというふうに認識しておりますが、そのままきれいなヒマワリを見て写真を撮って、あとは帰られると。それだけでは矢巾町にとって面白くないだろうというところございますので、やはり町内の飲食店に流れを呼び込むような形、こういったところも含めてやってまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 確かに飲食店は少ない、これをいかにしてこれから誘客に持っていくか、それがやはり民間との協力かなと感じております。そういうことで、ひとつその辺も踏まえながらお願いしたい。

次に、西部地区の開発ビジョンについて、今年度は西部活性化委員会を開催し、今後の在り方を検討するとありますが、今までビジョンがなかったということなのか。また、西部活性化委員会を開催しなかった理由を併せて伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

西部地区の活性化ということで、これまでなぜやってこなかったかというところになりますと、やはりコロナ禍もあって、なかなか見直しのというところにはなっておらなかったという認識でございます。

そうした中で、やはり保養センターもありますし、町営キャンプ場もあります。南昌山、城内山であるとか、ひまわりパークもあります。こういったものも活用しながら、さらに例えばソフト的に何かやっていけるものがないのかどうなのか。例えば仮にお金をかけたとしても、最少の投資で最大の効果が得られるような何かがないのかというところも含めて、観光ビジョン、観光振興計画、それぞれ見直しをするというところでお話ししたとおりでございますが、この後に西部地区の活性化の検討委員会も引き続き行ってまいりたいなというふうに考えておるところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 確かに行き着くところは矢巾温泉かなと、そう考えておりますけれども、その話はまた後でお話ししたいと思います。

それから、地域情報発信ステーションについてですが、現在の業務内容と今後の魅力発信に努めることは分かりましたが、その業務が本町の観光の活性化にどうつながっているのか、再度お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えさせていただきます。

情報発信ステーションでございますが、こちらにつきましては、直接現地を訪れる方がいらっしゃいます。その中で、例えばなのですけれども、ヒマワリの時期になればひまわりパークへの行き方を教えてほしいだとか、例えばヒマワリの時期でなければ、こういう飲食店はないのかとか、こういうものが買えるところはないのかとかいろいろ、あとは日誌を確認していると、多いところは医大へ行くときにバスがあるのかないのかとか、いろいろそういった、やはり町の玄関口としての役割を果たしているというところでございます。

その中でも、町のいろいろなイベントであるとか、やはりそういったものの情報発信というのは、ここにいるメンバーでやっていただいているので、頻繁に情報発信することによって、まずみんなの目に触れる機会をつくりたいというところでございますので、それに取り組んでいただいているというところでございます。

なお、併せてこちらのほうでもレンタサイクルの貸出しとかも行っておりますので、ぜひ観光地へのPR、誘導というところも行っておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 確かに自転車もお貸しするということでした。利用率は大体どれぐらいになっていますか。日曜日だけではなく平日も踏まえて、それをお聞かせ願います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 1日平均でならすとというところになりますが、多いときでちょっとあれですけれども、平均させていただくというところで2件から3件ぐらいが平日の利用数というところになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 結構な台数ですけれども、それだけでも貸して、観光客の方々が町内を回って歩くことは非常に我が町でもうれしいことだなと、そう感じております。

次に、特産品についてですが、開発に係るアドバイザーとの契約手続をして事業者の選定に当たっているところのようですが、新たな特産品誕生までにどれくらいの日数を経て、そしてまた製品が出来上がるものなのか、めどなり、目標を伺います。また、どのような特産品をイメージされているのか、併せてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、今回委託契約、アドバイザーとした上でのものでございますが、2通りございます。

まず、1つにつきましては、菓子製品ということで、和菓子、洋菓子問いませんが、まず菓子類をというところで考えております。もう一つが、飲食店で何か提供するようなものというところで考えておるところでございます。

この2通りのアプローチで特産品をということでおりますが、いずれにつきましても町産の農産物を使うというのを要件にしておりますし、併せて町内で半年以上販売できることというのを要件にさせていただいておるところでございます。

なお、成果というか、最終的に商品化ということにつきましては、年度内を目標にということで事業のほうを進めることとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 年度内ということは分かりますけれども、やはりお菓子を作る、作るのにそれだけの経費がかかりますし、日数もかかります。そして、作ったお菓子は、どのような販売で、そしてまた継続的な販売なのか、短期的な販売なのか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、販売方法でございますが、販売につきましては、必ず矢巾町内で販売できることというところを要件にさせていただいているというところと、併せて半年以上の期間販売可能であることということの2つを要件にさせていただいているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 半年以上ということは、半年以上、簡単に言えば8か月、10か月でも、それだけで完売すれば、もう終わりということですか。簡単に言えば、前回もたしか何のお菓子だったかな、この議会の中でも試食した記憶あるのだけれども、それもたしか8,000食だか売ってそれきりで、あとは終わりだと、それで生産を打ち切るというようなお

話を聞いたけれども、そのような形でこれからも進めていく考えなのですか、どうですか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、半年というところにつきましては、やはり最終的には、製造する事業者があつて、消費者ということで、当然買う方がいらっしゃるというところでございますが、やはり買う方がいらっしゃらなければならない、選ばれる商品でなければならないというところで、まず今年度のものとしては半年間販売可能なというところでございますが、これにつきましては、軌道にさえ乗れば、あとはずっと長く販売できるような形をというところを模索しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） だから、今までに何年間ということで試作しながら、販売しながらやっておったのです。それが、今までかつて数年前のお菓子、まだ生きているかと思えば、見えないです。生かすようなお菓子をどのように作るかというのが一番問題です。それをまだ課長おっしゃっていないから、その辺のきめ細かにもうちょっと教えてほしいなと、そう思うのです。どうですか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） こちらの思いといたしましては、やはり末永く愛される商品というところを念頭に取りあえず取り組むものでございますので、そういったところでは議員と思いは一緒であるというふうに認識しておりますので、以上お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 私と気持ちは同じなのです。中身が若干違います、これが一番の問題。だから、やはり商売人というのは、作ったら必ず物を売ると。そして、永久的ではないけれども、今課長がおっしゃったようにお客さんがある限りは売ると、お客様というのは見つけるものなのです。見つけて、そして販売するのです。それが商売なのです。

やはりお役人さんたちは、なかなかそういうふうな気持ちになれないというのは、我々も分かっています。だから、民間の方々と一緒に組んで、そしていかなければならぬというような形なのです。それがいまいち欠けているから、ちょっともう少し力を入れて、力が、最初はぐっと力が出るのです、ガソリンみたいに。最後はやっぱりディーゼルみたいに、ず

ずっと、動いていくような、そういうような感じの販売の仕方、そしてまた作り方をぜひともお願いしたいけれども、その辺を1つでいい、お願いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 菓子販売につきましては、そのとおり町内で販売できることを要件にしておるわけでございますが、当然私どもとしては、非常に影響力のある事業者さんのほうに、そういったところを担っていただきたいなというところで話を進めておるところでございます。

現時点では、まだ皆様にお示しすることができないというところをお許し願いたいのですが、ぜひそういったお話ができる機会になりましたら、ご説明申し上げたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 申し訳ないけれども、今作っているお菓子は何かありますか。そしてまた、それはいつ頃できて、そしてどのような販売をなさるつもりですか、それだけ1点だけちょっとお願いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

今作っているお菓子があるかというところにつきましては、今民間さんが対応されているプリンであるとか、クッキーであるとか、そういったところが中心になっておるというところでございます。

これにつきましては、町内の認定農業者さんでございますが、そういった取組というのは、確かに大いにすばらしい取組だなと思っておりますので、そういったせっかく認定農業者さんが、このような販売のルートに乗っているようなものとダブらないようなものを商品開発ということでつなげてまいりたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 分かりました。分かりましたというより、上辺だけは分かりました。中身はちょっと後でじっくりお話ししたいなと考えております。

次に、民間開発による観光事業の展開についてですが、観光事業に取り組む民間事業者があればということですが、なかつた場合は、どのように観光事業に取り組まれるのか。また、観光事業に取り組む民間業者がある場合は、どのような取組をしていく予定なのか、お願ひします。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　非常に難しい質問というふうに受け止めておりますが、まず民間事業者による観光事業の展開がなければどうするかというところでございますが、そうなりますと、私ども今あるのを必要な何か改善をしながら対応していくべきかというところも含めまして、観光振興ビジョンであるとか、計画であるとか、西部地区の活性化検討委員会であるとか、そういうのを通じまして検討するというところになろうかとは思いますけれども、仮に今度は逆にあった場合にというところのお話もありましたけれども、あった場合には、非常に観光に力を入れている事業者が出てきての話ということになりますと、当然いろいろお話を聞いて、一緒に何かやれるものがあるのかどうなのか、そういうことをかなり前向きにいろいろと協議させていただきたいなと思っておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員）　分かりました。

次に、本町では定期的に観光ニーズの把握及び分析を行っているのですか。行っている場合は、どのようなニーズがあるのか分析結果を伺います。観光ニーズの把握や分析を行っていない場合は、その理由は何でしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　お答えいたします。

観光ニーズの把握というところにつきましては、具体的なアンケート調査というところは行っていないということになりますので、実施はしておらないというところでございました。なお、なぜやっていないかというところにつきましては、特段、例えばこういうところを改善していくべきではないかとか、そういうの聞き取りというところの、こちらでも機会を逃しておるなというところでありますので、ちょっとこの辺も、いろいろ検討委員会どうのこうのという先ほど答弁させていただいたのですけれども、そういうところも含めて、まずいろいろ話を聞く機会をつくってまいりたいなというふうに考えておるところでご

ざいます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 次に行きます。JRや県交通と連携した観光キャンペーンを実施してはいかがなものかなと、どうでしょう。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） JRさん、バス事業者さんと連携しての観光事業というところでございますが、これにつきましては、やはり矢巾町単独ではなかなか厳しいのかなというところもございます。そういった点では、盛岡広域というところで、周りの市町さんと協力して情報発信、努めてまいりたいなというふうに考えておりまして、やはり矢巾町に来ていただくといったときに、ひまわり畑、よくバスで訪れている方がいらっしゃるということなのですけれども、これにつきましては、そういった広域の取組を基にしてツアーが開催されているようでございますので、ちょっと我々、この正式な民間事業者さんの数字というのを把握しかねているところではございますが、そういった点で効果は出ているだろうと。

ただし、先ほども答弁の中でお答えしたのですが、ひまわりパークに来ていただいたとしても、そこで何かそれ以上の販売だとかなんとかというところが弱いところでございますので、ちょっとその辺、改めて情報発信もそうなのですけれども、何か販売につながるような、そういった取組というのも、なお一層努力してまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 次に、持続可能なまちづくりを基盤に置いた職員による部署の横断型の観光戦略ビジョンを作成されではいかがでしょうか。さっきの前の質問と同じような感じなのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

観光振興ビジョン、あとは計画、西部地区活性化検討委員会、それぞれ予定しておるところでございますけれども、それとは別に、それも含めてなのですが、横断的に関係する課、

関係しない課も含めてなのですけれども、やはりいろいろ意見を聞く場というのは、当然大切だというふうな認識をしておりますので、いろいろと庁舎内からも意見を聞きながら、観光振興に努めてまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） ですから、申し訳ないけれども、職員はやっぱり縦型なのです。ですから、横断、やっぱり課を横型にしてみんな一緒に考えて、観光だったならば戦略課で、ではこういうふうなものあると、そういうふうな助言、ワンポイントアドバイス、それが必要ではないかなと思うのです。

皆さん方も産観の場合は、もう産観、一人で考えている。おら知らねえ、ほかのところはおら知らねえ、という考えでもないと思うのですけれども、やはりそれをみんなでお互いに一緒になって考えて、縦を横にして一緒に稼ぎましょうと、そういうような気持ちはどうでしょうか、課長、どうぞ。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当然産業観光課のみでといったときに、やはりアイデアも広がらないというところもあると思いますので、例えば商工観光とか、そういった分野にも以前携わっている職員も他課に当然おるわけでございますので、そういった意味では全庁的にいろいろな意見を聞く場というのは大事にして対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） 観光について私のほうからもお答えをさせていただきます。

ご存じのとおり、東側は徳丹城がございますので、昨日藤原信悦議員からもご質問ありましたとおり史跡マップ、こういったものをつくりながら、これも観光に結びつくというふうに思ってございますので、その辺のところは産業観光課と密に連携を取りながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 確かにすばらしい考えです。文スポのほうでも、やはりお互い考えながら、お互いに一緒に、あとは総務課でも一緒に考えながら、一緒になってみんなの職員全体、矢巾町の全体の仕事をみんなお互いに考える、自分1人だけではない、みんなのものだと。そうすれば、町長も楽なのです。叫ばなくていいのです、ゆっくりした気分でやれますから。皆さん方が何であれやっているから、やっぱりいろいろ気持ちが出てくるのです。私たちも子どもに対して、昔は叱った、今は叱れば、何だかんだと言われるから言われない。そういうふうな気持ちは誰もが持っていると思います。今の中でも、後輩の新人の職員の方々にも、何かやれば、これは何というような話も出るから、しゃべらない。やっぱりしゃべらなければ育たないです。しゃべってこそ初めて一人前以上になるのです。それはさて置いて、次に移ります。

本町は、恵まれた観光資源が多くあるわけではないので、体験学習、体験型観光について、農業体験については今後の検討ということで分かりましたが、古民家体験やものづくり体験の体験観光に取り組まれたらいかがでしょうか、お願ひします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

古民家の体験というところでございますが、ちょっと我々でそういった発想がなかったというのが正直なところでございます。農業体験であれば、いろいろ年に合わせて3回ほど、子どもさんの夏休みであるとか、冬休み時期とか、そういうったときを活用してやっておるわけでございますが、古民家というところについては全然発想がなかったので、ちょっとまずどういうところを古民家としているかというところもありますけれども、古民家であれば、どういうところで提供可能なのかというところもありますので、そういった情報があれば、いろいろと情報収集してまいりたいと思いますし、一番は多分協力する方がいらっしゃって、今のお話だったと思いますので、その辺も含めて情報提供もお願ひできればと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 資源が限られる見る観光だけではなく、地域の伝統と学べるものづくり体験を新たな観光として取り入れてはどうですか。

昨日町長が、観光というのは、光を見るというのをおっしゃいました。やはりその光を見るためには、どのような光を見たらいいのか、どのようにしてみたらいいのか、それが一番これから課題ではないかなと思っておりますので、新たな観光として取り入れてはどうかということでひとつお願いします。

○議長（廣田清実議員）　もう一回、古民家のことなのか、何のことなのか、ちょっと。

○5番（吉田喜博議員）　資源が限られる見る観光だけではなく、地域の伝統を学べるものづくり体験を新たな観光として取り入れてはどうかと。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　地域の伝統ということでございますが、地域の伝統となるいろいろ、例えばお祭りであるとか、いろいろそういったのもあるかと思います。今産業観光課のほうでやっている体験ということになると、みそづくり体験だとか、そういったものということになるので、これはこれで確かに人気の体験会ということにはなっておるのですが、そういった郷土芸能なのか、どうなのかと言われると、あれですけれども、伝統文化に触れる機会というところにつきましては、産業観光課もそうですし、先ほど文化スポーツ課の話もありましたけれども、いろいろと、そういった体験が何かできるものがあるのかというのは、一緒に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　私のほうからもお答えをさせていただきます。

地域の伝統には限らないところかもしれませんけれども、昨日村松信一議員からもお話がありました巣箱づくりの体験教室、これにつきましては、子ども、児童を対象にしてございますけれども、こういった方々、こういった内容を今回山ゆりフェスタと同時に開催しますけれども、この森山、そしてヤマユリを知つていただく、さらには森山にはたくさんの鳥が来ますので、自然との触れ合い、さらには地元の皆様が講師となって、この巣箱を作つていただける、そういった地元の皆さんとの関わりというところが、生涯学習でもとても大事というふうに捉えておりますので、そういった自主事業、地域の皆さんと一緒になるような事業をこれからも展開してまいりたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 2問目になります。本町公共工事等における入札執行についてお伺いします。

公共工事等における契約形式は、大きく一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3種類に区分けされています。それぞれの形式には特徴があり、一般競争入札は入札参加資格等の制限付参加条件等を有していれば、企業の規模や工事経験にかかわらず入札に参加ができ、落札のチャンスはあります。指名競争入札は、発注機関が指名基準という企業評価に基づき業者を指名し、発注機関にとって一番有利な金額を出した入札者と契約する形式であります。また、随意契約は、入札者同士で競争することなく、発注機関が任意に特定の事業者を選んで契約することができる、官公庁契約の中でも例外的な形式であります。

このように契約方法にはいろいろありますが、入札とは基本的に随意契約を除いて価格競争を行うもので、競争原理が適切に働くことで価格が抑えられ、町民の税金が効果的に使用されることが重要と考えます。

ただ一方で、町内産業の保護という視点もあり、町内の事業者に対して一定の配慮を行うことで入札しやすい環境を整え、育成と保護をするという対応も必要と考えます。

本町の税金を町内事業者に還元し、事業者が発展することで町内雇用の創出や税収入が生まれるという考えは、非常に大切なことと捉えることから、本町公共工事等における入札執行の現状について所見を伺います。

1点目、公共工事等における契約形式について、町内産業の保護という考え方と一定の競争原理とのバランスをどのように考えているのか、伺います。

2点目、令和6年度契約の内容に関する事項がホームページで公開されていますが、全体131事業のうち、本町事業者は48事業の契約、盛岡市の事業者が69事業の契約となっている現状をどのように捉えているのか、伺います。

3点目、公共工事等の発注について、本町建設業協議会や事業者から何か要望事項が出されているのかを伺います。また、出されていれば、その内容と当局の対応について伺います。

4点目、地元事業者の育成についてどのように考えているのかを伺います。

5点目、契約形式について、全国的に一般競争入札が主流となっているが、本町の現状及

びその理由と今後の見通しについて伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　本町公共工事等における入札執行についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、公共工事等の入札行為は、基本的に一般競争入札で行われることが理想ではありますが、公共工事の内容においては、専門性、特殊な技術や設備を有しなければ施工できないものになっております。そのような工事などや事業者においては、過去の施工実績なども加味し、確実かつ誠実に施工できる事業者を選定する必要があります。

町といたしましては、入札という公平かつ一定の競争原理を併せ持った入札手段を堅持しながら、矢巾町営建設工事等競争入札審査委員会において、工事内容や入札参加事業者を審査、選定し、公正でバランスの取れた間違いない対応していくものと考えております。

2点目についてですが、事業内容が多岐にわたり、入札参加事業者と実際の落札事業者がそれであることから、町外事業者と契約となることがあります。その中でも、町内事業者と契約している件数は、令和2年度以降増えてきているところであります。今後も公平、公正な入札制度は堅持してまいります。

3点目についてですが、毎年矢巾町建設業協議会との公共工事に係る合同打合せ会を開催しております。その打合せ会において、矢巾町建設業協議会から今後の工事計画の見通しなどについて質問や要望等をいただきおり、いただいた質問等について回答をしているところであります。今後もこのような合同打合せ会の場で矢巾町建設業協議会と情報交換や連携を図ってまいります。

4点目についてですが、地元事業者の育成は、本町の発展に重要なことであると認識しております。このため事業発注に向けた法改正などに関わる内容についての研修会などを今年度実施し、本町と事業者の相互理解の向上に努めてまいります。

また、災害時などにおいては、町内の建設業の皆様のお力添えをいただき、災害復旧をお願いすることも必然的に想定されますので、連携を強化してまいります。

5点目についてですが、入札の多くを指名競争入札で実施しているところであります。事業内容の専門性や不当な価格競争の防止が図られているものと認識しております。

なお、契約形式については、矢巾町契約規則に基づき、引き続き適正な契約の締結及び履

行を実施してまいりますが、可能な範囲での一般競争入札や事業者が対応しやすい電子入札を順次導入してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 一般入札は、この間の農水省の中で米が一般入札で取り引きされたと。そしてまた、今度の新しい大臣の中では随意契約と、そういうふうな結果になっております。それが果たしてどのような結果をもたらすかは、皆さんのが判断するところでございます。ということでお伺いします。

毎年矢巾町建設業協議会との公共工事に係る合同打合せ会を開催しておること、建設業協議会からは、今後の工事計画の見通しについて質問や要望等があるようですが、町内事業者の受注機会の確保、拡大について要望は出ないものなのか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えさせていただきます。

今年度におきましても、令和7年5月21日水曜日、公共工事に係る合同打合せ会が実施されました。この際に、皆様に参加していただきましたが、その中では、令和7年度の矢巾町営建設工事の発注見通し一覧表を提供させていただいております。これに基づきまして、町内事業者様、様々な準備もできやすくなるのかなというふうに思っております。

このときに出された要望につきましては、7項目について出されてございます。ご紹介させていただきます。まず1つ目、本年度予定の公共工事の予算確保をお願いしたいということで、件数も減少傾向にあり、当協会への特段の配慮をお願いしたいというのが1点目。

2点目が、工事の早期発注をお願いしたいと。また、事前調査が必要な工事、用地、電柱移設等においては、調査準備期間が必要となるので、早めにお願いしたいという内容でございます。特に道路改良工事と。

3点目でございます。電子入札制度の導入について計画があれば、ご説明いただきたい。

4点目、今後の各課の工事計画についてお教え願いたいということで、一覧表をお渡ししていると。

5点目、災害活動訓練等の合同での実施を計画を願いますということで、毎年災害復旧のための訓練に参加していただいておりました。土のうの作製から重機の関係ということで感謝申し上げている次第です。

6点目、除雪時の出動判断、連絡について、なるべく早めの判断をお願いしたいということです。

7点目、建設残土について、各社で自由処分となっているが、今後その残土を運ぶ際の運賃、そこら辺の内容についても事業費に反映されるようにということで要望も出されているということで、それぞれしっかりとした回答をお知らせしているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 7項目の要望事項に対して、大体何%ぐらいの実施、あるいは全部実施しているのか、それをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） すみません。それで回答した内容をお知らせをいたします。1つ目につきましては、公共工事の確保ということでございますので、こちらについては、令和7年度当初予算の普通建設事業費は8億4,100万円でございました。対前年比で28%減となっております。主な事業としては、町道谷地線交通安全施設整備事業を予定していると。また、公募型の工事または業務を発注する際に、審査項目として地域経済への貢献や町内企業との連携を策定し対応してまいりたいと回答してございます。

2つ目の工事の早期発注についてでございます。道路住宅課案件でございますが、工事の早期発注に関しましては、用地、物件移転、耕作条件等の少ない工事等については、早期発注に努めると。また、年間の工事発注の平準化が図れるように努力すると。それから、上下水道課案件でございます。効果発現の観点からも早期発注に努めると。地下埋設管調査、試掘は埋設位置確認のための事前調査であることから、必要な工期の確保にしっかりと努めることでございます。

3点目でございます。電子入札制度でございます。これは総務課案件でございます。電子入札につきましては、縦覧期間確保、事業者各位の働き方改革の観点からも導入が望まれる。導入につきましては、準備検討しているところだと。県内では、岩手県、盛岡市、花巻市、北上市、一関市等で既に電子入札制度を導入しておりますので、滝沢市で令和10年度以降の導入を目指しているということでございます。こちらにつきましては、盛岡広域市町で対応することになっておりますので、矢巾町につきましては、令和8年度中に何とか対応できるように努力してまいりたいと回答している状況でございます。

4点目です。今後の各課の工事計画については、こちらは一覧表をお渡ししているという内容でございます。

5つ目です。災害活動については、総務課案件でございます。今年度は、8月下旬に岩手県消防学校において、盛岡広域管内で北上川流域の6市町が合同で行う水防訓練の開催を予定していると。つきましては、建設業協議会の皆さんにも、この訓練に参加していただいて協力いただきたいということで要望も出してございます。

6点目です。除雪時の出動対応ということで、道路住宅課案件でございます。出動判断等は、出動基準に基づき判断しております。スムーズな作業ができるよう、気象情報等も参考にしながら、早めの出動判断をするということでお話しさせていただいていると。

最後です。7点目です。建設残土の関係ですけれども、道路住宅課案件でございます。建設残土の処分地が限られている昨今ですので、変更契約等で対応することも可能ということで、実情に応じて検討しているということで対応させていただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 簡単に言えば、今の最後の盛土関係、これは町では選定しておる状態ですけれども、今盛土、切り土で関わっていますから、その中で町の中でどこかの場所とか、そういうのを推奨する場所なんかございますか。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

町のほうで盛土置場の指定などはしておりません。業者さんのはうで自由処分という形で対応していただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 隣町では、やっぱり地元事業者の育成、町内経済の活性化につながることから、管内の事業者への受注機会の確保に取り組まれている自治体がありますが、入札という公平かつ競争原理を併せ持った入札が確保されていながら執行されており、本町においても町内事業者の受注機会の確保、拡大にもっと取り組むべきだと考えますが、ご所見

をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 私のほうからお答えさせていただきます。

建設業は、町内の雇用を確保しまして、地域経済を支える産業として大きな社会的役割を果たしているというふうに認識しております。地元企業でできる工事は、契約競争の公平性を確保しつつ、町内企業の受注機会の確保に十分に努めているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 分かりました。

次に、可能な範囲での一般競争入札や事業者が対応しやすい電子入札を順次導入する計画であると言いますが、具体的にいつ頃から執行されるのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） さっき言ったな、令和8年と言ったな。

岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 先ほど総務課長のほうで答弁しておりますけれども、来年の中旬、令和8年の中旬を目指して今取組を進めているところでございます。

○議長（廣田清実議員） ちゃんと聞いてくださいね、さっき言いましたから、令和8年と。他に。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 事業発注に向けた法改正等に係る内容についての研修会が本年度実施予定であり、開催趣旨が本町と事業者の相互理解の向上のようですが、具体的にはどのような研修内容によるものなのか。また、研修に参加する事業者は、地元事業者だけなのかをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 5月の協議会等の懇談会におきましても要望がございました。まず1つは、今回の定例会でも質問が出ていましたが、盛土規制法について建設企業を対象に説明会を開催してくれというふうな要望がございました。

あとそれから、工事の完成検査において、どういったところに留意して施工をすれば、もう少しいい仕事ができるのか、その辺について、検査している私のほうから講師を務めてくれというふうな要望がありましたので、これについても今後開催することで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） ありがとうございます。次に移ります。指名競争入札の場合、指名業者は、どのようにして決められているものなのか。また、単独に経営事項審査の点数のみで判断されたランク分けによって自動的に指名されているものなのかをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 指名に当たりましては、施工実績、技術的適性、安全管理の状況、労働福祉の状況、不誠実な行為の有無及び経営状況等を十分に配慮した上で業者選定をしております。

その中から町内業者で施工可能と認められる工事につきましては、町内業者のうちから指名するように配慮して取り組んでいるところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 次に行きます。事業者からの入札への参加申請に対する資格申請は、どのようにして行われているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 経営事項審査については、これは特定建設業と一般建設業の2つがあります。特定建設業につきましては、国のほうで審査、あと一般建設業につきましては、県のほうで審査するということになってございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） これは、建設関係の入札なのですけれども、建設以外にも入札があります。その辺は、どのようにしてやっておりますでしょうか。要は、建設外の入札です。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） それにつきましては、町のほうに経営事項審査、要は指名参加願が出てきておりますので、その中身を審査した上で対応しております。

○議長（廣田清実議員） 吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） その審査基準というのは、どのような基準なのでしょうか、お願ひします。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 会社の経営状況及び企業の施工実績、それから環境配慮、様々ちょっと今項目があるのですけれども、そういうものを提出する要件になっております。

○議長（廣田清実議員） 吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 後でゆっくりご指導願います。

次に行きます。入札の際に、予定価格は誰がどのようにして決められるのか。また、最低制限価格についても、どのようにして誰が決めるのかを併せてお願ひします。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 金額に応じて、町長または私、または課長というふうな形になっております。

また最低制限価格については、ルールが決まっておりまして、計算式に基づいて算定しております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 次に行きます。入札審査委員会のメンバーは、どのような方法なのでしょうか。また、入札審査委員会の議事録は公開できるものなのでしょうか。できない場合、その理由も併せてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 入札審査委員会につきましては、委員長を私が務めております。そのほかに総務課長、企画財政課長、それから産業観光課長、それから上下水道課長というふうになっています。

入札審査のどういった形で決めたかということにつきましては、これは公表できるものはございませんので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

いずれ審査につきましては、透明性、公平性を十分に配慮した形で対応しているということでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に。

吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 公開できないということなのでしょうか、できるような窓を開けられるようなものはないでしょうか。これは絶対に駄目だと、そういうような法もあるのでしょうか、その辺も併せてお願ひします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） それでは、お答えいたします。

入札審査委員会で議題になったものの内容につきましては、指名業者のそれこそ氏名、それから設計額など、そういった内容がついてございますので、この委員会の会議が終わり次第、全て資料は回収いたします。一切外に出さないと、これは公平公正というのは大前提ですし、万が一漏れるということはないと思いますが、そういったものがあるとも否定はできませんので、一切の資料は回収します。個人の職員の手元にあることはないということですので、公表はしないと、できないということでご理解いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） 今のおっしゃることは、法に沿っての言葉というふうに解釈しました。それで結構ですね。

次に、町のホームページで公開している令和6年度入札契約の過程に関する事項について、落札過程と結果が掲載されていますが、指名を受けた事業所の入札辞退が多く散見されますが、入札審査会における事業者指名には問題はないものか、伺います。

また、辞退された事業者には、次回の指名には参加させないなど罰則はあるものなのかをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 入札結果で、要は辞退者が出ているということについては、会社それぞれの理由があると思いますので、それについては仕方ないところはあるかと思います。

ただ、今後入札の指名の中で辞退がずっと続いていくようであれば、受注する意思がないというふうに判断していますので、そういったところについては、不指名という形を取っておられます。

○議長（廣田清実議員） 吉田喜博議員。

○5番（吉田喜博議員） いざれ入札関係については、幾らかは理解しましたけれども、本来は、矢巾町の税金で業務を行っていることですから、やはり地元の業者に少しでも仕事を与えてやっていただきたいと、それがやはり矢巾町民の願いでもあると思います。それが、よければ、また税金が事業者から入ってきますから、他市町村に行けば入ってきません。矢巾町の税金が他市町村に行くのと同じですから、それも踏まえて、ひとつご理解のほどをお願いしたいと。

次に行きます。本町では、入札行為については、過去の施工実績等を加味し、確実かつ誠

実に施工できる事業者を選定しているとの答弁であります、過去の施工実績等を業者ごとに点数つけや評価をしているものなのか。それは、誰が行っているものなのかを併せてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 点数化はしておりません。ただ、実際その工事の完成検査において、工事の成績、中身が良好であるかどうか、そういったところは評価の対象としております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で5番、吉田喜博議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、明後日は休日休会、16日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時17分 散会

令和7年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第5号）

令和7年6月16日（月）午前10時00分開議

議事日程（第5号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
13番	水 本 淳 一	議員	14番	村 松 信 一	議員
15番	昆 秀 一	議員	16番	赤 丸 秀 雄	議員
17番	谷 上 知 子	議員	18番	廣 田 清 実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
未来戦略課長	花 立 孝 美 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	田 中 館 和 昭 君	税 務 課 長	飯 塚 新 太 郎 君
町民環境課長	佐々木 美 香 君	福 祉 課 長	菅 原 保 之 君
健康長寿課長	佐々木 智 雄 君	こども家庭 課	村 上 純 弥 君

産業観光課長	村 井 秀 吉 君	道路住宅課長 補佐兼 住宅政策係長	立 花 敦 志 君
農業委員会 事務局長	細 越 一 美 君	上下水道課長	吉 岡 律 司 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高 橋 雅 明 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補佐	千 葉 欣 江 君
主任主事	渋 田 稀 結 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

また、何度も何度もすけれども、日程に入るに先立ち、一般質問を行うに当たり、当職から議員各位にお願い申し上げます。これは会議規則でありますから、守っていただくよう何度も何度も説明しますけれども、矢巾町議会会議規則第54条第1項の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範疇を超えてはならないとなっておりますことから、通告した内容の範疇を超えないように質問者は留意願います。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

8番、小川文子議員。

1問目の質問を許します。

（8番 小川文子議員 登壇）

○8番（小川文子議員） 議席番号8番、日本共産党の小川文子でございます。

1問目の質問を始めます。1問目は、不登校を生まない学校の取組について、教育長にお願いをいたします。教育機会均等法が平成29年、2017年に施行されました。この法律は、一人一人の児童生徒に寄り添って学ぶ権利を保障するためのものと理解しています。しかし、その後も不登校は加速度的に増加し、昨年11月に公表された文科省の令和5年度の調査結果では、病気や経済的理由を除く不登校児童生徒は34万6,482人となり、過去最高を更新して深刻な事態となっております。

一方で、なぜ不登校になるのか、令和5年度のNPO法人多様な学びプロジェクトが取り組んだ実態調査、これは2024年1月31日に公表されていますが、では、子どもが学校に行き

づらいと思い始めたきっかけは、子どもの回答で、先生との関係が合わない、怖いが36.3%でトップでありました。次いで、勉強は分かるけれども、授業が合わない。学校の風土が合わないということであり、保護者の回答もほぼ同様ということでありました。いじめなど友達との関係や教職員にゆとりがない現状など、不登校を取り巻く環境の整備も求められることから、以下伺います。

1番目、本町の児童生徒の不登校の状況は。

2番目、別室での学習やこころの窓の状況は。

3番目、不登校に関する児童や保護者へのアンケートを実施しているか。

4番目、いじめの認知件数は現在どのようにになっているか。

5番目、教職員、スクールカウンセラー等の配置状況を伺います。

6番目、フリースクールとの連携についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　8番、小川文子議員の不登校を生まない学校の取組についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本町の小中学校における不登校児童生徒数は、5年前の令和2年度には38人、直近2年間では、令和5年度が73人、令和6年度が83人となっており、増加傾向にあると認識しております。

2点目についてですが、各学校では様々な理由から教室で授業を受けることが困難な児童生徒に対し、必要に応じて別室での対応を行っております。学校によっては、校内教育支援センターやサポートルーム等の形で専用の教室を設けているほか、常設の部屋がない場合でも随時空き教室等を活用しながら、きめ細かな対応に努めております。

また、町教育支援センター、こころの窓には現在約20名の児童生徒が登録しており、学校への登校が難しい場合に通級を行っております。

3点目についてですが、不登校そのものを主題としたアンケートは行っていないところですが、他の様々なアンケートを実施する際、その回答から不登校に関する兆候が見られた場合は、各学校で詳しい状況を把握し、できるだけ早期の段階から適切な対応が図られるよう生かしてまいります。

4点目についてですが、本町の小中学校におけるいじめ認知件数は、直近2年間では、令

和5年度が342件、令和6年度が229件となっております。

5点目についてですが、教職員につきましては、県教育委員会の定める基準に基づき、各学校に校長や副校長、教諭、養護教諭、事務職員等の県費負担教職員が配置されているほか、町職員である用務員、支援員等を含め6校に約180名が配置されております。

スクールカウンセラーにつきましては、県教育委員会が派遣するスクールカウンセラーが小学校2校、中学校2校に1名ずつ配置されており、定期的に学校を訪問して相談等を行っているほか、配置されていない学校につきましても、相談の希望があった場合は調整の上、近隣校のスクールカウンセラーが訪問して対応を行っております。

このほか県教育委員会では、教育事務所単位で広域の市町村をカバーするスクールカウンセラーを配置しており、必要に応じて柔軟に対応できる体制が取られています。

6点目についてですが、フリースクールにつきましては、学校に行けない児童生徒の居場所として一つの選択肢になり得ることから、教育委員会では町内外の複数のフリースクールと協力体制を構築しております。保護者が利用を希望する場合は、教育相談や関係機関等との協議を行った上で必要に応じて紹介等を行っており、利用開始後も定期的に状況の聞き取りを行うなど、フリースクールと連携しながら、その児童生徒にとって最適な学習環境が確保されるよう努めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは最初に、NPO法人多様な学びプロジェクトが行ったアンケートでありますが、これは独立行政法人社会福祉医療機構社会福祉振興助成事業として、不登校の子どもの育ちと学びを支える当事者実態ニーズ全国調査であります。私は、ここで大事なのは、均等法は学びを支えるという法律でございますし、一般的には学習、子どもたちの豊かな学びを支えるということになっておりますが、こここのアンケートの中で注目したのは、育ちと学びを支えるという育ちの部分があるということであります。

したがいまして、学習だけではない、健やかに育つという面について、不登校の対策としてどう考えているかを初めにお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

お話をとおり学びという部分に着目する観点もございますし、それを支える育ちの部分、

家庭環境等も、そちらに注目した見方というのもあると思います。やはり教育の様々な問題、各戸を見てまいりますと、やはり家庭環境、生活面とか、まさに子どもの育ちの部分、こちらも切っても切り離せない関係にあると思いますので、そちらの面からも様々な施策等が必要なものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 育ち、健康に育っていただくということも非常に大切なことであります。文科省が不登校要因分析に関する調査研究報告を令和6年3月に公表しておりますけれども、子どもたちが不安や抑鬱、いわゆるうつ状態を訴える、不登校になった状況での訴えは75.5%が、いわゆる不安、抑鬱でありました。そして次に、朝起きられない、夜眠れないが70.3%。そして、体調不良、頭が痛い、おなかが痛いなどが68.9%ということで、この上位3つが非常に子どもたちの健康状態が悪いということをまず示しているわけでありまして、これを非常に私もこういう観点を大事にしなければならないのではないかなと思います。

いずれいろんな状況で、こういう状態が不登校の中で起きているということでありまして、昨年度私ども教育民生常任委員会では、町内小学校の学級崩壊に関して請願を受けたりして、私たち自身も教育民生として不登校の実態についても教育委員会からもお話を聞きましたし、保護者からも意見を聞きまして、そして岩手モデルということについても、名前だけしか知っていなかったものですから、中身についても私たちも学習をいたしました。

そこで、いろいろ思うのは、やっぱりこういう状況を子どもたちにとって長引かせるのは非常に問題だなということがありました。そこで、不登校になった場合には、どういう対応がされているか、非常にきめ細かな対応がされておりますので、なった段階では、そういうふうな対応がされているなど理解しておりますけれども、もう一つ学びだけではない、健康上のこのことの配慮もまずいただきたいということと、不登校になるような事態を長引かせない、事態に対して早期解決といいますか、そういうことについて、お考えがあつたらお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 早期発見のことですか。

○8番（小川文子議員） 早期発見もですけれども、昨年度の部分については、発見が5月ぐらいに先生との信頼関係が構築できない……

○議長（廣田清実議員） ちょっと待ってください。不登校の話ですから、今個別の案件の話をしていますけれども。

○8番（小川文子議員） 私が今申し上げておりますのは、不登校になって長引かせないといいますか、不登校を生まないためには、そういう例ええば学級崩壊などが起きたときに、長引かせない対応が必要なのではないかということでありまして、長引かせない対応をどのようにお考えになっているかをお聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

不登校になった場合というのを質問の趣旨と思ってお伺いしておりましたけれども、本町の実態を見ますと、やはり人数につきましては先ほど答弁で申し上げましたとおりですけれども、中身を見まして、一番要因として多いのが生活リズムの乱れであります。ざっと見て半分以上それによって、それを主要因として不登校になっているという状況があると見ております。

やはり生活習慣、そちらがまず乱れて、なかなか朝起きられないですか、気分が乗らないですか、そういった状況になっている子どもたちが、まさにコロナ禍も経験して多いのかなと見ているところでございますので、それをまず適正に戻していくと、規則正しい生活習慣、朝しっかり起きて、御飯等も食べて、元気に学校に行くことができるような、まさにおっしゃるとおり健康面の対処というかが必要ではないかと考えております。

こちらの学校のほうでも呼びかけを行いますし、家庭とも連携して、そういうふうな傾向にある児童生徒の皆さんには、それをまず家庭と連携しながら改善していくような働きかけが必要と考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） そこで、質問の項目に出しましたけれども、子どもたちが不登校になるきっかけという、その学びプロジェクトのアンケートの中に、先生との関係がまず悪いという、先生が怖いというようなのがトップであったということで、これはかなり公式な調査であります。ですから、教育委員会としても、それは察知というか、分かっていると思いますけれども、やはり先生との関係があまりうまくいっていない状況が全国的にあるということであります。それは、本町においてもそうだと思います。

そういう中で、先生たちがゆとりがない、働き方改革が必要で、やっぱり先生たちの精神が落ち着いているといいますか、ゆとりがないと、どうしても子どもたちに対しても優しくできないといいますか、そういうことが生じるのだろうなと、これは人間ですので、そういうふうに思いますけれども、やはり先生の対応が子どもたちの不登校のきっかけになっているということについてどういうふうにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

やはり教職員の児童生徒への接し方は、そこは直接の教育のまさに現場の最先端だと思いますので、そこがやはりミスマッチのようなことが起きて、児童生徒が不登校になるという状況は、あり得ることと考えております。

やはり子どもたちが学校で教育を受けるということ、これ自体がある意味子どもたちが持っているコンフォートゾーンといいますか、安心できる環境から徐々に社会に適応していくために異質なものと交わっていかなければいけないと、そういうふうな状況にあるわけでございまして、これをいかに不登校に陥らないように子どもたちに理解していただき、適応していくけるように育てていくかという部分が重要ではないかと考えております。

その上で、やはり適切な指導という面は、最も留意していかなければならぬ点でございまして、教職員が不適切な指導等を絶対に行ってはいけないこともありますので、そこについては絶対にいけないのだという部分を教職員を指導しつつ、子どもたちに対しては、その部分しっかりと、怖いようであれば、そこを指導方法工夫するとか、そういった面の工夫を学校にしていただきながら、子どもたちを育てていくことが重要と考えております。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員）　大人であっても、あまりこの話は適當ではないかもしないけれども、新社会人が半年以内に離職する率が非常に高いと、自分が選んだ仕事であっても、職場がやっぱり合わないとか、仕事が自分が想像していたものと違っていたということがあって、大人の場合は転職という形で、まず解決をするのだと思いますけれども、子どもの場合は簡単に転職ができないので、転校もそう簡単にはできないと思います。

そこで、先生が合わないと言っても、そう簡単には変えられないと思いますけれども、昨年の話になりますが、私たち教育民生で保護者から意見を聞いたときに、やはり先生との信

頼構築ができていなかったと。そして、子どもから先生が合わない、自分は合わないのだと何度も訴えられるけれども、親として、あなた1人が合わないと言ったって、あなた1人だけで先生を替えることはできないのだから我慢しなさいと、親はしゃべったそうです。そうしたら、子どもがだんだんに親に何も話せなくなったりという実態をお聞きしました。

そこで、やはりそういうときにどういう対応が必要なのか、学校によっては、東小などは年度ごとに学校の担任の先生が替わるというようなお話を聞きました。それらは、校長の権限の範囲でなされることになるのだと思いますけれども、2年間というのはうまくいっているときはいいのでしょうかけれども、なかなか子どもたちとの信頼関係にちょっと問題があるというふうに、例えば教育委員会等が判断した場合に、1年ずつ担任を替えるというようなことは、どのようなことをしたら、それが可能なのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

基本的に2年で学級替えをするという部分については、法的な根拠は全く何もないわけで、これが慣例となっているというものでございます。まず、これが前提でございます。

そして、例えばクラス替えをする、しないということの権限をお持ちの方というのは、各学校の校長であります。校長が判断に迷ったときに相談を受けるのは教育委員会でございますので、教育委員会は、その相談に乗ったときにどのような状況であるかも含め、総体的にどう判断すればよいかというふうな助言、指導をするというふうな関係性にございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員）　保護者から何度かお話を聞く機会もございましたけれども、やはりもう少し教育委員会が関わってほしいという要望がございました。学校の対応は、まず校長が主体性を持ってやっていることであって、教育委員会はあまり干渉しないという考え方でおやりになっているのではないかなど思いますけれども、もう少しコミュニケーションがあつて、早期発見につなげて早期解決につなげる、その肝は教育委員会にあるような気がいたしますけれども、その考え方についてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

おっしゃる意味は分かります。しかし、実際に子どもたちと日々接して、その子どもたち、

そしてその子どものご家族を含め家族、友人等の情報を持っているのは学校でございます。ですから、一義的にといいますか、基本的に学校が判断をするというのに変わりはありません。

ただし、我々が学校に対して介入するというふうなことは基本的にはないのです。ただ、学校が迷ったとき、もしくはこういうことをしたいと考えているがどうだというときに、基本的に相談を受けますので、その相談に多面的に分析を加えながら、なぜそういうことをする必要があるか、もしくはなぜこういうことをしないのかということも含めまして、支援、指導に当たるというのが、我々と学校の関係性というふうに認識してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） つまり教育委員会は学校からの申出がない限り介入はしないという立場であると認識をいたしましたけれども、例えば保護者の皆さんから、教育委員会に対して学校にいろいろ相談しても、なかなか解決ができない。教育委員会に入ってほしいという保護者からの要望があった場合は、どういうふうなことになりますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどのご質問は、学校と教育委員会との関係ということでございましたので、その点についてお話をさせていただきました。保護者の方からいろいろな情報提供をいただくことがあります。情報提供というのは、基本的には、その方の情報というのは仄聞情報、聞いた情報でございます。ですから、その情報があったときに、その情報の真偽ということも当然考えなければなりません。もしここの部分の情報が間違っていれば、間違った判断をすることになります。

ですから、それがあったときには、学校にフィードバックしながら、実際こういうことはどうなって、学校はどう対応しているのかということも含めて、詳しくその点を整合させて、そしてより真実に近いものと思われる、そういうふうなところが見えてきたときに、ではこの部分について、このような対応をするのが適切でしょうというふうなことを判断しているというふうに捉えていただければというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○ 8 番（小川文子議員） 私もそれを今お聞きして、2つの側面があるのだなと思います。やはり今の社会は、非常に難しい社会といいますか、子どもたちも一人っ子が多い。なもので、昔ほど子ども同士で関わる機会が少ない、兄弟も少ない、周りの近所の子どもも少ないと、そういうことで、ある教育学者は、今の子どもはガラス細工のようだという言葉をお使いになっていますので、非常に子ども自身が傷つきやすい、そういう側面を持っている中で、いろいろ問題の事態を長引かせない対応というのは、非常に重要なと考えます。

そこで、やはり教育委員会に期待する、そういう保護者の声もたくさんありましたので、ぜひ教育委員会には、適切な時期に適切なコミュニケーションを取っていただきたい、そして解決のためにリーダーシップを発揮していただきたいなと思います。

それもありましたけれども、あと岩手モデルということも私どもも勉強をいたしました。これは高校生の翼君が自殺をされて、体育の行き過ぎた指導があったということで、その改善のための事細かな、こういうことを言っちゃいけませんよ、こういうことはハラスメントになりますよと、非常に細かいことまで提案をしておりまして、その中でいずれ迅速な対応というのが、岩手モデルの一貫した主張ではないかと思いました。

こんなことができるのかなと思ったけれども、例えば保護者、生徒から不適切指導の申出があった場合には、それが不自然でなければ、即対応しなさいというような、担当を替えなさいというような文言がありましたので、非常に岩手モデルというのは、ある意味スピーディ感をひとつ目的としているのかなと思いましたけれども、その認識についてお伺いをしたいと思います。実際そういう簡単に替えることは可能なのかどうかも含めて。

○議長（廣田清実議員） 岩手モデルに対しての矢巾町の見解ですか。

○ 8 番（小川文子議員） そうです。

○議長（廣田清実議員） ちょっと分かりづらくなっているので。

菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えいたします。

若干答弁が長くなるかと思いますが、お許しいただければと思います。まず、岩手モデルを我々が受領したとき、通知を受けたときに、その通知文の中には、県立学校に向けたモデルであるということが明記されてございます。というのは、この理由は何かといいますと、県教育委員会が服務監督するのは県立学校ということでございまして、ですから県立学校に向けて通知文は出した。そして、県立学校には特別支援学校もございますので、児童生徒も当然含まれるわけでございます。

ただし、もう一つの側面がございます。もう一つの側面は、小中学校の教員も県費負担教職員ということでございます。ですから、県費負担教職員が非違行為、不適切な指導をした場合には、これは懲戒の対象になります。ですから、県教育委員会は、岩手モデルは県立学校に適用します。ですが、ここの中に書かれてある不適切な行動は、県費負担教職員にもこれは適用されますよということを、その通知の中で示してございます。

矢巾町は、そのことを適切に受け止めているつもりでございます。ですから、不適切な行動、つまり岩手モデルで示されているのは、1つは暴言です。そして1つは暴力です。もう一つはセクシュアルハラスメントです。この3つの具体的な例をたくさん示しております。なぜこの3つかというと、教職員の非違行為で多いものがこの3つだからです。ところが、県費負担教職員の懲戒対象になるものというのは、この3つだけではございません。法令遵守ですから、例えば窃盗または隠蔽、横領等、いわゆる刑法犯に当たるものは、全て非違行為となるわけでございます。

ですから、実際に県費負担教職員は、法令遵守、つまりその法令というのは、地方公務員法の禁止事項、義務事項、これをちゃんと守りなさいよというのが上位にあって、その中に標準処分表というのがあって、こういうことをすれば懲戒処分ですよというのがあって、この中の特に3つは多いですから、こういう言動等には気をつけましょうといって示されたのが岩手モデルでございます。

本町では、この岩手モデルが出た瞬間に、まず校長会議、そして全てこれを印刷して全ての教職員に配る、各学校で研修をするように伝える。そして、全体研修会があったときに、こういうことが出されていますから、皆さんきちんとやってくださいねということを周知するなどなど、ほかにも、その後も取組は、岩手モデルに沿った取組をしてございます。

ですから、趣旨とすれば、岩手県教育委員会の趣旨の部分はきっちと酌んだ上で対応してございます。その中でも、事案が起こったとすれば、これはきっちと研修も含め、また起こったことに対しては、毅然と対処するというふうな姿勢で臨んでいくということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 分かりました。私どももこの採決、岩手モデルの遵守を求める請願であったために、非常に、採決としては不採択ということになったわけですけれども、その一つの理由が、まだ調査中であって、赤丸議員の質問ともかぶりますけれども、公表できる

段階ではないということで……

○議長（廣田清実議員） 不登校のところに包含していると思いますけれども、1事案に、今この示された54条1項とすれば、ちょっと大分離れているような気がしますので、ちょっと不登校のことを聞いていますので、そっちのほうにメインを置いてもらえますか。

○8番（小川文子議員） その1つだけ、関連ということで質問しておりますけれども、これはみんな不登校を生まないための努力であります。それは、教育委員会はもちろん、そして私たち議会もそういう請願を受けた以上は、それに対して、それなりの知識も得なければならぬ。そういう観点からお話をしているわけでありますけれども、実際私たちが、このたびこの6月に県教育委員会からの報告があるということで、町教育委員会は特に関知しないというような答弁であったように思いますけれども、私ども教育民生常任委員会が、そういうことを知ることはできるのかについてお伺いをいたします。これは町民としての責務であります。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

情報提供を受けた内容は全て個別案件でございます。ですから、個別案件を公表することは基本的にはございません。そして、個別案件が懲戒に当たるという部分であれば、我々町の教育委員会は服務監督をする立場ですから、服務監督でこういうことがありましたという報告を出すわけです。それを基にして、懲戒かどうかということを決めるのは県の教育委員会でございます。ですから、ここの報告を公表するかと言われば、する、しないではなくて公表できないです、個別案件でございます。ここをお分かりいただければよろしいのかなと思いますが。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） いろいろ分かることも、分からぬことちょっとまだありますけれども、少し時間をかけて考えてみたいと思います。

いずれにしても当事者からの要望は、教育委員会にまずしっかりと中に入っていただきたいという要望がありましたので、これは伝えておきたいと思います。

そして、子どもたちの健康と、それから学びを支えるという点では、多様な取組もされておりますし、本町にはみちのく療育園があって、そこに子どもたちの心の病を持った、ある

いは心配の方がかなり通院をされていて、非常にいいカウンセリングを受けているということもお聞きをしておりますので、そういう点では本町は恵まれた環境にあるのではないかなど、まず思います。

その上に立ちまして、やっぱり不登校を生まない、生んでしまった場合にはどうするかと、この2つの対応が非常に重要であって、そして子どもたちの学びだけではない健康面の配慮も必要であると、この両方をやっていく必要があると。

そこで、昨今の教職員の働き方が非常に大変だということが新聞報道でもされておりまして、この働き方改革をどうにかしないと、不登校の問題もやっぱり大きく関わってくるのではないかと思います。教育予算が我が国では非常に少ないとあって、実際には国の問題というのが非常に大きいわけでありますけれども、それでもその中にあって、やっぱり働き方改革というのは、待ったなしの課題でもありますので、これをどういうふうに本町で定着させていくか。先生たちの働く環境を整備していくか、これ非常に大事なことであると思います。

文科省の調査でも、平均して41時間の残業があるということが公表されておりましす、それから特に小学校の先生の成り手がなくて大変だというような状況も報道されております。一番の原因が、やっぱり残業が長くて、そしてまた職責が重いと。言ってみれば社会人1年生で担任を持たせられると。多様な子どもたちもいれば、保護者もいる、その対応を社会人1年生の教師がやらなければならない現状が小学校にはあると。そこで、その職責の重さと労働環境、残業が多いということで、若い人たちが今小学校の教員になりたがらないという現状があると。こんなことも含めてうちの場合、どのようなそういう環境改善をしていきたいと考えているかをお聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） なかなか難しいのではないか、これは県のほうで、教員を選ぶのですけれども……

○8番（小川文子議員） 町として、実際の残業がどの程度かというのも、去年の一般質問などで、中には80時間を超えていらっしゃる先生もいるということもありましたし、ここを根本的に変えていかないと、不登校の一つの要因は先生が怖いというようなのが出ているわけだから、怖くならないような状況になるためには、先生が幸せでなければならないわけですから、そこは必要だと思います。

○議長（廣田清実議員） 残業の実態なのかな。

菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

大きな面で捉えれば、子どもたち、不登校を生まないということではあります、実際に子どもたちの、いわゆる健やかな育ち、豊かな学び、これを一人一人に実現するために、社会がどのように子どもたちと関わっていくかということが総論にあるのだと思います。その中で、教育委員会がなすべきことの一つとして、今議員ご指摘の働き方改革というのも捉えてございます。

働き方改革でいいますと、月100時間超になれば、これがいわゆる過労死ラインと言われるもの、80時間が三月続くというのもそのとおりになるもの、ですから本町の第1課題は、その過労死ラインをとにかくゼロにするのだということが第1の課題でございます。

そのためには、いわゆる働き方改革の観点でいうと、学校がやるべきこと、学校が必ずしもやらなくてもいいこと、学校でやらなくていいことという3つがあるわけです。今この3つを全部学校がやっているわけです。この3つのうち、学校がやらなくてもいいことがなくなれば、学校でやることは減りますが、子どもたちが受けている教育は減ることになります。同様に、学校が必ずしもやるべきことではないこと、これも同様で、これも教育の中で実際行われているわけです。

ですから、これをどのように解決していくかということは、これは社会で考えていかなければなりません。そのように認識をしております。

また、国会におきましては、給特法が変わりまして、教職員の教職員調整額が段階的に10%までと。ただし、こここのところの附則において、月間の、いわゆる超過、いわゆる超勤と言われるもの時数等も示されたというふうに認識してございます。

今後、労働安全委員会というのを教育委員会では持っておりますので、その中でも情報提供をしながら、今後の方向性について協議し対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、最後にフリースクールについてお伺いをいたします。町内にも1個あるということで承知をしておりますけれども、フリースクールの場合は、かなり月謝が高いということもあって、必ずしも家庭の状況に応じては、フリースクールに通わせられないということもあるかと思いますけれども、町として何か支援ができないかどうか

について、最後にお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

おっしゃるとおりフリースクールに通われている児童生徒の方もいらっしゃるということは認識しております。また、それなりに費用のほうも、学校によりますけれども、かかるという状況を認識してございます。こちらにつきましては、全国的に同じような状況にある地域も多いと考えておりますし、町としましてもフリースクールについて、この現状を踏まえ、これは国としてやはり何らかの手当てが必要な問題ではないかと考えておりますし、県ですか国に対して、その辺を国に考えていただくように要望をしているところでございます。引き続き、今後もこちらについては続けてまいりたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　以上で1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員）　それでは、2問目に入ります。2問目は、マイナンバーカードとマイナ保険証、資格確認書について、町長にお伺いをいたします。

全国の医療機関でマイナ保険証によるトラブルが発生しており、31%がマイナンバーカードの期限切れによるものとの情報があります。今年度は、岩手県内で20万件以上が有効期限切れを迎えるとの推計もあります。また、今年7月末には国保の健康保険証が有効期限切れを迎えて、マイナ保険証か、あるいは資格確認書しか使えなくなることから、以下お伺いをいたします。

1番、今年度マイナンバーカードの更新件数は、どのくらいと見込んでいるか。

2番、東京都の世田谷区と渋谷区では、マイナ保険証を持っている人にも一斉に資格確認書を送ることで事務負担の軽減を図るとしておりますけれども、期限切れによるトラブル防止のために本町でも取り組めないかについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君） マイナンバーカードとマイナ保険証、資格確認書に関するご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書の有効期限は5年となっており、今年度の電子証明書の更新件数は3,262件と見込んでおります。また、マイナンバーカード自体の有効期限満了を迎える更新件数は1,893件と見込んでおります。

2点目についてですが、国民健康保険における資格確認書は、原則マイナ保険証の利用登録をされていない方に交付する取扱いになっております。本件につきましては、国では、東京都世田谷区、渋谷区両自治体の対応の事実関係を確認した上で必要な対応を検討することとしていることから、その結果を注視してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） まず、1点目です。電子証明書の有効期限が5年となっていて、今年度の更新件数を3,262件と見込んでおられますけれども、この事務量というのは、かなりの負担かと思いますけれども、その状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのお答えいたします。

電子証明書の今年度の処理予定3,200件以上ということですけれども、ちょうどこれはマイナポイント制度が令和2年度の頃に始まって、そのときに皆さん作っていただいたカードの期限がちょうどそろそろというのが多くなっておりまして、このように件数が増えていると思っております。

マイナンバーカードの対応につきましては、当課では会計年度任用職員、まず2名は専属で配置しておりますし、その他正職員のほうも同じように対応しているものです。件数は多くなっておりますけれども、課内で連携をもって取り組んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） マイナンバーカードを持たない人の資格証明書は、この後7月からということですけれども、どういうふうな事務手続でどのようになされていくのか、時間的な流れといいますか、お知らせしてください。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

資格確認書につきましては、有効期限が7月31日までということになっておりますので、そちらの期限を迎えるまでに、確認書で発行しなければならない方には郵送でお届けすることになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 期日は、どこまでに、大体予定、それを聞いている。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） 失礼しました。予定は、7月に入りましてから順次発送してまいりますので、期限内にはお届けできるという状況で発送をいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 国保関係だと、高齢者も結構おられますので、郵送されても、それに資格確認書が入っているかどうかという周知なども必要だなと思いますけれども、それについての何か周知方法ありますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） 今回関心の高い内容になりますので、そちらにつきましては、当然これから広報等を使いながら周知をしてまいる予定になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。いいですか。

（「いいです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

次に、3番目の質問を許します。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） では、3問目をお願いいたします。3問目は、国民健康保険税における子どもの均等割の軽減について、町長にお伺いをいたします。

子どもの出生数が年々減少して歯止めがかかる事態となっています。本町の特殊出生率は、県下でも下位に位置していて、子育て支援の一層の充実が求められています。国保税の子どもの均等割は、子どもが1人生まれるごとに増税となり、経済的理由で2人目の出産を諦める要因の一つとなっているのではないでしょうか。

国は、令和4年度から未就学児に対して均等割の半額軽減をしてきたことから、以下お伺いをいたします。

1番、令和7年度の均等割半額軽減の対象者はどのくらいか。

2番、町が対象者に対して国が行う半額軽減に上乗せをして、残り半額分を軽減した場合、どれくらいの額となるのか。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　国民健康保険税における子どもの均等割の軽減についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、令和7年度の未就学児の均等割軽減対象者は、賦課前であることから現時点では確定していないところであります。

なお、令和6年度の対象者は45世帯の55名となっております。

2点目についてですが、令和7年度の未就学児の均等割軽減額につきましても、現時点では確定していないところであり、令和6年度実績では、軽減額は71万9,050円となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員）　国保加入者は、農商工業者の自営業者、あるいは非正規などの方が多いわけでありまして、中でも、その中で子育てをしている方というのは、非正規の方が多いのかなと思われます。そういう中で、やはり1人産まれるごとに増税していく仕組みというのは、子育て世帯の負担になっているのではないかと思います。この制度を市町村としてやっているところが、まず宮古市が初めてであります。次に、陸前高田がやられておりまして、まだ全県的にはそこまで広まっている状況ではありません。

しかし、本町の場合、未就学児までやったところで70万ちょいというところでございますので、そこまで大きい額ではないので、やはり特に子育て環境をさらに整えていく、特に本町の出生率がかなり低いということを見ますと、この方向で何とか町として進める方向で行けないかなと思います。

一度に無理であれば、例えば非課税世帯だけは免除するとか、そういう部分的なことがで

きないかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この軽減の制度につきましては、国のはうで定められたものにのっとって、この制度を運用しております。お話がありましたとおり、県内で一部、そういったところをやられている自治体があるということは、こちらのほうでも承知しておりますが、今のところ本町としては、このことについて実施する予定はないところでございます。

また、ご存じのとおり、国保の関係につきましては、現在県下統一に向かっていろいろなことが整理されている段階でございますので、こういったことが県内全域に広まっているようであれば、やはり考えなければいけないことになってくるのかなと思いますが、全体としても、そういったことを実施している自治体が多いということでもございませんので、そういったところも併せて、こういった対応を取っていきたいという考え方でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 先ほど非課税世帯にできないかと質問したわけですけれども、非課税世帯は国保の均等割対象者の中でどれくらいかということはお分かりになりますでしょうか。突然こういうことを聞いて申し訳ないのですけれども、分からなかつたら分からぬでよろしいです。

○議長（廣田清実議員） 飯塚税務課長。

○税務課長（飯塚新太郎君） ただいまの質問にお答えいたします。

大変申し訳ございません。非課税世帯の数字は押さえておりません。申し訳ございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で8番、小川文子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、4番、ササキマサヒロ議員の質問を許します。

ササキマサヒロ議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（4番 ササキマサヒロ議員 登壇）

○4番（ササキマサヒロ議員） 議席番号4番、不來方、ササキマサヒロです。通告に従って一般質問をさせていただきます。答弁は、町長、よろしくお願ひします。

ふるさと納税の本来の趣旨に立ち返り、共感で選ばれる町、矢巾町へ。ふるさと納税制度は、都市と地方の税収格差を是正し、故郷を応援したいという思いを形にする仕組みとして始まりました。しかし、制度の変遷とともに返礼品競争が激化し、当初の趣旨が薄れつつあります。矢巾町でも制度改正後、ふるさと納税額が減少傾向にあります。3月、予算決算常任委員会の総括のときに、魅力ある返礼品での回復を議論されましたが、特産品の豊かな他自治体と比べると返礼品だけでの競争には限界があります。今こそ町の魅力や取組を発信し、この町を応援したいと思っていただけるような施策を展開し、ふるさと納税額の増加につなぐ必要があると考えることから、以下伺います。

①、ふるさと納税は、寄附者がこの町を応援したいという思いを形にする制度です。制度の本来の趣旨に立ち返り、返礼品だけでなく、町の取組や魅力を発信し、共感を得ることが重要だと考えますが、いかがでしょうか。

②、矢巾町の地域資源やまちづくりの取組を映像や文章で発信することで、寄附者に町の魅力を伝え、寄附額増加につなぐことができるのではないでしょうか。

③、共感型プロジェクトの導入として、寄附者が町の課題解決に直接関わるクラウドファンディング型施策の展開を検討してはいかがでしょうか。

④、寄附者に町の活動報告やイベント招待、体験型返礼などで持続的な関係構築を図ることで関係人口を創出していくことが、今後の寄附促進につながると考えます。町の努力や暮らしを共感で応援してもらう流れを矢巾町にもつくり、返礼品だけに頼らず、町の頑張りを届け、心を動かすふるさと納税を考えていく必要性を感じていますが、見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 4番、ササキマサヒロ議員のふるさと納税の本来の趣旨に立ち返り、

共感で選ばれる町、矢巾町についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、寄附者、寄附なされる方が、寄附金の使途、使い道を選択できるように配慮しております。現在子育てや保健、医療、福祉、環境維持保全、防災、地域整備、観光・産業振興、スポーツ・文化活動、健康推進活動に関する事業を選択肢としておりますが、共感を得られる取組について検討するとともに、町の魅力発信に努めてまいります。

2点目についてですが、町の公式ホームページやＳＮＳ、ふるさと納税ポータルサイトなどの各種媒体により、町の取組や魅力を発信しているところでありますが、寄附者、いわゆる寄附される方の関心を引く情報発信について引き続き研究をしてまいります。

3点目についてですが、クラウドファンディング型ふるさと納税につきましては、ふるさと納税の寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、寄附を募る仕組みであることから、町が実施する事業において、寄附者の皆様に共感をいただける事業は何であるかを検討し対応してまいります。

4点目についてですが、現在町では、町内事業者で利用可能な3種類の体験型返礼品を提供しておりますが、新たに2種類の体験型返礼品の提供に向けて準備を進めておるところであります。引き続き観光資源等を活用した体験型返礼品の創出を通じて、長く本町を応援してくださる関係人口の拡大に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 1点目のところで再質問させていただきます。理念や町の努力に共感を呼び起こす戦略について触れられていないのですが、形式的な説明になっていると思っています。共感を得られる取組について検討とは、具体的にはどのような検討をされるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど寄附者に使途を選択8項目というお話を答弁の中できさせていただいたのですが、そういう中で何が一番寄附者にとって魅力的なのかというところを意図したところでございますが、ここで令和5年度の実績ということになりますけれども、一番多かったのは、やはり子どもの育成支援に関するこことということで、寄附者の方のうち約5割は、ここにもう全て偏っているような状況でございます。あとは3割以下、20%ほどでございますが、町

長に一任するよというのが次に続くものであります、あと以下6項目につきましては、ほぼ横並びの低い数字というような状況でございます。

こういうことも踏まえまして、子どもに関するを中心何か共感を呼んではいいのかなというふうなところを考えたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） ほかの自治体とかは食べ物とかが多いというところが結構多い中で、本町は子どもの教育とか、そういうところの部分に対しての寄附が多いというのは、そういう部分をうまくアピールできているのかなとは思うのですが、その魅力というものをどのように発信、どのような形で発信しているのか、発信しようと思っているのかという具体的な考えというのありますか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、ふるさと納税でございますが、ふるさと納税につきましては、ほとんどが皆さん寄附する方にとっては、どうしても返礼品から選んでしまうという傾向がございます。これは、矢巾町に限ったことではなくて、全国的な流れというところでございます。そうした中で、以前にも議会の場でお話いただいたおるところでございますが、やはりクラウドファンディングのように、ある程度使途を明確にして、こういう事業に賛同を募るというところでお話がありましたが、やはりそうなるとなかなか、そういったクラウドファンディング的な要素でいうと、返礼品重視の今の現状からすると非常に厳しいなというところがございます。

そうした中で、例えばクラウドファンディングといいましても、返礼品もつけた上で何か事業を、子どもに関する事業に特化したものとか、より明確な事業で寄附を募ってはどうかというところが一番クラウドファンディングする上では重要なと思っておりますので、そういったところを研究してまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 返礼品がどこの自治体も大体同じようなものだという認識を持っておられるということなのですが、では大体どこの自治体も同じような返礼品でふるさ

と納税をやっているところで、矢巾町よりも寄附額が多いところと矢巾町との差というのは何なのかなと、私は個人的に考えたのですが、矢巾町は今あるもの、例えばSNSとか、ホームページとか、そういうのがあまりうまく活用できていないのではないかと思うのです。あと個人的にちょっと聞いた話で、ふるさと納税をしてくれる方は100人いれば、そのページを見た中で1人が次のページに押す、そして寄附をしてくれるというのが何か統計的に出ているという話を聞いたのですけれども、そうなるとやっぱり見てもらう、矢巾町を知ってもらうという動きをしなければいけないと思うのです。

矢巾町は、SNSという媒体があって、それを使っていますが、それがうまく活用できていない状態なのです。知ってもらうという動きのために、一つとしてインスタグラム、あるではないですか。インスタグラムの中に、リポストという機能があるのですけれども、その機能をご存じですか。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） 今のご質問にお答えいたします。

個人的には、個人的な話はあれですが、町としてのリポスト機能、担当のほうでは当然知っていて、迷っている部分あるかと思いますが、私自身での活用は特段していなくて、自分としてはやっていないというふうな状況でございます。

お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 分かっていないというので、もしも、それにあれば。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） では、インスタグラムを運用しているのは町の職員の方なのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 企画財政課のほうで、それらのSNS等は管理しております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 企画財政課のほうで管理しているということなのですけれども、普通に素直な感想でいうと、全くリポストの機能を使っていない。なぜかと言ったら、簡単な話を言えば、自分が矢巾町をタグづけ、メンション、矢巾町を紹介しながら、そのインスタグラムのストーリーズというものがあるのですけれども、そこに投稿してやっても、

町のほうでそれを見たという形跡はあるのです。あるのですけれども、これ自治体でも、普通のインスタグラムを使っている人もそうですけれども、大体そういうものをされると、自分のインスタグラムのページのところでリポスト……

○議長（廣田清実議員） ちょっと1回、リポストだかの部分をちょっと説明しないと……

○4番（ササキマサヒロ議員） 今から説明するのです。リポストというのは、矢巾町という名前をつけて自分のページに出されたものを通知が来るので。それを自分のページに再投稿することをリポストというのですけれども、そのリポストをすることによって、矢巾町を発信してくれた人が自分のことを見てくれているのだなというふうに感じるのです。

例えで言うと、ひまわり畠、あそこはピークになると皆さん来てくれて、インスタグラムとかSNS、Xとかに投稿してくれるのですが、メンションしてくれて、矢巾町というものをやってくれているのですけれども、矢巾町がそれに対して反応が全くないのです。そういうところからだと思うのです。矢巾町というものをやっぱり知ってもらわないと話が始まらないことなのだと思うのです。

全国どこでも同じ返礼品だと分かっているのであれば、ではどうしたらいいかといったら、単純に知ってもらうという動きをしなければいけないのですけれども、その知ってもらうという動きを怠っていると私は思います。SNS、別にお金かからないのです。再投稿するの、ボタンを押すだけです。そういうふうなものをもっと積極的にやったほうがいいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私自身インスタをやっていないので、大変申し訳ございません。今の議員のお話ししているのが、機能が正直分かっていないのですけれども、その辺、ちょっと今お話ございました点に関しては、当課の職員とも話し合って、改善できるところは改善してまいりたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） そのような運用の方法として、今はもう辞めてしましましたが、以前の地域おこし協力隊の中田隊員、の方は制作会社に勤めていた方で、そういう情報発信とか、そういうPRをするものが専門の方だったのです。本来であれば、そういう方が隊員であるときに運用をお願いしてもらい、今2,039人フォロワーがいる矢巾町のインス

夕を最低でも5,000人増やしてくれとかというふうにやってもらうという動きもあったと思うのです。今、元中田隊員は、矢巾町で起業してくれて現在いるところなので、これから外部委託、そこにまた予算とか何かがあるのかもしれませんけれども、そういうできる方にお願いして、どんどん矢巾町を発信するという動きをしていったほうがいいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の前隊員のことで今お話ありがとうございましたが、議員おっしゃるとおり、今は独立立ちといいますか、なっておりますので、当然町としてお願いする場合は、今後は隊員としてではなくて外部発注という形になろうかと思いますが、そこだけに限らず矢巾町としての発信の仕方というのは、やはり考えていかなければならぬと思いますし、ふるさと納税にかかわらず全ての分野において、どういうふうにやっていかなければならぬというのは、当課とそれぞの担当課とともに本当に改善していかなければならぬ部分だと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 矢巾町のふるさと納税のページを見たとき、矢巾町と同等の規模の自治体で矢巾町よりも多く寄附額があるところはどこかと調べたのです。そうすると北海道の門別町というところがありまして、そこはやっぱり海産物とかがとても豊富なので、そういう意味では、ちょっと矢巾町と同じ目線で見て比べるというのは、ちょっと難しいところがあるのですけれども、そちらの楽天でのふるさと納税のページと矢巾町でのふるさと納税のページがあまりにも違うのです。

矢巾町の場合だと、カタログを載せているような状態のページになっていて、門別町のほうのページですと、しっかりと自分たちの町がどういう町かというのをそのページの中で発信もしていますし、あとはQ&A、質問とかそういうようなところ、よくある質問という欄もあつたりとかして、見に来てくれた人が、もっとどういう町なのだろうという関心、興味を持つようなつくりになっているのです。

なので、やはりこの特産品というものがちょっと弱い、弱いというか、それぞれある特産品はすばらしいものなのですけれども、やっぱり数とか、海産物、肉とか、そういうような

ものがちょっと力が弱い矢巾町としては、そういう見せ方というところがやはり重要になるので、そういうページのつくり方とかというのも、もう少しカタログのページになってしまふというようなものではなく、もっとわくわくするようなページづくりということも考えていかなければいけないと思いますが、どうお考えですか。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

議員お話しの北海道の門別でございますけれども、こちらはやはり5年度で寄附額が全国的に2番目に多いということで、大変海産物が強いという印象でございますが、まず私どものほうで楽天のページでということでお話あったとおり、もう少し魅力的にPRしてはどうかということのお話でございますので、改善できるところは改善して町としての魅力につながるような、そういうふうなページをということで心がけてまいりたいと思いますので、まずちょっとどういうふうに変えられるのかというところも含めて研究させていただきたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員）　その辺すごく研究していただけると、これからいい光が差すと思います。

それで、PRするというところで、矢巾町には何人かの応援アンバサダーの方がいらっしゃるのですけれども、その辺の活用というのもすごく鈍いなと個人的には感じるところで、一番分かりやすいところの最近のところで就任していただいたゼンダマン、ゼンダマンのSNSのページでは約4万人のフォロワーがいるのです。彼は、矢巾町のことが大好きで、矢巾町のために何か協力できればという話の流れで今応援アンバサダー、僕はゼンダマンとは個人的に音楽、観光大使とは言っていますが、そういうせっかくやってくれている方をうまく町のPRに活用して、どんどんやっぱり矢巾というキーワードをまずは耳に入れて覚えてもらう、そしてその町がどういう町かという段階を踏まないといけないと思うのです。

魅力ある返礼品を開発と言いますけれども、開発する前に、矢巾町には今現在いろいろあるはずなのです。あるはずなのですけれども、それを矢巾町自体がちゃんと見つけられていないというところもありますて、もう少し自分たちから、新しいものをつくるというよりも、今あるものをもう一度見直して、それがどう矢巾のPRにつながるかというふうに考えてや

っていくという考えがあると思うのですけれども、いかがですか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、議員さんのお話のところで、返礼品云々ということもあるのですが、その前に矢巾町に気づきというところでのお話というふうに認識したところでございます。おっしゃるとおり、返礼品で検索といったときに、同種のものというのも結構ありますので、まず矢巾町というキーワードから検索が始まればというところも非常におっしゃるとおりだなと思っておりますので、現在お話のあったゼンダマンさん、矢巾町出身の方でもございますので、そちらを通じて矢巾町を発信ということでやれることいろいろあると思いますので、いろいろと相談させていただければと思っておりますし、さらに大江裕さんも、この間春まつりにもお越しいただいているのもそのとおりでございますので、同じように何か応援をしていただけるような内容について、それぞれ事務所のほうにもお声かけさせていただいて、何か一緒にできることをやっていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） そこで、ゼンダマンは、ユーチューブで自分のページを持っているのです。アップすれば、結構な再生回数が出て、みんな、日本だけではなくもう世界で見られているところで、そこで提案なのですが、町長、ゼンダマンのユーチューブに出ませんか。出て、例えばゼンダマンが、ふるさと矢巾町に帰ってきて町長訪問をしたとか、そういうものをゼンダマンサイドのユーチューブのところでつくってもらって、町長自ら矢巾町のPRというのとか、すごくいいと思うのですけれども、あれでしたらゼンダマンにぜひそういうふうにやってくれと頼むのですけれども、どうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まず、お答えさせていただきますが、ゼンダマンさんのお話、これは私、非常に彼の音楽に対する情熱と、ものすごく共感を持っております。そういった意味で、私はもう彼には立派な音楽の世界で、特にレゲエの世界で第一人者になってもらいたい。

今ササキマサヒロ議員にいろいろご質問いただいて、3つのトライアングルがあるのかと、まず1つは共感、その共感を得るためにには、やっぱり情報発信機能、これをしっかり構築しなければならない、強化しなければならない。あともう一つは、私どもにとって一番まずあ

れなところがPR、いかにして町の魅力をPRしていくか、そういうその思いだけがあつても人に伝わらなければ駄目なわけです。だから、そういうことで共感と情報発信機能の強化、構築、そして今言ったPR。

そのためには、いろんな人材も必要なわけです。それはゼンダマンさんでもあっても、大江裕さんでも、いろいろそれこそ応援アンバサダーがいっぱいいらっしゃるわけですから、そういう人たちを。だから、私は今ゼンダマンさんの話が出たけれども、私たちも同じ地域で彼が育つて立派になっていく姿を見て、目の当たりにしておりますので、そういうことはしっかり支えながら、お互い支え合つて町の魅力を発信していきたいと、こう思っております。

今回の一般質問でも二地域の居住とか、いろんなことを皆さん方から出されたわけですが、あとはいわゆるここには岩手医科大学の関連する施設、例えば対がん協会とか、そういう保健、医療、福祉の分野でもお世話になれるところがあるわけですから、そういう魅力を本当に磨き上げて形にして見える化していく。

そのためには私たちもそうなのです。私たちの今この情報発信機能、やり取りをお聞きして、弱いところがあるわけですので、それをみんなで支え合つて共感できる、また共感していくだけのまちづくりを一緒になって進めていきたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 町長、ユーチューブに出演の依頼のほうは。

○町長（高橋昌造君） 私でいいのであれば、いつでも喜んで、ユーチューブであろうが何であろうが、ゲスト出演でも何でも結構でございます。ただ、ゼンダマンさんが期待しておるのかどうか、私のほうは声がかかればどこにでも行きますので、そういうゼンダマンさんに對して、全然拒否反応はございませんから、ぜひ応援させていただきたいと思います。それは、ササキマサヒロ議員さん、うまく間を取つていただいて進めていただければ、いつでも対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 最高の答えだと思います。

他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） ぜひその際は、町長、矢巾町のPRに全力でお願いします。

先ほど、一つ言い忘れていたというか、あれなのですが、今ある特産品がうまく活用できていないのではないかというところで、一つ参考例を持ってきたのですけれども、徳田地域の農家の方が徳田米（とくでんまい）というものをちゃんとパッケージからこのように作っ

て、米袋まで作って、自ら矢巾町の魅力のブランドになるものを復活させてやっている農家がいるのです。農家の方は、やはり日々農業作業で忙しくて、以前こういう話をしたときに、来ていただいて話ししていただければ、ぜひその話を聞きたいですみたいな答えだったのですけれども、農家の方は朝早くから草刈りから、水管理からいろいろやっていて、簡単に言えば役場に来る時間なんてないのです。やっぱりこちら側から出向いて、こういう話を聞いたのですけれども、そういうものがあるのですかとか、やっぱり積極的にこちらから行かなないと。

以前秋田県の大館市に視察に行ったときに、そちらのふるさと納税の担当の人が言っていたのが、私たちが大切にしているのは生産者や、そういう特産品とか、そういうのを扱っている人たちと密に関係を取って良好な関係を持ち、いいふるさと納税につながるような動きをしているという話をしていたのです。

なので、やはり矢巾町でも、待つ姿勢ではなく、自分たちから探して、こういう話を聞いた。それなら何かなと思ったら、出向いて少しでも自分たちの魅力のあるものを発信できるという動きをしていたほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　今のことについては、いずれ私、職員にも言っているのですが、いつも三現主義と言うのです。現場、現地をまず知ること、現物、あとどういう現象なのか。だから、今の徳田米（とくでんまい）のお話は、ササキマサヒロ議員は、もうお分かりになっているかと思いますが、昔は徳田米（とくたまい）は徳田米（とくでんまい）として、中央のほうで寿司とか何かの、そういうところで発信しておるわけです。

だから、そういう掘り起こしをするためには、やっぱり現地、現場に足を運ばなければならぬ。そして、現物を見ることです。そして、これがどのように現象、変わっていくかと。それをしっかりと的確に捉えることが非常に大事なわけです。

だから、今私どもないないづくりでいろんなことを言うのですが、いわゆる共感してもらえるためには、矢巾町にはどういうものがあるかと、宝探しです。そういうことで、やっぱり私どもが、そしてよく僕の曼荼羅米とか、徳田米（とくでんまい）とか、いろんな、農家の人们たちはアイデアを出していただいている。

特に今令和の米騒動、今米の、今回の一般質問でも、お米のことで困っている皆さん方にぜひ提供すべきではないかと、物価高騰対策の一環として。実際全国では、そういうことをやっている市町村もあるのです。だから、そういうことをやっぱり私たちが、お米一つ取

っても、これを農家の人たちが作り上げたものをいかにして形にして見える化したら、皆さんに共感をいただけるかと、そのことの仕組みを考えていくのが私たちの仕事なのです。

だから、今ササキマサヒロ議員から質問されていることは、非常に前向きなご質問で、私らとすれば、今いろいろいただきたいご意見、ご提言をしっかり受け止めて、そして形にして見える化、そして何よりも生産者なり、製造している方々に喜ばれるような仕事をするのが私たちの役割なのです。だから、そのことをもう少し深掘りをして、しっかり対応していくと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） ぜひお互い協力し合って、いい道筋をつくるようにやっていきましょう。

今までやったことのないことをやることは、やはり人は誰でもちょっと怖いとか、不安だというところもあるのですが、全部それが矢巾町のため、町民のためと思って、やったことのないことでもどんどんこれから思い切ってチャレンジしていこうという気持ちでやっていってほしいのですが、最後に、その所見を伺って終わりにしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、いつでも、どこに行っても、矢巾町は3Cのことを考えいかなければならない。アルファベットのA、B、CのCです。まず1つは、町として、チャレンジをしていかなければならない。チャレンジすることによって、いかにチャレンジしていくか。いろんな形を変えていく。そして最後は、価値観のある創造、クリエーションです、創造力、価値観の創造、これはまさに今日ササキマサヒロ議員がおっしゃる共感していただける私は一つの根源をなすのではないのかなと。

だから、矢巾町としては、チャレンジ、チャレンジ、クリエーション、このことをまちづくりの土台にしてこれからもやっていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で4番、ササキマサヒロ議員の質問を終わります。

次に、9番、木村豊議員の質問を許します。

木村豊議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(9番 木村 豊議員 登壇)

○9番(木村 豊議員) 議席番号9番、日本共産党の木村豊です。通告に基づきまして、質問させていただきます。

質問1です。答弁は町長、お願いいいたします。子どもの医療費助成制度について、矢巾町では、高校生以下の子様が病気やけがをしたときに、安心して病院などを受診できるよう、保険診療の自己負担額の助成制度を実施しています。令和6年4月から滝沢市が所得制限をなくし、8月からは遠野市が、令和7年4月からは一戸町が取得制限をなくしました。所得制限があるのは久慈市のみで、本町では制限を設けていない点は、評価できます。

一方、窓口負担については、8月からは遠野市、岩手町、岩泉町が、3歳から高校生までの負担をなくし、山田町も小学校から高校生までの窓口負担をなくしました。窓口負担があるのは、盛岡市、花巻市、北上市、二戸市、滝沢市、紫波町、矢巾町の5市2町となっていますことから、以下伺います。

本町でも、子どもの医療費助成制度において、窓口負担の全額無料化を実施できないでしょうか。

○議長(廣田清実議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 9番、木村豊議員の子どもの医療費助成制度についてのご質問にお答えをいたします。

本町においては、3歳から高校生までの子どもについて、住民税課税世帯においては、診療報酬明細ごとに、外来で月750円、入院では月2,500円の自己負担額となっております。子どもの医療費助成に係る全額無料化につきましては、現在の財政状況を勘案すると、町単独での実施は難しいと考えております。

しかしながら、子育て世帯への支援は重要施策であることから、近隣の市、町の状況を把握するとともに、国主導による助成制度の実施や財政支援の拡充を機会を捉えて、国や県に對して要望してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長(廣田清実議員) 再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番(木村 豊議員) これは町単独にした場合、どれぐらい必要なのでしょうか、金額を

教えていただければと思いますが。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

もしこれを全額ということになった場合は、大体年額で5,270万円ほどの負担になるという試算になっております。こちらのほうは、現在医療費の助成対象になっている対象人数は3,355人になりますが、そのうち無料の対象になる3歳までは今自己負担がありませんので、それ以外の方々ということになると2,931名ほどになるかなと思っておりまして、その方々の分の計算で今申し上げました金額になるという試算となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 質問2に入ります。答弁は、町長にお願いいたします。圃場整備事業と河川整備について、現在矢次地区及び広宮沢地区において圃場整備中であります。

昨今は、地球規模の異常な気候変動、線状降水帯により、予測できない雨量による水害が起きています。平成25年8月9日に本町で発生した大雨による災害の際には、床下浸水被害を受けた方がおります。そして、不安の声が出ています。圃場整備事業に併せて河川整備も進めることを考えることから伺います。

1点目、圃場整備事業は、住民説明をして承諾を得て行われてきていると思いますが、水害に対する不安の声を耳にしたものですから、特に面積の少ない水田保有者には、理解が浸透していないと感じました。広宮沢地区に在住で居住している方には、再度説明するべきと思うのですが、どうでしょうか。

2点目、普通河川である向田川は、芋沢川に合流し、岩崎川に注いでいます。両側ブロック積みの上、幅が狭いため、急激に水位が上昇すると思われます。圃場整備と同時に、河川整備をすべきではないでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 圃場整備事業と河川整備についてのご質問にお答えをいたします。

1点目及び2点目についてですが、河川の拡幅を伴う整備に当たり、隣接する土地の所有者の理解はとても重要であります。県営農地整備事業広宮沢地区に隣接する町管理河川の向田川につきましては、これまで河川整備の計画はないところであります、今後整備の必要が生じた際には、土地所有者及び耕作者の理解を得られるように丁寧に説明をしてまいります。

また、近年の大雨による洪水被害対策の一つとして、町からの要望により、当該圃場整備事業において、田んぼダム装置の設置を進めているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 私こそですけれども、現場に行ってみてきたのです。そうしたら、これまで河川整備の計画はないと言っている答弁になっていますけれども、実際は60センチ以上ですか、片側、高さが違うのです、左右の。つまりかさ上げしてあるのです、住宅のところに水が来ないように。計画はないと言うけれども、前からやっていたのではないですか、そういうものに関しては。

○議長（廣田清実議員） 本日、田口道路住宅課長がちょっと身内の不幸のために欠席しております、立花道路住宅課課長補佐が答弁したいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

立花道路住宅課長補佐。

○道路住宅課長補佐兼住宅政策係長（立花敦志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

すみません、私持ち合わせている資料の中で向田川単独での整備につきましては、今把握していないところでしたので、確認して後刻という格好にさせていただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 私のほうから答弁させていただきますが、今現在の向田川については、当初土地利用の状況に合わせながらブロック積みで護岸整備をしてきたものというふうに認識しております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 私が心配しているのは、現在ブロック積みの状態で、それでもって

大雨とかになった場合には、一気に水位が上がるのです。幅が3.5メートルぐらいしかないのです。深さもさほど、1メートル以上ありますけれども、1.5はあるのかな、それぐらいなので、西側は圃場整備が終わっています、そこに一気にといいますか、圃場整備しているところからパイプで全部流れることになっているのです。前は、ヒューム管2つがあつて、高速道路の下をくぐって分散して、それでも、ここが床下浸水になったということですので、私はかなり危険だなというふうに認識しているのです。

まず、これ私が気づかなかつたのは、田んぼダム、田んぼダムさえあれば、これを調整できるのです、河川の水位を。これなのですけれども、農業者の協力を得て実施する取組というふうに理解しているのですが、それで間違いないでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

田んぼダムでございますが、おっしゃるとおり、そこの農地の所有者、耕作者の協力を得て設置するものということになりますけれども、田んぼダムにつきましては、議会でも何度もご質問とかいただいているところでございまして、やはりこれの重要性というのは、今大雨とかが急に起こり得る状況でございますので、そういった点も踏まえまして、当初は予定なかつたのですが、町からの働きかけで県営の圃場整備事業に組み込んでいただいたという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村　豊議員）　高速道路西側の圃場整備終わっているのです。それで、その段階でもはや、その段階でといいますか、出来上がっているのに田んぼダム用の装置というのは、もうついているのでしょうか、これからやるのでしょうか、それをお願いします。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、圃場整備でございますが、広宮沢地区、当初から若干予定が遅れているということで、東北自動車道の西側につきましては、当初の予定どおり進んだわけですが、東側につきましては、南道路の延長の関係で、そことの用地幅の関係がありますので、ちょっと事業のほうが、そういった影響を受けて、まだ進捗が当初の予定よりずれ込んでいるという状況でございますが、東北自動車道の西側につきましては、田んぼダムの装置を設置して進めると

いうところで認識しておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） この田んぼダムの装置ですけれども、これは今遅れているというところにも、これを取り付けた状態で圃場整備をするという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 圃場整備の面整備が完了するのに合わせて装置を設置するという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 圃場整備の問題なのですけれども、矢次も広宮沢地区も大体同じような面積、まずは。そして、完成するのも、大体今9年、10年とかとなってはいるのですけれども、大体同じ1年半ぐらいで出来上がるということにはなっているのですけれども、補完工事というのが装置をつけるという意味なのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

補完工事ということでございますが、こちらにつきましては、先ほども若干触れましたけれども、南道路の延長があります。そことの圃場整備の用地幅と道路の用地幅、ここ微妙な境目のところ、水路などありますけれども、そういったときに、最後コンクリートますを設置するという工事が残っていたりするのですけれども、それがきちんと用地幅が確定した段階で、土側溝でやっているのを最後コンクリート製のものを入れるという工事が残っていたりするものですから、最後のそういった補完工事が残っているという状況でございます。

こちらにつきましては、どうしても道路の進捗状況と合わせてということになりますので、その辺はもう少しあはっきりしたスケジュールが県のほうから示されるというふうに認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 田んぼダムの設置なのですが、これは全て矢巾町が負担するのですか、それを伺いたいです。県の工事ですよね、圃場整備は。それなので、進めているところでありますとなっていますから、この費用というのは、どこから出るのでしょうか、お願ひします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

この県営圃場整備事業でございますが、県が実施する工事ということで、県のほうも負担はありますし、あと町負担、あとは耕作者、土地の所有者、そちらの負担ということで、それぞれ実施するところでございますが、主には県負担が多いのかなという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 田んぼダムの装置の費用。

○産業観光課長（村井秀吉君） 併せて事業の中でやりますので、圃場整備事業の中の工事だという認識でよろしいかと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で9番、木村豊議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、明後日は休会、19日は本会議を再開いたしますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 0時04分 散会

令和7年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第6号）

令和7年6月19日（木）午前10時00分開議

議事日程（第6号）

- 第 1 報告の訂正について
- 第 2 議案第37号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 3 議案第38号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 4 議案第39号 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 5 議案第40号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第41号 町道谷地線交通安全施設整備その3工事請負契約の締結について
- 第 7 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
13番	水 本 淳 一	議員	14番	村 松 信 一	議員
15番	昆 秀 一	議員	16番	赤 丸 秀 雄	議員
17番	谷 上 知 子	議員	18番	廣 田 清 実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	岩渕和弘君
未来戦略課長	花立孝美君	総務課長	田村英典君
企画財政課長	田中館和昭君	税務課長	飯塚新太郎君
町民環境課長	佐々木美香君	福祉課長	菅原保之君
健康長寿課長	佐々木智雄君	こども家庭課長	村上純弥君
産業観光課長	村井秀吉君	道路住宅課長 補佐兼住宅政策係長	立花敦志君
農業委員会事務局長	細越一美君	上下水道課長	吉岡律司君
会計管理者兼出納室長	水沼秀之君	教育長	菊池広親君
学校教育課長兼学校給食共同調理場所長	高橋雅明君	文化スポーツ課長	高橋保君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	議会事務局長 補佐	千葉欣江君
主任主事	渋田稀結君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日田口道路住宅課長が欠席のため、立花道路住宅課長補佐が出席しておりますので、報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告の訂正について

○議長（廣田清実議員） 日程第1、報告の訂正についてを議題といたします。

町長から令和7年6月10日の本会議で報告がありました報告第13号 令和6年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに関し、訂正の申出がありましたので、訂正内容について説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ただいま議長さんからお許しをいただきましたので、報告の訂正についてのご説明をさせていただきます。

報告第13号において、令和6年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告をいたしましたが、繰越明許費繰越計算書の財源内訳に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

訂正箇所につきましては、正誤表をお手元に配付させていただいておりますが、翌年度の繰越額の財源内訳のうち、一般財源の合計額を1億4,642万円とすべきところを1億4,086万円と誤って記載をしておりました。

今後このようなことのないようにしっかりと十分に精査しながら対応させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 以上で報告の訂正についてを終わります。

日程第2 議案第37号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について

日程第3 議案第38号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第2、議案第37号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について、日程第3、議案第38号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）についての補正予算2議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一 予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 昆秀一議員 登壇）

○予算決算常任委員長（昆秀一議員） 審査報告書を読み上げて審査報告といたします。

令和7年6月19日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第37号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）について、議案第38号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について。

本常任委員会は、令和7年6月10日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会において審議を尽くしておりますので、省略いたします。

ただいまより各2議案について討論に入ります。なお、討論は2議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議がないようなので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第37号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第39号 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、議案第39号 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第39号 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の制定は、令和8年度から全ての市町村で実施が義務づけられております
児童福祉法第6条の3第23項に定める乳児等通園支援事業について、本格実施が円滑に行え
るよう、今年度から町立煙山保育園において実施するため、同法第34条の16第1項の規定に
基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準で定められた従うべき基準、参酌

すべき基準を踏まえ、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。

主な内容といたしましては、乳児等通園支援事業の実施に当たり、事業者の一般原則や安全計画の策定、衛生管理など、運用面で備えておくべき項目のほか、一般型、余裕活用型といった乳児等通園事業の区分や乳児室、匍匐室、保育室の面積基準、保育士等の配置基準など、内閣府令を基に基準を定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 11条の2項、乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないとなっているのですけれども、どのような研修を何時間くらい行う予定なのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村上こども家庭課長。

○こども家庭課長（村上純弥君） ただいまのご質問にお答えいたします。

研修のやらなければならない基準というものは定められておりませんけれども、通常保育に従事する職員に対して必要な研修を必ず受けるということで、そういった形での運用を考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 決められていないということなのですけれども、予定している研修とか時間数とかはないのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村上こども家庭課長。

○こども家庭課長（村上純弥君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、煙山保育園での運用の部分で今考えられている部分につきましては、この事業が始まる前に、まず保育のほうに携わっていただくといったような、研修というよりか実践的なところもありますけれども、そのほかにバンビの会という事業を行っておりまして、ちょっと支援が必要なお子さんに対する研修というものを年に5回行っていますので、そういう

たものを受けさせていただきながら、安全に子どもを見られるように実施していくといったような予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） この条例の第20条、第25条の部分と関わる部分であるのですけれども、この通園支援事業者の職員のところで、保護者などからの苦情の窓口とかを設置しなければならないとあるのですが、それは主にどこを想定しているのか、決まっていれば、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村上こども家庭課長。

○こども家庭課長（村上純弥君） ただいまのご質問にお答えいたします。

煙山保育園もそうなのですけれども、そういった児童福祉施設につきましては、ほかの施設もそうかもしれませんけれども、児童福祉施設につきまして第三者苦情処理委員会というものをそれぞれ設置しておりますので、矢巾町も町内の町立の苦情処理委員会というものが3名の委員で構成されておりまして、そちらのほうが窓口となってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第39号 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第40号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第5、議案第40号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第40号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、町立煙山保育園において実施する予定としております児童福祉法第6条の3第23項に定める乳児等通園支援事業に要する経費の一部を利用する児童の保護者の負担を必要な事業として位置づけるとともに、減額または免除が可能な事業となるよう改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第40号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第41号 町道谷地線交通安全施設整備その3工事請負契約の
締結について

○議長（廣田清実議員） 日程第6、議案第41号 町道谷地線交通安全施設整備その3工事請
負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第41号 町道谷地線交通安全施設整備その3工事請負契約の締結
について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、紫波郡矢巾町大字間野々地区の町道谷地線において、道路改良及び歩道整備を行
うものであります。

主な工事の概要は、施工延長446メートル、置き換え工1,300立方メートル、側溝工481メー
トル、集水樹工6か所、車道及び歩道のアスファルト舗装工3,612平方メートル、縁石工232メー
トルを施工するものであります。

施工業者は、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき、5月22日付で、条件付
一般競争入札の公告を行い、受付期限の6月5日までに株式会社佐々木組、くみあい鉄建工
業株式会社、百万石建設株式会社、タカヨ建設株式会社、水本重機株式会社、以上5者から
参加申請があり、6月6日に入札を執行した結果、百万石建設株式会社が一金8,550万円で落
札をし、この金額に10%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金9,405万円で契約の締
結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決されますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさ
せていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質
疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） その3ということなのですけれども、これで最終なのかということ
と、あとはこの工期、いつまでかかる予定でしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 立花道路住宅課長補佐。

○道路住宅課長補佐兼住宅政策係長（立花敦志君） ただいまのご質問にお答えさせていただ
きます。

まず、これで完了かということにつきましては、その3工事、これをもちまして完了という予定でございます。

工期につきましては、この後、ご議決賜った後249日間という想定ございますので、令和8年2月23日までの予定としてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第41号 町道谷地線交通安全施設整備その3工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議員の派遣について

○議長（廣田清実議員） 日程第7、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、お配りした派遣の内容に変更を要する必要がある場合、その変更については議長に一任していただくこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣の変更については、議長に一任することと、そのように決定いたしました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

○議長（廣田清実議員） ここで高橋町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 矢巾町議会定例会、6月会議、本日まで10日間にわたって、特に一般質問については18名の議員さん方の中から15名の皆さん方からご質問をいただいたと。そのご質問を一つ一つこれから私ども丁寧に拾い上げて、今後の町政運営に反映してまいりたい。特に今回的一般質問の中では、検討するということが多過ぎるというようなご指導もいただきましたので、まず検討して、できるものはできる、できないものはできないと、やはりしっかりとこれからそういうことも議員の皆さん方にお示しをするように取り組んでまいりたいと、こう思っております。

今回一般質問の中で、特に齊藤勝浩議員からは、特に南昌みらい高校があれしたことでの、いわゆる交通安全、道路交通、こういうようなものを、実は本町でも道路交通の安全対策協議会、それから今いろんなところで協議の場があるのですが、やはり本町では、交通安全、地域安全、このことの安全、安心がやっぱり明るいまちづくりにつながるわけでございますので、このことについては皆さんへの思いを、また意を体してしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

今日一つ一つ取り上げてお話しすれば、時間がかかるわけでございますが、今お話しさせていただいたように、これから質問された項目を丁寧に拾い上げて検討してまいりたいと。

特に今回、農商工共創協議会のことについても、このことはやっぱり今農政の大転換の、今年はそういう年になるのではないのかなということで、昨日実は岩手中央農協の佐々木組合長ともお話しをする機会がありまして、これまでの10年と、これから10年の農政は大きく様変わりすると。だから、今こそしっかりと取り組んでいかなければならぬと。それは、農業、商工業について、そういうことでございますし、また地域コミュニティとか、今回の質問の中でも、二地域の居住のことなんかも質問されたわけですし、またふるさと納税、やはり納税の返礼品には共感を、皆さんに分かってもらえるような、そういう取組をしてい

かなければならぬと、ハードだけではなく、ソフトの取組をこれからしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、いずれ私どもも副町長以下管理職が一つ一つ今回質問された内容を丁寧に精査させていただいて、前向きに取り組んでまいりたいと。

それから、今回の補正予算については、附帯決議がなかったわけでございますが、いずれ私どもとしてもう一度精査して、やはり予算の使途の在り方も含めてしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくひとつお願いをいたしたいと。

特にも予算編成の中であってはならない数字の確認、だから私は常に誤字脱字、それから数値の確認はしっかりとやりなさいと。だから、私も今回最終責任者の一人として、やはりこれからは計算機を置いて、一つ一つ精査をしなければならないなという思いを強くさせていただいたところでございます。

いずれ今後このように報告をさせていただいたことを訂正するようなことのないように、私はじめ管理職職員一同、しっかりと取り組んでまいりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

この10日間、廣田議長さんをはじめ議員各位の皆さん、本当にありがとうございました。どうぞ今後ともひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 以上をもちまして6月会議に付託された議案の審議は全て終了いたしました。

町民歌の斉唱を行います。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田清実議員） これをもって令和7年矢巾町議会定例会6月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前10時27分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員